



変貌する政党民主主義—ポスト金融危機のアイスランドにおけるラディカル・デモクラシー—

塩田, 潤

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2021-03-25

(Date of Publication)

2023-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8092号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008092>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



令和2年12月21日 提出

変貌する政党民主主義

—ポスト金融危機のアイスランドにおけるラディカル・デモクラシー—

研究科：国際協力研究科
専攻：国際協力政策専攻
指導教員：土佐 弘之 教授
学籍番号 146I024I
氏名：塩田 潤

目次

序章 問題関心の所在	1
第一節 はじめに	1
第二節 本研究の位置づけ	4
第三節 分析事例—ポスト金融危機のアイスランド	7
第四節 本論文の構成	10
第一章 先行研究と分析枠組み	12
第一節 政党政治と市民社会	12
第二節 脱政党的政治参加と政党的政治参加	15
(1) 政党の衰退と脱政党的政治参加	15
(2) 社会運動と政党	18
第三節 分析視角と手法	22
第二章 アイスランド金融危機—経済と民主主義の空洞化—	25
第一節 アイスランド政治の特質—クライエンテリズムと新自由主義	25
(1) クライエンテリズム政治	25
(2) 新自由主義政治	30
第二節 アイスランドの金融化	33
(1) 漁業の金融化—ITQの導入は何をもたらしたのか	33
(2) 負債の増大、格差の拡大	36
第三節 鍋とフライパンで蜂起せよ！	38
第四節 まとめと小括	42
第三章 アイスランド市民憲法の「失敗」と可能性—脱政党的政治参加と代表制民主主義の再民主化—	44
第一節 「参加」と「熟議」の民主主義？	44
第二節 ポスト金融危機のアイスランドの憲法改正事例	49
(1) 国民フォーラム	50
(2) 憲法議会/評議会	51
(3) 国民投票	52
第三節 新憲法の敵対的側面	55
(1) 憲法改正の反エリートの性格	55
(2) 新憲法草案に見る敵対性	57
第四節 政党政治が憲法改正過程に及ぼした影響	60
(1) 左派連立政権の誕生と憲法改正過程の制度化	60
(2) 憲法改正を巡る政治的紛争	62

(3) 右派政権の誕生、社会民主同盟の変容.....	64
第五節 憲法改正過程が政党政治に及ぼした影響.....	66
(1) 制度内同盟者としてのアイスランド海賊党.....	66
(2) 社会民主同盟の変容—政党内の活動家たち.....	68
(3) 社会運動団体「立憲社会」の役割.....	70
第六節 まとめと小括.....	73
第四章 運動政党、アイスランド海賊党.....	76
第一節 運動政党とはなにか.....	77
第二節 アイスランド海賊党と二つの運動潮流.....	80
(1) 国際的な海賊党運動.....	80
(2) ポスト金融危機のアイスランドにおける諸運動.....	84
(3) 「海賊党」ではない海賊党—アイスランド海賊党の特殊性.....	85
第三節 運動政党としてのアイスランド海賊党.....	88
(1) 水平的組織構造とデジタル技術の活用.....	88
(2) 行動レポートリー—議会内外における「闘争の政治」.....	90
第四節 党内対立—「指導者」は必要か?.....	92
(1) 「指導者の不在」の理想と現実.....	92
(2) 発展過程としての党内対立.....	94
第五節 まとめと小括.....	95
第五章 占拠から選挙へ—アイスランド海賊党の台頭—.....	96
第一節 運動政党の台頭.....	96
第二節 ポスト金融危機の政党システム再編.....	98
第三節 政治的機会構造の変容—4党制の衰退.....	102
第四節 反腐敗と民主的改革—諸運動が作り出した対抗言説.....	106
第五節 アイスランド海賊党の言説戦略と中心政策.....	108
(1) 診断的フレーミング：反腐敗と反エリート.....	109
(2) 予示的フレーミング：憲法改正.....	110
(3) 動員的フレーミング：市民の政治参加の強調.....	112
第五節 まとめと小括.....	113
第六章 「政党なき民主主義」の後で.....	115
第一節 「政党なき民主主義」、孤独な社会、台頭するポピュリズム... ..	115
第二節 ポピュリズムとは何か—エルネスト・ラクラウを手掛かりに..	119
第三節 「下から」のポピュリズム—統治の論理を読み解く活動家たちのま なざし.....	122
(1) 新自由主義的統治とポスト金融危機のフロンティア.....	122

(2) 民主主義というレンズ	124
第四節 下からのポピュリズムが求める「有権者」像の刷新	127
(1) 合理主義モデルからの脱却に向けて	127
(2) 「知の主体」としての有権者	129
第五節 まとめと小括	130
終章 政党民主主義の根源化—ポスト金融危機のラディカル・デモクラシー—	132
第一節 全体のまとめ	132
第二節 政党民主主義を根源化すること	136
(1) 脱政党的政治参加と政党の再民主化	137
(2) 運動政党の台頭と政党民主主義の再民主化	138
(3) 政党を再考する	140
第三節 本論文で残された課題	144
参考文献一覧	146
インタビュー調査対象者一覧	167
初出一覧	168
謝辞	169

論文内容の要旨

疑いようもなく、政党は今日の民主政治において中心的アクターである。それにもかかわらず、今日、政党は人々から最も信頼されていない政治機関であると言われる。こうした状況をどのように説明できるだろうか。すなわち、ここまで危機が叫ばれながら、なぜ、そしてどのようにして政党はいまだ存続できているのだろうか。

従来の研究はこの点について、統治機構あるいは「国家のエージェント」としての政党(カルテル政党論、「政党なき政党民主主義」論)という議論やカリスマ的個人の資質に依拠する議論(大統領制化論、パーソナル・パーティー論)によって説明してきた。これら従来の議論では、制度内にのみ目が向けられており、制度内と制度外、政党政治領域と市民社会領域とが切り離されてしまっているという問題がある。これに対して、市民社会と政党政治との相互作用という観点から以上のような問いを解き明かすことが本論文の課題である。

本論文では分析事例として、ポスト金融危機のアイスランドを取り上げる。アイスランドは金融危機によって、世界でもいち早く、そして国家破綻寸前という深刻な形で影響を受けた国である。まず、この金融危機によって経済だけでなく政治も非常に大きな影響を受けたということは重要である。具体的には、戦後長らく非常に安定していた国内の政党システムが、危機後、急激に変容している。第二に、社会空間に目を向けると、アイスランドは社会運動の経験に乏しい国であったが、金融危機後、大規模な社会運動が断続的に生まれ続けている。つまり、ポスト金融危機のアイスランドは、政党政治と市民社会の関係性という点において、非常に豊かな経験を持っているのだ。それにもかかわらず、日本はもちろん、世界的に見てもポスト金融危機のアイスランド政治社会はいまだ十分に研究がなされてこなかった。

本論文では、ポスト金融危機のアイスランドにおける市民の政治参加(政治的介入)のうち、二つの実践に焦点を当てる。ひとつは市民参加型の憲法改正であり、もうひとつは市民政党、アイスランド海賊党の結成と台頭である。

第一章では先行研究を検討し、本研究における分析枠組みを提示する。まず、20世紀後半以降の政党と市民社会の乖離状況を概観したうえで、市民の脱政党的政治参加について、また政党と社会運動との関係性について先行研究を検討した。そして、政党民主主義の再民主化という現象を捉えるための分析枠組みについて説明した。

第二章では、本論文のテーマであるポスト金融危機のアイスランドにおける市民の政治参加を条件づけているアイスランドの政治構造および歴史的な文脈を

明らかにした。

アイスランドの金融危機はある日突然起こったわけではない。それは1990年代以降、「ビジネスと政治の共生関係」によって作り上げられてきた金融産業の国際的発展に起因していた。さらに、こうした政治と金融産業の距離の近さは、アイスランドの独立の歴史にも連なるクライエンテリズムの政治文化を基盤にして発展してきたものであった。

2008年の金融危機は単に経済的な危機を意味するだけではなく、独立党と進歩党という保守勢力を中心とした一そしてそこに「第三の道」路線の社会民主同盟を加えた一アイスランドの伝統的な政治支配体制の正統性を脅かす政治的な危機でもあった。こうした「危機」は、政治の根本的転換の要求と極度の政治不信を引き起こし、危機直後から大規模な抗議が起こった。

こうした経緯を経て、アイスランド市民は具体的に制度政治に介入を始める。そのなかでも重要な事例のひとつが、第三章で検討した憲法改正の取り組みである。憲法改正は危機後の政治不信に強く根差しており、それゆえに、政党政治を介さずに新憲法草案を作成することで、制度政治に大きな変更をもたらそうとした。

しかし、実際には憲法改正の過程は制度設計やその結果の承認という最も重要な局面で政党政治の動向に大きく影響を受けていた。他方で、2013年の憲法改正過程の「失敗」はその後、新政党や衰退した野党にとって政党活動を活性化させる契機ともなっていた。この意味で憲法改正過程と政党政治の影響関係は双方向であったと言えるだろう。

これらの考察を通して、脱政党的な政治参加が必ずしも政党政治の影響を受けないというわけではないということ、そして脱政党的政治参加の本来の目標が達成されないことによって、むしろ政党の代表機能を活性化させる可能性があることを明らかにした。

続く第四章、第五章、第六章では政党を通じた市民の政治参加を考察した。その際の重要な分析概念となったのは運動政党と呼ばれるものであった。

まず、第四章では運動政党としてのアイスランド海賊党の政党組織としての諸特徴を把握することを試みた。アイスランド海賊党は国際的な海賊党運動とポスト金融危機の国内の諸運動双方から、その政策や組織構造についての知識や経験を受け継いでいた。

なかでも特徴的であるのは、党運営の多くの部分でデジタル技術を活用している点である。アイスランド海賊党では、政策策定から党方針に至るまで様々な党内意思決定がオンライン・プラットフォームでなされていた。それは伝統的なトップダウン型の組織構造を持つ政党とは異なり、党の指導的立場を弱め、

人々が集う「プラットフォーム」を提供する立場として政党を位置付け直すということであった。

さらに、公式的な党首を持たないという方針からしても、アイスランド海賊党はこれまで徹底して組織構造の水平性を追求してきた。しかしながら、近年の党内対立はこの水平性追求の試みが困難に直面していることを明らかにした。

このアイスランド海賊党の事例は運動政党が抱える組織構造上の限界性をはっきりと示している。つまり、水平性と垂直性の問題は運動政党において特に顕在化するし、またそれが組織の解体に繋がるほどの深刻な問題である。こうした問題をいかに乗り越えるのか、少なくともその弊害をいかに最小化するかという課題に運動政党は常に正面から向き合わなければならない。多くの運動政党はこの問題に直面し、既存の政党のようなトップダウン型の組織構造へと転換するか、組織的凝集力を喪失して政党としては消滅する。したがって、運動政党は一時的な現象とされることもある。ただし、以上のような困難に直面したアイスランド海賊党が、現在、異なる指導者の在り方を模索しようとしていること確かである。

第五章では、アイスランド海賊党の台頭メカニズムについて検討した。アイスランドでは、金融危機という社会経済条件の変化によって生まれた政党政治領域および社会運動領域における新しい局面が、運動政党としてのアイスランド海賊党の台頭の素地となっていた。

まず、政党システムに目を向けると、戦後長らく安定してきた四党制の不安定化が極めて重要であると考えられる。これは金融危機によって保守勢力が正統性を失墜させたこと、さらにそのオルタナティブとして期待された左派諸政党も危機後の対応によって正統性を失ったことで生じたものであり、アイスランド海賊党が台頭するための政治的機会となった。

一方、社会運動領域でも危機後、歴史的な変化が起こっていた。これまでアイスランドは大規模な社会運動の少ない国と見られてきたが、危機後、直接行動を含む大規模な運動が断続的に起こっている。アイスランド海賊党は、これらのポスト金融危機の諸運動が作り上げてきた対抗言説をほとんどそのまま政治空間で活用することによって、ポスト金融危機の政党システム内に生まれた空白を埋める形で台頭したと考えられる。

第六章では、このアイスランド海賊党の言説戦略をよりマクロな視野から考察し、「下からのポピュリズム」の発展過程を明らかにした。すなわち、アイスランドを含め、欧州各国では危機後、エリートたちが金融危機を単なる経済的な危機としてフレーミングしようとした一方で、各国の抗議運動の中で活動家たちは、危機を政治的な危機あるいは民主主義の危機として捉え、政治経済エ

リートとの敵対関係を構築する対抗的言説を作り出した。そして、各国の運動政党はこの言説枠組みを選挙政治において活用したのである。

「政党なき民主主義」という今日的情況を前にして、社会運動とのリンクを強調する運動政党の台頭は、制度外の社会運動を経由することで政党政治に市民社会への応答性を再導入しようとする試みとして捉えられる。組織率の低下に象徴されるような政党組織の空洞化が進行するなかで、カリスマ的リーダーの存在や国家への依存の増加がその空白を埋めてきたと考えられてきたが、同時に本研究で明らかとなったのは草の根の市民の動きによってもその空白は埋められているということである。そして、そこでは政党の代表機能が局所的ではあるが、再活性化されている。逆に言えば、これは政党が社会運動の知識や経験、言説、アイデンティティを取り込んで生き残ろうとする「政党の社会運動化」が起こっているとも言えるだろう。

以上のような本論における分析を本研究全体のテーマと関連させて考察すると次のようなことがわかる。

第一に、脱政党的政治参加は政党の代表制機能の低下の結果として、また時には強烈な政治不信に根差して現れるにもかかわらず、結果として、政党民主主義の再民主化に寄与する場合がある。

第二に、様々な困難や限界性はあるものの、政党民主主義の再民主化という視点から運動政党が示唆しているのは、市民社会アクターが政党アクターとして、逆に政党アクターが市民社会アクターとして、両領域を流動的に往復することが政党民主主義の再民主化におけるひとつの鍵となるということである。

以上をふまえて、本論文の結論は次のようなものである。すなわち、現代民主主義において政党がその正統性を失いつつあるのだとしても、いまだ完全に失ったとは言えない。それは一たとえそれが意図せざるものであったとしても一市民社会の民主的な諸実践の結果として政党の再民主化が起こっているためである。

序章 問題関心の所在

第一節 はじめに

欧州の北の端に浮かぶ島国、アイスランドはしばしば近代的な議会政治が最初に誕生した地であると言われる。870年頃にノルウェーからアイスランドへ植民した人々は、その後、各地域で選出された代表者が年に一度、立法および裁判機能を担う全島集会、アルシング(Alþing)を形成し、後に「自由共和国」とも呼ばれる政体を築いた¹。21世紀の今日、アイスランドは改めて「代表制」民主主義の中心地となりつつある。

本研究では、近年のアイスランドにおける市民の政治的諸実践の考察を通して、急激に変貌を遂げる現代民主主義の動態を解明する。

様々な論者が指摘するように、代表制を中心とした自由民主主義体制は20世紀後半以降、世界中でその絶対的地位を確立しながら、他方では常に批判にさらされてきた。ますます多くの国や地域が民主主義を受け入れると同時に、彼方此方で民主主義への不満が高まってきたのだ。政治学者、デヴィッド・ヘルド(Held 1998: 11)はこうした民主主義を取り巻く状況を前にして「現代について語るとき、そこには明らかな逆説がある」と述べた。

実際、スウェーデンに本部を置く国際機関、民主主義・選挙支援国際研究所(International Institute for Democracy and Electoral Assistance: IDEA)の2016年調査報告書(Solijonov 2016: 24)によれば、第二次大戦後、世界の投票人口は持続的に増加している一方で、1990年代以降投票率は急激に低下し始めた。さらに、そこでは欧州各国における投票率の急落が一際懸念されている。

ユーロ・バロメーター(European Commission 2019: 5)によれば、2013年にEU加盟国の市民のうち自国政府を信頼していると答えたのはわずか25%、また自国の議会への信頼は23%で、どちらも過去最低を記録した²。

2008年、米国のサブプライムローンによる住宅バブルの崩壊を機に世界的に

¹ 現在からすれば、アルシングに非民主的な要素を見出すことは難しくない。例えば、女性や奴隷はもちろん、男性でも一定の収入のない者はアルシングには参加できなかった。また、裁判とは言うものの、当時のアイスランド社会では血讐慣行が広く行き渡ってもいた。しかし、著しく不十分ではあるものの、代表者が選出され、立法的な行為を行う集会が定期的に行われていたことは事実であり、その限りでは確かに議会政治の原形のひとつと言えるだろう。

² 近年は微増傾向にはあるが、2019年時点でもいまだ65%程度が自国の政府や議会に不信感を抱いている(European Commission 2019: 5)。

広がった金融危機は、代表制民主主義の機能不全をより一層深刻化させる出来事であった。それは対応策として各国で実施された緊縮財政と相俟って、市民の生活水準を著しく引き下げ、政治的不満を一気に高めた。

各国で抗議運動が巻き起こり、路上では次のようなスローガンが叫ばれた。「奴らは私たちを代表していない/できない！(They don't/ can't represent us!)」(Sitrin and Azzelini 2014; Roos and Oikonomakis 2014)。

欧州 30 ヶ国の政党システムを分析したエンリケ・ヘルナンデスとハンスペーター・クリージ(Hernández and Kriesi 2016)によれば、2008年の金融危機以後、欧州各国で既存政党への支持が急落している。特に、東欧や中欧よりもむしろ西欧においてこの傾向は顕著である。また、議会や政府を含めた代表制民主主義制度一般に対する信頼も、金融危機後、劇的に低下しているとの指摘もある(Armingeon and Guthman 2014)。金融危機は単に経済的な危機のみを意味するわけではなかった。それは同時に、既存の政治体制、政治的諸機関の正統性の失墜に象徴される政治的危機をも引き起こしたのだ(della Porat and Mattoni 2014; Flesher Fominaya 2014)。

形式上の民主主義は存在するが、実質的な民主主義は存在しない。現代民主主義におけるこの矛盾した状況をもっとも適格に表現したのは政治学者、コリン・クラウチ(Crouch 2004=2007)であろう。彼は、選挙制度や政党といった民主主義的諸制度が形骸化する一方で、国家の意思決定はロビー活動や専門家集団の合意によって左右される現代民主主義の状況を「ポスト・デモクラシー」という言葉で表した。クラウチが示唆したのは、経済的権力と政治的権力の現代的な結合によって「人民」の「主権」が失われつつある状況にほかならない。

この点について、ジェフリー・ウィンターズとベンジャミン・ペイジ(Winters 2012; Winters and Benjamin 2009)は、いまや米国政治はロビー活動や選挙介入、世論形成などを通してごく少数の経済的超富裕層が政治を支配する「寡頭政治(oligarchy)」^{オリガークー}となっていると指摘する。マーティン・ギレンズ(Gilens 2012)もまた、米国において政策形成の際に影響力を持っているのは所得上位 10%のみであり、その他の人々はほとんど政治的影響力を持っていないと述べ、こうした状況を「金権政治(plutocracy)」^{フルトクラシー}と呼んだ。

以上のような事実をふまえれば、これまで幾度となく繰り返されてきた「代表制民主主義は危機に瀕している」という決まり文句にはそれなりの根拠がある。では、私たちはもはやこの代表制民主主義というシステムを捨て去ってしまうべきなのだろうか。

確かに、上記のポスト・デモクラシー論や寡頭政治論をふまえれば、代表制は政治経済エリートの階級支配の道具として利用されているとする見方を導き

出すことも可能であろうし、したがって、いまや代表制民主主義とは異なる政治システムを打ち立てるべきだという見解も頷ける部分もある。しかし、歴史を振り返れば、労働者運動から労働党が誕生し、婦人参政権運動によって女性参政権が勝ち取られ、東欧諸国では民主主義体制を求める闘争を通して権威主義国家が次々と倒れた。代表制民主主義は下からの動きによっても支えられ、また幾度となく「再民主化」されてきたのだ。

そうであれば、以上のように危機が叫ばれる今日であっても、代表制民主主義を根源化させる市民社会³の動きがあるのではないか。もちろん、代表制民主主義と一口にいても実際には選挙や議会など多様な層の政治システムが重なり合っている。その中でも本研究が注目したいのは「政党」という組織である。

政党に注目するのは、端的に言って、それが代表制民主主義において絶対的に中心的役割を占めてきたアクターであるからにはほかならない。それゆえに、政党は代表制民主主義の危機をも体現している。長年にわたる組織率の低下、それと同時に政党は数々の衰退論や不要論にさらされてきた。政党政治研究者のピーター・メア (Mair 2009: 15) によれば、「いまや政党は現代民主主義において最も信頼されていない機関」である。この強烈な言明を受け止めたうえで、それにもかかわらず、市民社会からの間接的、直接的な働きかけによって政党がその民主的機能を再活性化させる瞬間、すなわち政党民主主義の再民主化の局面があるのではないか。これが本研究を貫く問題意識である。

そして、こうした問いを立てた時、北欧の極小国であるアイスランドは私たちに重要なヒントを与えてくれるかもしれない。

アイスランドは 2008 年の金融危機によっていち早く影響を受けた。1990 年代後半以降、基幹産業として国家経済を支えてきた金融産業が 2000 年代後半には一転して危機のエンジンとなってしまったのである。国内の三大銀行が相次いで事実上破産し、一時期アイスランドは国家破綻寸前にまで陥った。その後、2010 年頃から次々と起こり始める欧州各国の債務危機を考えれば、ある論者が述べるように、アイスランドはまさに「炭鉱のカナリア」(Jónsson

³ 市民社会の定義は極多様であるが、ここでは、より現代的かつ包括的な定義としてジーン・コーエンとアンドリュー・アレイトー (Cohen and Arato 1994: ix) の定義を引いておこう。彼らによれば、市民社会とは「親密圏の領域 (特に家族)、結社の領域 (特に自発的結社) の領域、社会運動や公共のコミュニケーションの諸形態によって構成される、経済と国家との社会的相互作用の領域」である。また、「現代の市民社会は、自己組織化と自己動員の様々な形態を通じて形成される。それは、社会的分化を安定化させる法律、特に主体的権利によって制度化され、一般化される。自己創造的な次元と制度化された次元は別々に存在し得るが、長期的には、市民社会の再生産のためには、自律的な行動と制度化の両方が必要である」。

2009=2012)であった。

他国と同様に、アイスランドでも金融危機は政治的危機を引き起こしていた。民間調査会社ギャラップ社の調査によれば、2003年に44%あった議会への信頼が危機後の2009年には13%にまで下落していた⁴。また、アイスランド大学が行ったアイスランド国民選挙調査(Iceland National Electoral Study: ICENES)の中の政治家に対する信頼についての調査では、「信頼に値する(trustworthy)」政治家が「少しいる」あるいは「いない」と答えた人の割合が2003年の16%から2009年には40.7%にまで急増していた⁵。

2008年10月の危機直後から、国会前には市民が集まり、金融危機を招いた政治家や銀行家に対する抗議が行われた。しかし、アイスランドが特徴的であるのは、その後である。

市民は、上記のような政治不信にもかかわらず、抗議の後、むしろ制度政治に積極的に関与し始めたのだ。彼女・彼らは市民主導で新しい憲法草案を書き上げ、それは国民投票で賛成多数にまで至った。また、新たな市民政党が設立され、その政党によって伝統的な政党システムに少なくない変化が生まれている。

では、なぜアイスランドの市民は極度の政治不信を抱えながらも、制度政治に関与したのであろうか。それらの関与はどのようになされ、またそこにどのような可能性および困難、限界性があるのだろうか。

第二節 本研究の位置づけ

以上のような問いを解明することは、特に2008年の金融危機以降、盛んに危機が叫ばれる現代民主主義の今日的動態の把握に貢献するだろう。以下では、本研究の位置づけを説明することで、この点をより明確にしておこう。

第一に、本研究は政党政治研究の刷新を目指す。

20世紀半ば、ドイツの政治学者シグマンド・ノイマン(Nuemann 1956=1958: 1)は政党を「現代政治の生命線」と表現した。また、アメリカの政治学者エルマー・E・シャットシュナイダーによる「近代の民主政治は政党抜きには考える

⁴ 民間調査会社ギャラップ(Gallup á Íslandi)のデータベースは以下を参照(<https://www.gallup.is/>)。

⁵ アイスランド国民選挙調査(Iceland National Electoral Study: ICENES)のデータベースは以下を参照(http://fel.hi.is/icelandic_national_election_study_icenes)。

ことができない」(Schattschneider 1942: 1)という言葉はあまりに有名である。それほどまでに近現代の民主主義、すなわち代表制民主主義と政党政治は不可分の関係を築いてきた。そうであれば、代表制民主主義が機能不全を起こした時も、逆にそれが再活性化することがあったとしても、そこでは政党政治の変容がひとつの鍵となっているはずである。

20世紀後半以降、政党は持続的に衰退してきた。ラッセル・ダルトンとマーティン・ワッテンベルグ(Dalton and Wattenberg 2000: 3)は、21世紀の初めに次のように述べている。「今日、ますます多くの根拠が先進工業諸国の政治を形作るうえで政党の役割が低下していることを示している。多くの既存政党に党員の減少が見られ、現代の公衆はますます党派政治に懐疑的になっているようだ」。

近年の調査でも政党の組織率の低下は実証されている。例えば、西欧諸国にける有権者のうち、1960年代には15%ほどの人が政党組織に所属していたが、1980年代以降政党への所属の割合は低下し始め、2000年代には各国で5%程度にまで減少した(van Biezen and Poguntke 2014)。しかし、半世紀もの間衰退が唱えられながらも、今日もまだ代表制民主主義の中心的なアクターとして政党が君臨していることは事実であろう。

これまで政党政治研究では、政党組織の衰退にあたって、党内でカリスマ的リーダーの影響力が高まり、中央集権化が進むとする大統領制化論(Poguntke and Webb 2005=2014; Webb 2002; 岩崎 2020)やパーソナル・パーティー論(Calise 2000[2010]=2012)が論じられてきた。これらの諸研究の視点からすると、政党は特定の個人の利益を追求する道具として機能し、カリスマ的な人物の個人的資質によって存続してきたと言える。

他方、政党の組織的な生き残り戦略を論じているのがカルテル政党論であろう。後に詳述するが、この議論によれば、政党は組織存続に必要な資源を獲得するために国家機構に接近するとされる。

さて、こうした従来の政党存続論はそれが個人の資質を強調するものであれ、組織戦略に着目するものであれ、制度内の枠組みのみで政党の存続を捉えようとする誤謬に陥っている。つまり、従来の政党政治研究は制度内の政党政治を超えて、社会に広がる肥沃な政治領域を見落としてきたのではないだろうか。アントニオ・グラムシ(1961: 111)はかつて政党に関して次のように述べた。

社会と国家の(そしてしばしば国際的な挿入物をも混じえて)総体の合成された絵を描きだしてはじめて、党の歴史ができあがるのである。…一つの政党の歴史を書くとは、単一の主題の観点に立って、一国の一般

的な歴史を書くこと、それに特徴的な様相をあたえることを意味する。

この指摘は言うまでもなく、政党が社会に埋め込まれており、その考察のためには一個の政党組織や政党システムの記述のみならず、より広い視野を導入することの必要性を示している。本研究は、制度外の視点を取り入れながら今日の政党政治の再編を考察することによって、制度に囚われた従来の政党政治研究を刷新したい。

こうした分析方針はより現実的に、分析対象の特殊性からも導き出される。

上記のように、金融危機後の欧州各国、特に金融危機によって大きな打撃を受けた国々では、大規模な抗議運動が展開された (Flesher Fominaya and Cox 2013; della Porta, Andretta, Fernandes, Romans, O' Connor, and Vogiatzoglou 2017)。

抗議の現場で掲げられた「役立たずの政府！」「これは民主主義ではない！」「真の民主主義を今すぐ！」といったような数々のスローガンが意味していたのは、これまで自明のように見えた代表制民主主義の機能不全であった。

それにもかかわらず、興味深いことに、諸運動のアクターの多くがその後、既存の民主主義的諸制度やそれに支えられた国民国家の廃棄、あるいはそこから離脱へと向かったのではなかった。それどころか、むしろ積極的に国家機構や代表制に関与し、その改革を目指すという方向性を打ち出したことこそ、ポスト金融危機の社会運動の重要な特徴として挙げられる。

しかし、従来の研究では制度内の政治と制度外の社会運動を区分し、両者を切り離して一時には両者を対立させて一論じることが多かった。そのため、この制度外から制度内への批判的な介入を捉えきれなかったのである。この点をふまえて、本研究では制度政治、なかでも政党政治と社会運動の相互作用、両者が接地する局面に焦点を当てる。こうした研究はポスト金融危機の欧州社会運動研究の発展にも寄与し得るだろう。

最後に、本研究は北欧地域研究への貢献も視野に入れている。上記したポスト金融危機における市民の政治参加について、アイスランドは特に豊富な経験を持っている。それにもかかわらず、その地域の言語的、人口規模的、地理的な理由からアイスランドにおけるポスト金融危機の政治社会変動の研究は数少ない。

そもそも、現代アイスランド政治に関する研究のほとんどが現地研究者によるものであるが、人口 35 万人ほどの極小国において現代政治研究者は量的にも限られている。他方、金融危機はわずか 10 年ほど前の、それも国家破綻寸前という巨大な出来事であった。端的に言えば、事象が政治社会に及ぼした影響

の大きさに比べて、それを取り扱うことのできる研究者の数が少ない。こうした研究状況のために、いまだ十分な蓄積があるとは言えないのである。上記したような制度内外の相互作用をふまえたアイスランド政治の先行研究となると、さらに数は限られてくる(例えば、Bergmann 2014; Ingrimundarson, Urfalino and Erlingsdóttir 2016; Ómarsdóttir and Valgarðsson 2020)。

付け加えておこなうならば、本邦における学術的なアイスランド政治研究は管見の限り、ほとんど見当たらないか、あったとしてもそこから得られるのは極めて基礎的な情報であり、またそれらは2000年代以降の動向を反映していない。

そもそも、本邦における北欧研究はスウェーデン、デンマーク、ノルウェーといったスカンディナヴィア諸国に極端に偏っている。北欧諸国の社会制度や政治体制にはもちろん共通点もあるが、そこには差異も多くある。例えば、アイスランドは歴史的な文脈から、強固な四党制や保守一強など政党システムがスカンディナヴィア諸国とは大きく異なる(Arter 1999; Bengtsson, Hansen, Harðarson, Narud and Oscarsson 2014)。したがって、本研究は北欧地域研究の間隙を埋めることができるだろう。

さらに焦点を絞れば、本研究は北欧の民主主義研究において特に大きな役割を果たす。これまで北欧政治の特徴のひとつとして、しばしば「北欧デモクラシー」が挙げられてきた。これは特に、スウェーデンの政治民主主義、社会民主主義、市民民主主義を念頭に用いられる場合(小川 2015)や、スカンディナヴィア諸国(およびフィンランド)の議会主義体制を指して、それらの比較分析において用いられる場合もある(清水 1974; Kurunmäki and Strang 2010)。

アイスランドが北欧デモクラシー研究においてまったく触れられていないとは言いきれないが(例えば、Allardt, Andren, Friis, Gislason, Nilson, Valen, Went and Wisti 1982)、それでもほとんど目を向けられてこなかったことは事実であろう。しかし、本研究で取り扱うように、ポスト金融危機のアイスランド政治社会はむしろ民主主義的諸実践に溢れている。したがって、本研究は北欧デモクラシー研究に新たな知見を付け加えることができるだろう。

第三節 分析事例—ポスト金融危機のアイスランド

本研究に付きまとう分析レベルでの困難性は、分析対象が社会運動をはじめとする市民社会という制度外政治の領域と政党政治などの制度内政治の領域に跨って展開されているという点にある。

一般的に、政治・社会現象は当然、連続性を帯びているものであり、出来事

の有機的な関連の中で歴史は形成されてきた。しかし、個別の政治・社会現象を精密に分析するためには、時にそれらを切り離す必要性が生じる。したがって、例えば社会運動は社会学分野に属する社会運動論において、政党政治は政治学分野に属する政党政治研究においてというように、それぞれ切り離して研究されることが主である。

しかし、市民社会と政党政治の相互作用を掴むためには、出来事の有機的な関連、すなわち政治社会変容の動態を解明する必要がある。もちろん、だからといって個別具体的な現象の分析を捨象すべきと言っているのではない。そうではなく、政治社会が激しく移り変わる今日、政治学には個別具体的な政治・社会現象の分析を押さえたうえで、それらの相互関連を描き出すことが求められているということである。

以上のような困難性を回避するために、特定の地域に研究対象を絞ることは有効であろう。なぜなら、地域研究は「政治現象」などの「特定の傾きを持った現象のみならず、地域内部におけるあらゆる現象を視野に収めた学問」であり、「そこでの分析の対象となる現象は極多様であり、分析手法も多様とならざるを得ない」からである(木村 2013: 462)。つまり、地域研究は他の学問分野に比して、潜在的に分野横断的、学際的な性質が高いと言える。

こうした観点から、本研究では金融危機後のアイスランドに焦点を絞ることとする。先に触れたように、アイスランドでは危機直後から、国会前の広場で市民による抗議が行われた。毎週土曜日に設定された大規模抗議は、2008年10月から2009年1月に当時の内閣が総辞職するまで約4カ月もの間続いた。抗議の場では、各々の市民が家庭にある鍋やフライパンなどを打ち鳴らして抗議を行った。ここから、この危機後の運動は「鍋とフライパン革命(Búsáhaldaþýltingin)」とも呼ばれるようになる。

ポスト金融危機のアイスランド市民社会の動向の基点はこの危機直後の「鍋とフライパン革命」にある。そしてその後、市民は様々な回路を通して制度政治へと介入していった。本研究ではその中でも、二つの取り組みに焦点を当てる。ひとつは市民参加型の憲法改正であり、もうひとつは市民政党、アイスランド海賊党(Piratar)の結成と台頭である。

「鍋とフライパン革命」の参加者の一部は、その後、新しい憲法の制定に向けた取り組みへと運動を発展させた(Vogiatzoglou 2017: 49)。そこではデモや集会などの直接行動も行われたが、この運動の重要な部分は、市民のみで新しい憲法草案を書き上げるという脱政党的な政治参加にあったと言える。

危機後における極度の政治不信から、新憲法草案の作成にあたっては無作為抽出で選出された市民が新憲法の青写真を議論し、さらに直接投票で選出され

た市民が具体的な草案を作成した。この間、政党、政治家、議会などはこれらの過程にほとんど関与することができなかった。また、草案作成過程では新しい情報通信技術の活用も見られ、不特定多数の市民の関与によって形作られたアイスランドの新しい憲法草案は「クラウドソーシング憲法」とも呼ばれる。つまり、市民は政党政治を回避した形で制度政治に関与したのである。

しかし、こうした脱政党的政治参加は、その実、どこまで「脱政党的政治的」なのだろうか。特に憲法改正という大きな制度変更を伴う政治決定に関して、政党政治との影響関係を考慮しないことは難しいのではないだろうか。したがって、本研究ではこの一連の憲法改正運動とその結果を政党政治の変動と関連付けて考察する。それは脱政党的政治参加を通じたオルタナティブな「代表制」民主主義の可能性と困難性を明らかにすることでもある。

さて、以上のような脱政党的政治参加の一方で、ポスト金融危機のアイスランドでは政党を通じた政治参加の面でも興味深い取り組みがある。それが、新政党アイスランド海賊党の結成と台頭である。

2012年に結成されたアイスランド海賊党には、危機直後の抗議運動参加者や先の憲法改正運動の活動家らが多数参加していた。同党は2013年の議会選挙以降、持続的に支持を拡大させ、2016年には議席数で第二党にまで躍進し、連立内閣を組閣するための他党との交渉権を得るまでに台頭した。アイスランドの政党システムは長らく非常に強固で安定したものであったが、アイスランド海賊党の台頭は明らかにそれを揺るがすものである。

アイスランド海賊党の特徴は、メンバーシップや組織構造、アイデンティティ、行動レパトリーといった点に関して社会運動と重複する部分、接近する部分が極めて多い点である。このような政党を近年の欧州社会運動研究では、「運動政党(movement party)」と呼び、研究が進められてきた(Caiani and Císař 2018; della Porta, Fernández, Kouki and Mosca 2017; Kitchelt 2006; Mosca and Quaranta 2017)。

本研究も、アイスランド海賊党を運動政党として分析するが、そこでは単に組織構造や台頭要因などを解明するのみならず、ポスト金融危機という今日状況において運動政党の台頭が持つ意味を考察する。それは選挙や政党そのものの在り方や政党システムの再編という視座を越えて、市民社会と政党政治の新たな関係性に光を当てることでもある。

アイスランドは欧州の北西部に位置する小さな島国である。そのために、経済資源も乏しく、20世紀前半までは欧州の貧困国であった。そのアイスランドを21世紀初頭に世界的な富裕国にまで押し上げたのは、まさに金融経済の力であった。しかし、その劇的な—そして実体のない—経済成長は2008年に国家

破綻寸前という結末に至った。それは文字通り危機と呼べるものであったが、本研究はこの危機をひとつの機会として現れた新たな民主主義の可能性に注目したい。

対象をこのような小国に設定することは、そこから得られた知見を一般化する際の障害要因になる恐れもある。しかし、新自由主義的統治や金融経済が世界的に拡大し、20世紀型の民主主義が限界性を露呈させているという事態は今日、多くの先進民主主義諸国に共通する事態である。アイスランドの事例の安易な一般化は避けられなければならないが、同国の多様な経験は、多かれ少なかれ、他の欧州諸国あるいは先進民主主義諸国における現代の民主主義を考えるに当たって、重要な示唆を与えてくれるものだと考えている。

第四節 本論文の構成

本論文は六章構成で成り立っている。第一章では先行研究を検討し、本研究における分析枠組みを提示する。まず、20世紀後半以降の政党と市民社会の乖離状況を概観したうえで、市民の脱政党的政治参加について、また政党と社会運動との関係性について先行研究を検討しよう。そのうえで、政党民主主義の再民主化という現象を捉えるための分析枠組みを説明する。

第二章から第五章までは、アイスランドの事例研究を行う。第二章では、アイスランドの伝統的な政治支配体制を明らかにしたうえで、それがいかに金融危機へと繋がっていったのかを論じる。手短かに述べれば、独立という歴史的文脈の中で形成されてきたクライエンテリズムの政治文化が、20世紀後半の新自由主義政治を発展させる基盤を作り、より直接的には1990年代以降の銀行の民営化と金融化政策が2008年の金融危機へと繋がった。こうした歴史的経過に加え、第二章では、危機直後に起こった大規模な抗議運動の展開についても触れる。なぜなら、この抗議運動がポスト金融危機のアイスランド市民社会にとって重要な基点であり、第三、四、五章で論じる市民の政治参加の出発点となっているからである。

第三章では、脱政党的政治参加の事例として、ポスト金融危機の憲法改正の取り組みを分析する。既存の政治家や政党、議会の関与を避け、市民のみで憲法を書き直すという試みは本当に政党政治とどのような影響関係にもなかったのだろうか。こうした問題意識の下、2009年から2013年までの憲法改正過程、そして2013年以降の憲法改正運動の展開を分析する。

第四章と第五章は、金融危機後に設立された新政党、アイスランド海賊党に

ついて分析する。社会運動と強い紐帯を持つと思われるアイスランド海賊党であるが、具体的にどのような運動と、どのような形で相互作用を起こしていたのだろうか。第四章では、アイスランド海賊党の組織的特徴を分析する。続く第五章では、アイスランド海賊党の政党システム内における台頭について、政治的機会構造と言説戦略という二つの視点から分析する。

第六章は、アイスランド海賊党の言説戦略に見られたポピュリズムについて理論的な考察を加えたい。また、それをふまえて今日の運動政党の台頭が政党政治研究にどのような示唆をもたらすのかを検討しよう。

以上を受けて、終章では本論をまとめつつ、政党民主主義の根源化に向けて、政党の存在を改めて考えてみたい。

第一章 先行研究と分析枠組み

さて、ポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正と新政党の結成・台頭という二つの取り組みを考察するにあたって、本章では次の二つの視点から先行研究を検討しよう。ひとつは市民の脱政党的政治参加についてであり、もうひとつは政党と社会運動の関係性である。

以下では、まず、政党の変遷を簡潔に辿りなおすことで、政党民主主義の機能不全を明らかにする。その後、第二節では市民の脱政党的政治参加に関する先行研究と、政党政治と社会運動の関係性についての先行研究を検討する。それらをふまえて、第三節では具体的な分析視角および分析手法を提示する。

第一節 政党政治と市民社会

現代的政党は 19 世紀の西欧においてその姿を現わして以降、常に社会の変容に合わせて複線的に組織構造を発展させてきた (Gunther and Diamond 2003)⁶。

初期に形成された政党は、政党史においてしばしば「名望家政党 (notable party)」 (Weber 1922=1960) と呼ばれる。ただし、このタイプの政党は今日、一般的に考えられている社会の幅広い層を代表するような政党像とは大きく異なり、地域を治める資産家たちの集まり、いわば「名望家の社交クラブ」 (待鳥 2018: 47) のようなものであった。これは当時が制限選挙の時代であり、それゆえ、一定の資産を持つ男性にしか選挙権が与えられていなかったためである。

政党が政治社会の中で大きな役割を果たし始めるのは、19 世紀終わりから 20 世紀前半にかけてと言える。この時期に普通選挙が導入されていく中で政党自身も変容を迫られたのだ。決定的であったのは、これまで国家の政治的意思決定過程から排除されてきた大衆⁷がいまや選挙権を行使し、制度政治に大きな影

⁶ 政党の起源を辿れば 17 世紀頃にまで遡ることができるものの、当時の政党とは実際には一例えば、英国のトーリー党とホイッグ党のように一貴族間の派閥のようなものであり、政策やイデオロギーによって立場が分かれるというよりは人間関係に沿って集団を作り対立するという形であり、また当然、社会一般を代表する存在でもなかった。本論文では特に現代的政党に焦点を当てるため、ここでは便宜上、19 世紀の政党から論じ始めている。また、ここでは西欧における政党の発展を念頭に論じている。

⁷ これは、当時のエリートたちが意図的に大衆を排除していたというよりは、この時代には資産を持たず、教育水準も低い大衆が公的な事柄について何らかの判断を下すことはできないという認識が一般的であったためである (待鳥 2018: 45)。

響を及ぼすようになったことである。

それまでは、政党政治と言っても少数のエリートのあいだのみで合意形成を図るものであったが、普通選挙の拡大によって政党は歴大な数の大衆に否が応でも向き合わなければならなくなった。こうして「大衆政党 (mass-based party)」が現れる。

名望家政党の時代は、政治家も有権者も資産家であり、政治活動に大きな資金は必要ではなかった。しかし、大衆政党にあっては有権者を動員、供給あるいは買収するために多額の資金が必要となってくる(待鳥 2018: 48)。また、多様な社会利益を集約・表出するために政党や政治家の業務もより複雑化した。そうすると政治家個人の能力や資産力ではどうにもならず、政治はより組織化、専門化される必要が生じてくる。

こうして政党は社会の隅々にまでその根を張り巡らし、党費という形で資金を募りながら多様な社会的要求を一個の政治プログラムにまとめ上げ、人々を統合する立場を一手に引き受けることで政治社会の主役へと躍り出た。人々をひとつの勢力として統合する際には、イデオロギーが人々の忠誠心を維持するために大きな粹割を果たした(Pizzorno 1981)。

こうして長らく政党は、現代民主主義の中心的アクターと見做されてきた(川野 1987; 待鳥 2018)。しかし、20世紀後半以降の政党の歴史は、市民社会との乖離の歴史であったと言える。

今日、多くの西欧型民主主義諸国の政党システムにおいて中心となっているのは、より幅広い有権者に訴えかけて得票の最大化を戦略的に図ろうとする「包括政党 (catch-all party)」(Kirchheimer 1969)であろう。

イデオロギーによって大衆を直接的に組織化すると同時に大衆の社会化も実現してきた大衆政党とは異なり、包括政党はイデオロギーを希薄化させ、党内権力をリーダーや幹部に集中させるという特徴を持つ。クラウス・オフフェ(Offe 1980=1988: 207-208)は「競争政党」という用語でこうした政党群を規定する。彼はこれらの政党が有権者を「抽象的主体」としてみなし、「市民の社会的同一性の非承認、その捨象」を行うと指摘している。つまり、特定の利害を表出すれば異なる利害と対立し、集票が最大化できないため、包括政党は利害の抽象化を図り、「自己の社会的集票領域を一般化」するのである。

政党イデオロギーの希薄化を伴うこうした戦略は、一方で、従来の支持基盤の喪失に繋がってしまう。それは組織存続のための経済的・人的資源の枯渇を意味する。この事態に対応するために、包括政党は市民社会から離脱し、国家へと接近することとなる(小野 2000)。

「カルテル政党化 (cartelization)」と呼ばれるこの現象の特徴は、政党が国

家との相互浸透を深化させることによって党の存続のための経済的、政治的環境を整える点にある (Katz and Mair 1995)。具体的には、政党への国家財政の拡大・増額、国家が規制するマスメディアへの影響力拡大、公職へのパトロネージの拡大、国家財政を通じた党スタッフの充実などが挙げられる (河崎 2011: 37)。しかし、こうした政党組織の変容もまた、新たな弊害を生み出す。

政党が組織的資源を国家に依存するようになると、有権者の要求を国家の政策に反映させるのではなく、逆に国家方針に沿った政策を有権者に説得するという「国家のエージェント」的役割を果たすようになるのである。グローバル化が進行する現代において、国家はもはや一国のみで政策決定を行える立場にない。だとすれば、政党は国家と相互浸透を強めるほど、国家財政を支えるグローバル資本の国家からの撤退を懸念せざるを得なくなり、特に経済に関する党政策の幅は制限されてしまう。結果的に、どの政党もカルテルを組んだかのごとく同じような政策を掲げる状態へと陥り、「実質的政党間競争」は減退することとなる (Blyth and Katz 2005; 河崎 2011; 三浦 2015)。「カルテル化」という生存戦略の結果、有権者の選択肢は著しく狭められ、政党はますます市民社会から離脱することとなった。

カルテル政党化は党員の持続的低下という観点からも衰退傾向にある政党には都合がよかった。つまり、国家方針の伝達という上から下へのコミュニケーションが中心的となれば、これまで有権者の利益を集約し、政策プログラムを作ってきた党内の分厚い組織が必要なくなるのである。これはもちろん、一部の党幹部や強力なリーダーシップを持つ個人が主導するようなトップダウン的要素を強めた組織構造となることを意味する。結果的に、カルテル政党化を通して、政党はその代表機能を低下させるのである。

以上のような状況について、ピーター・メア (Mair 1994: 19) による次の指摘は極めて重要であろう。

政党はより自己充足的となり、内向きとなり、しばしば市民社会に目を背けることを通して、市民と既成政党との間の溝を広げ始めてきた。この意味において、そしておそらくは皮肉にも、問題はしばしば指摘されるような政党の衰退そのものにあるのではない。むしろ問題であるのは、政党がより強力になる一方で、同時により疎遠になっていること、より管理する立場になりながら、同時により無力となっていること、より特権を与えられながら、同時により正統性を欠きつつあること、これらが問題であると思われる。

政党はいまだ長い衰退期から抜け出せていない。それどころか、今日、政党の持つ民主主義のアクターとしての正統性にはさらに厳しい目が向けられている。

しかし、以上のようなメアの指摘を受け止めるならば、問題の本質は「政党」や「政党システム」の内にあるのではない。すなわち、問題は現代民主主義における政党の在り方に内在しているものであり、それゆえに、政党と市民社会とのあいだにこそ目を向けなければならないのである。

以上をふまえたうえで、制度政治に影響を及ぼそうとする市民の政治参加を大きく二つの方向性に分けて先行研究を検討しよう。ひとつは選挙や政党を回避しながら制度や政策を変更させようとする道筋である。もうひとつは、社会運動が政党活動や選挙政治に関わり、直接的に政党政治の変革を目指す方向性である。

第二節 脱政党的政治参加と政党的政治参加

(1) 政党の衰退と脱政党的政治参加

政党政治研究において市民社会と政党との繋がりを目を向ける数少ない研究として、リンケージ論が挙げられる。ここでいうリンケージとは「政治的リンケージ」を指し、最も広い意味で「大衆の意見と公的な決定との相互連関」(Kay 1988: 14)を意味する。そして、この政治的リンケージこそが「支配する者」と「支配される者」との実質的な紐帯を作り出し、代表制民主主義を機能させると考えられた。

リンケージ論が重要であるのは、政党の衰退を市民社会の活性化と並行して論じる点にある。ローソン・キイやピーター・H・メルクールら(Kay and Merkl 1988)が明らかにしたのは、政党が市民社会とのリンケージを喪失することによってその凝集力を低下させる一方で、環境団体や抗議運動といった市民社会アクターの台頭がその「リンケージの隙間」を埋めているという状況であった。

これは政党の代わりに、あるいはそれを補完するために、より直接的な政治参加が台頭してきたことを意味している。同時に、こうした政党を経由しない政治参加の在り方をより制度化しようとする議論も現われた。

飯坂良明(1987: 315)は「情報化社会の進展とテクノクラシーの台頭」が政治的意思決定過程における政党や政党制のプレゼンスの低下を招いていると指摘しつつ、選挙制度改革や党内組織改革と同時に、「政党および政党制の活性化を

狙う改革とは別に、新たな市民参加の可能性と形態とを考えるべき」(傍点筆者)と述べた。

ここで飯尾は、マイケル・マーゴリース (Margolis 1979: 158-170) に依拠しながら、公的な情報を取り扱う情報ネットワークとそれへの市民のアクセス回路の確立や市民通報制度と並んで、「政策決定に関連する諸コーポレーションの意思決定機関に「公共代表」(public representative)を送り込む構想」を提起している。つまるところ、これは政党や選挙といった既存の代表制を回避した形のオルタナティブな代表の在り方を模索するものであると言えよう。

これと近似する議論は、政治学分野で近年ますます盛り上がりを見せている。特に、精力的な研究がなされているのは熟議民主主義論 (deliberative democracy) の分野であろう。熟議民主主義論とは端的に言ってしまえば、政治社会における公的な意思決定において市民の熟議の重要性を強調する民主主義理論である (千葉 1995: 170)⁸。

熟議民主主義論は元々、規範理論として議論されてきたが、この間ミニ・パブリックスに関する研究を中心に経験的な分析についても多くの蓄積がなされてきた。

ミニ・パブリックスとは、熟議民主主義の理論に基づいて公共的熟議を人工的に設計しようという構想であり、多くの場合、そこに参加する市民は無作為抽出で選出され、一定のルールの下で何らかの熟議を深めることが試みられる。具体例としては、市民フォーラムや討論型世論調査、コンセンサス会議、市民陪審などが挙げられる (Goodin and Dryzek 2006: 220)⁹。

熟議民主主義とその実践はポスト代表制という文脈において現れたために、

⁸ 熟議民主主義を最も広い意味で捉えるとき、ジョシュア・コーエン (Cohen 1989: 17) の次のような定義が挙げられるだろう。彼は熟議民主主義について「共同社会の公的事柄がその成員の公的な熟議によって決定される状況を意味する」と述べている。しかし、それは単に「話し合うこと」の啓蒙ではない。熟議民主主義の核心とは「自己の見解を他者の見解に照らして見直していくこと、そしてその結果として、異なる他者の間に共通理解を形成したり、集合的な問題解決を行うこと」(田村 2017: 92)にある。そこで重要視されるのは「選好の変容」、つまり「反省性」である。そこでは選好を固定的なものとせず、他者とのコミュニケーションを通してそれを見直し、再形成する過程にこそ民主主義が見出される。こうして熟議民主主義は交渉や利害の集計が常に付き纏う既存の自由民主主義へのひとつのオルタナティブとして提示されるのだ (Cohen 1989; Fung and Wright 2003; 田村 2008, 2017: 柳瀬 2015)。

⁹ ここでロバート・グッディンとジョン・ドライゼクは、ミニ・パブリックスを「十分に熟議的と言えるほど小規模なグループとして、十分に民主的と言えるほど代表的な(ただし、統計学的な代表の基準を満たすことは滅多になく、また選挙という意味での代表では決してないもの)」と定義している。

しばしば直接的な政治参加を称揚し、実現するものと捉えられがちではあるが、早川誠(2014: 95-98)が述べるように、それは必ずしも直接民主制とイコールではない。

実際、熟議民主主義の理論家たちはむしろオルタナティブな「代表」を強調してきた。政治理論家のナディア・ウルピナティやマーク・ウォレン(Urbinati and Warren 2008; Warren 2008)はミニ・パブリックスなどに参加し、政治的意思決定過程に関与する市民を「市民代表(citizen representation)」と呼び、通常の議会選挙で選出される政治家たち、いわゆる「職業として選出された代表」と区別する。

また、より最近ではエレヌ・ランデモア(Landemore 2020)が抽選や自発的代表、委任などを通して選出された市民を「民主的代表(democratic representation)」と呼び、これまでの代表観を刷新しようと試みている。

しかしながら、公共代表にしる、市民代表にしる、あるいは民主的代表にしても、それらの議論のほとんどは既存の代表制の欠陥の指摘とオルタナティブな代表の提示に終始している感は否めない。そこではしばしば、政治参加の脱政党的なモデルがあたかも既存の政党政治から独立して展開されるかのように論じられているのだ。

田村哲樹(2017: 198-201)は、ミニ・パブリックスも結局のところ「代表」であることに変わりはなく、そこに参加していない人々からの正統性を得る必要があるとし、「ミニ・パブリックスを考える場合には、当該制度のみならず、その外部の諸制度や諸実践との関係を考えなければならない」と述べる。

本研究もこうした田村の指摘に倣い、政党や政治家が排除されていたアイスランドの新憲法の草案作成過程を、当時の政党政治の変動と関連させながら検討する。

しかし、そこで重要なことは、アイスランドの新憲法草案作成過程のような脱政党的政治参加が政党政治からどのような影響を受けたのかだけでなく、逆に政党政治あるいは政党そのものにどのような影響を与えたのかという点も検討に付す必要があるということだ。

もし、脱政党的政治参加と政党政治が影響関係にあるのであれば、それは一方向的なものではないだろう。筆者はこうした脱政党的政治参加が、その実、政党政治と密接に関連しており、「代替」や「補完」ではなく、むしろ既存の代表制民主主義そのものを再活性化する糸口となっているのではないかと考える。そうだとすれば、脱政党的政治参加は代表制や政党の限界性に端を発しながらそれらと距離をとってきたにもかかわらず、むしろそれらの再活性化に寄与していることになるだろう。

(2) 社会運動と政党

さて、以上のような脱政党的政治参加という道筋の一方で、アイスランドでは制度外の社会運動に参加した市民らがみずから新たな政党を立ち上げるという取り組みもなされてきた。これが本研究の第二の分析事例となってくる。では、これまで社会運動と政党はどのように研究されてきたのであろうか。

従来、社会運動研究と政党政治研究はそれぞれの分析対象をまったく異なる空間にほとんど限定してきた。

政党政治研究において政党とは「単独または連携して政府機構を支配すべく公職を確保し、維持することを主たる意識的な目的とする公式の組織」(LaPalombara 1974: 509)と捉えられてきた。また、「最小限の定義」として「選挙に際して提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙(自由選挙であれ、制限選挙であれ)を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」(Sartori 1976=2000: 64=111)ともされてきた。いずれにしても、そこでは政治制度の内側における「公式」的な組織としての政党やそれらのあいだの競争と合意が研究の中心的な対象となる。それゆえ当然、制度外で展開される「非公式」的な社会運動は視野の外に置かれてしまう。

ただし、政党政治研究の立場から社会運動を捉えようとする研究が現れていることも確かである。それらの研究はリップセットとロッキン(Lipset and Rokkan 1967)を嚆矢とする、クリーヴィッジ(社会的亀裂)論を社会運動の分析に当てはめようとするものである。クリーヴィッジ論は元来、政党間対立について社会的対立—農村/都市、政府/教会、労働者/資本家—を説明変数としながら解き明かしていく議論である。

スイスの政治学者、ハンスペーター・クリージらの研究チームは、長らくグローバリゼーションの「勝者」と「敗者」という新しい社会的亀裂が、政党間の対立に構造化されているという議論を展開してきた(Hutter and Kriesi 2019; Kriesi, Grande, Lachat, Dolezal, Bornschiefer and Frey 2008; Kriesi, Grande, Dolezal, Helbling, Höglinger, Hutter and Wüest 2012)。

研究チームの一人である、スヴェン・フッター(Hutter 2012a, b)はグローバリゼーションによる新しい「包摂と分離の社会的亀裂(integration-demarcation cleavage)」を社会運動の領域にも当てはめて、選挙政治領域と並行的に議論を展開する。例えば、移民が増加し政治争点化し始めると、抗議の領域では反移民運動が、選挙政治の領域では急進右翼ポピュリスト政党がグローバリゼーションの「敗者」を動員することによって存在感を高めようとする。彼はここから議論をさらに展開させ、急進右翼ポピュリストが国内の政党シス

テム内で成功するほど、反移民運動の主張はより穏健化するという結論を導き出している。

社会的亀裂を説明変数とすることで、社会運動領域と選挙政治領域の動向を比較検討できる点で彼の研究はクリーヴィッジ論の射程を拡張したことは間違いないが、他方でそこでは依然として社会運動と政党政治が並行的に論じられており、両者は交わるわけではない。

一方、両者の関係をより交差的に描こうとする研究もある。安周永(2015)は、2008年に韓国で起こった「ろうそくデモ」を事例に「直接行動」が国内の政党政治に与えた影響を検討している。彼の研究では「直接行動」は各政党に対して政策変更を促す効果はあったが、それはあくまで選挙戦略としてであり、新たな政党間対立軸の形成は難しいと結論付けられる。

安の研究は政党政治と社会運動の関係性に正面から挑む意欲的な研究ではあるが、そこで示されているのは諸政党が社会運動の提起したイシューを取り込んだということであり、アクター間の相互作用については触れられていない。

以上のように、政党政治研究の立場からは、いまだ市民社会と政党との関係性が十分に検討されているとは言えないのだ。

それでは、社会運動研究は政党や政党政治をどのように見てきたのであろうか。まず、社会運動研究において、社会運動とは「明確な敵と対立関係にあり、密接な非公式のネットワークによって繋がり、はっきりとした集合的アイデンティティを共有する人々が関与する集合行為」(della Porta and Diani 2006: 21)であると定義される¹⁰。それは政治制度の外側における「非公式」的な行為として捉えられてきたのである。

社会運動研究の立場から政党政治との接触を図る数少ない研究として、1970年代頃から議論され始め、1990年代に隆盛を迎える政治過程アプローチ(McAdam 1999)が挙げられる。特に政治的機会構造論がその代表であろう(Eisinger 1973; Kitschelt 1986; Piven and Cloward 1977; Tarrow 1998=2006)。様々な政治的機会構造¹¹を独立変数として社会運動の盛衰を議論する研究が次々と現れるようになる。政治的機会構造論は「制度政治と非制度

¹⁰ この他に有名な社会運動の定義として、シドニー・タロー(Tarrow 1998=2006: 9=24)による定義もある。彼は社会運動を「エリート、敵手、当局との持続的な相互作用の中での、共通目標と社会的連帯に基づいた、集合的挑戦」と定義付ける。

¹¹ 政治的機会構造とは、社会運動の「成功や失敗に関する人々の期待に影響を及ぼすことによって、人々が集合行為に関与するためのインセンティブを提供する、一貫性のある—しかし必ずしも公式的でも恒常的でもない—政治環境の側面」(Tarrow 1998=2006: 163=139)と定義付けられる。

的政治との相互作用の理解」を促すとして、社会運動と政党政治の関係性に焦点を当てる貴重な、体系化された議論であり続けてきた(della Porta and Diani 2006: 196)。

しかし、こうした政治的機会構造論においても、政党政治はあくまで社会運動の外部要因として、運動から独立したものとして捉えられてきた(Meyer 2004; Meyer and Minkoff 2004)。すなわち、社会運動と政党政治の有機的な連関にはこれまで光が当てられてこなかったのである。

結果として、これまで政党政治と社会運動は制度/非制度、公式/非公式という形で区分され、それぞれについての事象は別個に研究されてきた。イタリアの社会学者、ドナテラ・デラ・ポルタと彼女の共同研究者たち(della Porta, Fernández et al. 2017: 3)は両者の断絶について次のように述べる。「政党に関する研究が一制度内の政党に焦点を当て一政党と社会の間関係性についての関心から遠ざかり、社会運動研究が運動についてそれらが持つ政治的側面を政治制度の外側に位置付ける社会現象として主にフレーム化することで、[両分野の諸研究の]相互の無関心はますます拡大していった」([内筆者])。

デラ・ポルタら以外にも、社会運動研究の側から政党政治や選挙アリーナとの相互作用の検討の必要性を主張する議論はいくつかある(Goldstone 2003; Heany and Rojas 2015; Hutter 2014; McAdam and Tarrow 2010)。

社会運動研究の大家、ダグ・マッカダムとシドニー・タロー(McAdam and Tarrow 2010: 533)は社会運動と政党との関係性の六類型を提示した。①社会運動が選挙活動に影響を及ぼす集合行為の新たな形態を導入する②社会運動が選挙連合に参入する③極端な場合、社会運動が政党そのものへと変化する④社会運動が積極的な選挙活動に関与する⑤社会運動が応答的に選挙動員に関与する⑥社会運動が政党内部の分極化を引き起こす。

これらはかなりの程度包括的な類型化である。しかし、実証的な研究はいまだ十分とは言えないだろう。他方、社会運動と政党のアクター間の相互作用を捉えようとする研究は特に2010年代以降、徐々に進みだしている。

政治社会学者のハーバード・キツェルト(Kitschelt 2006)が体系化した「運動政党(movement party)」という概念を基に、近年欧州の社会運動研究者たちは政党政治の領域に踏み込もうとしてきた。運動政党という言葉自体は、かつての緑の党を表現する言葉としてすでに存在していたが、分析概念としては上記のキツェルトによる論稿がその端緒となったと言えるだろう。

運動政党は、社会運動とのあいだに強固な組織的、アイデンティティ的繋がりを持つ、ハイブリッドな形態としての政党として定義づけられる。近年、少なくない運動政党が欧州政治において台頭しており、社会運動研究者らはその

組織的特徴や台頭メカニズムに注目しながら研究してきた(Caiani and Cisar 2018; della Porta, Fernández et al. 2017; Kitchelt 2006; Mosca and Quaranta 2017)。しかし、実のところ、社会運動と政党のハイブリッドな関係性自体は特に珍しいものではない。その内容は異なれど、歴史的には社会運動と政党の相互浸透は何度となく確認されてきた。例えば、タロー(Tarrow 2015: 95)は次のように述べる。

多くの政党が運動として歩み始めた。西欧で多くの社会民主主義政党を生み出したのは労働者運動であった。また、アメリカ南北戦争の最中あるいはその後に共和党の核となったのは奴隷制廃止運動であった。最近では、ボリビアやエクアドルにおいて、先住民族による運動が民族的な支持を得る諸政党を作り上げた。運動の活動家たちが彼女・彼らの行動を制度政治へと転化する時、運動はしばしば政党を生み出すのである。

社会運動と強固なリンケージを持つ政党は歴史的に多々存在してきた。したがって、問われるべきは今日における運動政党の特殊性であろう。政党の衰退が叫ばれ、政党民主主義の危機とも言える状況の中で、なぜ、どのようにして運動政党は多くの有権者を動員しているのだろうか。政治への不信がますます蔓延る中で、政党政治に市民が介入することはどのような意味を持つのだろうか。また、そうした試みが政党システム内の政党間対立にいかなる影響を与え得るのだろうか。

これまでの運動政党研究は主にその組織構造や台頭メカニズムに焦点を当ててきた。本研究もこうした先行研究に倣い、アイスランド海賊党の結成と台頭を分析する。しかし、それらに加えて、本研究はよりマクロな視角から運動政党の今日的意味を問い直したい。

以上の先行研究をふまえて、本研究の課題は大きく次の二つである。ひとつは、脱政党的政治参加と政党政治とのあいだにどのような矛盾と総合が生じるのかを検討することである。

本研究の第二の課題は、運動政党の今日的動態の把握である。具体的な問いは上に述べたとおりであるが、つまるところ、ポスト金融危機の運動政党がどのような「政治」を展開しているのか、そしてそれがいかに政党民主主義の変容と関連しているのかを考察する必要がある。

第三節 分析視角と手法

前節でも説明してきたとおり、本研究では政党民主主義の機能不全を政党の市民社会とのリンケージ喪失に見ている。したがって、本書の主題でもある政党民主主義の再民主化とはこの両者のリンケージの再構築を意味する。

付言しておけば、本研究における「(再)民主化」とは権威主義体制から民主主義体制への国家体制の移行を意味するものではない。序章でも言及したが、本研究が念頭に置いているのはアイスランドをはじめとする西欧民主主義諸国であり、自由民主主義体制が古くから確立していた国々である。

したがって、本研究における「(再)民主化」とは民主主義的諸制度の確立や整備を意味しない。そうではなく、それは政党の代表機能を(再)起動させる過程を指す。したがって、そこには何らかの形で市民社会の側からの働きかけがあるだろうし、逆に政党から市民社会への働きかけもあるだろう。それゆえ、政党民主主義の再民主化を分析するためには、両者が交わる局面を分析する必要があるのだ。

では、具体的にどのように分析を進めればよいただろうか。まず、政治社会変動の基本的な捉え方として、政党政治領域と市民社会領域双方で個人や集団は各々の目標と戦略に沿って行動し、互いに対立と協働を繰り返している。政党がその代表機能を再起動させるとしても、そうした動態の中での出来事であることは変わらない。では、この動態を以下に把握するのか。

政党アクターや市民社会アクターの行為はそれぞれが埋め込まれた政治社会構造および勢力間の関係性に一程度規定されている。一方で、それらはまた各アクターの行為によって一程度変容し得る。デラ・ポルタ(della Porta 2014: 16)は社会運動を「構造化された現象であるとともに、構造化する現象であると理解すべき」と述べ、複数の社会運動間の相互作用を強調する。本研究もこの視角を踏襲しよう。ただし、本研究が目を向けるのは、社会運動を含む市民社会と政党のあいだの相互作用である。

また、それぞれのアクターは構造から一定の影響を受けつつも、行為する文脈と他者との関係性の中で各々のアイデンティティを形成する。したがって、そこには偶発性(contingency)の入り込む余地が大いにあるだろう。そうであれば、本研究は単に事象を独立変数と従属変数とに操作的に分け、それらのあいだの因果関係を特定することだけに終始するわけにはいかない。

本研究の重要な作業とは、ポスト金融危機のアイスランドにおける政治過程の中での、各アクター間の対立と協働を明らかにし、さらにその相互作用によって構造や文脈にどのような変化が生じたのかを分析することにあるだろう。

以上をまとめよう。つまり、本研究は次のようなアプローチを用いる。まず、市民社会領域と政党政治領域のアクターがそれぞれの領域内で、または領域を跨いで起こす相互作用に着目する。第二に、各アクターの行為は政治社会構造のような環境的要因に規定されながらも、行為の中でそれらを持続的に変容させると捉える。第三に、そうした行為と構造の変容の繰り返しの中に政党民主主義の再民主化という現象を位置付ける。

ポスト金融危機のアイスランドでは、数々の社会運動が生起し、新政党が次々と乱立し、選挙変易性の高まりから政党の入れ代わりが激しく、政権交代が立て続けに起きた。そこには多種多様で、極めて複雑な政治過程が存在する。それらのすべてを記述し、分析することは現実には不可能である。それゆえ、上述の通り、本研究の目的に沿って、憲法改正事例とアイスランド海賊党の事例に焦点を絞る。

本研究で分析対象となるアクターは時に直接行動の参加者あるいは活動家であり、時に憲法改正の従事者であり、そしてまた政党関係者や国会議員としても活動してきた。すなわち、しばしば市民社会アクターと政党アクターは重複するのである。こうした複雑性も考慮しながら、制度内外において政党の代表機能の変容に影響を与えてきたアクターを中心にポスト金融危機のアイスランドにおける政治過程を描き出したい。

憲法改正事例とアイスランド海賊党の事例を分析するにあたって、本研究では分析資料として、大まかにインタビュー資料、新聞資料やネットメディアなどの資料、議会資料、政党資料、そして二次資料を用いる。

インタビューは金融危機後の抗議から憲法改正、そして政党活動に関わった人々を中心に行っている。筆者は2017年8月と2019年2月の二度に渡って現地調査を行い、その際に調査対象者への聞き取り調査も行った。また、筆者が滞在中に予定が合わなかった調査対象者に関しては、テレビ電話を通してインタビューを行った。手法は半構造化インタビューである。

聞き取り調査は、12名の政党関係者(現職議員を含む)および社会運動活動家を対象として行った。具体的には、憲法改正運動で中心的役割を果たしている運動団体「立憲社会」および新団体「新憲法のための女性組織」の活動家たち、憲法改正を支持する二つの政党(社会民主同盟、左翼緑運動)の国会議員および党員、そしてアイスランド海賊党の国会議員および党員である。

なお、インタビューは英語で行われており、本論文における調査対象者の言葉はインタビュー記録を基に筆者が翻訳したものである。また、調査対象者の情報については本文中の言及に加え、注釈にも記載しているが、参考資料としても調査対象者一覧を付録している。

インタビュー資料は主に政治過程における諸アクターの心象の変化と言説を分析するために用いられるが、新聞資料や二次資料を基にした基本的な政治過程の描写の補足としても用いられることがある。

新聞資料はアイスランドの主要日刊紙モルグンブラウディズ(Morgunblaðið)およびフレッタブラウディズ(Fréttablaðið)を中心にしている。

ネットメディアを資料として用いるのは、活動家や政治家の情報発信として近年ますます存在感を増しているからにほかならない。新聞やテレビ、ラジオといった伝統的なマスメディアが時間的、量的な制約を受ける一方で、ネットメディアはそれらの制約を比較的受けにくい。また、そうした環境下ではメディア側もある程度収益に縛られずに情報発信をしやすい。

したがって、ネットメディアは活動家や政治家がみずから長文の寄稿を執筆したり、あるいはロングインタビューが掲載されることもあり、彼女・彼らの言説を知るための貴重な資料を提供してくれる場合がある。

議会資料、政党資料は主に組織的動向を知るための手掛かりとなる。本研究では運動政党として焦点を当てるアイスランド海賊党の党綱領や選挙マニフェスト、組織内規約といった政党資料はもちろんであるが、憲法改正過程との関わりが深い社会民主同盟についても党大会議事録などの資料を用いる。さらに、憲法改正事例の分析にあたっては新憲法草案も重要な分析資料である。

第二章 アイスランド金融危機—経済と民主主義の空洞化—

アイスランド共和国は北緯 63 度～66 度の島国であり、世界最北の首都レイキャビク (Reykjavík) を持つ。国土の総面積は 10.6 万キロメートル、2020 年 1 月のアイスランド統計局の調査によれば人口は 36 万 4,134 人と国家としては極めて小規模である。14 世紀以降長らくデンマークの支配を受け、第二次世界大戦の終結を機に 1944 年、アイスランド共和国として完全独立を果たした。したがって、独立した統治能力を持つ立法機関や行政機関が確立されたのも戦後である。

アイスランドはアルシング (Althing) と呼ばれる一院制議会を持ち、2020 年現在は 63 名の議員で構成されている。ジョバンニ・サルトーリ (Sartori 1976=2000) による政党政治の分析に沿えば、アイスランドの政党政治体制は「穏健な多党制」に属する。それゆえ、基本的にはどの政党も単独で議会内多数を形成することはできず、連立政権を組むことがほとんどである (岡澤 1982)。

経済的に言えば、19 世紀末、アイスランドは欧州の最貧困国のひとつであった。経済資源に乏しく、人口規模も極めて小さい絶海の孤島が一世経後、世界有数の富裕国となり、さらには国家破綻の危機に陥ることなど誰が予想しただろうか。

2008 年に起こった金融危機の直接的な原因は民間銀行の国際業務における流動性の喪失にあるのだが、そもそもそれは 1990 年代以降、極小国にはあまりに不釣り合いな巨大な金融システムを新自由主義的イニシアティブの下で作りに上げてきた結果であった。

本章では、まず現代アイスランドの政治経済的構造がどのように形作られてきたのかを歴史的に概観することで、アイスランド政治および経済社会の特質を明らかにしておきたい。そうした作業を通して、アイスランドが金融危機に至った道筋を示すことが本章の目的である。さらに、次章以降の分析の下敷きとして、金融危機後に起こった大規模な抗議行動の展開についても記述する。

第一節 アイスランド政治の特質—クライエンテリズムと新自由主義

(1) クライエンテリズム政治

長らくアイスランド政治を特徴づけてきたのは、クライエンテリズムである。ここでいうクライエンテリズムとは、非対称的権力関係の下で政治的支持・支

援を取り付ける代わりに個人や小集団に物質的・非物質的な利益を選択的に分配する政治を意味する。

国家規模が極めて小さく、閉鎖的な社会を持つアイスランドでは古くより「人間関係」が政治社会において極めて重要な機能を果たしてきた。それはクライエンテリズムが発展しやすい社会とも言えるだろう。

ただし、厳密にはクライエンテリズムの生起はより近代的なものである。マーティン・シェフター (Shefter 1994) によれば、クライエンテリズムは民主政治が始まる時期に行政組織が脆弱である場合に発展しやすい。アイスランドは彼の議論を裏付ける事例であろう。

アイスランドの立法と行政の関係は、その起こりから明確に後者が前者に從属する形で構築されてきた。19世紀中頃、北欧各国において民族ロマンティズムが台頭し、当時デンマーク植民地であったアイスランドでも自主独立の動きが高まった (百瀬・熊野・村井 1998: 274)。そして、19世紀末から20世紀初頭にかけて立法や財政、外交などの分野でアイスランドは漸進的に自治権を拡大した。それは、アイスランド議会が立法府として政治権力を発揮できる機関として徐々に確立しつつあったことを意味する。

一方で、デンマーク統治下で形成されてきたアイスランドの行政組織は自治権拡大の時期に至っても上意下達で専門性が低く、また経験も欠いていた。加えて、デンマークの統治を最もアイスランド国民に近いところで実行していた組織として、国民からは批判の目を向けられていた (Árnason 2018: 40-41)。

自主独立が現実味を帯びる中で、立法府と行政府の力関係は明白であった。さらに、この独立運動において大きな役割を果たしていたのが1929年に設立された独立党 (Sjálfstæðisflokkurinn) であった。独立党は自治権を拡大させる議会の中でほとんど政治権力を掌握していた。すでに多くの現地研究者が指摘しているように、独立党は党設立以来、今日に至るまでほとんどの時期を政権与党として過ごしてきた (Bergmann 2014; Indriðason, Önnudóttir, Þórisdóttir and Harðarson 2016; Kristinsson 1996)。また、後述するように、金融危機後も政党システムの中で中心的役割を果たしている。こうして、未発達な行政組織の下での自治権の拡大とそれを推し進めた強力な政治勢力の存在は、行政組織よりも政党組織を通して利益実現を図る方向に人々を向かわせた。

このように、政治的に公共財の分配を行うことのできる独立統治体制が形成され始め、国家と市民社会をつなぐ強力な政党組織が出来上がっていく時期に、クライエンテリズムをさらに発展させる出来事が起こる。世界恐慌である。グンナル・ヘルギ・クリスティンソン (Kristinsson 1996: 437) によれば、恐慌下

において形成された国家主義(statism)を経て、アイスランド政治におけるクライエンテリズムが大規模に生じ始めた。

また、第二次世界大戦中においては、金融原資や商品・サービス、海外貿易などは国家の管理下に置かれ、それらへのアクセスはより一層政治権力への距離によって分配されるようになっていった(Kristinsson 1996: 437-438)。

戦後も1950年頃までは国家主義的政策が色濃く残っており、例えば、すべての銀行は国の管轄とされ、為替レートや信用レート、賃金や物価まで厳しい資本統制が行われた(Ólafsson 2011: 7)。経済活動が国家に紐付けられ、その国家を具体的に運営していたのは保守、独立党であった。20世紀前半のアイスランドでは、クライエンテリズム政治を通して政党が雇用、金融、社会保障、メディアなど社会のあらゆる領域において市民と公的・私的な組織の仲介者として存在したのである。

こうしたクライエンテリズム政治に関与してきたのは、独立党だけではない。アイスランドの政党政治は、基本的に四党制システムとして成り立ってきた(Helgason 2018; Kristinsson 1996)。保守の独立党、1916年に農民政党として誕生した進歩党(Framsóknarflokkurinn)、中道左派の社会民主主義政党(現在は社会民主同盟)、そして社会主義政党(現在は左翼緑運動)である。20世紀初頭の発足以来、安定して組織を維持してきた独立党、進歩党に対して左派の二党は度重なる離合集散を繰り返し、党名も様々に変わってきた¹²。

クライエンテリズムは、選挙区制度による議会での地方議員の過剰選出と相俟って、地方の有権者に特に大きな利益をもたらしていた。また、社会が近代化し、都市部への人口流出によって地域経済が危ぶまれる状況の中で、クライエンテリズム政治へのインセンティブが働いていた(Kristinsson 1996: 437)。

そして、伝統的に地方の有権者の支持を得てきたのは農民政党として誕生した進歩党であった。進歩党はまた、都市部を中心とする大きな私的企業に対して、地方の中小事業者らの連合として形成されてきた協同組合連合にも支えられていた(Ólafsson 2011: 7; Bergmann 2014: 35)。20世紀を通して、進歩党は議会内で独立党と肩を並べる二大勢力として存在し、今日においても浮き沈みはあるものの、主要政党の一角を占めている。地方選挙区の過剰代表とクライエンテリズムを通して、この二大政党は強固な支持基盤を築いてきた。例えば、「通信手段の提供、公共サービスの提供、地方における雇用支援など、アイ

¹² こうした左右の政党の非対称性は、クライエンテリズムと独立という歴史的な文脈に由来する有権者の広範な保守性に右派政党が支えられた点、20世紀前半の大衆政治への移行期における産業化の影響の低さなどから左派政党が伝統的な支持基盤を形成できなかった点などから説明される(Arter 1999)。

スランドではポーク・バレルが選挙区代表のひとつの役割であると考えられてきた。それは特に、南西部以外の人口の少ない—しかし、過剰代表される—地方選挙区¹³において強い役割を果たしてきた」(Kristinsson 1996: 440)。

また、政治学者のエリクル・ベルグマン(Bergmann 2014: 35)によれば、独立党はアイスランドで最大の経済団体、「アイスランド雇用者連盟(Samtök atvinnulífsins: SA)」との強い繋がりを持っており、一方で進歩党は上記したように地方の協同組合連合と関係がある。そのため、各種の規制や政府の許認可、輸出入などに関する国家主義的諸政策に加え、民間の企業活動についても上記の二つの経済団体を通して両政党が影響力を持っていた。したがって、「20世紀を通してアイスランドの経済は独立党と進歩党という主要政党のあいだで二分されていた」のだ。

社会民主主義政党はポーク・バレルのような集团的利益供与を行ってきたわけではないものの、1934年に初めて政権入りを果たすと、すぐさま保守二政党と変わらない程度に公職の政治任用を行っていた。伝統的な諸政党の中で、社会主義政党のみがクライエンテリズムに関与せず政治を行ってきたが、議会内の存在としては常に小政党にとどまってきた(Kristinsson 2006: 6, 2012: 188-189)。

以上のように、20世紀のアイスランド政治経済体制は、独立党、進歩党という二大保守政党を中心とするものであり、それを可能にしていたのは独立の歴史と絡み合いながら形成されてきたクライエンテリズム政治であった。

もちろん、20世紀を通してクライエンテリズムがアイスランドの世帯を保護してきた側面があることは間違いない。それらは時に有権者の要求に沿う形で、教育や社会保障といった制度を整備・拡充してきた。「欧州の小国の多くは、[社会的な]脆弱性に対処するために比較的早い時期から普遍的な福祉国家を発展させた。それに対して、アイスランドやアイルランドといった国々は政治的パトロネージを発展させた」(Kristinsson 1996: 441)([]内筆者)のである。

20世紀後半以降、クライエンテリズム政治が徐々に衰退してきた。ここには、特に1960年代以降の貿易自由化、為替取引規制の漸進的な廃止や引き下げ、社会の複層化と職業の専門分化などが主な背景にあると見られる。

今日のアイスランド政治では、大規模なポーク・バレルやパトロネージは見出しづらい。近年の調査でも、20世紀半ばまでは政党を中心として政治エリートがアイスランド社会の様々な領域を一手に支配していたが、現代になるにつ

¹³ アイスランドの選挙区割りにおける南西部とはすなわち、首都レイキャピクとその周辺地域を指す。

れてエリートの間でも専門主義的な多元化 (professional pluralism) が進んできた」と指摘されている (Kristinsson 2018)。すなわち、政治、利益団体、ビジネス、文化、学術などそれぞれの分野で別個にエリートが台頭し、それらは相互交流を持つ場合もあるが、かつてのように政党を軸に中心化されたものではなくなくなってきている。

こうした変化の主な理由としては、経済の自由化による政治エリートの経済分野への影響力低下、公共部門の専門性の向上に伴う政治任用のリスク増加、商業メディアの発展、そして政治分野における専門職化と政党の凝集力の低下などが挙げられる (Kristinsson 2012: 190-191)。

ただし、長らくアイスランドのクライエンテリズム政治を研究してきたクリスティンソン (Kristinsson 2006, 2012, 2018) は現代でもクライエンテリズム的要素が完全に消え去ったわけではないことを繰り返し強調している。特に公的・準公的機関の上級職における政治任用はアイスランド政治ではもはや「日常茶飯事 (a regular occurrence)」であると指摘する (Kristinsson 2006: 15)。

各政党は政治的イデオロギーや個別の人間関係に基づいて、政治任用を行う時もあるが、自党による政治的支配の維持と強化を目的として戦略的にそれが行われる場合もある。

例えば、外務省所属の海外大使職や大臣付きの常設秘書官¹⁴、中央銀行の総裁、1990年代までは国営テレビ・ラジオ局の局長など政治的支配の維持のためにしばしば政治任用が行われてきた。

もちろん、こうした政治任用は行政機関における政権の政治的支配を強固にし、行政の効率的遂行に寄与するとして正当化される側面もあるが、一方で過度な政治的介入は民主的ガバナンスを脆弱化させることにも繋がる。

こうしたクライエンテリズム政治の名残は 1990年代以降、アイスランド政治で本格化した新自由主義的政治と極めて親和性が高く、それが金融危機へと繋がる重要な基盤を作り出した。次にこの点を見ていこう。

¹⁴ 常設秘書官とは各省庁職員の上司となり、実質的な実務を取り仕切る立場である。一般の省庁職員は、政治的イデオロギーにかかわらず基本的には政権が変わったとしても職務を続けるが、常設秘書官は大臣の後退とともに職務が終わる。つまり、大臣と運命を共にする身であり、権限および政治性が極めて強い立場である。

(2) 新自由主義政治

1990年代から2000年代前半は新自由主義が本格的にアイスランドに行き渡る時期であった。そして、この時期にアイスランドはバブルによる急激な経済成長を成し遂げた(Jónsson 2009=2012)。世界銀行による調査では、2000年から2007年までの同国のGDP成長率は平均で約5%であった¹⁵。また、2007年の平均世帯所得は世界で5番目に高く、米国の1.6倍を記録した(Wade and Sigurgeirsdottir 2010: 5)。

さて、こうしたアイスランドの「急成長」には明確なキーパーソンが存在する。歴史家のグズニ・ヨハネソン(Jóhannesson 2015)によれば、1991年に前レイキャビク市長で、独立党党首であったダヴィズ・オッドソンが首相となったことが、アイスランドの政治的な方向転換の契機であったことは間違いない。彼は1991年から2004年まで13年という長期政権を築いた。これはアイスランドの議会政治史上過去最長の政権である。

中産階級出身のオッドソンは若手議員の頃から新自由主義的志向の持ち主であった。学生時代にミルトン・フリードマンやフリードリヒ・ハイエクといった新自由主義者の思想に強く影響を受けた彼は、独立党内に「推進力(Eimreiðin)」という新自由主義派のグループを作り、『新自由主義の革命(Uppreisn frjálshynggjunnar)』という雑誌まで発刊するほど彼らの思想にのめり込んでいた(Ólafsson 2011: 24)¹⁶。

アイスランド政治における新自由主義政策の端緒となったのは、後に詳述する1980年の一連の漁業改革とする論者もいるが(Jonsson 2016)、やはり大きな転換点となったのは第二次オッドソン政権下における1994年の欧州経済領域(European Economic Area: EEA)への加盟であろう(Ólafsson 2016: 63)。

1991年から1994年までは、独立党と社会民主主義政党である社会民主同盟(Samfylkingin)による連立政権であった。社会民主同盟は、この時、後に英国の現れる「ニューレイバー」のような「第三の道」的路線をとり、アイスランド経済の国際市場への進出に積極的であった(Jonsson 2012: 28)。オッドソンの新自由主義的リーダーシップの下、1994年のEEA加盟をもってアイスランド

¹⁵ 世界銀行のデータベースは以下を参照(<https://data.worldbank.org/>)。

¹⁶ 「推進力」には後に独立党の党幹事長を務めることとなるキャルタン・グンナルソンやコメンテーターとして言論界から新自由主義化を強くサポートすることとなるハンネス・ハウルムステイン・ギスラソン、その他にも後に政治家や法律家、ジャーナリスト、経済人となり各界から新自由主義化を推し進めたメンバーが所属していた。

と大陸欧州とのあいだでは人、商品、サービス、資本がますます自由に行き交うようになった。政治経済学者のステファン・オラフソン(Ólafsson 2011)によれば、この EEA 加盟はアイスランドの政治経済システムの根本的な転換を促した。

その後、1995 年から 2006 年までの長期間にわたり連立政権を維持した独立党、進歩党政権は、この時期に大規模な税制改革、金融化、民営化を行った。1998 年には、銀行の民営化と規制緩和を開始し、2003 年には国内の三大銀行すべてが民営化された。

また、1988 年には 55% であった法人税が、金融危機が起こった 2008 年には 15% まで引き下げられていた(Jónsson 2009=2012: 38=76)。さらに 1998 年から政府は金融所得に対する課税を 10% にまで削減した(Ólafsson and Krisjansson 2010)。

もちろん、これらの新自由主義的政策は経済界からの強い要望に応えるものであった。例えば、2001 年 5 月、先に述べた経済団体、アイスランド雇用者連盟は年間報告書において法人税の 15% への引き下げを提案した(Samtök atvinnulífsins 2001: 36)。また、同年 11 月、アイスランド大学経済学部主催で民営化と税制に関する国際会議が開かれた。会議では特に個人や世帯への課税形態を多様化し、それと組み合わせながら企業への課税を引き下げ、市場競争を活性化させることなどが話し合われた。ここには当時首相であったオッドソンも参加し、アイスランドに海外投資を呼び込むために、法人税を 30% から 18% へと大幅に引き下げることが示した(Morgunblaðið 2001)。そして、その一ヶ月後、実際に上記の内容の法案が議会を通過した。

佐藤嘉幸(2009)が論じるように、新自由主義は単なる自由放任主義などではない。それは、政治経済的権力者の富の蓄積に有利になるように競争環境を整備する「環境介入権力」として機能する。アイスランド政治に根強く残ってきたクライエンテリズムの文化は、資本蓄積の手段がますます発展していく中で、エリートたちがみずからに有利な環境を整えるために都合の良いものであったことは確かであろう。

新自由主義化の要とも言える、銀行民営化はその過程が極めて不透明であった。上に述べてきたとおり、アイスランドでは強い国家統制とクライエンテリズム政治の下で、金融原資の提供、すなわちローンを組むことさえ政党を通して行われることがあった(Wade and Sigurgeirusdottir 2010: 11)。したがって、アイスランドの大手銀行はかねてより二大保守政党と密接な繋がりを有してきたのである。具体的には、最大銀行であったアイスランド銀行(後のランズバンキ)には、独立党が要職の任命や債権者の調整に介入しており、もう一方の

大手銀行であった農業銀行(後にカウプシングに吸収合併)は進歩党と似たような関係にあった。

そして、これらの銀行が民営化される際にも、ランズバンキは独立党に近い資産家のビョルゴルフ親子が持つ投資グループ、サムソン(Samson)に売却され、当時独立党の副委員長であったキャルタン・グナルソンが役員の一員として就任した(Ólafsson 2011: 24)。他方、農業銀行は進歩党と距離の近いSグループという企業連合に売却された(Thoroddsen 2011: 42-43)¹⁷。こうした一連の出来事にも明らかにクライエントリズム文化の名残が見て取れる。

民営化された銀行は、アイスランド・クローナの通貨価値の高さを背景に国際市場で次々と借り入れを行って外資を集め、国内においては低金利で貸し付けるといった外貨建て経済を構築することで急激に成長し続けた。

こうした金融産業の拡大がエンジンとなり、1990年代後半から2000年代前半にかけて、アイスランドは経済成長し続け、国民一人当たりのGDPは2001年から2007年の間に約4.7倍と急上昇し、世界有数の富裕国となった¹⁸。産業構造はそれまでの水産業中心から金融産業が主要産業となり、空前の好景気にアイスランド国民は沸いた。当時マスメディアでは、同国の国際市場における金融産業の発展を「進撃(Útrasín)」や「進撃するヴァイキング(Útrásarvæikingar)」と呼び、アイスランド人のルーツであるヴァイキングの勇猛果敢な姿と国際市場に果敢に挑むアイスランド金融産業を重ね合わせながら歓迎した(Bergmann 2014: 25; Bernburg 2016: 29)。

しかしながら、この成長の仕方は明らかにおかしかった。ジョセフ・スティグリッツ(Stiglitz 2001: 2)は2001年の時点で金融危機のリスクに言及し、アイスランド経済に対して為替相場の過度な変動の抑制や銀行貸し付けへの一定の制約などの対策を講じるべきだと警告していた。

また、国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)も、2006年の報告書の中でアイスランド経済について、2000年代前半における急激な経済成長と同時に爆発的に増加した対外債務によって、アイスランドの銀行が非常に不安

¹⁷ 当時からこれら二大銀行の売却は政治的だとする批判があった。一連の売却に何らかの政治的意図を見るだけの根拠は十分にあったように思われる(Jónsson 2009=2012: 48-53=91-98; Throrodden 2011: 32-45)。例えば、ランズバンキの売却時にサムソングループは最高入札者ではないにもかかわらず、政府は株式の45.8%をサムソングループに売却することを突然決定した。そして、この不可解な決定に対してアイスランド金融庁が一時売却手続きを止めるという事態にまで至った。

¹⁸ 世界銀行の統計によれば、アイスランドの国民一人当たりのGDPは、2001年に0.647%であったが、2007年には3.04%にまで増加していた。

定な状態にあると警告していた (IMF 2006)。

確かに、目覚ましい経済成長の一方で、アイスランドの海外負債は膨れ上がっていた。2007年時点での海外債務は GDP の約八倍に達していたのである (Ólafsson and Krisjansson 2010)。急激な経済成長を支えていたのは、自由化された金融産業による莫大な海外債務であった。しかし、当時国民のほとんどがこのような事実を知る由もなかった。社会学者ヨン・グンナル・ベルンバーグ (Bernburg 2016: 29) は、「メディアや当局による (金融産業の) 進撃に対する無批判の受容は、証券の買い集めに伴うアイスランドへのシステミック・リスクの蓄積に対して国民に疑いを抱かせなかった」と述べている。

金融危機後、アイスランド議会は外部専門家も招き独立の特別調査委員会を立ち上げた。委員会がまとめた調査報告書には次のような記述がある (Árnason, Nordal and Ástgeirsdóttir (SIC) 2010: 17)。

国家の金融システムの規模が、例えばその国の国内総生産 (GDP) の三倍にも上る時、国家当局は一般的に、金融システムが遵守すべきルールを設定し、その遵守を確保する可能性を有していることは明らかである。しかし、金融システムの規模が国内総生産の九倍にも達した時、その役割は逆転する。これがアイスランドの事例である。議会、政府双方が、金融システムに合理的な規制を設けるだけの権力と勇気を欠いていた。すべてのエネルギーがただ金融システムを持続させるためだけに注がれていたように思われる。

政治と金融産業の密接な関係の下、1990年代以降、アイスランドでは新自由主義的改革が推し進められてきた。空洞化した民主主義に支えられた実体のない経済成長は、結果的に、北欧の極小国を国家破産寸前へと至らせる下準備となったのだ。

第二節 アイスランドの金融化

(1) 漁業の金融化—ITQの導入は何をもたらしたのか

イタリアの経済学者、マウリツィオ・ラッツァラート (Lazzarato 2011=2012: 40-41) によれば、金融化とは「負債の製造、つまり債権者/債務者の権力関係の構築と発展」であり、彼はこれを「新自由主義政策の戦略的核心」と指摘する。

1991年に行われた漁業改革は、アイスランドの伝統産業、そして基幹産業であり続けてきた漁業に金融化のメスを入れたことによって、その後の新自由主義的改革の第一歩と見られている(Ólafsson 2016: 62)。以下では、この漁業改革を通してアイスランド経済が金融化されていく過程を具体的に描写する。

歴史的にアイスランド経済を支えてきたのは漁業と畜産農業である。特に漁業は国内消費のためだけでなく、1990年代後半まで長らくのあいだほとんど唯一の外貨獲得手段でもあった。

アイスランドに人々が入植し、政治的な共同体(polity)が生まれた900年頃から2000年までのこの国の歴史をまとめたグンナール・カールソン(Karlsson 2000)は、20世紀を扱った最終章に「20世紀の大転換(The Great 20th-Century Transformation)」というタイトルをつけた。

この「大転換」の端緒となったのも、漁業分野における技術革新であった。すなわち、トロール漁船の導入である。カールソン(Karlsson 2000: 288-289)によれば、漁業における機械化の進展によって1903年から1930年までに年間漁獲量は八万トンから40万トンに急増した。さらに、第二次世界大戦期、水産物の輸出需要が高まり、これに伴って生じた後方連関が国内経済全体を押し上げた。戦後も長らくアイスランド政府は漁業・水産業に対して強力な保護主義政策をとり、水産物の輸出を通して外貨獲得を目指した。

2015年時点でも水産業はGDPの8.3%を占め、加工品も含めると輸出商品の中では42%と最大のシェアを占めている(Central Bank of Iceland 2016)。国土面積が小さく、人口も極端に少ないアイスランドにとって、漁業はまさに経済の生命線といっても過言ではない。

しかし、1988年、政府は過剰漁獲の懸念から年間漁獲総量(Total Allowable Catch: TAC)を前年の漁獲量別に割り当てる個別漁獲割当制度(Individual Quota system: IQ)を導入した。これによって政府が漁獲量をコントロールすることができ、持続可能な漁業が可能となると考えられた。

しかし、ここには問題もあった。前年の漁獲量は、基本的には所有する漁船の大きさとその所有数に比例する。これらによって漁獲制限枠が割り当てられるため、小さな漁船しか持たない地方の中小漁業者と巨大な漁船を複数所有する大企業との間の漁獲量格差の拡大を制度化することになってしまったのである(Bergmann 2014: 42)。そこにはもはや取れ高としての魚の姿はなく、漁業労働の前にすでに結果の見える数字としての「ヴァーチャルフィッシュ」(Maguire 2015)が現れた。

さらに1991年には、割り当てられた漁業権を各個人が自由に譲渡することができる譲渡可能個別漁獲割当制度(Individual Transferable Quota system:

ITQ)が導入された。ITQ は漁獲量の市場における売買、貸借、担保化を可能にし、「ヴァーチャルフィッシュ」の汎用性を大きく広げ、金融産業がアイスランドの基幹産業である漁業に進出することを可能にした。IQ と ITQ の導入はアイスランドの漁業経済および漁業者の生活を一変させた。

第一に、毎年継続して十分な漁獲を得るために、あるいはさらに漁獲量を増大させるためには、より多くの漁獲枠を手に入れる必要がある。しかし、その際漁業に関する伝統的な知恵や技術、あるいは労働にたいする勤勉さではなく、ただ資本の大きさによってのみ成果が決まる。

より多くの資本を持つ大企業とは異なり、地方の中小漁業者は漁獲枠を獲得するために、銀行ローンを利用するようになった。さらに、漁獲枠の売買や貸借が可能となったため、2000年代前半にかけて市場競争にさらされた漁獲枠の値段は急激に高騰し、それに付随するように漁業者のローンも増加していった (Willson and Gunnlaugsdóttir 2015)。実際に、漁業セクターにおける負債は1997年から2007年までにおおよそ二倍となっている (Maguire 2015: 127)。

第二に、アイスランドの漁業における根本的な構造転換を引き起こした ITQ は、大企業の強い要請によってなされ、また結果として彼らにアイスランドの水産資源とその利益を集中化させた。IQ と ITQ の導入に際して大きな役割を果たしたのは、アイスランド漁船所有者連盟 (Landssambands Íslenskra Útgerðarmanna: LIÚ) である¹⁹。資産家も多く参加するこの組織は特に独立党との関係が深く、長年政治の中心に位置してきた同党に対して IQ や ITQ の制度確立を求めるロビー活動を積極的に行っていた (Ólafsson 2011: 17)。

上記したとおり、ITQ の下では資本の大きさが漁獲枠の取得に直結するため、巨大でより技術の高い漁船を持ち、また他の漁業者から漁獲枠買い取ることでできる大企業は漁獲量が増大する。一方で小規模の漁業者は ITQ 導入後、巨大な水産企業にその漁獲枠を売ることを余儀なくされるケースもあった (Ólafsson 2011: 18)。漁業における新自由主義的制度改革は地方の中小漁業者を政治と密接に繋がり合った大企業との勝てる見込みのない市場競争に参戦させ、結果として彼らに多額の負債を抱えさせた (Willson and Gunnlaugsdóttir 2015: 140)。

一方、ITQ は導入前後に地方漁業に多額の投資ができた人々にはさらに多くの富をもたらした。したがって、それは「贈り物の漁獲割当 (gifted quota)」や「アイスランド史上最大の合法的な富の移転」と揶揄されることもあった

¹⁹ 2014年にアイスランド水産加工連盟と合併し、現在はアイスランド漁業者連盟 (Samtök fyrirtækja í sjávarútvegi: SFS) となった。

(Throddsen 2011: 23)。

結果的に、2011年の時点で、上位10企業が漁業枠の約52%を占め、上位20企業が約71%を占めていた(Íslandsbanki Seafood Team 2012: 11)。こうした状態が成立するのは、ITQによって実際の漁業労働と漁獲量が切り離されているからである。また、こうした漁獲枠の保有者とはすなわち、アイスランドという国家にとって最も貴重な天然資源の所有者を意味していた(Oddosson 2016: 469)。

ITQの導入は持続可能な漁業という公益的目的の一方で、漁船所有者連盟のロビー活動に見るように、高度に政治的な意図を背景に持つ改革であった。その結果として、経済資源の偏在化、中小漁業者の撤退に伴う地方経済の衰退、そして漁業権を担保とした個人または世帯の負債の増大がもたらされた。

(2) 負債の増大、格差の拡大

アイスランドでは1990年代から2000年代前半にかけて、社会部門への公的支出の削減は起こっていない。平均可処分所得も漸増傾向にあった。それにもかかわらず、この時期に所得格差は急激に拡大している。

経済的不平等の度合いを示す指標であるジニ係数²⁰は1996年頃から徐々に増加し、2003年以降さらに増加傾向に拍車がかかり、2007年には0.44にまで上昇していた(Ólafsson and Krisjansson 2010: 6)。急激な経済成長と同時期に急激な経済格差の拡大が引き起こされるという状況が意味するのは、富裕層の経済成長のスピードが中間層、低所得者層のそれよりはるかに速かったということである。

オラフソン(Ólafsson and Krisjansson 2010: 6-10)は、1980年までアイスランドは他の北欧諸国と同様、経済格差の比較的少ない社会であったが、1990年代以降社会の中に急激に所得格差が生じ始めると述べる。例えば、2002年から2007年にかけて、平均所得の成長のうち37%が所得上位1%の成長によるものであり、また彼らを除いた所得上位9%が平均所得成長の20%を占めている。つまり、この時期のアイスランド人の所得増加のうち半分は、上位10%の超富裕層による資本蓄積の増大を背景としていたのである。

こうした経済格差の拡大は、アイスランド政治社会における言説の変化にも

²⁰ ジニ係数とは国内の所得格差を示す指標のひとつであり、所得の再分配の程度を示している。数字が高いほど所得の再分配が進んでおらず、所得格差が大きいことを表しており、0.4を超えると社会不満が騒乱に転化する恐れの高い危険水域と言われている。

見て取れる。アイスランドは一般的に北欧福祉国家として同質性が高く、格差のない平等な社会としてイメージされることが多いが、グズムンドゥル・オッドソン (Oddsson 2016) は新聞と議会議事録における言説分析を通して、1995年以降、平等であったはずのアイスランド社会に経済格差が生まれ、階級意識が認識され始めたことを指摘する。

彼の論文でも引用されている次のような政治家の発言は非常に象徴的である。

アイスランド人であるとは何を意味するのでしょうか？アイスランドの国民アイデンティティとは何でしょうか？それは人々が似通った条件や信念を共有し、アイスランドは階級のない社会なのだと話さえることができる、そうした小さな社会の一員であるということです。しかし、我々はもはやこのように言うことはできません (Gísladóttir 2006)。

なぜこうした経済格差が生まれたのであろうか。ひとつの説明は、この時期に行われた大規模な税制改革である。

1998年には、政府はすべての金融所得に対する課税や遺産相続税の税率を引き下げると一方で、個人所得税や住宅ローンの控除額、子育て手当などを削減した。前者は高所得者層の税負担を軽減し、後者は低所得者層の税負担を増加させた (Ólafsson and Krisjansson 2010)。結果的に、税制改革によって制度的に富裕層と中所得層以下の経済格差は作られたといえる。

もちろん、経済格差を作り出すことを目的にこうした税制改革が行われたわけではない。それはあくまで結果である。こうした新自由主義的税制改革の政治的な目的はむしろ、飛躍的な経済成長にあった。成長戦略はずばり、アイスランドを「国際的な金融センター」にすること、これである。実際、当時オッドソン首相の政治経済アドバイザーを担っていたハンネス・ホウルムステイン・ギスラソン (Gissurasson 2001) は 2001 年に出版した著書『アイスランドを世界一金持ちの国にする方法 (Hvernig getur Ísland orðið ríkasta land í heimi?)』において、アイスランドをルクセンブルクやカリブ諸国のようなタックスヘイブン (租税回避地) にすべきだと論じていた。

大型公共事業で開発を次々と行い、同時に上記のような低課税政策でグローバル資本を呼び込み、さらに税率を引き下げる。オッドソン首相のリーダーシップの下、絵に描いたような新自由主義改革が進められた。

バブルはすぐに起きた。株価は 2003 年からの一年間で約九倍に跳ね上がった。人々はまさに、「根拠なき熱狂」 (Shiller 2000=2001) に駆られていた。抵当ローンで購入された住宅を担保にして車の購入や維持から海外旅行に至るま

で、あらゆる家計支出がクレジットによって行われた。アイスランドの人々は自分たちが金持ちになったと錯覚した(Wade and Sigurgeirsdottir 2010: 14)。つまり、1990年代後半以降の市民の生活水準の向上は彼女・彼らの負債の拡大と引き換えにして達成されていたのだ。

1980年代初頭には対GDP比でわずか17%、対可処分所得比で26%であった家計負債は、2006年には対GDP比116%、対可処分所得比216%とにわかには信じがたいほどの増加を見せた(Central Bank of Iceland 2007: 55)。2007年末の国内三大銀行の「資産」総額はGDPの約800%に達していた。

銀行は積極的にローン(それも外貨建て物価スライドローン)を国内で売り込んでいた。当時のアイスランドにおけるローン売り込みについて、アイスランド西部の街であるグルンダルフィヨルズル(Grundarfjörður)を調査したマーガレット・ウィルソンとビルナ・グンロイグスドットイル(Willson and Gunnlaugsdóttir: 2015)の研究では、地方の街がどのように負債化していくのかが描かれている。

彼女らの論文には以下のようなエピソードが紹介されている。2006年にある銀行員が街にやってきて、農家に対してより大きな牛舎を購入するためにローンを借りるよう勧めた。2007年には三大銀行のひとつのグリトニルが筆頭株主である大手農業機器メーカーが、街の農業者をヨーロッパの農業機器展覧会の視察旅行へと連れていった。その際、グリトニルからも銀行員が付き添い、彼らに外貨建ての物価スライドローンを組むよう勧めた。銀行員は、自分はずべてのものをローンで購入しており、それはもはや「一般的」となったと述べたという(Willson and Gunnlaugsdóttir 2015:140)。

アイスランド経済の急激な台頭は、家計負債の増大とまさに表裏一体となっていた。2008年に金融危機が起こった時、この家計負債はその規模をさらに大きくしてアイスランドの人々にのしかかった。

クライエンテリズム政治が耕した土壌の上に、1990年代からの新自由主義的諸政策は実施され、アイスランドは経済格差と負債を増大させながら、着実に金融危機への歩みを進めていった。危機は偶然に起こったのではなかった。そのルールは明らかに、政治的に敷かれていたのである。

第三節 鍋とフライパンで蜂起せよ！

2010年10月6日、当時の首相ゲイル・ホイデは緊急記者会見を開いた。彼は演説で国家破産の可能性に言及したが、政府としての具体的な対応策は何ら

示されなかった。実際、金融危機を前にして政府が何かをするにはすでに手遅れであった²¹。彼の演説の最後の言葉は「アイスランドに神のご加護を (Guð blessi Ísland)」であった。いまや国家の経済的、政治的な崩壊は誰の目にも明らかとなった。

民営化され、積極的に海外市場に進出することで金融経済の原動力となっていた三大銀行(カウプシング、グリトニル、ランズバンキ)は、金融危機が起こった際、当時の対 GDP 比で約 700%もの負債を抱えたまま破産に追い込まれ、結局は国有化された (Zoega 2016: 23)。2007 年時点で金融産業が GDP の約 26%を担っていたこと (Central Bank of Iceland 2007)、破産した三大銀行がアイスランドにおける銀行資産の 97%を占めていたこと (Johnsen 2016: 41) を考えれば、アイスランド経済が一時的にはあられ、ほとんど全面停止したに等しかった。

また、金融危機は当然、アイスランド国民の生活に大きな影響を与えた。アイスランド統計局によれば、危機直前 2007 年には 2.3%であった失業率が 2010 年には 7.6%と約三倍も増加した²²。

さらに深刻であったのは、銀行業務の停止による個人口座の事実上の凍結と危機前に外貨建てで組んだ住宅ローンによって多くの国民が破産寸前に至ったことであった。危機直後、約五万人以上のアイスランド国民の預金が失われた (Boyes 2009)。さらに、十分の一の国民にあたる約三万人が危機後、住宅ローンの破産に追い込まれ、数千もの住宅が差し押さえられた (Bowers 2013)。

以上のような状況の中で、社会不安や政治的不満は市民による歴史的抗議を引き起こした。その後四カ月ものあいだ断続的に行われることとなるこの国会前の抗議行動について、その展開と特徴をここで記しておくことは意味があるだろう。なぜなら、この金融危機後の抗議こそ、第三章以降で論じるポスト金融危機のアイスランドにおける市民の政治参加の経験的、思想的ルーツとも言えるからである。

2008 年 10 月 11 日、金融危機が公式に伝えられて以降、初めての組織化された抗議が国会前広場で行われた。中心となったのはゲイ・アクティヴィストでシンガーソングライターでもあるホルズル・トルヴァソン²³であった。彼は数

²¹ 金融危機の最中の政府内や銀行関係者の動きはアウスゲイル・ヨウンソン (Jónsson 2009=2012) の著書『アイスランドからの警鐘(原題: Why Iceland?)』第 7 章に詳しい記載がある。

²² アイスランド統計局 (Hagstofa Íslands) のデータベースは以下を参照 (<https://hagstofa.is/>)。

²³ トルヴァソンは、アイスランドにおいてゲイを公にカミングアウトした最初の人物である。しかし、当時社会からのバッシングを受け、一時期、国外へ

名の友人とともに「人々の声 (Raddir Fólksins)」というグループを結成し、拡声器を持ってスピーチし、さらに参加者や通行人にも話してもらうように呼びかけた²⁴。これ以降、「人々の声」は毎週土曜日の 15 時に国会前広場で抗議集会を開催し、運動の中心的存在となっていく。当初、抗議集会をおこなっていたのは「人々の声」だけでなかった。当時の報道によれば、レイキャビク市内だけで 15, 16 の抗議集会が呼びかけられていた (Morgunblaðið 2008)。時期が経つに連れて、それらは国会前の「人々の声」の集会へと収斂されていったと見た方がよいだろう。それでも、すべての集団がそこに集ったわけではなく、例えばアナーキスト運動など国会前抗議とは別動で動いていた小集団ももちろん存在する (Júlíusson and Helgason 2013: 200)。

この抗議集会での要求は極めて明確であった。第一に、当時の内閣の辞任。第二に、早期の解散総選挙の実施。そして、第三に、当時中央銀行総裁であったデヴィッド・オッドソンの辞任である²⁵。10月から11月にかけて抗議集会は徐々に拡大していき、常に 4000 人～8000 人ほどの市民(当時の国内人口の約 2% 程度に相当する)が集まり、スピーチや鳴り物を使って抗議した。しかし、12月になるとクリスマスや年末の行事で市民の忙しさが増したため、参加者は減少していった (Júlíusson and Helgason 2013: 201)。

抗議が大きな転換点を迎えるのは 2009 年 1 月下旬である。1 月 20 日は、クリスマス休暇が終わり、年明けの議会が開かれる日であった。この日はこれまでのようなスピーチを中心とした抗議とは異なるレパトリーが採用された。参加者らは各自の家から鍋やフライパン、その他のキッチン用品などを持参し、国会前でひたすら打ち鳴らすという抗議レパトリーを採用した。抗議行動は夜まで続き、広場ではクリスマス用に設置されていたツリーが倒され、大きな焚き火が作られた。国会前で人々は次のように叫んでいた。「役立たずの政府 (Vanhæf ríkisstjórn) !」 (Friðriksson 2009)。

この抗議は、以後四日間連日行われた。そして、当時の抗議レパトリーに由来して、後にアイスランドの金融危機後の抗議運動は「鍋とフライパン革命

移住した。その後、帰国し、性的マイノリティを支援する運動団体サムトーキン 78 (Samtökin '78) を設立し、性的マイノリティ支援運動や人権運動を行ってきた。

²⁴ トルヴァソンは抗議日の前にも何度か国会前や街に出向き、街行く人々と現在の状況を共有し、次にどのような行動をとるべきかを話し合っていた (2017 年 8 月 25 日レイキャビク市内にて本人へのインタビュー)。

²⁵ トルヴァソンによれば、2 回目の抗議集会までは参加者の多くがデヴィッド・オッドソンの責任のみを追及していた。3 週目の 10 月 25 日、ようやく抗議の中心的な要求項目が定まったという (2017 年 8 月 25 日レイキャビク市内にて本人へのインタビュー)。

(Búsáhaldaþytingin)」と呼ばれるようになった。

1月23日、ホイデ首相は年内中の総選挙を表明し、自身の独立党としては5月を目処に他党と調整を進めると述べた(Bjarnason 2009)。この時には、彼は当時の独立党-社会民主同盟連立内閣の解消については触れていなかったが、実際には両党の協議は続いており、わずか三日後の1月26日、ホイデ首相は社会民主同盟との連立解消を記者会見で発表した。

この背景には社会民主同盟内で連立解消の要求が高まっていたことがあった。特に党組織の中でも最も規模の大きいレイキャビク支部がかねてより連立解消と早期の総選挙を要求し続けていたことが大きかったと考えられる。

連立解消発表の翌日には、社会民主同盟と左翼緑運動が総選挙までの臨時政権として左派連立を組むことが明らかにされた。臨時の首相には当時社会民主同盟の党首で、独立党との連立政権時代には社会保障大臣を務めていたヨハンナ・シングルザルドッティルがつくこととなった。臨時政権はデヴィッド・オッドソンに中央銀行総裁を辞任することを求め、結果的に2月26日をもって彼は辞任した。

さらに、臨時政権は当初2009年5月9日に設定されていた総選挙を4月25日に早め、早期の総選挙実現に取り組んだ(Hardarson and Kristinsson 2010)。こうして「鍋とフライパン革命」において公式的に掲げられていた要求はほぼ完全な形で達成された。

さて、この金融危機後の抗議運動は文字通り、歴史的な抗議であった。金融危機以前、アイスランドは抗議運動の経験が極めて少ない社会であった(Bernburg 2016, 2019; Vogiatzoglou 2016)。しかし、危機以降、アイスランドでは大規模な抗議運動が断続的に発生している。この点で、2008年の金融危機はアイスランドの運動文化にとっても大きな転換点となったと言える。

アイスランドの抗議運動の規模は金融危機を契機とした他の欧州諸国における抗議運動と比較しても大きく、首都レイキャビクの当時の人口の約4分の1が参加していたという調査もある(Bernburg 2015: 246)²⁶。

アイスランドの社会学者、ヨン・グンナル・ベルンバーグ(Bernburg 2016: 108-110)の調査によれば、この抗議運動の参加者は、比較的若年層で、高学歴かつ都市部に居住している(それは国会前という抗議現場に比較的近いことも意味する)人々であった。しかしながら、世帯収入による参加率の差異は見られず、したがって経済的階級にもとづく動員ではなかった。社会経済的にみれば、

²⁶ 2009年にアイスランド国民選挙調査(ICENES)では、有権者の実に16.8%が危機後の抗議への参加経験があると答えた。これはベルンバーグ(Bernburg 2015)の調査から導き出される数字とほぼ一致する。

幅広い層が抗議運動に参加していたと言える。

抗議運動には、アイスランドの社会運動分野において従来中心的なアクターであった、環境運動、フェミニズム運動、LGBT 運動の活動家やアナーキストも多数参加し、時に彼女・彼らの主張が抗議現場で掲げられることもあった。この点で、この抗議運動は確かに過去のアイスランドにおける社会運動(それらの多くが「新しい社会運動」にルーツを持つ)との連続性はあった(Bernburg 2019: 4; Júlíusson and Helgason 2013)。

しかし、これらの左派活動家たちを超えて幅広い人々を動員する国民的抗議となったのは、金融危機による生活条件の低下もそうであるが、なにより既存の政治経済エリートたちに対する強烈な批判と民主的なガバナンスの要求という、階級やイデオロギーを跨いで人々を動員することのできる言説が現れたからであった。

実際、ベルンバーグ(Bernburg 2016: 72-74)は抗議運動の主要な言説のひとつはアイスランドにおける「政治腐敗」であり、「したがって、問題は既存の欠陥を抱えたガバナンス様式にあると規定され、金融危機を経て、この問題は民主的改革の要求」となったと述べる。

こうした反エリート的、反腐敗的言説、そして民主主義的な志向性はアイスランドの政治社会、金融危機の一側面を捉えたものでしかない。しかし、本章の前半で論じてきたような文脈をふまえれば、それは確かに的を射たものであったと言えよう。

そしてこの抗議運動の中で生まれた言説は第五章で論じるように、後に政党政治、選挙政治の領域でも用いられるようになる。また、民主的改革の要求は次章で論じる憲法改正へと具体的に発展させられていく。そうした意味でもこの抗議運動はポスト金融危機のアイスランドにおけるひとつのランドマークとなっている。

第四節 まとめと小括

本章では、続く第三章以降のポスト金融危機の市民の政治参加の前提として、アイスランドの伝統的な政党支配体制と 2008 年の金融危機へと直接的に繋がる 20 世紀末の金融化、そして危機直後の抗議運動の展開を論じてきた。

第二次世界大戦後、アイスランドはデンマークの統治から完全独立を果たしたが、その政治体制はデンマーク統治下における漸進的な独立過程の影響を大きく受けていた。すなわち、保守独立党による強固な支配体制と脆弱な官僚機

構である。独立運動を主導し、社会の基盤を作り上げながら幅広い支持を得てきた独立党、また地方では独立党と勢力を二分する進歩党が地盤を固めていた。この二大保守政党を中心にして、戦前から戦後直後にいたるまでアイスランド政治にはクライエンテリズムの習慣が広く行き渡っていた。

そして、それは 20 世紀後半の新自由主義時代における政財のエリートたちの密接な紐帯を作り出す素地となっていた。そして、この「ビジネスと政治の共生関係 (Symbiosis of business and politics)」(Vaiman, Sigurjonsson and Davidsson 2011: 260) に沿ってオッドソン政権下で新自由主義的諸政策は進められた。実体のないバブル経済は、気づいた時にはもはや手の付けられないほどにまで膨れ上がり、政治的規制のしようがないほどであった。すなわち、そこに民主主義の入る余地はなかった。

金融危機はアイスランドに政治経済的な危機をもたらすとともに、同国の社会運動文化の歴史的な転換点となった。この危機後の抗議運動は次章以降で論じる民主的取り組みの基点となった。このように歴史的に形成されてきたアイスランド政治社会の構造と文脈をふまえて、次章以降ではポスト金融危機における市民の政治参加を具体的に検討しよう。

第三章 アイスランド市民憲法の「失敗」と可能性 —脱政党的政治参加と代表制民主主義の再民主化—

本章では、金融危機後のアイスランドで展開された憲法改正事例の考察を通して、市民による脱政党的な政治参加と政党政治とのあいだに生じる相互作用を明らかにする。

「鍋とフライパン革命」はその短期的要求を達成した後、いくつかの運動に発展していった。その中でも特に重要な成果を生み出したのが、新しい憲法を制定しようとする運動である。抗議運動参加者らが中心となって開始されたこの取り組みは、ミニ・パブリックスの活用などによる広範な市民参加と民主的熟議を通して、政党や議会といった既存の代表制とは異なる形で制度政治に影響を及ぼそうとする新しい民主主義の可能性を垣間見せるものであった。

しかし、憲法改正のような高度に政治的な課題について、既存の政党政治の影響を抜きにして考えることは難しいのではないだろうか。したがって、本章ではポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正事例を政党政治との関連をふまえて検討する。具体的には、憲法改正の過程が政党政治にどのような影響を受けたのか、逆に政党政治にどのような影響を与えたのかを明らかにする。

第一節 「参加」と「熟議」の民主主義？

近年、比較憲法学の分野では、市民参加の熟議を通して、憲法を改正しようとする試みが注目を集めてきた。実際、市民参加型の憲法改正の事例は、アイスランド、アイルランド、エストニア、ルクセンブルク、ルーマニアなど欧州各国で確認されている (Farrell, Suiter and Harris 2019: 114)。それらは多くの場合、金融危機後の政府の政策的失敗、または EU などの超国家機関によって引き起こされた主権の喪失など、既存の代表制への不満を背景として現れたと指摘している (Contiades and Fotiadou 2018: 10-11)。つまり、これらの憲法改正の試みは憲法を書き換えることそのものの重要性と同時に、既存の代表制民主主義とは異なる民主主義の在り方を模索する動きとしても捉えられなければならない。

こうした趨勢も念頭に置きつつ、以下ではポスト金融危機におけるアイスランドの憲法改正事例に焦点を当てる。

アイスランド政治社会において、憲法改正の議論は金融危機以前から存在していた。アイスランドは 1944 年にデンマークから完全独立を果たし、アイスラ

ンド共和国憲法の下に独立国家として歩みだした。この際に制定された現行憲法は、元々1874年に作られたデンマーク王国憲法を基盤としている。したがってそれは、選挙区に関する記述などについて何度か部分的な修正が行われてきたものの、根本的には100年以上前の憲法であると言える(Gylfason 2016: 203)。そして、そこには「民主主義(democracy)」や「国民国家(nation)」、「議会規則(parliamentary rule)」、「政府(government)」といった概念が明記されていない(Thorarensen 2018: 105-106)。こうした歴史的背景の下、憲法改正を訴える政治家もこれまで存在したが、議会の中では常に少数にとどまってきた。

しかし、2008年の金融危機後、新憲法制定の要求はアイスランド社会の中で急激に広がっていった。歴史的な規模で拡大した危機後の抗議の中で、新憲法の制定は公式的な要求にこそならなかったものの、すでに多くの抗議者たちのあいだで共有されていた課題であった(Gylfason 2013: 380; Jónsdóttir 2011)。実際に、筆者によるインタビューにおいても多くの回答者が新憲法制定の要求を始めて耳にしたのは金融危機後の抗議運動の現場だったと回顧している(IC5²⁷, IC6²⁸, IC7²⁹, IC8³⁰, IC11³¹)。

当時、憲法改正に向けた取り組みに積極的に参加していたインタビュー回答者(IC7)は次のように述べる。

独立以来、多くの政治家が憲法の部分的な修正や根本的な改正を訴えてきました。しかし、2008年の危機以前はその要求は国民の想像力を掻き立てていなかったと思いますし、政党政治においても主流派にはなりませんでした。しかし、2008年以降、新憲法の要求が多くの人々に受け入れられるようになったのです。

こうして、憲法改正に向けた取り組みは金融危機後の抗議運動の延長線上で開始された。実際、憲法改正を推進する運動を担ったのは抗議運動で中心的役割を果たしていた活動家たちであった(Vogiatzoglou 2017: 49)。

政治家の関与を排し、市民のみで作成された新憲法草案は2012年に国民投

²⁷ 2019年2月12日レイキャビクにて左翼緑運動の国会議員へのインタビュー。

²⁸ 2019年2月15日レイキャビクにて活動家へのインタビュー。

²⁹ 2019年2月17日レイキャビクにて草案作成過程参加者、現アイスランド海賊党員へのインタビュー。

³⁰ 2019年2月18日レイキャビクにて活動家へのインタビュー。

³¹ 2019年3月4日ビデオ電話を通して草案作成過程参加者、現アイスランド海賊党員へのインタビュー。

票にかけられ、賛成多数を得るに至った。しかし、現行のアイスランド憲法下では憲法改正のために議会の承認が必要であるにもかかわらず、新憲法制定に向けた法案は当時のアイスランド議会で採決にすらかけられず、結果的に2013年の政権交代を機に改憲議論は棚上げとなってしまった(Fillmor-Patrick 2013; Gylfason 2013, 2016; Ólafson 2016)。

このアイスランドの事例が特徴的であるのは、まず、それが既存の議会代表の関与を可能な限り排除し、草案作成から国民投票に至るまで一貫して市民主導、市民参加の下で行われた点にある。

憲法草案をほとんど市民のみで作成するという試みは、一般市民自身が民主的な熟議を通して社会の抱える問題に解決策を提示できるとする先駆的な事例として研究者の注目を集めてきた(Elster 2016; Fillmor-Patrick 2013; Landemore 2020; Thorarensen 2018)。

特に、熟議民主主義論の分野では、アイスランドの憲法改正事例が重要なモデルケースとなりつつある。近年の熟議民主主義論をリードする政治理論家の一人、エレヌ・ランデモアは長らくアイスランドに着目しながら研究を進めてきた。

ランデモアは熟議民主主義を基礎とした「開放的民主主義(open democracy)」という概念のモデルケースとしてアイスランドを取り上げる。開放的民主主義とは、「古代アテネの参加的権力が持つ積極的な理想、少なくともその実践と現代の自由権の保障という理想の擁護を意味している」(Landemore 2020: 136)。

簡潔に述べれば、開放的民主主義の構成要素とは①参加の諸権利、②民主的代表、③熟議、④多数決原理、⑤透明性の五点に集約される。

開放的民主主義においても、いまだ最終的な集団的意思決定の手法として多数決が採用されるものの、そこに至る過程として、抽選や自発的代表、委任などを通して選出された「民主的代表」による「熟議」が重要視される。また、これらの過程を支える前提として、市民は選挙権を越えて議題提案や直接投票請求、政治的抽選への参加など幅広い政治参加のための権利、すなわち「参加の諸権利(participatory rights)³²」を持っているとされる(Landemore 2020: 135)。選挙民主主義において代表者のアカウントビリティは選挙によって担保されているが、開放的民主主義におけるアカウントビリティはその熟議過程の

³² ランデモア(Landemore 2020: 136)によれば参加の諸権利には「権力の周縁部から中心部へと道を切り開くことのできる、想像可能なあらゆる権利が含まれている。とりわけ、参加の諸権利は市民が権力に同意したり、権力から市民を守ったりするだけでなく、市民が議題を設定する権力にアクセスできるようにするものである」。

透明性に依拠する。

彼女は既存の代表制民主主義の不十分性を前提として開放的民主主義を論じるが、上に述べた内容を見てもわかる通り、それは代表制自体の放棄を意味するわけではない。実際、彼女は次のように述べている (Landemore 2020: 52)。

「代表制民主主義」のパラダイムを刷新するのではなく、私たちは何らかの形態の代表が近代的な統治システムにおいて必要とされ、望ましいものであり続けることを受け入れつつ、実質的には異なる民主主義のパラダイムを示そう。それは代表制民主主義を超えるようなものではなく、そこに多少の協力的な修正を加えるようなものである。

つまり、開放的民主主義とはオルタナティブな代表の在り方を提示する新しい代表制民主主義の概念であると言える³³。

このような概念に基づいて、ランデモアはアイスランドの憲法改正事例を「伝統的な選挙民主主義が、より開放的な民主主義へと倒れ行く最初のドミノ」として位置付ける。彼女はアイスランドの事例が持つ先駆性を以下の三つの実践に見ている。第一に、新憲法草案作成の前段階として行われた「国民フォーラム」である。第二に、憲法改正草案を具体的に作成するための「憲法評議会」。そして第三に、草案作成段階におけるソーシャルメディアなどの新しい情報通信技術の活用である。

ランデモア (Landemore 2020: 157, 172-178) によれば、まずこれらすべての段階において、市民が幅広く参加する回路を用意し、多様性の確保が試みられていたことが重要とされている。

アイスランドの憲法改正過程では、憲法評議会の委員が国民の直接選挙によって選出されたり、新憲法草案は最終的には国民投票にかけられるなど、要所において多数決原理が採用されていた。国民フォーラムは選好の集計的側面が強かったものの、憲法評議会の過程では各委員が新憲法の内容について小委員会に分かれて議論し、さらにそれが全体会合の中で再度議論に付されるというように、熟議的側面が強かったと言える。

³³ ランデモア (Landemore 2020: 145-149) は、開放的民主主義において政党が不要になると言い切っているわけではない。しかし、彼女が想定するのは選挙による政党間競争や党派対立のない政治空間であり、一定数の意見を集約し、長期的ビジョンを作成する「プラットフォーム」としての政党である。また、依然として彼女の記述からは将来的な政党の廃止を読み取ることができる。曰く、「他の民主的代表の形態のさらなる実験を抜きにして、政党のない開放的民主主義の可能性への扉を完全に閉ざすべきではない」。

民主的代表について言えば、国民フォーラムは無作為抽出という抽選制で選出されていた。憲法評議会の委員選出は憲法改正という特定課題の解決に関わるある種の委任投票となっていたし、草案作成過程ではオンラインを通じたパブリックコメントが受け付けられ、自発的に議論に参加する市民が多数いた。また、ソーシャルメディアの活用によって、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、決定をできるだけ民主的でアカウントビリティのあるものにしようという努力がなされていた³⁴。

以上のようにランデモアはアイスランドに開放的民主主義の可能性を見出す。同様の見方は、実際に草案作成過程に関与した現地の研究者によってもなされている。倫理学者で自身も憲法評議会議長まで務めたサルボール・ノーダル(Nordal 2016: 227)は、憲法改正過程について、それまで少数の政治家や専門家のみでしか行われてこなかった憲法問題を社会的に議論するきっかけを作ったと指摘する。そして、「もし民主主義が幅広い国民の代表を意味するなら、(少なくともある所までは)憲法改正過程は成功した」と述べる。

彼女らの他にもポスト金融危機のアイスランド憲法改正事例に関する多くの先行研究が、手続き的な側面における数々の不十分性を指摘しながらも、その包摂性の高さや熟議的諸実践を強調している(della Porta 2020; Elkins, Ginsburg and Melton 2012; Fillmore-Patrick 2013; Suteu 2015; Thorarensen 2018)。確かに、アイスランドの憲法改正事例は幅広い市民参加と熟議によって、国家の基本法である憲法さえも刷新できる可能性を垣間見せた。

しかしながら、このアイスランドの憲法改正過程は決定的な局面で政党政治の動向に関連付けられていたということもまた、見落とすことのできない重要な論点である。以上のような先行研究は草案作成における民主的な取り組みを半ば独立した形で捉えてしまっている。そのため、アイスランドの憲法改正事例のもうひとつの側面、つまり、それは少なくとも短期的には「失敗した」(Elster 2016: 187)という事実を十分に分析できていない。

欧州各国における市民参加型の憲法改正事例の多くが憲法の部分的な修正を目指すものであったのに対し、金融危機後にアイスランドで行われたそれは憲法を全面的に書き直そうとした点でより根本的な転換を志向するものであった。しかし、上記したように、それは最終的には議会の不承認によって実現しなかったのだ(Contiades and Fotiadou 2018: 21)。

すなわち、アイスランドの事例は市民による脱政党的政治参加の豊かな実践

³⁴ ランデモアはそれぞれの実践について、逐一不十分性を指摘している。したがって、彼女がアイスランドの事例を開放的民主主義の完成形として楽観的に捉えているわけではないことは明記しておく必要があるだろう。

例であると同時に、そうした市民の政治参加を通して目指された憲法改正という目標が、既存の制度的代表者たちに阻まれた事例でもある。

したがって、ポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正は、単に市民が民主的熟議によって新しい憲法草案を書き上げたというある種のサクセスストーリーとしてのみ取り扱うべきではない。それは政党政治の機能不全に際して、しばしば志向されるオルタナティブな政治参加が抱える矛盾を顕著に示す事例でもある。そのため、草案作成過程における「包摂性」や「熟議の質」を問うと同時に、その過程やそこで生み出された結果が政治的正統性を完全には得られなかったという事実を詳細に検討する必要があるだろう。

ヨウン・オウラフソン (Ólafson 2016) は憲法評議会内部における委員同士の内紛や評議会の制度設計、そして草案作成に与えられた審議時間の短さなどを取り上げながら草案の政治的正統性の欠如を説明する。しかし、こうした議論はいまだ憲法評議会内部への視点が主であり、その外部との関係性を捉えきれているとは言い難い。

ここで外部と言った場合、重要であるのは、アイスランド議会との関係性である。なぜなら、憲法改正の最終的な決定権を持っていたのは議会であり、その議会が新憲法草案を承認しなかったために、アイスランドの憲法改正は「失敗」を余儀なくされたからである。

そうであれば、なぜ議会が国民投票で信任を得るまでに至った新憲法草案を認めなかったのか、そこにどのような政治的紛争が存在したのかを特定し、当時の議会内における政治対立と憲法改正過程の展開がどのように関連していたのか、またその政治的対立が憲法改正の政治的正統性の喪失にいかに関与を与えたのかということ考察する必要がある。さらに、双方が密接に関連しているのであれば、憲法改正過程は政党政治に影響を受けただけでなく、逆に影響を与え返していることも考えられる。この点も検討に付されるべきであろう。

以上のように、アイスランドの憲法改正過程を政党政治との相互作用という観点から捉えなおすことは、これまでの諸研究において示されてきたアイスランド憲法改正過程の民主的な熟議の側面とはまったく異なる、衝突や対立、敵対の側面を描き出すことにも繋がるだろう。

第二節 ポスト金融危機のアイスランドの憲法改正事例

ポスト金融危機のアイスランドにおいて展開された新憲法制定を巡る事象は多面的であり、複雑である。本節ではまず、国民フォーラム、憲法議会/評議会、

国民投票という三段階に分けて憲法改正過程の諸展開を概観する。

(1) 国民フォーラム

アイスランドの憲法改正事例においては、市民が新しい憲法について議論するための数々の熟議フォーラムが実施された。まず、2009年11月に行われた非公式の国民フォーラムである。これは「アンスィル(The Anthill)」という草の根のシンクタンクが中心となって開催された。この国民フォーラムの主な目的は、「アイスランド社会においてもっとも重要とされる諸価値を特定すること」、「国家の将来的ビジョンをつくりだすこと」、そして「傷ついた国家の威信(national pride)を取り戻す」ことであった(Fillmore-Patrick 2013: 7)。この国民フォーラムには、無作為抽出された900人の有権者(18歳以上)に加え、300人程度が様々な利益団体や政府機関から参加した。

この非公式で「実験的な国民フォーラム」(Gylfason 2016: 205)を受けて、2010年6月、アイスランド議会は憲法改正に向けた一連の手続きを定める法案(Act No. 90/2010)を可決した。この法律に基づいて、2010年11月には草案作成に先立って、政府主催の公式の国民フォーラムが開催された。この際、アンスィルと民間世論調査会社ギャラップ(Gullup)の協力により、アイスランドの有権者から性別、世代、居住地域が均等になるように設定されたうえで、950名の参加者が無作為に選出された(Fillmore-Patrick 2013: 10)。

ただし、国民フォーラムへの参加は必ずしも強制的なものではなかった。実際に、選出された市民には郵便や電話によって連絡が取られたが、当初、それらに応答したのは選出された人々のうちわずか20%であり、そのため950名という十分な参加者を確保するために予備候補者として約3000名に連絡が取れていた(Kok 2011)。

これら二度の国民フォーラムでは、ミニ・パブリックスの典型的な手法が用いられた。無作為抽出によって選出された参加者は数名のグループに分かれ、新憲法草案に書き込んでほしいと望むアイスランド社会の根本的価値と、具体的な草案作成段階において重視されるべき課題についての議論を深めた。そして、国民フォーラムでの「熟議」の結果として、八つのテーマが提出された—①国家②モラルティ③人権④正義・幸福・平等⑤自然環境の保全と活用⑥民主主義⑦権力分立・責任・透明性⑧平和と国際協力—。他方で、国民フォーラムには議論時間の短さや最終的な提言の抽象度の高さなど批判も向けられていた(Thorarensen 2018: 108)。

(2) 憲法議会/評議会

第二の段階は、国民フォーラムによって取りまとめられた提言を基に具体的な新憲法の草案を作成する過程である。この際、市民選出の委員たちが議論し、草案を書き進める憲法議会が設置された。そして、この委員を選出するための国民選挙が2010年11月27日に行われた。この選挙では、あくまで「市民」から代表者を選ぶことが重視され、先の手続き法に基づいて(Act No. 90/2010 第6条)、現役の議会議員や大統領はこの選挙に立候補することができなかった点は極めて特徴的である。

523名という多数の立候補者の中から学者、農家、会社員、美術館職員、法律家、メディア関係者、学生など多様な代表者25名が選出された(Elster 2016: 193-194)。

しかし、この選挙の投票率は約37%と非常に低かった³⁵。この低投票率の最大の要因は、523名という膨大な候補者数と候補者名で選出するという普段とは異なる投票方法にあったと考えられる(Thorarensen 2018: 108)。アイスランドにおける通常の議会選挙は、政党名簿式であり、有権者は政党名で選出を行う。一方、憲法議会委員選出選挙は単記移譲式投票が採用され、有権者は25名の候補者個人を選ぶ必要があった。523名全員の主張を比較検討し、そこから25名を選出することは、一般有権者にとって非常にハードルが高いことは容易に想像できる。

また、政党や利益集団がこの選挙に向けて動員をかけず、大手メディアもこの選挙をほとんど報道しなかったために選挙活動が大幅に制約され(Gylfason 2016: 206)、有権者が十分な情報を手に入れることが難しい状況もあった。加えて、2010年3月の海外負債の返済に関する国民投票の直後に行われたこともあり、有権者の投票疲れも考えられる(Fillmore-Patrick 2013: 11)。

さらに、後述するように、この憲法議会委員選出選挙は後に、アイスランド最高裁判所によって無効判決を言い渡されることとなる。その後、憲法議会は憲法評議会へと名称を変更し、草案作成が本格的に開始された。

評議会における具体的な議論は三つの小委員会に分かれて行われ、それぞれの小委員会で個別議題が話し合われた。例えば、小委員会Aではシティズンシップ、公用語、憲法の構造、天然資源、環境、人権、国教会など憲法における基本的な課題について議論された。小委員会Bでは、大統領および議会の役割

³⁵ アイスランドにおける議会選挙では、ほとんど常に投票率が80%を越えている。

や権力、政府・大臣の機能、行政機関の使命と役割、地方自治など政治システムに関する議論がなされた。そして、小委員会 C では、国民投票や憲法改正の手続きをふくむ選挙制度、司法の役割、司法・立法・行政間の関係性、外交などが話し合われた (Arnason 2011: 351)。各小委員会には、適宜専門家が参加し、専門的な知見もふまえながら草案内容がまとめられていった。そして、各小委員会での結論は、その後全体会議で諮られ、再度要点が議論されるという手順であった。

こうした評議会における草案作成過程において、特徴的であったのは作成過程の包摂性と透明性である。評議会における議論はすべて録音・録画され、議事録とともに逐一オンライン上で開示された。また Facebook や YouTube、Flicker などのソーシャルメディアを通して憲法評議会での議論を確認することができ、オンラインを通してパブリックコメントも受け付けられ、審議委員以外の市民の意見も考慮される機会を作っていた。

国民フォーラムによる提言、選挙で選出された委員たちの熟議、またその他の市民からの意見など、新憲法草案の作成には多数の市民が関与していた。こうした広範な市民参加と民主的熟議によって出来上がった新憲法草案の性格は、「クラウドソーシング (crowd-sourcing)」という言葉で表現されるようになった (Siddique 2011)。

(3) 国民投票

2011年7月に憲法評議会はアイスランド議会に新憲法草案を提出し、2012年10月20日、国民投票が行われた。この国民投票では新憲法草案そのものの是非の他に、草案に盛り込まれた内容のうち、特定の五項目についても独立してその是非が問われた。具体的な投票項目は以下の通りである。

1. あなたは憲法評議会の草案を新憲法の基礎とすることを望みますか？
2. 新憲法において、私的所有物でない天然資源を国民の財産として宣言することを望みますか？
3. 新憲法において、国教会に関する条項を望みますか？
4. 新憲法において、現行の投票方式よりも特定の個人の議会への選出を認める条項を望みますか？³⁶

³⁶ 政党名簿式でなく、単記方式、すなわち候補者個人の選出を認める条項を

5. 新憲法において、国全体における投票に平等な重さを与える条項を望みますか？

6. 新憲法において、一定の割合の有権者が特定の課題を国民投票にかけることができる条項を望みますか？

ただし、現行のアイスランド憲法における憲法改正に関する条文(第 79 条)には、憲法改正時の国民投票の必要性は明記されていない。したがって、2012 年に行われたこの国民投票には法的な拘束力はなく、あくまで議会における最終決定の参考として取り扱われることとなっていた。

国民投票の投票率は 49%であり、新憲法草案そのもの(投票項目 1.)は 67%の支持を得た(表 1.)。アイスランドの通常議会選挙と比べれば、依然として投票率は低い水準にとどまった。憲法評議会による草案の提出から一年以上の間、アイスランド議会が国民投票を行わなかったために、低投票率を招いたという批判もある(Thorarensen 2016: 242)。しかし、ヤン・エルスター(Elster 2016: 199)によれば、67%の賛成多数という数字の示唆性は高い(highly suggestive)と言える。各投票項目に関する結果は以下のとおりである。

表 1. 2012 年国民投票結果

	はい	いいえ	総得票数
1.	73,509 / 67%	36,302 / 33%	109,811
2.	84,760 / 83%	17,470 / 17%	102,230
3.	58,455 / 57%	43,914 / 43%	102,369
4.	78,451 / 78%	21,660 / 34%	100,111
5.	66,653 / 66%	33,590 / 34%	100,234
6.	72,633 / 73	26,440 / 27 %	99,073

※アイスランド統計局資料より筆者作成

表 1. にあるように、すべての項目で賛成が反対を上回る結果となった。草案の内容については後に詳述するが、質問項目 2. 天然資源の国有化、4. 投票方法の単記方式の制度化、そして 6. 国民投票請求権に関する項目において特に賛成が反対を大きく上回った。

また、地域によって投票結果には大きな差があった。例えば、投票項目 1. については首都レイキャビクおよびその周辺部で高い支持を得る一方、北部な

意味する。

ど地方部では賛否がより拮抗する結果となった³⁷。ただし、レイキャビクとその郊外に人口が集中しているため、全体で見れば賛成が反対を倍以上上回る結果となった。

新憲法草案一般を問うと同時に、特定の草案内容に関して個別に投票項目を設けることについては後に批判もあがった。なぜなら、こうした投票方式は、新憲法草案全体については賛成多数であるものの、特定の項目については反対多数という矛盾が生じる可能性を大いに含んでいるからだ(Elster 2016: 199)。つまり、投票項目 1. で問われている新憲法草案は他の五項目をすでに含んだものとして解釈される余地があるにもかかわらず、同時にその五項目が個別に問われていることに矛盾の種がある。幸いアイスランドの事例ではすべての項目で賛成多数となったため、こうした矛盾は起こらなかったが、少なくとも理論的には、投票に関する制度設計上の問題があったと言わざるを得ない。

以上、ポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正の主な過程を概観してきた。一連の過程には、様々な規模の、また様々な次元の市民参加と熟議が確認できる。それは上記したような国民フォーラムや憲法評議会のような制度化された公的次元に限らない。例えば、当時人々は街の喫茶店などでも何度も新憲法について議論しあっていた(IC7)。こうしたアイスランドの経験は、確かに市民の民主的熟議を通じた憲法草案作成が実際に機能し得ることを証明した(Fillmore-Patrick 2013: 16)。そして、不十分な点があったとはいえ、新憲法草案についての国民投票は賛成多数という結果に至った。

しかし、こうした熟議的側面とは裏腹に、アイスランドの憲法改正は敵対的性格も併せ持っている。次節では、この点を憲法改正の政治社会的文脈と新憲法草案の内容の考察を通して明らかにする。

³⁷ アイスランドの選挙区は人口比率に鑑みて北西部、北東部、南部、南西部、レイキャビク南部、レイキャビク北部の全 6 選挙区に分けられている。アイスランド統計局によれば、質問項目 1. の得票率は北西部で賛成 51.9%/反対 42.7%、北東部で 54.5%/反対 40.3%であったのに対し、例えばレイキャビク南部では賛成 69.1%/反対 26.1%、レイキャビク北部では賛成 73.6%/反対 22.5%であった。

第三節 新憲法の敵対的側面

(1) 憲法改正の反エリート的性格

上述したように、アイスランドの憲法改正事例は金融危機後の大規模な抗議運動に端を発している。

当時、憲法改正の目的は2008年のような出来事を二度と起こさないために、市民参加の下で政治社会システムの根本的な転換を実現することだと考えられていた(Thorarensen 2016; Vogiatzoglou 2017)。しかし、そこには第二章で示したような伝統的な国内のエリート支配の打破という含意を読み取る必要があるだろう。ある活動家(IC8)は憲法改正が市民参加の下で行われたことについて、次のように語る。

私たちに必要であったのは人々がより権力を持つということ、私たちに必要であったのは[2008年のような]失敗をしないより民主的な社会でした。それはとても大事なことでした。なぜなら、金融危機の最中、抗議の中で私たちはこの国は私たちの国であり、彼ら[政治経済エリート]のものではないということ感じていたからです ([内筆者])。

また、活動家であり、後にアイスランド海賊党を共同設立したビルギッタ・ヨンスドットイル(Jónsdóttir 2011)は「『私たち』とは99%の人々のことを意味し、失敗した政治家たちのことではない」と定義し、政治エリートと一般市民を対置させる。その上で、新憲法草案は「人々によって、人々のために書かれたもの」であり、「それが成立すれば、私たちの新憲法は人々により権力を与え、私たちが権力者を縛る道具となるだろう」と述べている。

さらに、当時、国民フォーラムの運営に関わり、その後アイスランド海賊党の党员となった人物(IC11)は、次のように語る。

政治エリートと既存の政治勢力には大きな不信がありました。人々はこの根本的な問題[憲法改正]に直接的な影響力を持ちたかったのです。金融危機の後、民主主義の向上、直接民主主義、参加、人民の権力を求める要求や呼びかけが溢れていました。これらの要求や、民主主義を改善あるいは改革したいという危機後の一般的な願望への応答として国民

フォーラムや専門家を伴った憲法委員会³⁸、公共空間での話し合いや選挙で直接選ばれた憲法評議会、そして国民投票が行われたのです。

以上のような言説から、憲法改正は単なる制度改革以上の政治的意味を持っていたことがわかる。少なくとも、危機後の抗議から憲法改正へと運動を展開させた活動家たちにとって、新憲法制定の最も重要な動機のひとつは金融危機を引き起こした主要因である政治エリートとビジネスエリートとの「腐敗した関係性を断ち切ること」であった(Elster 2016: 191; Ólafson 2016: 257-258; Thorarensen 2018: 114)。危機を経て幅広く共有された政治経済エリートへの不満と国民主権への渴望は、憲法改正要求として顕在化したのだ。

したがって、金融危機後のアイスランドにおいて、憲法改正の要求は何か具体的な政治争点に根差して、目的合理的に現われたとは言い難い。エルスター(2016: 192)は、この点について金融危機後の「怒りが、何が上手く機能し得るかという慎重な省察よりも、何かをしたいという要求を引き起こした」と述べる。もちろん、この「怒り」の背景には、第二章で述べたような、アイスランドの伝統的な政治経済的支配秩序が存在し、それに基づいて金融危機が引き起こされたという認識があった。

抗議運動の只中で、新憲法は抗議者たちが掲げた「新しいアイスランド(Ný Ísland)」の核として見られていた。他方、それは金融危機で露呈した政治家や政党、あるいは政府といった既存の政治機関への不信に根差した反エリートの民主的政治改革の一環であり(Thorarensen 2018: 106-107)、それゆえに、憲法改正過程における既存の政治エリートの関与が極めて否定的に捉えられたのである。

ただし、現実の政治過程では以上のような反エリートの意識が憲法改正のひとつの歯止めとなっていた部分もある。先に述べたように、現行のアイスランド憲法下では憲法改正にあたって議会の承認が必要不可欠である。それにもかかわらず、組織的ネットワークの観点から見ると憲法改正を進める市民社会アクターと議会内の賛成派議員とのリンケージは極めて脆弱であったのだ。

例えば、憲法評議会の委員たちは草案作成過程において国会議員とほとんど何らのコミュニケーションもとっていなかった。当時、憲法評議会委員の一人として活動していたインタビュー回答者(IC6)は次のように述べる。

³⁸ 国民フォーラムや憲法評議会の具体的な運営や進行などを整備・補助するために専門家らも含めて組織された行政組織。

私は新憲法の草案を書いている時期にまったく政治家と話したことはありませんでした。憲法評議会の計画としても、またその構造としても、そして当時の社会的な雰囲気からしても、政治家と話すことは何らの意味もありませんでした…私たちが草案を書いている時、政治家たちはそこに介入する権利が一切なかったのです。

当時、市民社会側のアクターは政党アクターとのコミュニケーションの必要性を考慮していなかった。そのような考え方は金融危機によって生まれた政治家たちへの不信に根差していた。憲法改正過程が進められていた 2009 年から 2013 年の間、国会議員を務めていた人物 (IC9)³⁹は次のように述べる。

当時、政治に対する信頼は一切ありませんでした…アイスランドの人々の目には、新憲法を一般の人々 (ordinary people) のみで作ることこそ最も重要だったのです…私が活動していた政党の中でも既存勢力に対する反対感情がとても大きかったです…私たちが専門的な政治家になった途端、私たちは既存勢力の一部となり、彼女・彼らは私たちを忌み嫌いました。

人々を新憲法の制定へと突き動かしてきたエリートへの「怒り」こそ、皮肉にも、議会内外のリンケージを脆弱にした大きな原因のひとつであり、結果的に憲法改正のひとつの障害となってしまったのだ。

(2) 新憲法草案に見る敵対性

それでは、以上のような反エリートの性格は市民主導で作成された新憲法草案にはどのように反映されていたのだろうか。

新憲法草案の第 33 条と第 34 条は最も特徴的である。第 33 条では「誰もがアイスランドの自然環境を尊重し、保護する義務を負う…天然資源の利用は自然と将来世代の諸権利を尊重し、長期間にわたってそれらの枯渇を最小限にとどめるように管理されなければならない」とされている。また、同条文においては諸個人の観光の権利について、自然環境に配慮する限りで認められるとされており、オーバーツーリズムによる自然環境破壊に憂慮する内容となってい

³⁹ 2019 年 2 月 21 日レイキャビク近郊にて活動家、元国会議員、現社会民主同盟党員へのインタビュー。

る。観光産業は、金融危機後のアイスランドの経済回復にも一役買ってきた。第 33 条には自然保護のためにこうした経済活動にも一定の制約を設けようとする姿勢が見受けられる。

そして、第 34 条では「私的所有物ではないアイスランドの天然資源は、国家の永久的かつ共有の財産である。誰も天然資源やそれらに付随する諸権利の所有や永久的な利用を認められず、またそれらは決して売買や担保の対象にはできない」とされる。ここで念頭に置かれている天然資源とは主に漁業資源である。国内の文化遺産について記した第 32 条にも、「永久的な所有や利用、売買や担保の対象にもされてはならない」という似たような文言があるが、この第 32 条との決定的な違いは第 34 条の前段で天然資源を「国家の永久的かつ共有の財産」と定めている部分にある。この一文からは、天然資源の私的所有が明確に否定され、むしろそれらを国有化するという解釈も可能となっているのだ (Elster 2016: 191-192)。

第二章で述べたように、経済的資源の乏しいアイスランドにおいて漁業は基幹産業であり続けてきた。しかし、同時にそれはアイスランドにおいて伝統的に経済エリートの足場となり、ITQ などの漁業制度の規制緩和と金融化によってアイスランドの漁業・水産業は寡占化が進む中で、富の偏在を増大させる基盤ともなってきた。

漁業エリートたちの資本蓄積を生み出す源泉ともなっている天然資源を事実上、国有化することを明記した新憲法草案第 34 条は、アイスランドの政治経済的権力構造を大きく転換させる可能性のある条文であると言える。

一方、既存の政治的意思決定の手続きに対する不満・批判を内包した条文もある。憲法改正過程にも通じる市民参加的性格を最も明確に反映している条文として、第 65 条と第 66 条が挙げられる (Bergsson and Blokker 2013: 161)。前者によれば、「有権者の 10%の署名によって議会を通過した法案を国民投票にかけることができる」とされ、この国民投票で反対多数であれば当該の法案は法的に無効となる。つまり、国民による監査の権利 (referral right) である。

第 65 条には「有権者の 2%の署名によって、議会に議題を提出できる」。また、「有権者の 10%の署名によって、議会に法案を提出できる」とある。これは国民による ^{アジェンダ・セッティング} 議題設定の権利である。

これら市民の政治参加の権利を書き込んだ条文は、従来の代表制システムにおける限界性をふまえ、より包摂的な政治的意思決定を目指す条項である。それはまた、伝統的な政治エリートの意思決定過程における優位性を低下させることをも意味するものである。

以上のような新憲法草案の内容における反エリート的な志向性は、金融危機

とその後の政治社会の雰囲気の色濃く反映されたものと言える。

さらに、憲法改正の賛否を巡る対立は、アイスランドの地方と都市における政治的権利に関わるものでもある。

上述したように、国民投票において憲法改正を支持したのは主に都市部有権者であり、地方の有権者は憲法改正に対してより消極的であった。また、その後 2017 年に民間調査会社、マーケット・メディア・リサーチ (Market Media Research: MMR) によって行われた調査 (MMR 2017) でも、首都レイキャビクとその周辺の居住者の間で憲法改正支持が多かったのに対し (61%)、地方部では比較的支持を得られていなかった (47%)。対立のひとつの争点となっていたのは、選挙権の平等性、すなわち一票の格差の是正であると考えられる。これは、新憲法草案第 39 条の「有権者の票は全国どこであっても同じ重さを持つ」という一文に関わる。

第二章で述べたように、アイスランド議会は長らく地方の過剰代表が指摘されてきた (Kristinsson 2000)。伝統的に、保守の独立党および進歩党、そして左翼緑運動の一部議員もこの過剰代表の恩恵を受けてきた。そして、こうした過剰代表にも支えられる形で、アイスランドに伝統的なクライエンテリズム政治が発展してきたのである。

したがって、地方に選挙基盤を持つ政治エリートにとって、「地方の過剰代表を守るという自己利益が常に憲法改正に反対する強力なインセンティブ」として作用してきた (Meuwese 2013: 474)。同時に地方の有権者にとっても、自分たちの政治的影響力を低下させるであろう憲法第 39 条の一文は避けたいものであった。実際に、彼女・彼らは憲法改正を問う国民投票の際にも明確に「一票の平等性」の項目 (投票項目 5.) に反対を示した (Gylfason 2016; Meuwese 2013)。

選挙権の平等性に関する賛否はもちろん、地方と都市の対立と見ることも可能ではあろう。しかし、実際にこれまで過剰代表によって伝統的に独立党、進歩党が恩恵を受け、その結果として支配体制を築いてきたことを考えれば、新憲法草案はここでも既存の支配体制に抗するものとして解釈できる。

以上に述べてきたように、憲法改正はその契機からひとつの到達点としての新憲法草案に至るまで、アイスランドの伝統的な政治経済エリートへの批判が貫かれている。そして、この敵対性こそが憲法改正を推進する人々にとって共通の集合的アイデンティティを形作るひとつの重要な要素として存在した。

つまり、アイスランドの憲法改正事例においては、既存政党に所属する「腐敗した代表」一なかでも保守勢力への強烈な忌避感から、既存の政治組織を介さない「民主的な代表」が明確に対置されたのである。それゆえ、憲法改正

を推進する人々からすれば、当然、後者は前者よりも正統性があると考えられた。

それは見方を変えれば、国民フォーラムや憲法評議会はオルタナティブな代表として、憲法改正というアイスランド社会における特定の利害を代表していたとも言える。それゆえに、次に見るように、この新たな代表は既存の議会代表の一部と衝突し、最終的には後者が前者を上回ることとなる。

第四節 政党政治が憲法改正過程に及ぼした影響

本節では、アイスランドの憲法改正事例における政党政治からの影響を考察する。

新憲法草案の作成過程には現職議員は関与することができなかったが、法案作成から国民投票に至るまでの過程はそもそも制度化されたものであり、そこには立法措置が存在した。それゆえ、この制度設計段階において政党政治の動向が影響を与えていると考えられる。また、憲法改正過程の決定的局面は、議会による新憲法草案の不承認である。したがって、具体的になぜ、どのように議会はこの不承認という結論に至ったのかを検討する必要がある。以下では、この二つの局面について、政治過程を考察する。

(1) 左派連立政権の誕生と憲法改正過程の制度化

まず、国民フォーラム、憲法議会/評議会、そして国民投票といった憲法改正に向けた制度設計にあたっては、明確に政治的後ろ盾があった。すなわち、左派連立政権の存在である。2009年4月の議会選挙を経て発足した社会民主同盟と左翼緑運動との左派連立政権は、憲法改正のための政治的機会を開いたという点で極めて重要な存在であった。

政党システム内において主要政党の憲法改正に対する立場ははっきりと分かれていた。保守派である独立党および進歩党は憲法改正に強固に反対していた一方で、当時連立与党であった左派政党、社会民主同盟と左翼緑運動は憲法改正を支持する立場であった⁴⁰。

2009年の議会選挙はある意味で歴史的なものであった。アイスランドの憲政

⁴⁰ 進歩党は伝統的に憲法改正には反対の立場であったが、2009年選挙時には選挙戦略として憲法改正支持を表明した。しかし、選挙後は一転して反対に回った。

史上初めて、保守派の独立党、進歩党が政権入りせず、社会民主同盟と左翼緑運動という左派政党のみで連立内閣が形成されたのである。

それは金融危機という最悪の経済状況を前にした典型的な経済投票であったとも言える(Önnudóttir, Schmitt and Harðarson 2017)。しかし、金融危機の直前、2006年から2008年にかけては独立党と社会民主同盟との連立政権であった連立政権であったにもかかわらず、2009年選挙では前者のみが得票を前回から下落させ、後者はむしろ伸張させていることを考えると、第二章で述べたような支配体制の構築と維持に対する批判というより歴史的な文脈から理解する必要もあるだろう(図1.)。

いずれにしても、2009年に発足した左派連立政権はこれまでの政治からの根本的な転換を期待されており、また独立以来長らく果たされてこなかった憲法改正を実現させる絶好の機会であることは間違いなかった(Thorarensen 2016: 240-241)。

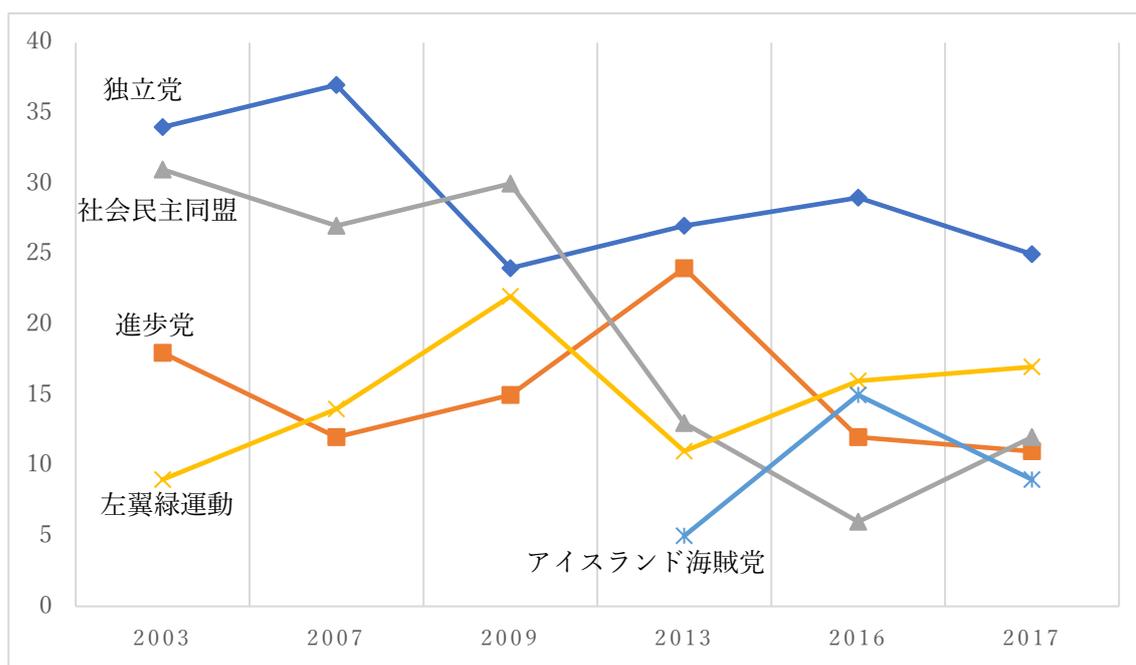


図1. 主要四党およびアイスランド海賊党の得票率推移

※アイスランド統計局資料より筆者作成

新しく誕生した左派連立政権は、上述した憲法改正手続きに関する法案を可決させ、新憲法制定に向けた制度整備を進めた。特に、社会民主同盟の党首であり、左派連立政権において新首相となったヨハンナ・シグルザルドッティルは憲法改正の強力な推進者であった。

彼女は自身の長い政治キャリアにおいて金融危機以前から憲法改正を訴えてきた数少ない政治家の一人であった。

左派連立政権は、[アイスランド政治における]多くの物事について根本的な転換を果たすという明確な負託と約束の下、政権を取りました。…首相であったヨハンナ・シグルザルドッティルは、常に新憲法を支持していましたし、…そこには彼女の個人的な野心もありました(IC11) ([内筆者])。

したがって、2009年当時、市民社会からの新憲法制定への強い要求があったと同時に、憲法改正を積極的に支持する首相を伴った新政権が誕生したことによって憲法改正のための政治的機会は開かれた。

しかし、憲法改正はそれ、常に議会内外の政治的な対立にさらされ続けていた。次にこの点についてさらに詳しく見ていこう。

(2) 憲法改正を巡る政治的紛争

以下では、アイスランドの憲法改正を巡る政治的紛争について検討する。2010年11月に行われた憲法議会委員選出選挙とそれを巡る訴訟は憲法改正過程の流れを変える大きな出来事であった。

憲法議会は、国民フォーラムにおいてまとめられた意見に沿いながら、より具体的に新しい憲法の草案を作成する役割を担っており、一連の憲法改正過程の中でも極めて重要な段階であった。上述した通り、委員選出選挙は法的な手続きを経て行われ、結果的に25人の委員が選出された。

しかし、選挙後、この選挙において集票と投票所の設置に関して不備があったとして選挙結果の有効性を問う訴訟がなされた。そして2011年1月25日、アイスランド最高裁判所はこの訴えを認め、先の選挙は無効となった。

この訴訟を行った三名は反対派の独立党と関係があったことや、最高裁判事九名のうち五名は独立党がかつて政権与党の際に指名していたことを考えれば(Fillmore-Patrick 2013: 12; Gylfason 2016: 207)、一連の出来事の政治性は考慮されるべきかもしれない。実際、憲法改正過程を調査した研究者は、この最高裁判決について「政治的に後押しされたものであり、技術的にも欠陥のあるものであった」(Elster 2016: 195)と述べている。

この最高裁判決を受けて、憲法改正を支持する当時の左派連立政権は、憲法議会を「憲法評議会」と名称を変えて再設立し、国民選挙で選出された25名を

議会が任命するという法案を提出し、独立党と進歩党の反対を押し切る形で決させた。この法的措置に対しては当然、最高裁判決を脱法的に回避するものであるという批判があがった。一方、それは当該の選挙を無効にする効力は持っていたとしても、議会が独自に 25 名を任命することに関しては言及されておらず、問題ないとする意見もあった。しかし、いずれにしてもこれは議会による草案作成過程への明らかな介入であり、既存の議会代表を排除した「市民の代表」による憲法草案作成という新憲法の正統性を弱体化させてしまうものであった (Thorarensen 2011)⁴¹。

さらに、この出来事は賛成派である政権与党内の不和を顕在化させる引き金ともなっていた。最高裁判決後、社会民主同盟および左翼緑運動双方の内部から公に憲法改正を批判する声が上がりはじめたのだ。例えば、左翼緑運動のベテラン政治家であるオグムンドゥル・ヨナソンは政府が憲法評議会再設立の法案を通したことを「違法的」だと批判した (Jónasson 2011)。その他にも五名の与党議員が法案審議の際に棄権した。

当時、党内において当事者的立場にあった左翼緑運動の政治家 (IC5) は次のように述べる。政権与党内において、憲法改正は当初「多くの政治家にとって最優先課題ではなかったにせよ、全員が憲法改正を進めることに賛成していました。しかし、最高裁判決とともに事態は誤った方向に進みだしたのです。…それはまさに大きな転換点でした」。

憲法議会委員選出のための選挙を無効とした最高裁判決は、反対派にある種のお墨付きを与えるだけでなく、賛成派内においてそれまで消極的に憲法改正を支持していた議員たちに反対を表明するきっかけを与えるものであったのだ。

さらに、議会内では反対派政党がしばしば憲法改正手続きに抵抗していた。特に、保守の独立党は一貫して憲法改正に反対してきた。例えば、左派連立政権は当初、投票率の向上を狙って 2012 年 6 月の大統領選挙と同日に国民投票を実施することを目指したが、独立党や進歩党の議員は長時間演説による議事妨害、いわゆるフィリバスター戦術によって審議時間を削ろうとした。2013 年 3 月に政権任期が迫る中、左派政権は国民投票の時期を変更せざるを得なかった (Gylfason 2016: 210)。

また、2012 年 10 月の国民投票で賛成多数という結果が出た後の議会においても、反対派政党の議員はフィリバスター戦術によって新憲法制定のための法案審議の会期中の議決を阻止し、結果的に賛成派の左派連立政権は政権任期内

⁴¹ 実際、この一連の出来事を受けて、委員に選出されたうちの一人が議会からの任命を辞退し、次点候補が繰り上がりで 25 名の委員の中に入った (Arnason 2011: 350)。

に憲法改正を実現することが困難となった。

(3) 右派政権の誕生、社会民主同盟の変容

アイスランドの憲法改正におけるもうひとつの困難は、金融危機を発端として憲法改正と同時期に現れた他の政治課題によって議会および世論の関心が相対的に低下したことである。危機後のアイスランドにおいて最優先の政治課題であり、また世論の関心も高かったのが「アイスセーブ問題」と呼ばれる、海外負債問題である。

ランズバンキという当時のアイスランドにおける最大銀行が危機後、国有化されたことに伴い、同銀行が生み出した約 3.8 億ユーロもの海外負債を公的資金で支払うべきか否かが問題の焦点であった (Hallgrímsdóttir and Brunet-Jailly 2016: 105)。

危機直後、当時の政権はアイスセーブ負債の全額返済を即座に決定し、またその後に誕生した左派連立政権もこの姿勢を引き継いだ。しかし、当時のアイスランド市民からすれば、それは銀行が莫大なるリスクを市民に背負わせることを政治権力が容認したように思われたのである (Bernburg 2016: 36)。

さらに、議会内ではアイスセーブ問題の審議が長時間行われ、それによって新憲法草案について十分に議論する時間をとれなかったことも憲法改正にとって大きな障害となった (Thorarensen 2016)。

また、インタビュー回答者の一人 (IC6) は次のようにも述べる。

アイスセーブ問題は、人々の中での政治課題に関する優先順位において憲法改正を押し下げるという形で影響を及ぼしたと思います。それは全体のパズルの中でもまったく明らかな部分でした。アイスランド市民の多くのエネルギーがアイスセーブに関わる諸問題に注がれたのです。

アイスセーブを巡る政治的紛争の中で、人々は憲法改正よりも反アイスセーブ運動に動員され、そこで批判されていたのは改憲派の左派連立政権であった (Hallgrímsdóttir and Brunet-Jailly 2016: 12)。すなわち、アイスセーブ問題は左派連立政権の正統性を著しく脅かした点で、憲法改正過程にも影響を与えていたのだ。

実際に、連立与党であった左派諸政党は金融危機以降、順調な経済回復を成し遂げたにもかかわらず、アイスセーブ問題への対応が有権者の離反を招き、2013 年の議会選挙では前回の 2009 年選挙時から得票率を約半分にまで低下さ

せて下野することとなった (Indriðason et al. 2016) (図 1.)。

逆に、アイスセーブ問題は憲法改正に強固に反対してきた保守勢力の支持増大に貢献し、結果的に独立党、進歩党の右派連立政権が誕生した。この政権交代によって、憲法改正のための政治的機会構造は急激に閉鎖的となった。

さらに、議会内で憲法改正に最も協力的であった社会民主同盟が 2013 年 2 月の党首交代を機に憲法改正に消極的立場を取り始めた。改憲の推進者であったヨハンナ・シグルザルドツティルが辞任し、新党首に就任したアルニ・ポックル・アルナソンは新憲法の制定にほとんど関心を示さなかった。党首交代の影響は党の方針にも明確に反映された。2011 年の党大会決議において「極めて重要である」とされた憲法改正は、党首交代後の 2013 年の党大会決議では言及すらされなかった (Samfylkingin 2011, 2013)。

これは、議会内において憲法改正の重要な政治的支援者がいなくなってしまったことを意味した。実際に、筆者がインタビューを行った関係者のうち多くが、この社会民主同盟内の変化を憲法改正過程におけるひとつの重要な転換点として位置付けた (IC6, IC7, IC9, IC10⁴², IC11)。

以上のように、アイスランドの憲法改正は反対派の抵抗、2013 年の政権交代、そして社会民主同盟の変容を通して、「失敗」に至った。それは憲法改正過程が政党政治領域の動向に大きく影響を受けざるを得なかった結果である。

「民主的な代表」の熟議によって生み出された新憲法草案という結論は、政党間対立の中で伝統的な議会代表 (の一部) によって実現を阻まれた。ここには、オルタナティブな代表制民主主義—ランデモア (Landemore 2020) の言うところの「開放的民主主義」と既存の代表制民主主義の衝突が見て取れる。あるいは、市民の脱政党的政治参加は政党アクターの抵抗によってその目的を達成することができなかったとも言えるだろう。

しかし、これを持ってポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正のための政治的機会が完全に消え去ったわけではない。確かに、2009 年から 2013 年にかけての憲法改正過程は政党政治の行方に大きく左右されていたが、他方で、より長期的な視野から見るとそれは政党政治に影響を与え返してもいることがわかる。そして、それによって新憲法制定のための取り組みはいまだに持続しているのだ。

⁴² 2019 年 2 月 23 日レイキャビクにてアイスランド海賊党国会議員へのインタビュー。

第五節 憲法改正過程が政党政治に及ぼした影響

以下では、憲法改正過程が政党政治にどのような影響を与えたのかを考察する。その際、憲法改正を目指す運動の持続に関して特に重要であると思われる二つの政党、アイスランド海賊党と社会民主同盟、そして社会運動団体「立憲社会(Stjórnarskrárfélagið)」に着目する。

(1) 制度内同盟者としてのアイスランド海賊党

2013年の議会選挙では過去最多となる15政党が候補者を擁立した。そのうち九政党が前回選挙以降に設立された政党であったが、これらの政党から議席を獲得したのは「明るい未来(Björt framtíð)」とアイスランド海賊党の二政党のみであった。とりわけ、アイスランド海賊党の存在は憲法改正との関係において非常に重要である。なぜなら、2013年以降議会内において社会民主同盟に代わり、憲法問題を取り上げ続けてきたのがアイスランド海賊党だからである。

実際、アイスランド海賊党は市民社会における憲法改正運動とも密接なリンクを有していた。第一に、党の共同設立者であり、スポークスマンの存在であったビルギッタ・ヨンスドッティルは新憲法制定に対して非常に意欲的であった。2008年の金融危機後、彼女は新憲法の制定に向けて議会内外で、政治家として、また活動家として活動してきた。

さらに、彼女以外にもアイスランド海賊党党員の多くが草案作成過程を含む憲法改正の一連の過程に携わっており、またそれが彼女・彼らの政治活動の重要な動機ともなっていた。あるアイスランド海賊党の国会議員は、みずからが党の議員として活動し始めた経緯について次のように語った(IC10)。

ヨハンナ・シグルザルドッティルが社会民主同盟の党首を辞任してすぐに、新しい党首であるアルニ・ポックルは、「私たちは憲法の問題に正面から取り組むべきだ」と言いました。しかし、それは結局[議会内において]議題には上がってはこなかったのです。…これが、私がアイスランドで政治家になった理由です。私は同級生で、当時アルニ・ポックルとともに働いていた友人にこう言いました。「もし君たちが新憲法を裏切るなら、選挙でその代償を払うことになるだろうね。人々は本当に怒るだろうし、君たちは議席を取れないよ」と([内筆者])。

アイスランド海賊党が憲法改正の失敗から生まれたと言い切ることはできな

い。しかし、少なくない党員がそれを機に党活動や議員活動を始めたことは確かであろう。

こうした憲法改正運動との距離の近さは党員の選好にも明確に示されている。MMRによる2017年の調査では、アイスランド海賊党の党員のうち、約92%が新憲法を支持していた。これは全政党のうち最多である(MMR 2017)。

また、党員の憲法改正への関心の高さは党政策にも反映されている。アイスランド海賊党は結党以来、常に新憲法の制定を党政策および選挙マニフェストの最優先事項に掲げている。ある党員(IC7)は2016年選挙でアイスランド海賊党が急激に支持を伸ばし、連立交渉権を与えられた時のことを次のように語る。

アイスランド海賊党は、他党が新憲法の制定に賛成しない限り連立を組まないことを明確に打ち出しました…アイスランド海賊党が憲法改正なしに政権入りしないことは常にはっきりとしていたのです。

実際、筆者がインタビューした関係者のほとんどが、アイスランド海賊党を議会内において憲法改正に最も積極的な政党だと認識していた。他党議員(IC5)でさえ「アイスランド海賊党は非常に活動的で、議会内において憲法問題をひとつの政治課題として維持し続けました」と述べている。また、先のアイスランド海賊党の国会議員(IC10)は自分たちと憲法改正運動の強い繋がりについて次のように述べる。

私たちのような、アイスランド海賊党の中心にいる人々は憲法改正運動に参加し続けていました。それはまさにコインの裏表のような関係です…つまり、アイスランド海賊党は憲法改正運動の政治部隊(political arm)だということです。「立憲社会」が新憲法制定を目指す草の根運動だとすれば、アイスランド海賊党はその運動の政治部隊です。

さらに、2016年にアイスランド議会において現行憲法に微修正を加えることが議論されていた際、アイスランド海賊党は他党に対して憲法の部分的修正ではなく、新憲法草案に基づくより根本的な改正を求めた(IC10)。特に2016年選挙を通して議席を増加させ、議会内での存在感が高まって以降、アイスランド海賊党は憲法改正運動にとって重要な制度内同盟者となっている。

アイスランド海賊党は、憲法改正のみを焦点化するシングルイシュー政党ではないし、すべての党員や幹部が運動や草案作成過程に参加していたとは言い切れない。しかし、同党は多くの憲法改正運動参加者によって構成されている

ことは確かであるし、運動の要求である新憲法制定を党是として掲げている。さらに、第五章で論じるように、このアイスランド海賊党は近年のアイスランド政党政治システムの再編に大きく寄与している。したがって、同党は憲法改正の取り組みが政党政治に与えた影響を象徴する存在であると言える。

(2) 社会民主同盟の変容—政党内の活動家たち

憲法改正が影響を与えたもうひとつの政党アクターとして社会民主同盟が挙げられる。

上述したように、社会民主同盟は2013年に党首が交代して以降、憲法改正にほとんど関心を向けなくなった。こうした社会民主同盟の態度には当然批判もあった。2013年に議会で憲法改正が棚上げされた時のことを振り返り、次のように述べるインタビュー回答者(IC11)もいた。保守の独立党と進歩党に加えて、「党首交代に起因していると思われる社会民主同盟の裏切りに対しても、私は強い憤りを覚えました」。それゆえ、「私は議会外での抗議行動に何度も参加したのです⁴³」。

2013年以降、社会民主同盟は大きく支持を低下させた。2009年の選挙では30%ほどの得票率であったが、2013年選挙では13%へと下落させ、さらに2016年選挙では結党以来過去最低の6%の得票率しか得ることができなかった(図1.)。こうした支持の急落に憲法問題がどの程度影響しているのかを示すことは難しいが、アイスランド議会における議席獲得要件として「5%以上の得票率」という基準があることを考えれば、少なくとも当時、社会民主同盟は政党として危機に瀕していたことは間違いない。

しかし、2016年、社会民主同盟の党首が再び交代し、憲法改正の議論により柔軟な姿勢を見せるローガル・マウル・エイナルソンが新党首に選出された。これは社会民主同盟内においても、また憲法改正運動全体にとっても大きな転換点であった。

党首交代と同時に、党内の草の根活動家たちはこの機会を利用して新憲法制定に向けた議論を党内で活性化させることを目指した。例えば、党首交代後、党内の憲法改正推進派からの要求に応じて党内憲法部会が立ち上げられた(IC9)。この部会の主要な目的は、憲法改正に関する党の政策を作成することであった。部会の作成した政策案は2017年の党大会における党員投票を通して

⁴³ 2013年に新憲法制定に関する法案の採決が見送られた直後から、国会前や街中の広場では抗議行動が複数回行われていた。

正式に党の政策として承認された。

さらに、憲法部会を構成する党员たちは憲法問題について党内で複数回内部会合を行っており、そこでは部会の党员たちによって議員たちへの政策レクチャーが行われた。また、この部会は党首への政策レクチャーも行っている。

新憲法の制定を目指す草の根の党内活動家たちは、憲法改正についての議論を党内に持ち込むだけでなく、2016年選挙以降、政治参加への意欲を喪失しかけていた他の党员たちを憲法改正という政治課題を通して励ます役割も果たしていた。社会民主同盟の党内活動家の一人は次のように述べる(IC9)。

[憲法改正について]当時、人々は党首に裏切られたような気持ちになっており、恥を感じていました。だから私は彼女・彼らに対してこのように言ったのです。「憲法改正という仕事は、ヨハンナ・シングルザルドツェイルが首相の時に始まったのです。彼女がいなければそれは始まっていなかったでしょう。それはつまり、この党[社会民主同盟]こそがこの仕事を始めたということです。そしてそれは誇るべきことです。私たちは、この仕事を完了させることができなかった今までの自分たちを許し、そして今こそこの仕事をやり遂げるべきなのです」(〔内筆者)。

2016年の党首交代は間違いなく大きな転換点であったが、それだけでなく、党内の草の根活動家たちの動きが社会民主同盟を再び憲法改正の議会内協力者として変容させた。憲法改正を推進する運動団体「立憲社会」の活動家(IC6)は次のように述べる。「2013年以降、社会民主同盟は2、3年の間どっちつかずの態度でした。しかし、ここ最近では彼女・彼らは目覚め、草の根でたくさん話し合いを重ねてきました」。

先のMMRの調査(MMR 2017)によれば、アイスランド海賊党と同じく社会民主同盟の党员の間でも憲法改正への支持は極めて高い。党员の約91%が賛成しているのだ。また、社会民主同盟の2018年の党大会では「立憲社会」の代表が来賓のあいさつを行った(IC6)。さらに、2018年に行われた一般公開の党会議においても憲法改正に向けた特別セッションが組まれていた。

先の党内活動家は(IC9)は党内で憲法改正に向けた議論を確立させることは、社会民主同盟が負った「傷を癒す過程」でもあったと述べる。このように、党内の活動家たちは党首交代という政治的機会を憲法改正の実現に活用しただけでなく、同時に憲法改正を党内基盤の再構築のために用いてもいた。新政党だけでなく、既存の政党にも憲法改正の取り組みは一程度の影響を与えていたと言えるだろう。

(3) 社会運動団体「立憲社会」の役割

最後に、2010年の結成以来、市民社会の中心的なアクターとして憲法改正を推し進めてきた社会運動団体「立憲社会」について述べておこう。「立憲社会」は「アイスランドの人々のための新憲法の草案作成を支援し、国民投票にかけるため」に2010年に設立された運動団体である。国民投票が実現した2012年以降は、「議会が人民の意志を尊重すること」、すなわち国民投票で賛成多数を得た新憲法草案を承認するために働きかけることが『立憲社会』の役割」と位置付けられた⁴⁴。

「立憲社会」は国内外においてカンファレンスを行うことで公共空間に新憲法制定に向けた議論の場を作る一方で、ロビー活動やデモ活動を通して議会へ圧力をかけ続けてきた。時には政治家が「立憲社会」の主催するイベントに参加しており、市民と政治家のコミュニケーションの回路も築いてきた。ある活動家(IC8)は「立憲社会」が果たしてきた役割について次のように述べる。

「立憲社会」は憲法改正運動が始まって以来、常に闘い続けてきました…このグループの人たちがいなければ、新憲法制定のための動きはここまで続いていなかったでしょうし、私たちはそれについて今、話をしていなかったらと思うます。

「立憲社会」は活動の告知などの情報発信を主にソーシャルメディア、Facebookを通して行っている。情報発信の推移を見ると、公開の主催イベント数が2011年には13回、2012年には九回であるのに対し、2013年と2014年は0回、2015年は二回と明らかに減少していることがわかる。これは憲法改正が議会で不承認となったことと連動していると考えられる。

しかし、その後2016年には三回、2017年は九回と徐々に情報発信が多くなっている。ソーシャルメディア上での情報発信が減少した時期にも「立憲社会」は非公開の会議や無告知のイベントを行っていたが(IC6)、後述する大規模な署名活動などを見ても、同団体の活動は近年より活発化していると言えるだろう。

それは例えば、次のような取り組みからもわかる。「立憲社会」は2018年に新憲法草案を一冊の本にして出版した。そこには、元アイスランド大統領で世界初の民選女性大統領であるヴィグディス・フィンボガドッティルが前書きとして寄稿文を寄せた。

⁴⁴ 「立憲社会」ホームページを参照(<http://stjornarskrarfelagid.is/>)。

彼女はそこで「アイスランドの人々によって、アイスランドの人々のために書かれた現代憲法を作成し、制定させることは…必要なステップ」であると述べた (Finvogadóttir 2018: 7)。彼女は大統領を四期務め、政治の舞台を退いた今現在も非常に人気のある人物である。そのため、「立憲社会」の活動家はこの寄稿文をまるで「母親の言葉 (mother speaking)」のようだと述べた。

さらに、「立憲社会」は 2020 年 8 月から 10 月にかけてオンライン上で新憲法の制定を求める署名活動を展開し、それと併行して国会前や街中でのアピール活動も行った。この際のアピール動画には国内で人気の歌手や俳優なども参加した。最終的にはアイスランドの人口の約 8% に匹敵する約四万筆を超える署名が現アイスランド首相のカトリン・ヤコブスドッティル宛てに提出された。以上のような文化的アピール戦略を含めた取り組みは、明らかに市民社会において新憲法草案の正統性を得るための活動である。

一方、「立憲社会」は議会内への働きかけも継続して行っている。例えば、彼女・彼らはカトリン・ヤコブスドッティル首相とも「何度も」面談し、その他にも憲法改正に関心を示す政治家と「毎週」懇談している (IC6)。政治家の中には、自ら「立憲社会」主催の公開会議に参加する者もいる。野党のアイスランド海賊党や社会民主同盟の政治家だけでなく、現与党である左翼緑運動からの参加もある (IC5、IC6)。「立憲社会」の活動家 (IC6) は自分たちの役割について次のように述べる。

私たちは時に仲介者の役割を果たします。一方、多くの場合私たちが信じる正しい結果、すなわち、新憲法ができるだけ原文に近い形で [議会において] 承認されることのためにロビー活動を行います ([] 内筆者)。

「立憲社会」の活動は、当然、新憲法草案に依拠しながら議会内の政治家たちに圧力をかけるものである。しかし同時に、「立憲社会」は議会内外のアクターを繋げ、また同団体が政党間を仲介することで議会内アクター間の連携にも一役買っている。すなわち、「立憲社会」が議会内外において憲法改正に従事するアクター間の「ハブ」的存在となっているのだ。

さらに、「立憲社会」の活動に影響を受け、憲法改正を目指す新たな運動も生まれ始めている。2018 年、「新憲法のための女性組織 (Samtök kvenna um Nýja stjórnskrá)」が結成された。当初、ソーシャルメディア上で結成されたこの団体は、その後、公の場でも新憲法制定のためのキャンペーンを展開している。

現代アイスランドの社会運動分野において、フェミニズム運動は最大セクターのひとつとなってきた (Johnson, Einarsdóttir and Pétursdóttir 2013:

192)⁴⁵。憲法改正運動はいまやこうした伝統的な他分野の運動とも有機的に関わり始めたことがわかる。「新憲法のための女性組織」を立ち上げた活動家(IC8)は、彼女らの運動の射程の広さを次のように強調する。

私たちの活動にはすべての政党から女性が参加しています…また、国籍が異なる女性もいます。なぜなら新憲法はすべての人に影響を及ぼすからです…団体内には私たちと彼女ら(we/them)という区別はありません。あらゆる属性を持つ女性がいるだけです…とても多様性のあるグループだと思います。だからこそ、そこには沢山の力があるのです。

社会運動論では、後発の運動が活用することのできる資源や集団的アイデンティティ、また知識などを形成する役割を果たすような抗議のことを「出来事的抗議(eventful protest)」と呼ぶ(della Porta 2008: 30)。「立憲社会」の運動は、抗議行動としての側面は比較的少ないものの、「新憲法のための女性組織」が用いることのできる集団的アイデンティティや運動ネットワークを生み出したという点で、この「出来事的抗議」の要素を持っていると言えるだろう。

以上、憲法改正の取り組みによる政党政治への影響を検討するために、アイスランド海賊党、社会民主同盟、社会運動団体「立憲社会」という三つのアクターについて考察してきた。

アイスランド海賊党においてはまさに党政策の柱として新憲法の制定が存在する。また、議会内での提案や連立交渉の条件としても憲法改正を取り上げるなど、2013年に棚上げされた改憲議論を政治課題として何とか維持してきたのもアイスランド海賊党であった。第五章で述べるように、同党がポスト金融危機のアイスランド政党システムの再編に大きく寄与している事実からしても、憲法改正の取り組みは政党政治に少なくない影響を及ぼしている。

社会民主同盟は特に 2016 年の党首交代を機に、党内で憲法改正議論が盛り上がった。その背景には党内活動家による党幹部や他の黨員への説得があった。また、党内活動家の言葉からは憲法改正を梃にして党活動の再活性化を図ろうとする姿勢が伺えた。

以上の政党アクターを含めて、憲法改正を目指す多くの人々の「ハブ」となり、また重要な圧力団体として機能してきたのが「立憲社会」であった。同団体の活動を通して、2013年以降、それまではあまり見られなかった議会内外の

⁴⁵ 例えば、1974年10月24日に、女性たちが同一労働同一賃金を求めて行った大規模なストライキは世界的に有名である。

相互作用も起こっていた。

上述したように、憲法改正のための活動は、現在も続けられている。2020年10月に現地の民間調査会社マスキーナ(Maskina 2020)が調査したところによれば、憲法評議会による新憲法草案を基にした憲法改正に賛成の有権者が53.3%であったのに対し、反対の有権者は21%にとどまった。

また、同調査では政党別の支持も示され、アイスランド海賊党や社会民主同盟の支持者のあいだではいまだ85-88%以上が憲法改正を支持しているのに対し、進歩党支持者のあいだでは約30%、独立党支持者のあいだでは16%と支持政党による差異が改めて浮き彫りとなった。

第六節 まとめと小括

本章の議論をまとめよう。

本章では、ポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正について、政党政治との相互作用に焦点を当てて論じてきた。

従来の研究において、アイスランドの憲法改正はその熟議的側面が強調されてきた。そこでは、草案作成過程などを独立した形で捉えようとする点に問題があった。したがって、本章では憲法改正の取り組みと政党政治の動向とを往復しながら理解することを試みた。

国民フォーラムや憲法評議会を中心とするアイスランドの憲法改正過程には、多分に市民の政治参加や熟議的な要素があったことは確かである。他方、それは金融危機を経てアイスランド社会全体に広がった、政党や選挙に基づく既存の代表に対する強い忌避意識を内在させている。こうした政治不信ゆえに、憲法改正の取り組みでは既存の政党や議会を回避して草案を作成するという過程が重要視された。

憲法改正を推進する人々にとっては、既存勢力の中でも、長らくアイスランドの議会で多数を占め続け、伝統的にアイスランド政治を支配してきた保守勢力に対する批判が極めて強かった。したがって、憲法改正は政党システム内で保守勢力と対立する左派諸政党と共振性が高かった。また、当時の首相であったシグルザルドッティルの個人的な政治信条も重なり、2009年から2012年にかけて旧来の保守勢力の支配からの転換を求められて誕生した左派連立政権下で憲法改正過程は大きく進展した。一方で、保守派の諸政党は憲法改正に対して強力に抵抗し、そして2013年の政権交代をもって憲法改正の取り組みは短期的には「失敗」に至った。

しかし、その後の憲法改正運動の展開を見れば、新憲法の制定を巡るこれまでの事象が政党アクターに少なくない影響を及ぼしていることがわかる。

アイスランド海賊党は憲法改正を党の最重要政策に位置付け、議会内でも新憲法制定に向けて動いていた。また、社会民主同盟も党内で憲法改正に向けた議論が盛り上がり始めていた。インタビューにおける政党関係者たちの言葉は、新憲法に向けた取り組みが政党アクターに影響を与えていることを端的に示している。自分たちを憲法改正運動の「政治部隊」だとする発言も、新憲法の制定を「やり遂げること」が自分たちの仕事だとする発言も、彼女・彼らが政党活動を行う動機の大きな部分を憲法改正が占めているということを表わしている。

アイスランドの憲法改正事例からは次のようなことがわかる。

まず、政党を通さない市民の政治参加が必ずしも政党政治と影響関係にないわけではないということである。これまでとは異なる脱政党的な代表形態を創出したとしても、それが制度政治に影響を及ぼそうとする以上、政党政治とのあいだになんらかの相互干渉が起こり得る。

また、その関係性はどのような勢力が政党政治の空間で支配的地位にあるかによって、大きく変わる。脱政党的政治参加が取り組む課題が政治権力とイデオロギー的共振性が高かったり、利害関係にあったりする場合、または支配体制を脅かさない場合は、その政治参加の過程は推進される可能性が高い。一方、その課題の解決が既存の支配体制を脅かす可能性のある場合には脱政党的政治参加は既存の議会代表によって阻止されるか、その政治参加が及ぼす制度変更への影響は限定的となる可能性が高いだろう。

また、脱政党的政治参加が本来の目標を達成するか否かとは別に、そして一程度の時間が経過した後も、当該の取り組みは経路依存的な形で政党政治に影響を与える可能性がある。この意味でもやはり、脱政党的政治参加は常に外部との関係性の中に位置付けて捉えられるべきであると言える。

本章の冒頭で述べたように、近年、市民参加型の憲法改正が欧州各国で行われている。また、日本でも例えば、エネルギー関連分野などにおける行政主催の市民会議が近年活発化している。こうした脱政党的政治参加は、本章で検討したように、政党政治との関係性という観点からも考察されるべきであろう。

年表 アイスランド憲法改正を巡る主な政治的出来事

年月	出来事
2008年10月	アイスランド金融危機
2009年4月	社会民主同盟と左翼緑運動による左派連立政権の誕生
2009年11月	民間シンクタンク「アンスイル」による非公式の国民会議
2010年6月	政府が憲法改正の一連の手続きを定めた法案(Act No. 90/2010)を可決
2010年11月	法的手続きを経て政府公式的に主催する国民会議
2010年11月	憲法議会委員選出選挙
2011年1月	最高裁による憲法議会委員選出選挙の無効判決
2011年3月	アイスランド議会によって憲法議会を憲法評議会へと名称変更。25名の委員が議会から任命される
2011年4月～7月	憲法評議会による新憲法草案作成
2011年7月	憲法評議会からアイスランド議会へ草案提出
2012年10月	新憲法草案の賛否を問う非拘束の国民投票
2013年2月	欧州評議会「法による民主主義のための委員会(ヴェニス委員会)」 ⁴⁶ による報告書発表
2013年2月	社会民主同盟の党首、ヨハンナ・シグルザルドッティルからアルニ・ポックル・アルナソンへ交代
2013年3月	左派連立政権の任期満了
2013年4月	独立党、進歩党による右派連立政権へ政権交代 アイスランド海賊党が議席獲得

⁴⁶ 憲法問題に関する欧州評議会の諮問機関。民主化支援活動の一環として、憲法起草など法技術面での支援を行う。

第四章 運動政党、アイスランド海賊党

2008年の金融危機はアイスランドに大きな衝撃をもたらした。それは社会経済条件を著しく悪化させるのみならず、既存の政治的諸機関の正統性の失墜を招いた。こうした状況に直面して、前章で論じたように、アイスランドの市民は既存の代表制を介さずに憲法を全面的に書き直すことで政治転換を試みた。

このような取り組みの一方で、ポスト金融危機のアイスランドでは政党という伝統的な代表機関を経由する形で制度政治に影響を及ぼそうとする試みもあった。それが2012年に設立された新政党、アイスランド海賊党である。

アイスランド海賊党は、2013年の議会選挙において得票率5.1%で三議席を獲得した⁴⁷。また、2015年3月以降、1年以上もの間世論調査において既存の政党を抑えて第一党に位置し続け、2016年議会選挙では14.5%の得票率で十議席を得て、議席数では第二党に躍進した。2017年選挙では得票率9.2%で六議席と多少の落ち込みは見られたものの、現在も継続的に支持を獲得し政党システム内に定着しつつある。

北欧の政治学分野におけるこれまでの新興政党の台頭に関する研究は、その多くが急進右翼政党に注目してきた(例えば、Arter 2010; Bergmann 2017; Jungar and Jupskås 2014; Widfeldt 2015; 吉武 2005; 渡辺 2013, 2015, 2017)。しかし、こうした政党とは異なり、アイスランド海賊党は例えば移民排斥などの主張を掲げているわけではない。

また、公式的には党首を持たない点や政策策定過程における包摂性の高さなど従来の政党組織とは異なる組織構造を有している。

後述するように、「海賊党」自体はアイスランドのみならず、欧州を中心に各国に存在するが、現在他国の海賊党への支持は低調傾向にある⁴⁸。では、金融危機後のアイスランドに現われた海賊党とは一体どのような特徴を持ち、なぜここまで大きな支持を受けるようになってきたのだろうか。

本章と次章ではこのアイスランド海賊党の結成と台頭に焦点を当てる。その際、「運動政党(movement party)」という分析概念を用いる。すでに述べた通り、運動政党とは社会運動と政党組織とのハイブリッドな組織形態である。したがって、それは制度内外に跨る民主主義のダイナミズムの一端を捉えることに役

⁴⁷ アイスランドの国内議会は現在、全63議席で構成されている。

⁴⁸ ただし、近年チェコ共和国においても海賊党が伸張しており、注目に値する(Maškarinec 2020)。先行研究によれば、このチェコ海賊党の台頭を可能にしているのは都市部の貧困層からの支持であり、従来右翼政党および中道リベラル政党が保持していた有権者からの支持を得ていることが大きいとされる。

立つであろう。

まず、本章では主にアイスランド海賊党の組織構造的特徴を分析する。第一節では、運動政党とはどのような政党類型であるのかをその変遷を概観しながら論じる。第二節では、アイスランド海賊党とリンクージュを有すると思われる、二つの運動潮流について述べる。具体的には、国際的な海賊党運動および国内のポスト金融危機の社会運動である。その上で、第三節ではアイスランド海賊党の組織構造および行動レパートリーについて上記の二つの運動潮流とのリンクージュを念頭に分析する。最後に、第四節ではアイスランド海賊党内の対立に焦点をあて、運動政党が有する困難性を考えたい。

第一節 運動政党とはなにか

「運動政党」を分析概念として最初に、また体系的に論じたのは、政治社会学者のハーバート・キツェルトであろう。彼は欧州における環境政党および急進右翼政党を念頭に置きながら、「運動政党とは、社会運動から生まれる政治活動家の連合であり、政党競争のアリーナにおいて社会運動の組織的、戦略的実践を適用することを試みる」と述べる。彼はまた、運動政党を社会運動が表明する「社会的利益を政策策定へと進展させるための主要な原動力」としても捉えている(Kitschelt 2006: 280)。

デラ・ポルタら(della Porta, Fernández et al. 2017: 4-5)は、2008年の金融危機後の緊縮政策に反対する大規模な抗議運動と強いリンクージュを持つ運動政党に焦点を当てながら、運動政党を「社会運動と特に強い組織的、外部的な繋がりを有する政党である」と定義している。また、モスカとクアランタ(Mosca and Quaranta 2017: 428)も運動政党を「社会運動との間に特定の組織的、イデオロギー的リンクージュを提示する、社会運動と政党のハイブリッドな形態」と述べている。ここでキツェルトの定義と異なるのは、運動政党を必ずしも運動から生まれた政党に限定しないという点である。既存政党であっても、運動と「強いリンクージュ」を持つ場合は運動政党と呼ばれ得る。

運動政党は、社会運動組織間のネットワークの一部として運動に参加することもあれば、党員の多くが参加者や組織者として運動に携わることもある(della Porta 2020: 99)。したがって、運動政党は組織として選挙や議会といった政党政治領域と抗議運動などの社会運動領域に跨る存在である。すなわち、「このような政党は議員として議会で法案を審議する日もあれば、あくる日には破壊的なデモや平和的な政府の敷地の占拠行動に参加」するのだ

(Kitchelt 2006: 281)。

キッチェルトが環境政党や急進右翼政党を想定しているように、運動政党とは昨今現れたわけではない。すでに指摘していたとおり、社会運動が政党に発展するという現象自体は過去にも多々存在したし、既存政党が社会運動と強いリンクを構築することも例がないわけではない(Heaney and Rojas 2015)。モーリス・デュベルジェ(Duverger 1951=1970: 9)も一必ずしも社会運動に焦点を絞っていたわけではないが一議会外から現れる政党が「一般的な傾向を示している」と述べていた。

それにもかかわらず、第一章で示した通り、長らく社会運動と政党政治の相互作用について体系的な研究がなされてこなかったことが問題であろう。以下では、まずデラ・ポルタら(della Porta et al. 2017: 15-24)に倣って、運動政党をその歴史的変遷を追いつつ、類型化してみよう。

まず、19世紀末から20世紀初頭に現れた「イデオロギー的幹部政党(ideological cadre party)」である。この政党は、既存の社会秩序の転換を目指す革命主義的イデオロギーに基づいて議会内外で闘争を繰り広げる。それは極めて先鋭化された政党であり、党は常に指導的立場に立つ前衛政党であった。リチャード・ガンサーとラリー・ダイヤモンド(Gunther and Diamond 2003: 178-179)の研究ではこうした政党は「プロト・ヘゲモニックな大衆政党(proto-hegemonic mass-based party)」と呼ばれ、「選挙と議会外双方での政治的紛争の遂行のために、党員に対して規律や継続的な活動への関与、忠誠を強調する。したがって、党員のリクルートは極めて選別的であり、教化が徹底的であり、イデオロギーおよび短期的な党の路線の受容がすべての党員に求められる」。

さて、しかし、選挙権が徐々に拡大していく中で、名望家政党がそうであったように、こうした先鋭化された小集団としてのイデオロギー的幹部政党も大衆化する必要に迫られる。こうして現れるのが「階級的大衆政党(class-mass based party)」である。これは一般的に社会民主主義政党のルーツとして考えられる労働者政党である。

階級的大衆政党は、制度外で表出された労働者の要求を制度内へ持ち込むことを目的とし、労働者運動・労働組合と有機的に連携しながら、政党活動や選挙活動を行った。そのため、党と並行して運動が存在しながらも、「メンバーシップは部分的あるいは全面的に重なることもあるし、また相互に組織的決定権を持つこともあった」(Poguntke 2002: 9)。こうした労働者政党の台頭は、スカンディナヴィア諸国や英国などでは支配的エリートの開放性を高め、労働者への抑圧を軽減し、比較的穏健な労働者政党の成長を促した。一方で、

ドイツやフランス、イタリア、スペインといった国では、歴史的な文脈は様々あるものの、労働者への強い抑圧の下、より急進的イデオロギーを持った戦闘的な左翼政党が形成されるようになった。

階級的大衆政党の組織的特徴として挙げられるのは、党執行部への権力の集中である。大衆化しても、いまだ組織内の意思決定は党幹部(および運動エリート)に委ねられていた。また、支持者や草の根の党員は階級的イデオロギーによって動員されており、特に戦後の固定化した経済構造を背景に組織の規模を拡大させた。

しかし、20世紀後半、戦後の経済成長に鈍化が見え始めると同時に、西欧社会の中に脱物質的な、「新たな価値観」が広がり始める。これを背景にして、いわゆる「新しい社会運動」、そしてそれらとリンクを有する「新しい政党」が台頭する。丸山仁(1997: 167-168)によれば、これらの政党が展開する「新しい政治(New Politics)」とはつまるところ、「戦後の階級妥協の「中身」(継続的な経済成長、したがって環境への負荷の継続的な増大を前提とした、福祉国家の拡充・維持)と同時にその政治的「形態」(巨大な大衆装置政党の指導部と巨大利益集団を中心的な担い手とするコーポラティズム的な利益媒介)に反対し、オルタナティブを提示しようとするもの」であった。

したがって、組織構造としてはこの「新しい政党」あるいは「左翼リバタリアン政党」(Kitchelt 1988)は、階級的大衆政党のトップダウン型の組織構造を批判し、水平的な党内組織構造を重視し、党議員の任期を2年で区切りローテーション制としたり、議員職と党役員の兼任を禁止したりした。また、草の根の党員も含めた公開会議やパリティにも力を入れた。

以上のように、支配的政党と同じく運動政党もまた時代や社会構造の変容とともに、徐々にその姿を変えてきた。もちろん、上記したのはあくまで主な運動政党の流れであって、これ以外にも多様な形で社会運動と政党は相互作用を起こしてきた。それを前提にしたうえで、本論文で取り上げるアイスランド海賊党を含め、今日の運動政党はいわば、運動政党の第四世代と言えるだろう。

さて、ではこの第四世代の運動政党の置かれた今日的状況はこれまでとどのように異なっているのだろうか。第一に、今日の時代状況はかつてその帰結として「新しい政治」を生み出したような「豊かな時代」ではない。1980年代以降の新自由主義の波によって戦後コンセンサスに基づく福祉国家的諸制度—年金、教育、社会福祉、社会保障など—はますます解体され、経済格差は拡大し、中間層以下の生活条件は着実に悪化している。

第二に、経済構造の変化と軌を一にして、政党を含む国民国家内の政治システム全体への不信が一層深刻化している。新自由主義的グローバリゼーション

の亢進はグローバル資本の国民国家への直接的、間接的な影響力を高め、国内政治レベルで選択できる(経済)政策の幅を狭めた。その結果、政党間における政策的差異は減少し、有権者は政党に倦怠と幻滅を感じ、選挙をエンターテイメントとして消費するか関与しなくなるために政治的影響力が低下する⁴⁹。つまり、ポスト・デモクラシーである。

第三に、デジタル革命は政治領域にも少なくない影響を与えている。デジタル空間でのコミュニケーションは時間的・空間的制約を大幅に引き下げ、指導者と支持者が直接的にやりとりできるようになり、また党员同士のコミュニケーションの幅は広がった。一方で、かつてより瞬時に大量の情報が飛び交うようになり、そこには真偽不明の情報も多々含まれていたり、そもそも政治的動員を意図してビッグデータを用いた情報操作がなされることもある(Bartlett 2018)。

経済格差の拡大、政治不信の増大、デジタル技術の進展、こうした社会状況を前に今日の運動政党はどのような社会運動と、どのようにリンケージを構築し、またいかにして政党システム内で台頭しているのだろうか。本章および第五章では以上のような社会状況を前提にアイスランド海賊党について分析する。

次節では、まずアイスランド海賊党がどのような社会運動とのあいだに繋がりを持っているのかを見てみよう。

第二節 アイスランド海賊党と二つの運動潮流

アイスランド海賊党は主に二つの社会運動の潮流と繋がりがある。ひとつは国際的な海賊党運動であり、もうひとつは国内のポスト金融危機後の諸運動である。以下では、これらふたつの運動について概観する。

(1) 国際的な海賊党運動

「海賊党」という名前を持つ政党は、アイスランド以外にも世界中に存在する。欧州以外ではいまだ広く知られていないものの、各国の海賊党が国際的な連携を図る組織、国際海賊党(Pirate Party International: PPI)というグロ

⁴⁹ 一方で、大企業や金融産業などグローバルに活動し、企業献金やロビー活動を通して積極的に政党や国家に働きかけができるアクターの政治的影響力は上昇する。

ーバルなネットワークを持つ政治組織である。2020年現在、国際海賊党には43の国や地域の海賊党が所属している⁵⁰。

「海賊党」という党名は書籍やレコード、オンライン上のコンテンツの複製や無断使用を指す「海賊行為(piracy)」に由来する。これは海賊党の設立契機に関わっている。

海賊党はインターネット上のファイル共有ソフトの取り締まりに対する抗議運動に端を発して、プログラマーであったリック・ファルクヴィングによって2006年1月1日、スウェーデンで設立された。その後、すぐにデンマーク、フィンランドなど北欧を中心に活動は波及し、ドイツやフランスなどでも海賊党が設立されていった。

各国の海賊党は独立性が高く、実際の活動形態や政策プログラムは各国によって差異もある。それでも、海賊党一般に共通する特徴として、大きく次の二点が挙げられる。

第一に、インターネット上の著作権、プライバシーの権利、情報アクセスの権利といったデジタル権利問題への高い関心である。設立の契機からもわかる通り、海賊党はまさにインターネット時代の政治運動である。コンテンツの共有があまりにも容易になった時代において著作権や知的財産権の在り方を問い直すことが、海賊党の活動の核として存在する(濱西 2013)。

例えば、スウェーデン海賊党は党の基本方針の第一に情報技術の発達とその活用についての記述があり、特許や著作権に関する項目が存在する(Piratpartiet ‘Principprogram’)。イギリス海賊党はよりデジタル権利問題に関心が強く、コアポリシーの第一条に著作権と特許の見直しが明確に掲げられている(Pirate Party UK 2017)。

しかし、こうしたデジタル権利問題は一般的に有権者の関心を集めにくい。2014年の欧州議会選挙におけるスウェーデン、ドイツ、フィンランドの海賊党の選挙キャンペーンの分析では、海賊党の衰退要因について大きく、メディア露出の少なさとデジタル権利問題への固執が挙げられた(Jääsaari and Hildén 2015b)。

海賊党の第二の特徴として、(直接)民主主義と政治の透明性の強調が挙げられる。インターネットの発達には個人が入手できる情報量を飛躍的に増大させた。そうした変化は経済や社会のみならず政治にも影響を及ぼさずにはいられない。すなわち、一部の人間だけが直接的に政治的意思決定に関与することのできる

⁵⁰ 国際海賊党(Pirate Parties International: PPI)のサイトを参照(<http://www.pp-international.net/about>)。

代表制民主主義に対して懐疑を向けることも海賊党一般に共通する傾向である。

ドイツ、イギリス、ベルギーの海賊党についてフレーム分析を行ったバルト・カマレッツ (Cammarets 2015) は、海賊党の言説や活動の背景に現行の自由民主主義に対する批判と、それとは異なるより参加を強調する民主主義モデルの模索が存在する点を解明した。

そうした模索を反映しているのが、しばしば海賊党のユニークな試みとして注目される「液体民主主義 (Liquid democracy)」であろう。これはドイツ海賊党が党内の意思決定に取り入れた民主主義モデルである。参加者は政策ごとに支持/不支持を示すネット投票を行うが、その際、自分の関心の低い政策分野に関しては、代理人に委任投票が可能となる。また、逆に、自分が他者の代理人となることもできる。委任システムを採用することで、「代表制民主主義と直接民主主義という2つの民主主義からなる、いわば民主主義間の混合政体的なもの」(五野井 2018: 11)を作り出すのである。

液体民主主義の他にも、海賊党は民主主義や政治の透明性のために党活動において様々にデジタル技術を活用している。こうした特徴を「E-デモクラシー (e-democracy)」として強調する論者もいる (Khutkyy 2019)。ただし、液体民主主義は活動量が多く、積極的に提案をする少数の参加者に党内権力が集中するのではないかという懸念が示されている (Almqvist 2016)⁵¹。

国際的に海賊党の運動がその力を示したのは、「模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)」、通称 ACTA への反対運動であった。この国際条約は知的財産保護という目的の下、「海賊行為」を取り締まるために日本政府が主導して議論が進められてきたものであり、2011年時点でアメリカやカナダ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコなど八カ国が署名した。

しかしこの時、欧州各国では ACTA に対して懐疑的な見方も根強かった。それは、この条約によって知的財産権の保護を名目に、情報アクセスの自由、表現の自由などが制限され、さらには医薬品などの供給が脅かされる可能性もあるといった懸念を多くの人々が抱いたためであった。そして、当時、欧州議会を代表して交渉にあたっていたカデル・アリフがこの条約を批判し、辞任を表明したことがひとつの引き金となり、欧州各国で大規模な反 ACTA 運動が展開された⁵²。海賊党はこの時、各国で反対運動を主導し、ドイツでは他の政党や運動

⁵¹ また、デジタル技術を活用した党内の政治的意思決定一般に関する批判については、パオロ・ジョルバウド『The Digital Party』(Gerbaudo 2019)を参照。

⁵² ACTA を巡る政治紛争についてはベンジャミン・ボレッリらの詳細な研究が

団体と共同でデモ行動を組織した(濱西 2013: 101)。

また、海賊党は世界的な情報の自由化運動にも組織的に関与している。例えば、各国政府や大企業、宗教団体などの機密情報を告発するウェブサイト、ウィキリークスを支援していたこともある。スウェーデン、ドイツ、スイス、オーストラリア、ルクセンブルク、ロシア、チェコなどの海賊党はかつて、各国で次々と規制されていたウィキリークスの活動を支援するために、ミラーサイトを運営していた(濱西 2013: 132-133)。

さらに、より直接的にウィキリークスに関与していた海賊党関係者もいる。それが、アイスランド海賊党の共同設立者でもあるビルギッタ・ヨンスドッティルである。彼女は一時期、ウィキリークス創設者のジュリアン・アサンジンらとともに活動していた。

さらに、筆者がフィールドワークを行った 2017 年のアイスランド海賊党大会には特別ゲストとして、元米国国家安全保障局および中央情報局局員で、大量監視システム「PRISM⁵³」の存在を告発したエドワード・スノーデンがテレビ電話で参加していた。

以上のように、海賊党はデジタル権利問題と民主主義、政治の透明性を軸にしながら、特に欧米諸国で様々に政治運動を展開させてきた。アイスランド海賊党の共同設立者には、ビルギッタ・ヨンスドッティル以外にもスマウリ・マッカーシーなどこれまで情報の自由化運動を担ってきた人物がおり、彼女・彼らの国際的な運動ネットワークから「海賊党」のアイデンティティが持ち込まれたと考えられる。

さて、選挙政治における海賊党の動向に目を向けてみると、海賊党が初めて選挙で成功を収めたのは 2009 年のスウェーデン議会選挙においてである。この時、スウェーデン海賊党は得票率 7.13%で一議席を獲得した。さらに、2011 年から 2012 年にかけてドイツの地方議会選挙において次々と得票を伸ばし、合計で 45 議席を獲得した。

こうして一時は欧州各国で大きく台頭するかのように見えた海賊党であったが、2012 年のドイツ地方議会選挙以来、目立った成功を収めることはできず、近年ではむしろ衰退傾向にある。この点、アイスランド海賊党の国内議会選挙

ある(Borelli, Haagen, Loznica, Nærland, Skipper and Calles 2012)。

⁵³ 「PRISM」とは米国国家安全保障局が 2007 年から運用していたとされるインターネットを通じた大量監視システムである。Google や Facebook などのウェブサービスを通して個人情報に関わるデータが収集されていた。2013 年 6 月米国ワシントン・ポスト紙と英国ガーディアン紙がスノーデンの内部告発を基に調査した内容を報道した。

における台頭は、全体的な海賊党の衰退傾向に逆行していると言えるだろう。

(2) ポスト金融危機のアイスランドにおける諸運動

以上のような国際的な海賊党運動の一方で、アイスランド海賊党は国内の諸運動にも強い影響を受けている。例えば、第二章で述べた金融危機直後の「鍋とフライパン革命」や第三章で論じた憲法改正運動などである。これらを含めて、アイスランド海賊党と特に関わりのある社会運動を以下に記しておく。

第一に、2008年10月、金融危機直後から国会前広場で繰り広げられた大規模な抗議である。すでに述べたように、この抗議はポスト金融危機のアイスランド市民社会の出発点となっている。それはある意味で、アイスランド海賊党の出発点でもあったと言える。アイスランド海賊党の国会議員(IC4)⁵⁴は、「2008年の金融危機は、私たちの政治社会システムの問題、失敗を表面化させました。したがって、それは海賊党の設立の契機であったと思います」と述べる。後述するように、アイスランド海賊党は「鍋とフライパン革命」から直接的に現れたわけではないが、少なくとも党の思想的なルーツの一端がそこにあることが伺える。

また、第三章で論じてきたように、2009年以降の憲法改正の取り組みもアイスランド海賊党にとってはなくてはならない運動であったと言える。だからこそ、それは党の最重要政策となり、また多くの党員が新憲法の制定を支持しているのである。本章第三節で論じるように、憲法改正運動の経験はアイスランド海賊党の党内意思決定の方法にも影響していると考えられる。

さらに、アイスランド海賊党は現在も憲法改正をテーマにした党内集会を開き、活動家や学者とのコミュニケーションを積極的に取っている。例えば、2020年12月5日にも運動団体「立憲社会」の代表を務めるカトリン・オッドスドゥティルとアイスランド大学教授で憲法改正運動について研究してきたヨウン・オラフソンを招いた公開セッションを開催した。

さて、危機直後の抗議運動、憲法改正運動に加えて、2016年のパナマ文書抗議もアイスランド海賊党の台頭に影響を及ぼしたと考えられる。

世界各国の富裕層の租税回避行為に関するパナマ文書の流出は、アイスランド政治社会にも大きな衝撃を与えた。当時の首相で進歩党党首であったシグムンズル・グンロイグソンが妻と共にタックスヘイブンを使って租税回避行為を

⁵⁴ 2017年9月8日、テレビ電話を通してアイスランド海賊党国会議員にインタビュー。

行い、資産の隠匿を図っていたことを追及されたのである。最終的には首相は辞任し、さらに総選挙も前倒しされて行われることとなった。

この際、国会前には金融危機時の抗議運動を上回る約 2 万 2000 人が参加する歴史的な規模の抗議が繰り広げられた。これはアイスランド国民の約 6~7%にあたる⁵⁵。2016 年 4 月 4 日のこの大規模抗議の翌日に首相は辞任を表明したが、その後も約 3 週間にわたって抗議が続けられた。2008-2009 年に続き、運動側は首相の辞任と総選挙という短期的目標を実現させた。

このパナマ文書抗議の直後に行われた国内メディアによる世論調査では、アイスランド海賊党の支持率が過去最高の 43%を記録し、二番目に支持の多かった独立党のほぼ倍の支持を集めていた (Fréttablaðið 2016)。

上記の三つの社会運動以外にも、2014年のEU加盟交渉に関する抗議運動や、世界的な性暴力・性的差別反対運動に影響を受けた、政治家の性暴力に対する抗議など、金融危機後のアイスランドでは断続的に社会運動が起こっている。そして、その多くに何らかの形でアイスランド海賊党は関与している。

(3) 「海賊党」ではない海賊党—アイスランド海賊党の特殊性

さて、ここまでアイスランド海賊党に関係する国内外の諸運動について述べてきた。アイスランド海賊党の背景には上記の二つの運動潮流が存在する。ある政党関係者に言わせれば、「アイスランド海賊党は、欧州各国で起こっている海賊党の運動とアイスランドの反既成势力的な運動という二つの運動の掛け合わせ」(IC2)⁵⁶なのである。

しかし、党の方針や政策という点では、アイスランド海賊党はこれら二つの運動のうち、国内の諸運動からより影響を受けていると考えられる。

先行研究によれば、海賊党が共通して提唱する政策アジェンダは大きく以下のように分けられる (Jääsaari and Hildén 2015a: 8)。①デジタル化時代における人権と基本的自由の推進・擁護②著作権などに関する消費者と著作者の権利の抜本的な改革③プライバシーの保護と情報へのアクセスの自由化及び情報の透明化である。

⁵⁵ 2 万 2000 人という規模は、あくまで主催者側の発表であるが、当時の報道もこの数字を使っていること、またベルンバーグ (Bernburg 2019: 5) による調査で当時の首都レイキャビクの成人人口の約五分の一の規模と述べられていることからほぼ妥当な数字と考えられる。

⁵⁶ 2017 年 7 月 20 日、テレビ電話を通してアイスランド海賊党関係者へのインタビュー。

アイスランド海賊党の政治方針を定めた簡易的な綱領(Grunngildi Pírata)では、少なくとも②は明示されていない。つまり、綱領には著作権やデジタル権利に関する記述がないのだ。さらに、情報技術の活用についても綱領では触れられていない。

また、2016年選挙時のアイスランド海賊党の選挙マニフェスト(Piratar 2016)にもデジタル権利や特許、著作権については一切言及がない。加えて、①の「人権と基本的自由」について、アイスランド海賊党は必ずしも「デジタル化時代」を強調するわけではない。

すなわち、アイスランド海賊党が他の海賊党との比較においてもっとも異なるのは、デジタル権利や著作権など海賊党の設立契機でもあった政治課題から距離を置いている点である。

実際、先の関係者(IC2)はアイスランド海賊党の政策について次のように語る。他国の海賊党は「ほとんどデジタル権利問題に焦点を絞るか、少なくとも中心課題としています。アイスランド海賊党はそれを中心課題とはしません。たとえアイスランドにおいて海賊党がはじめのうちはそういった課題に言及していたのだとしても、いまやアイスランド海賊党はまずもって反腐敗の政党です」。

アイスランド海賊党は上記した「海賊党」としての二つの特徴のうち、デジタル権利問題への関心を大きく低下させている。先の先行研究(Jääsaari and Hildén 2015b)において示されていたように、デジタル権利問題への固執が各国で海賊党が伸び悩むひとつの要因であった。アイスランド海賊党の選択はこうした状況をふまえた戦略的なものであった。ある党員(IC1)⁵⁷は党がデジタル権利問題を2016年選挙においてほとんど訴えなかったのは、「正直に言ってアイスランド人がデジタル権利問題にあまり興味がないからだと思います」と述べ、それは「戦略的な決定であった」と明かした。

また、これは運動とのリンケージという観点から考えることもできるだろう。例えば、アイスランド海賊党がデジタル権利問題などの代わりに、党政策の最優先事項として掲げているのは憲法改正という国内的な課題である。それはまた、同党の党員らが密接に関わり合ってきた運動の要求でもあった。この点について、アイスランド海賊党の国会議員(IC4)は次のように述べる。

アイスランド海賊党は憲法改正の中に様々なトピックを包括させています。デジタル権利問題は人々にはわかりにくく、憲法改正はより重要

⁵⁷ 2017年7月6日、テレビ電話を通してアイスランド海賊党党員にインタビュー。

性がわかりやすいのです。アイスランド海賊党は市民権を基礎とした運動です。したがって、アイスランド海賊党は憲法改正の中にデジタル権利問題も包含しているのです。

したがって、アイスランド海賊党が明示的にデジタル権利問題を取り上げていないからといって、同党がそれをまったく放棄したと考えるべきではない。むしろ、アイスランド海賊党はデジタル空間における人権や自由権からデジタル空間の外へと取り組む政治的問題の幅を拡張したと考えた方がよいだろう。そしてその結果、アイスランド海賊党内の優先順位の中で、相対的にデジタル権利問題のプレゼンスが低下したのである。

こうした傾向については、アイスランド海賊党の設立契機からも説明ができるかもしれない。実は、アイスランド海賊党には前身とも呼べる政党がある。2009年に設立された新政党「市民運動(Borgarahreyfingyn)」である。

この政党は「鍋とフライパン革命」の活動家と参加者が中心となって設立された。この新政党は、政治家や資本の行動をより規制するための新憲法の制定、金融危機によって国民が抱えた莫大な住宅債務の問題解決、漁業資源を含む天然資源の保護を掲げた。また、強烈な反既成势力的志向の下、党には過去に議員経験のある者や政党職員として勤務経験のある者は参加することができないこととなっていた。

政党政治の初心者たちの党であったにもかかわらず、「市民運動」は2009年選挙で7.2%の得票率で四議席を獲得する異例の事態をつくり出した。そして、この時に議席を獲得したうちの一人がビルギッタ・ヨンスドッティルであった。

しかし、「市民運動」の参加者らは政治方針の違いから間もなく解党し、参加者の一部はそれぞれ三つの政党を立ち上げた。「夜明け(Dögum)」、「アイスランド民主党(Lýðræðisvaktin)」、そしてアイスランド海賊党である。三党のうち、アイスランド海賊党のみが2013年の議会選挙で議席を獲得した。

以上のように、アイスランド海賊党は2008年の金融危機以後に起こった抗議運動と2009年に設立された「市民運動」という政党にルーツを持ち、また憲法改正などの国内の運動への関与も極めて濃密であるがために、デジタル権利問題よりも国内の政治課題を前面に押し出す結果となっていると考えられる。

繰り返すが、アイスランド海賊党が他国の海賊党とまったく異なると言っているわけではない。例えば、政治の透明性の強調や意思決定過程における幅広い市民参加は、明らかに海賊党の伝統を受け継いでいる。そして、それがクライエンテリズム政治や金融危機といったアイスランドの政治社会的文脈とうまく噛み合ったことも確かであろう。

したがって、アイスランド海賊党の特殊性は国際的な海賊党の経験と国内のポスト金融危機という経験が共振する中で現われたと理解すべきである。

では、こうした運動潮流はアイスランド海賊党の組織構造や行動レパートリーにどのように反映されているのであろうか。次節ではこの点を考察する。

第三節 運動政党としてのアイスランド海賊党

同じ運動政党であっても、各国の政治的文脈によって政党の発展は異なる経路を辿るであろうし、また同様の政治的文脈であっても政党アクターには発展のための複数の選択肢があるだろう。ただし、運動政党として一程度共通する組織構造的特徴があるのも確かである。この点についてデラ・ポルタらは次のように述べる (della Porta, Fernández et al. 2017: 69)。

たとえ異なる形態であったとしても、運動政党は緩やかな[組織]構造を持つ傾向にあり、社会運動の支持者たちの統合を目指す。また、運動政党は社会運動とメンバーシップが重複しており、彼女・彼らの政策は運動によって推進されるものと共鳴する。そして、それらの政党は運動を支援し、共同のキャンペーンに関与する傾向にある ([]内筆者)。

それでは、アイスランド海賊党はどのような組織構造や行動レパートリーを持っているのだろうか。また、それらが社会運動とどのように関係しているのだろうか。

(1) 水平的組織構造とデジタル技術の活用

まず、伝統的な政党組織と比べるとアイスランド海賊党のメンバーシップは緩やかである。16歳以上であれば、党ホームページから登録申請を行い、アイスランド海賊党の党活動に参加することができる。その際、名前、住所、メールアドレス、そしてケニタラ (Kennitala) と呼ばれる住民番号が必要となる。

登録者には特段の義務は課されないため、活動量や内容はそれぞれの自主性に委ねられているし、他党に参加しながらアイスランド海賊党に登録することも制度上は可能となっている。そのため、登録者を「党员」と呼ぶことが適切かは議論があろうが、ここでは便宜上、登録者も党员として扱う。

また、従来型の政党のように党员が定期的に党費を支払うのではなく、寄付

という形で資金を募ることも大きな特徴であろう⁵⁸。メンバーシップのみならず、経済的な負担も減らすことによってアイスランド海賊党は参加のハードルをさらに引き下げていると言える。

従来の政党よりも開かれた、会員制のようなモデルをとることで、素早く、多くの党员(登録会員)を集めることはアイスランド海賊党のように選挙の「地盤」を持たない政党にとっては成長の鍵となるだろう(Gerbaudo 2019: 17)。しかし、それは同時にいつでも簡単に党への所属を辞めたり、政党活動に加わらなかつたりすることもできるため、組織としての基盤という点では極めて脆弱であると言わざるを得ない。

党员は、オンライン・プラットフォームでの政策や党方針に関する議論への参加と投票の権利が得られる。また、投票の30日以前に登録を完了した18歳以上の党员は、党内予備選挙への立候補と投票も可能となり、ほとんどの党活動に関与できるようになる。

アイスランド海賊党には、党予算などを管理するために十人で構成される執行委員会があり、執行委員の任期は二年で、半数ずつが年に一度の選挙によって選出される。特徴的であるのは、十人のうち八人が党员の投票で選出されるのに対し、二人は党员の中から無作為抽出によって選出される点である⁵⁹。

オンライン・プラットフォームを通じた党の政策策定過程への参加も、アイスランド海賊党の党運営における重要な特徴のひとつである。政策や党の方針はそのほとんどすべてが党员による議論と投票によって決定される。また、アイスランド海賊党から提出する法案は常にオンライン上のプラットフォームで議論され、投票で賛成多数を得なければならない。

さらに、他党との連携や合意に関しても同様に議論と投票が行われることがある。2016年にアイスランド海賊党が政権連立の交渉権を得た際には、他党との連立交渉についてオンライン上で方針決定が行われた。

アイスランド海賊党は党独自のオンライン・プラットフォームに加えて、Facebookにおいても議論の場を設け、そこでは「よりカジュアルな議論」が行われている(IC1)。外部向けのFacebookグループには2020年9月時点で1万2000人以上の登録メンバーがいる。

以上のような取り組みは、党员および一般市民の党活動へのより積極的な参加を促し、同時に党内の分権化を進めることにも繋がっている。この点について、アイスランド海賊党の国会議員(IC4)は他党との比較で次のように語ってい

⁵⁸ アイスランド海賊党の収入は、個人の寄付と公的助成金および党の事業収入で成り立っている。

⁵⁹ ただし、執行委員になるためには30日以上の上籍が必要である。

る。

少なくとも[政治の]アップデートの方法が違います。私たちは人々に政治の方法を提供します。市民の政治参加ということです。それは権威としてではなく、サービスとしての政治や政府の在り方です。

重要であるのは、アイスランド海賊党において政党は特定のイデオロギーや利害に基づいた集団というより、政治的関心を抱く市民が交流するプラットフォームとして捉えられているということである。そこでは、デジタル技術を駆使し、一般党員に党内権力を分散させ、指導者や党幹部といった権威的役割をできる限り縮小することが目指されている⁶⁰。

アイスランド海賊党の党内意思決定過程では、委任投票は行われておらず、この点で上述したような「液体民主主義」とは多少異なる。しかし、より包摂的で水平的な組織構造を目指す姿勢は他国の海賊党と共通する点である。

同時に、これはポスト金融危機の国内の運動の経験に由来している部分もあると思われる。例えば、第三章で論じたように、憲法改正過程ではオンライン・プラットフォームを通して憲法評議会の新憲法草案作成について意見や提案を行うことが可能であった。また、国民フォーラムでは無作為抽出による代表が行われていた。アイスランド海賊党はこれらの経験をふまえて組織運営を行っている。

実際、オンラインを通して新憲法草案に関わったというアイスランド海賊党の国会議員の一人(IC4)は、この憲法改正の取り組みの経験からアイスランド海賊党のような党内意思決定の方法が「うまくいくと思った」と述べている。

したがって、組織構造についていえば、アイスランド海賊党は上記の二つの運動潮流から大きく影響を受けていると言える。

(2) 行動レポーター——議会内外における「闘争の政治」

アイスランド海賊党は党として公式にデモや抗議集会などを組織したことはないが、国会議員をはじめとする党員の多くが、数々の運動に関与し、また時には運動現場を支援してきた。例えば、2013年初頭に行われた憲法改正を求める集会には当時の国会議員がアイスランド海賊党の旗を掲げて参加した。

⁶⁰ こうした政党は「デジタル政党」とも呼ばれる(Gerbaudo 2019)。スペインの急進左翼政党「ポデモス」やイタリアの新興政党である「五つ星運動」などもデジタル政党とされる。

また、2013年10月に行われた政府予算案に反対する抗議の際には、アイスランド海賊党はネット上で抗議運動を宣伝し、参加を呼び掛けた。さらに、2014年から2015年にかけて、アイスランド海賊党は運動組織ヤイヤ(Jæja)と連携をとっていた(IC12)⁶¹。

ヤイヤはパナマ文書抗議をはじめ数々の大規模な抗議運動を行ってきた運動組織である。また、ヤイヤは匿名の政権批判記事を書き、ネット上で拡散させるというような活動をしており、その一部はアイスランド海賊党の党員が執筆するなど、当時、党とヤイヤは明らかに親密な関係性にあった。しかし、その後、ヤイヤがより急進化するにしたがってアイスランド海賊党との溝が深まり、現在はかつてほどのリンクージュはない(IC12)。

その他にもアイスランド海賊党の運動に対する協力的な姿勢は随所に見られる。2016年のパナマ文書抗議の際には、党の国会議員が議会内から抗議の様子をソーシャルメディアに投稿し、抗議への連帯を示した。また、2019年3月に行われた気候変動に関するデモでは、デモの現場で無料配給を行うなど様々な形で議会外での社会運動を積極的に支援する姿勢が目立っている。

運動政党としてのアイスランド海賊党の特徴は議会外の行動のみならず、議会内の行動にも象徴的である。例えば、同党は社会運動の行動レポーターを議会内で活用している。

2018年に性差別に反対する運動が起こり、一部の保守政治家らの差別的言動に批判が集中した。その後の議会において、関係者の一人である保守政治家が議会の壇上に立って発言した際、抗議運動の象徴であった「F.O. (Fokk Ofbeldi: Fuck Violence)」と印字されたニット帽を被ったアイスランド海賊党の議員二人が彼の背後に立って抗議の意思を示した。彼女・彼らは、いわゆるスタンディング・プロテストという抗議運動のレポーターを議会内で実践したのである。

当時の副議長が「こうした行動は不適切であり、この部屋[議会内]では自分の意見は壇上から述べるべきだ」(Olgeirsson and Erlingsdóttir 2019) ([内筆者])とアイスランド海賊党議員を批判したように、こうした行為は明らかに伝統的な議会の慣習に反し、議会内を攪乱した。それだけではなく、この議会内抗議はメディアでも取り上げられたことによって、議会外の運動に対するアイスランド海賊党の協調的姿勢をわかりやすく示した。

⁶¹ 2019年10月23日、レイキャビク市内にてアイスランド海賊党党員にインタビュー。

第四節 党内対立—「指導者」は必要か？

さて、ここまでアイスランド海賊党の組織構造や行動レパートリーを考察してきた。本節では、以上のような運動政党としてのアイスランド海賊党が持つ不安定性についても検討しておこう。

運動政党はしばしば強力なカリスマ性を携えた指導者によって率いられている。例えば、スペインの急進左翼政党ポデモス、イタリアの新興政党「五つ星運動」などがその典型であろう。これらの政党はアイスランド海賊党同様、一般党員の幅広い政治参加を目指し、水平的組織構造の構築を目指してオンライン・プラットフォームを活用してきた。しかし、結果的にそこで行われる意思決定は人気投票のようになり、最終的にはカリスマ的指導者の意向がほとんどそのまま党運営に反映される事態となっている (della Porta, Fernández et al. 2017: 81)。

デジタル技術の活用はこれまで政党幹部や一部の党員のみでなされてきた党運営や党政策に関する発言権・決定権を一般党員に分配することで、一見、より水平的で民主的な組織構造を可能にしたかのように思える。しかし、強力なリーダーシップが存在する場合、党内の意思決定はさながら人気投票となり、指導者の意向をただ承認する過程となる。逆説的にも、党内における中央集権化を促進するという結果を招くのだ。党内権力の分配が結果的に集権化を生むこのような現象は「分散化した集権化 (distributed centralisation)」とも指摘されている (Gerbaudo 2019: 72, 76, 145)。

(1) 「指導者の不在」の理想と現実

アイスランド海賊党は公式的な党首を持たないことを綱領に明記している。したがって、ポデモスや「五つ星運動」のようにあからさまな集権化が起こってきたわけではない。しかし、それでもなお、「指導者」や「水平性」の問題はアイスランド海賊党にとっても政党組織としての中心的課題となっている。

アイスランド海賊党には党設立時からビルギッタ・ヨンスドッティルという「カリスマ的存在」がいた。彼女は「ハクティビスト」としてウィキリークス創始者のジュリアン・アサンジンらとともに活動していたこともあり、国内外で著名な活動家である。特に、メディア取材の多くが彼女に集中し、彼女が党の指導者であるかのような報道がなされてきた。また、彼女は党内の他の国会議員や党幹部よりも明らかに一般党員からの人気があった。

しかし、2016年頃から党内の執行部や国会議員などヨンスドッティルと直接

的に接し、仕事をする党員から彼女に対する批判が次々と起こり始めた。2016年2月、当時の党執行部の一人であるエルナ・オールドウッドティルが党のFacebookグループ上で、ヨンスドットティルのメディアでの振舞いは彼女があたかも党の指導者であるかのような「誤解を招く」ものだと批判し、アイスランド海賊党内の対立が表面化した(Morgunblaðið 2016a)⁶²。

また、これとほぼ同時期にオールドウッドティルは、ヨンスドットティルがそれまでは2016年の議会選挙には立候補しない旨を表明していたにもかかわらず、2016年1月に突然方針を転換させ、立候補を目指すことを宣言したことについても批判を加えていた。

オールドウッドティルとヨンスドットティルは、政治方針に関しても対立していた。前者は党が取り組むイシューについて、より幅を広げるべきであると主張していた(Morgunblaðið 2016c)。一方で、後者はアイスランド海賊党が設立当初から注力してきた直接請願制度などの民主主義的な制度改革を優先すべきとの立場であった(Rögnvaldsson 2018)。そして、実際にヨンスドットティルが党の中心的役割から退いた直後から、アイスランド海賊党は住宅や学生ローン、医療保健といった社会的イシューを強調するなど、明らかに前者の方向に舵を切り始めた(Ómarsdóttir and Valgarðsson 2020: 848)。

二人は様々な点で対立的であり、それらは党内では「個人的関係性の問題」とされることもある。しかし、これはそうした人間関係の問題や、どの政党にも起こり得るような単なる権力闘争以上の意味を持っている。なぜなら、彼女らの対立は党の指導者/部を排除し、より水平的な組織構造、より民主的な政党運営を行おうという取り組みの結果として現れた紛争だからである。

この点に関して、党の国会議員であり、設立当初からの中心メンバーでもあるヘルギ・グナルソンの次の言葉は非常に象徴的である。オールドウッドティルのFacebook投稿の直後、彼は「私たちはリーダーを持たないと言い続けてきたが、それは事実ではない。実際には、何にも縛られず、選挙⁶³で選ばれたわけでもないリーダーが存在する。…私たちはリーダーを排除するという私たちの取り組みが失敗したことを直視する必要がある」と述べた(Morgunblaðið 2016b)(傍点筆者)。

指導者を持たないことこそ、アイスランド海賊党の運動政党としての新規性のひとつであったが、皮肉なことに、そのリーダーレスな志向性こそアイスランド海賊党のアキレス腱となっていた。

⁶² オールドウッドティルの批判は、2016年2月22日にアイスランド海賊党のFacebookグループ「Pírataspjallið」において投稿された。

⁶³ この場合の「選挙」とは党首選のような党内での選挙を指す。

(2) 発展過程としての党内対立

2019年7月、アイスランド海賊党の党大会において、一部の一般党員が党の査問委員としてヨンスドッティルを推薦したことで⁶⁴、再び彼女と他の党幹部たちとの対立が顕在化した。グナルソンは党大会のスピーチの際、強い口調で彼女はこれまで過去に衝突した党員たちとのあいだの「関係性の修復ではなく、不和をもたらし」、同僚に対して「彼女の意見を押し付け、他の人々の意見を聞こうとしてこなかった」として査問委員として彼女を選出するべきではないと発言した(Guðmundsson 2019a)。

そして、この直後、グナルソンを擁護する発言が政党幹部から噴出したのである。ある国会議員は自分もグナルソンと同じ経験をしたことがあると述べ(Guðmundsson 2019b)、また別の元国会議員もヨンスドッティルに精神的苦痛を与えられていたと告白した(Jóhannsson 2019)。

グナルソンは党大会から数日後のインタビューで、「水平的構造」はよいものだし、望ましいものだ。しかし、それと党首を持つということは必ずしも矛盾しない。党首がいなくとも権力が消え去るわけではない。権力はいまだに存在する」と述べ、党首の必要性に言及した(Guðmundsson 2019c)。この一件は、ヨンスドッティルがいまだに党内で一定の人気を誇っていると同時に、政党幹部と彼女が鋭く対立していることを表わしている。

ヨンスドッティルの元同僚で、活動家のソウル・サーリは彼女を擁護しながら次のように述べる。ヨンスドッティルは「アイスランド海賊党の草の根の党員たちによって査問委員に推薦されたが、党内のエリートたち、議員たちはいまや誰に責任があるのかを明確にした。民主主義の素晴らしく模範的な試みを行った草の根は、最終的に党の議員たちによって葬られた」(Stundin 2019)。

サーリは一方に草の根から多くの支持を集めるカリスマとしてのヨンスドッティル、他方に官僚的な党幹部たちを対置させ、後者が前者の民主主義的試みを阻止したと批判する。前者はまさに「分散化した集権化」の一形態であり、伝統的な政党において党運営の中心を担ってきた執行部や党幹部を排除することで現われてくるものだ。したがって、アイスランド海賊党党内でこの間起こってきた対立は、サーリが指摘するように、党幹部が一定の権力を持つ伝統的な政党組織の力学とより水平性を強調する社会運動的な力学との衝突として捉えられなくもない。

⁶⁴ この時彼女はすでに、党活動に参加しないことを公にしていた。それにもかかわらず、推薦は行われ、また彼女は推薦を受けるべきでないと周囲から説得されていた(Jóhannsson 2019)。

しかし、この対立は実際にはもう少し複雑である。上記したように、グンナルソンは水平的組織構造から生まれた集権化の危険性を察知したうえで、指導的立場を党内に設けることを主張した。そして、彼の言う指導者とは「伝統的なものではない」。すなわち、政策策定と議題設定における特権的地位を排し、今何が起きているのか、どのように人々を繋ぐのかを伝える役割として指導者を定義しなおすと彼は述べる (Guðmundsson 2019c)。

したがって、アイスランド海賊党内の対立は、組織構造に関する対立という見方と同時に、運動政党の組織構造における発展過程として捉えるべきであろう。

第五節 まとめと小括

本章は、アイスランド海賊党の組織構造および行動レパトリーを運動政党という視角から分析した。アイスランドは国内外の二つの運動潮流—海賊党運動とポスト金融危機のアイスランドにおける諸運動—とのあいだにリンケージを有する政党であった。

アイスランド海賊党が他国の海賊党と決定的に異なるのは、他国の海賊党の政策がデジタル権利問題に特化し、ワンイシュー政党の傾向が比較的強い一方で、アイスランド海賊党ではデジタル権利問題が後景に退き、代わりに憲法改正をはじめとしてより国内固有の問題に取り組む姿勢を見せていることである。これは、もうひとつの運動潮流、すなわち、ポスト金融危機のアイスランド国内の諸運動とのリンケージが比較的強いことを示している。

アイスランド海賊党の組織構造については、双方の運動から水平性を志向するアイデンティティと経験が受け継がれているように思われる。また、デジタル技術の活用がそれを可能にしていることも確かであろう。ただし、組織構造の水平化によってむしろカリスマ的なリーダーに権力が集中する「分散化した集権化」の傾向がアイスランド海賊党にも見られた。

しかしながら、興味深いのは一連の党内紛争を経て、アイスランド海賊党内で新しいリーダーシップ像が提起され始めていることである。今後、この議論がどのように具体化していくのか(あるいはしていかないのか)は注目されるべきであろう。

第五章 占拠から選挙へーアイスランド海賊党の台頭

前章で論じたように、アイスランド海賊党は国内外の社会運動との間にリンクを有する「運動政党」である。それでは、このアイスランド海賊党は金融危機後の国内政党システムにおいてどのように台頭してきたのだろうか。本章では、アイスランド海賊党の台頭メカニズムを考察する。

以下では、まず運動政党の台頭メカニズムの分析枠組みについて説明した後、第二節では近年の欧州政治に共通する政党システム的变化を概観し、アイスランドの位置づけを明確化する。第三節では、アイスランド海賊党の台頭に関連する政治的機会構造の変化を分析し、第四節ではアイスランド海賊党自身の主体的動向を把握するために、同党の言説戦略についてポスト金融危機の社会運動との相互作用に着目して検討する。

第一節 運動政党の台頭

第一章で述べたように、政党は 20 世紀を通して民主主義の中心的役割を担ってきたが、今日、カルテル政党化などを通じた政党の市民社会からの離脱を背景にして正統性の危機に直面している。

しかし、カルテル政党のように多くの政党が国家との相互浸透を深めてきた一方で、逆に、市民社会との相互浸透を深めるという道筋も存在しなかったわけではない。例えば、ジャック・A・ゴールドストーン(Goldstone 2003: 4)は、現代において政党と社会運動との境界線が曖昧化していると指摘する。

また、そうした方向性を持つ政党はポスト金融危機において、広範な市民参加に支えられた大衆組織としての「政党のリバイバル」とも呼べる現象を引き起こしているという指摘もある(Gerbaudo 2018)。運動政党はこうした政治社会現象の中で中心的役割を果たしており、それゆえ、まさに今日の民主主義の変容を反映する存在である。では、この運動政党の台頭を具体的にどのように分析すればよいだろうか。

まず、前章における組織構造の考察と同じく、運動政党の台頭メカニズムについて検討する際にも、政党政治領域および社会運動領域双方に目を向ける必要があるだろう。

一般に、政党論では新政党の台頭の契機として社会経済条件の変化が基礎と

なるとされる(Hino 2012; Kitschelt 1988)⁶⁵。すなわち、社会が大きく変容し、新しい社会問題やこれまで見落とされてきた問題が社会空間で顕在化した時、既存政党が政治空間でいまだ代表していないそれらの問題を政治課題として焦点化することで、新しい政党は既存政党へのオルタナティブとなれるというわけである。

運動政党の場合、まず制度外の社会運動によって既存政党が対応できていない新しい社会課題が浮き彫りにされ、それを運動政党の台頭へと活用していく過程が見られる。つまり、社会運動領域で表明された「代表されない課題」を政治化することで運動政党は有権者を動員するのだ(Caiani and Cisař 2018: 15; della Porta, Fernández et al. 2017: 10; Kitschelt 2006: 282; Mosca and Quaranta 2017: 429)。したがって、運動政党の台頭を分析する際には、社会運動領域でどのような諸課題が顕在化しているのかを捉えることが必須となる。

また、社会運動に目を向けることは、運動政党の組織的資源という点でも重要である。社会運動は、既存政治への不満を表明することでその正統性を脅かすと同時に、既成勢力に挑戦する運動政党のための物質的資源やアイデンティティ、戦略を用意する(McAdam and Tarrow 2010)。運動政党は社会運動によって表出された社会利益を制度内に反映させようとする試みでもあるので、どのような要求を、いかにして制度内へと持ち込もうとするのかも考察されなければならない。その際には、運動政党が自己や他者、そして取り組もうとする政治課題をどのように解釈し、提示しするのか、すなわち運動政党のフレーミングを分析する必要がある。

同時に、運動政党の台頭を促す環境的要因、すなわち政党システムにも目を向ける必要がある。新政党が台頭するのは、これまで固定化していた既存政党への有権者からの支持が不安定化し、政党システム内に空白が生じているからである。

キツェルト(Kitschelt 2006: 282)によれば、「運動政党は①破壊的な制度外の行動を通じてでも表明したいと考えられている集合的利益を多くの有権者が強く抱いており、②既存政党が既存の支持者の分断を恐れてそうした利益を取り入れる努力をせず、③また公式および非公式の政治的代表的の閾値が中程度から低い場合に現れやすい」。

⁶⁵ これは必ずしも、社会経済条件の悪化が新政党の台頭を引き起こすことを意味しない。実際、キツェルト(Kitschelt 1988: 228-229)の研究によれば、左派リパタリアン政党の形成と経済的困難との相関関係は確認されなかった。

これらのうち、③はいわゆる政治的機会構造の問題である。政治的機会構造は大きく制度的、非制度的なものに分けられる。運動政党の政党システムへの参入にあたって、選挙制度上の敷居の低さは考慮されるべきではあるが (Kitschelt 2006: 282)、より重要であるのは非制度的な側面、すなわち選挙変易性や政党配置であるとする議論もある (della Porta, Fernández et al. 2017: 9)。運動政党の台頭を理解するためには、社会運動との相互作用だけでなく、こうした構造的側面も当然考慮しなければならない。

以上のような、分析的手続きを念頭において、以下ではまず欧州各国におけるポスト金融危機の政党システム再編とアイスランドにおけるそれを比較検討してみよう

第二節 ポスト金融危機の政党システム再編

近年の欧州政党政治は急激な変化に見舞われている。端的に言ってしまえば、これまで政党システムの中心を占めていた主要政党が衰退し、新政党や周縁政党の急激な支持拡大が起こっている。

例えば、EU に加盟する西欧 17 カ国における主要政党と新興政党の得票率を調査したサラ・ホーボルトとジェームス・ティリー (Hobolt and Tilley 2016: 975-976) によれば、2004 年には総得票のうち 86% を各国の主要政党が占めていたが、2015 年にはこれが 14 ポイント下落し、72% となった。その一方、新興政党は同時期にその得票率を 10% から 23% へと上昇させている。

ポスト金融危機の政党政治再編について、クリーヴィッジ (社会的亀裂) 論の観点から調査したリエスベット・フージとギャリー・マークス (Hooghe and Marks 2017) は、現代の欧州政治において社会的亀裂がリップセットとロッキン (Lipset and Rokkan 1968) によってかつて提示されたようには凍結しておらず、むしろ溶解が始まっているという。それは教会と国家、労働者と資本家、都市と農村といった以前から存在する社会的亀裂の消滅を意味するのではない。そうではなく、これらの伝統的な社会的対立に加えて新しい対立が先鋭化しているのである。そして、この対立に順応した新興政党が台頭している。一方で、伝統的な諸政党も新たな社会的対立を政治化しようと努めるが、これらの政党には経路依存的な制約があるため、新政党ほどうまく対応できないのだと彼女らは主張する (Hooghe and Marks 2017: 121)。

では、この新たな社会的対立とは何であろうか。それは 20 世紀後半におけるグローバル化の進行とともに現れたトランスナショナルな社会的亀裂である。

1990年代以降の欧州における一連の大規模な制度改革は人・モノ・資本の国家間移動を急速に発展させてきた。同時にそれは国家間、そして国内における経済的格差の拡大過程でもあった。グローバル化は国家主権、ナショナルな伝統、そして経済格差が複雑に絡み合う新しい社会的対立を生み出したのである。

このトランスナショナルな社会的亀裂を背景に、ポスト金融危機の欧州では、南欧諸国において急進左翼政党が経済的階級に関わる 이슈を用いて台頭した。具体的には金融危機後の緊縮政策に反対することで支持を動員してきた。他方、西欧や北欧ではいわゆる急進右翼政党が文化的 이슈、つまり移民問題を梃に勢いを増している。さらに、緑の党がその対極として少しずつ台頭し、国によっては急進左翼政党が経済的再分配の問題を政党政治の中で前景化させている (Hooghe and Marks 2017: 121)。

また、運動政党の研究でも、南欧諸国の急進左翼政党は緊縮政策という 이슈を、西欧や北欧、東欧の運動政党は移民問題という 이슈を用いて台頭しているという見方がなされている (Caiani and Císař 2018; della Porta, Fernández et al. 2017)。

最後に、欧州懐疑主義も金融危機以降の欧州における新政党の台頭と深く関わっている。金融危機への対応にせよ、移民への対応にせよ、EUは主流派の諸政党にとって拠り所であると同時に、重荷でもあった。各国の有権者が持つEUへの懐疑は、そのガイドラインから決して「逸脱」しようとしないう主流派政党への不信を引き起こした。ホーボルトとティリー (Hobolt and Tilley 2016: 985)は、伝統的な主要政党の衰退と新興政党の台頭について、金融危機を招いたことに対する有権者の懲罰的な経済投票に加えて、トランスナショナルな対応を遵守する主要政党から有権者が離れる一方で、EUを批判し、オルタナティブを掲げた新興政党に支持が集まったと分析する。具体的に言えば、左派の新政党はEUが主張する社会福祉への支出削減、すなわち緊縮政策を批判する形で、他方、右派の新政党は移民のさらなる規制を訴える文脈で (Hobolt and Tielly 2016: 972)、どちらもEUからの主権の奪還を主張している。

これらの政党政治の再編が各国、各地域で異なる軌道を描きながら起こった点に留意する必要があるが (Hutter and Kriesi 2019)、多くの欧州諸国では新自由主義的グローバリゼーションの進展に伴って現われた社会的対立がEU、移民、緊縮政策といった 이슈を通して政治化されることにより、新政党や小政党の台頭と主要政党の衰退という政党システムの再編が起こっていた。

では、アイスランド海賊党の台頭は上記のような説明にあてはまるだろうか。以下に述べるように、アイスランドの政党政治再編は欧州の政党政治再編とは多少状況が異なっている。

第一に、アイスランドは EU 非加盟国である。EU への加盟の賛否はアイスランド政治におけるひとつの争点であり続けてきたし、また金融危機後、EU 加盟議論が一時的に盛んになったことも事実である。しかし、EU をめぐる政治的対立はあくまで加盟するか否かを巡るものであり、EU 加盟国におけるそれとは内容が大きく異なる。また、そうした議論においては既存政党間での対立軸がすでに存在し、アイスランド海賊党が第三極として参入することは難しい。

つまり、EU ガイドラインを堅持しようとする既存の主要政党と EU 懐疑主義を掲げる新政党という対決構図が成り立つ EU 加盟国に対して、アイスランドでは既存政党間で EU 加盟をめぐる政治対立が成立するため、アイスランド海賊党台頭の契機とはならず、政党システムの変容の要因とはなり得ていないのである。事実、アイスランド海賊党の EU に対する姿勢は「国民投票によって決定する」というものであり、EU を巡る政治的対立にはほとんど足を踏み入れていないと言ってよいだろう。

第二に、アイスランドでは金融危機後の緊縮政策という経済的 이슈もまた、アイスランド海賊党が有権者を動員できる 이슈とはならなかった。それはアイスランド政府が緊縮政策を行わなかったということではない。実際に金融危機直後、政府は IMF からの支援を受け、財政健全化プログラムを開始させた。その下で、例えば医療保健分野や教育分野、経済分野への支出は軒並み削減された。したがって、アイスランドの特徴は、緊縮政策を行ったにもかかわらず、例えば南欧に見られるような急進左翼政党が台頭していない点にある。この背景には二つの要因が考えられる。

ひとつは、危機後、高失業率の持続や所得格差の拡大がアイスランドでは起こらず、むしろマクロ経済が着実に回復した点である。この背景には、高所得者への一時的課税強化と社会保障分野への集中的支出によって所得移転を実現する「再分配戦略」があった (Ólafsson 2016)。危機後の早い段階から政府は、所得税、金融所得税などを増税し、また一時的に富裕税も導入するなど高所得者の税負担を重くした。その一方、失業手当、住宅補助、最低保障年金の給付額や最低賃金の基準を軒並み引上げ、低所得層への政府支出を増大させた。これによって、北欧や欧州各国で主流の積極的労働政策を効果的に機能させることも可能になった。

こうした「再分配戦略」を採用できたのは、アイスランドが他の欧州諸国と異なり、破産の危機にある民間銀行を救わず国営化し、その資産整理によって債務処理を行うという選択肢を取ることができたためである。

もうひとつの要因は、政党システム内にすでに緊縮政策を批判して有権者を

動員する勢力が存在したことである。マクロ経済指標の回復にもかかわらず、当時の左派連立政権はアイスセーブ問題によって急激に支持を下落させた。第三章で述べたように、アイスセーブ負債とは民間銀行が海外投資家たちに対して負った負債であり、当時の政府は公的資金によってこの負債を肩代わりしようとしていた⁶⁶。それは当然、より厳しい緊縮財政を招くと考えられ、これに対して世論は強く反発した⁶⁷。

アイスランド海賊党が初めて候補者を擁立した 2013 年議会選挙において、このアイスセーブ問題を用いて支持を動員したのが伝統的な中道保守政党、進歩党であった。特に、当時党首であったシグムズル・グンロイグソンはアイスセーブ問題について、ナショナリスティックな言説も用いつつ、左派連立政権を批判した。彼は例えば、アイスランドは外国人投資家の犠牲者だとして当時の首相であった社会民主同盟の党首ヨハンナ・シグルザルドッティルに対し、「アイスセーブの負債をアイスランドに支払わせ、国家に屈辱もたらす」と批判した (Bergmann 2015: 46)。結果的に、進歩党はこの時の選挙で躍進し、保守独立党とともに、連立政権を樹立した (図 1.)。

したがって、マクロ経済指標の回復と政党システム内の進歩党という存在のために、アイスランドでは南欧諸国のような、緊縮政策を強行する既存の主流政党と反緊縮を掲げる新政党という対決構図もまた成立しなかった。

第三に、アイスランド政治において移民・難民問題はいまだ十分に政治化されているとは言い難い。2013 年前後の進歩党の政治家たちの発言には、確かに排外主義的言説が散見されるが (Bergmann 2015)、上記したように 2013 年の進歩党の支持拡大は移民・難民問題によるものではなく、海外負債問題に対する一貫した姿勢が評価されたという説明の方が実証的な説得力を持っている (Indriðason et al. 2016)。また、近年アイスランドでも移民・難民が増加傾向にあることは確かだが、そもそも本論文で焦点を当てる新政党、アイスランド海賊党はむしろ移民や難民の受け入れに非常に積極的である。

以上のように、アイスランドは他の欧州諸国同様、金融危機に起因する政党システムの変容を経験しているにもかかわらず、多くの欧州諸国で変容を促してきたような政治的対立が見られない。

⁶⁶ 返済額は約 38 億ユーロで、当時のアイスランドの GDP の約 44% に相当した (Hallgrímsdóttir and Brunet-Jailly 2016: 105)。

⁶⁷ 2010 年 3 月、アイスセーブ負債を返済するという趣旨の法案の是非について、国民投票が行われた。投票率は 62.7% であったものの、反対の得票率は 98.1% であり、圧倒的多数でアイスセーブ返済法の制定は否決された。その後、左派連立政権は法案内容を改訂し、再び国民投票が行われたが、ここでも約 60% の反対で法案は否決された。

近年のアイスランド政党政治の変容について、クリーヴィッジ論の観点から研究したエヴァ・オンヌドッティルとオラフル・ハルザルソン (Önnudóttir and Harðarson 2018) は、1983年から2017年にかけてのアイスランドにおける社会的亀裂構造と有権者の投票行動との関連から、次のような結論を導き出している。すなわち、アイスランド政党政治において伝統的にその重要性が指摘されてきた都市/地方の社会的亀裂や経済的左/右の社会的亀裂は今日でもなお、政党の分極性を説明する変数である。一方で、今日、これらの社会的対立構造が有権者の投票行動に反映される度合いが低下している。

彼女らが明らかにしたのは、伝統的なクリーヴィッジが有権者の投票行動と連関していないという状況である。社会的立場としては一致する政党でも、選挙では別の政党に投票するという事態が近年のアイスランドでは起こっている。そして、アイスランド海賊党はその結果として台頭したと言えるのだ。

それでは、アイスランド海賊党の台頭を具体的に分析していこう。まず、次節では環境要因としての政治的機会構造の変容を分析する。その次に、アイスランド海賊党の言説戦略について考察する。

第三節 政治的機会構造の変容—4 党制の衰退—

金融危機はアイスランドの政党システムにとっても重大局面として捉えられる。すでに述べた通り、戦後のアイスランド政党政治は、独立党、進歩党、社会民主主義政党(現在は社会民主同盟)、社会主義政党(現在は左翼緑運動)による四党制の下で成り立ってきた。

また、保守政党への強固な支持もアイスランド政党システムを特徴付ける重要な要素である。第二章で述べたよう、これまで再編を繰り返してきた左派諸政党に対し、独立党、進歩党は20世紀前半の設立から長い歴史を持つ。特に独立党はほとんど常にアイスランド政治の中心に位置し、「生まれながらの政権与党(natural party of government)」と呼ばれるほど安定した地位を築いてきた(Indriðason et al. 2016: 39)。こうした点は、社会民主主義政党が力を持ってきた他の北欧諸国の政党配置と異なる部分である(Arter 1999; Bengtsson et al. 2014)。

しかし、金融危機後のアイスランド政党システムを見てみると、この独立党を中心とする安定した四党制が不安定化していることがわかる。つまり、伝統的な主要政党からの支持離れが起こる一方で、新政党へと得票が流れているのである。

金融危機後に設立された政党はアイスランド海賊党だけではない。本論文でもすでにいくつかは言及してきたが、例えば、2013年の議会選挙では過去最多となる15政党が候補者を擁立した。しかし、主要四党以外で議席を獲得したのはわずかに二政党にとどまり、さらにその後の二度の議会選挙を経て、継続的に議席を保有している政党はアイスランド海賊党のみである。これは一方で、伝統的な主要政党の強固な支持基盤に基づく、アイスランドの政党システムの安定性を示している。他方で、この堅牢な政党システムに割って入ったアイスランド海賊党の存在は注目に値する。

それでは、アイスランド海賊党はどのようにして政党システム内で一定の成功を収めてきたのであろうか。以下では、政治的機会構造の変化について分析する。

まず、金融危機直後、2009年の選挙は保守政党への強固な支持が大きく揺らいだ選挙であった。オンヌドッティルら (Önnudóttir, Schmitt and Harðarson 2017) は、2009年の議会選挙を既存の投票行動のパターンに大きな変化が生じる「重大選挙(critical election)」と位置付ける。

実際に、金融危機後の有権者の政党帰属意識や政党への支持の変化は、アイスランド政党システム内において政党配置の再編を促した。独立党の得票率は前回選挙を約13%も下回り、同党の歴史上、過去最低の23.7%で多くの議席を失った。一方、社会民主同盟と左翼緑運動は支持を伸ばし、アイスランド政治史上初の左派連立政権が誕生した。

もちろん、この選挙結果は金融危機と深く関連している。これまで常にアイスランドの政治を担う立場にありながら、1990年代以降銀行の民営化を推進し、金融産業の肥大化を看過することで、金融危機の直接的な要因を作り出した責任が独立党にあると多くの有権者の認識を示していたのだ (Indriðason et al. 2016: 40)。

しかしながら、2009年の議会選挙を境にアイスランドの四党制が揺らいだというわけではない。図2.は1963年以降の主要四党の合計得票率を表わしたものである。この図からもわかるように、伝統的に安定した四党制システムを維持してきたアイスランド政治に大きな変化が現れるのは2013年である。2009年選挙時までは90%以上あった四党の合計得票率が、2013年選挙時には74.9%にまでに低下しているのだ。

また、これまでも新政党の出現などによって主要四党の合計得票率が一時的に低下したことはあったが、2013年以降は回復傾向が見られない点からも、四党制の衰退に関して一定の閾値を超えたとも捉えられる。

これはおそらく、相次ぐ新政党の設立とそれらの多くが既存政党の分裂によ

るものであったことにも起因している。そうした中で、伝統的な四政党と連続性をもたない海賊党への支持の高まりは、どこから来ているのであろうか。

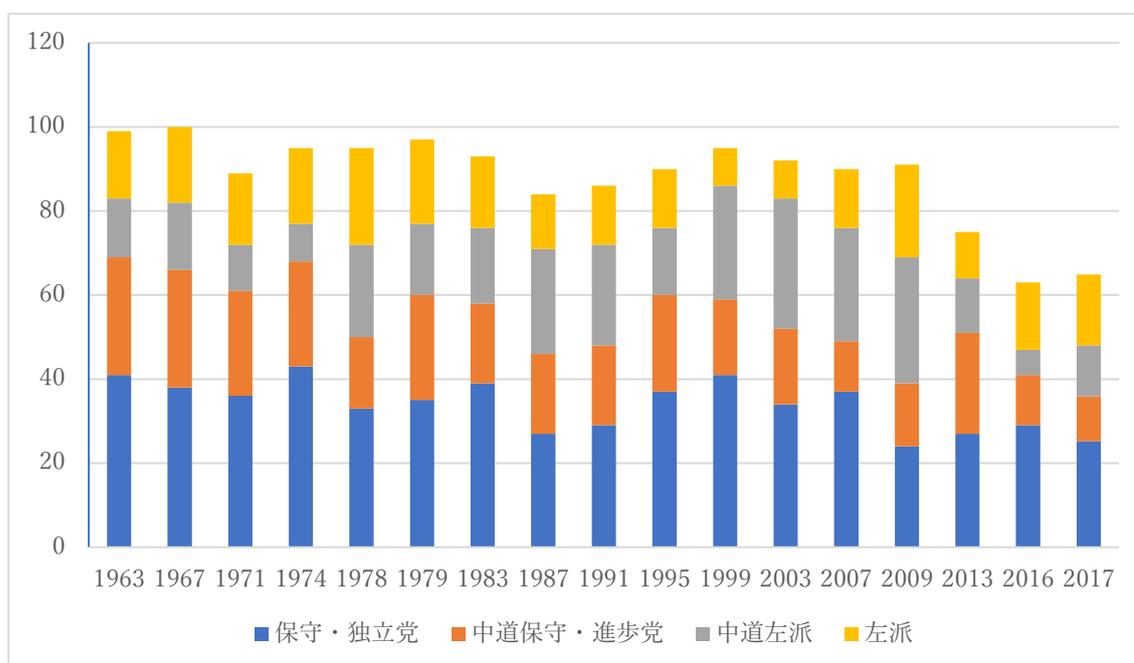


図 2. 主要 4 党の得票率の変遷

※アイスランド統計局資料より筆者作成

※主要 4 党とは、保守（独立党）、中道保守（進歩党）、中道左派（女たちの会、社民党、社会民主同盟）左派（人民党、左翼緑運動）を指す。

金融危機によって経済的に大きな影響を受けた南欧諸国では、既存の中道左派政党が中道右派政党のオルタナティブとして機能せず、政治的統合に失敗し、支持を低下させたことが運動政党台頭の機会となった（della Porta, Fernández et al. 2017: 65-66）。

アイスランドでも同様の現象が見て取れる。すなわち、アイスランド海賊党の台頭と軌を一にして社会民主同盟、左翼緑運動といった旧来の左派勢力が支持を失っているのである。ただし、先に述べたように、南欧諸国において中道左派政党が支持を失った主要因が危機後の緊縮政策の実施であったのに対して、アイスランドでは左派連立政権が支持を失ったのは経済政策による市民生活の不安定化というわけではなかった。実際に、左派政権による金融危機への対応は国民から概ね評価されていた⁶⁸。

⁶⁸ 2013 年の国民選挙調査 (ICENES) では、当時の左派政権が金融危機にうまく

それにもかかわらず、2013年の選挙で既存の左派諸政党が支持を失ったのは、アイスセーブ問題、EU加盟をはじめとする外交政策、そして危機からの転換の象徴として見られることもあった憲法改正といった、諸課題をうまく処理できなかったことが大きいと考えられる (Indriðason et al. 2016: 44-51; Vilhelmsdóttir and Kristinsson 2018: 223)。

特にアイスセーブ問題は左派政権にとってのアキレス腱であった。長らく続いた、そして金融危機を招いた右派政権のオルタナティブとして期待された左派連立政権であったが、民間銀行の失敗によって生まれた海外負債を返済しようとする姿勢は多くのアイスランド市民にとって、政治経済エリートたちの相変わらずの腐敗した「同盟関係」のように映ったのである。

社会民主同盟への支持の低下とアイスランド海賊党の台頭は、アグナル・フレイヤ・ヘルガソン (Helgason 2018) の研究でも指摘されている。彼は、伝統的な階級投票の概念をより細分化し、有権者を職能に関連させた八つの層に分けて危機前後の投票行動を分析した。

ヘルガソンによれば、独立党と社会民主同盟は危機前にはもっとも分極化した政党としてそれぞれ支持を得ていたが、危機後、後者はその支持基盤を失ってしまった。独立党は危機前後を通して常に所得の比較的高い「伝統的ブルジョワジー」や「小規模経営者」、「管理職」などからもっとも支持を得ていた一方で、「生産労働者」や「サービス労働者」からはもっとも支持を得ていなかった。

一方、危機以前、高所得者層からもっとも支持を得られず、逆に労働者諸集団から支持を得ていた社会民主同盟は、危機後その支持基盤を徐々に失っていた。それに代わって、2016年の選挙では新政党のアイスランド海賊党が低所得者層を代表する政党として独立党に対する分極化した政党となった。

さらに、この2016年の選挙時には、前回選挙で左翼緑運動に投票した有権者のうち20.4%がアイスランド海賊党に投票していた (Ómarsdóttir and Valgarðsson 2020: 848)。これらの事実から、ポスト金融危機のアイスランド政党政治において、アイスランド海賊党は明らかに左派的傾向を持つ有権者にとってのオルタナティブとなっていたと言える⁶⁹。

以上のように、アイスランドの政党政治アリーナでは2009年の選挙以降、選

対応したと答えた人は53%で、そう思わないと答えた人の23%を上回っている。

⁶⁹ この傾向は、海賊党の比較研究においても実証されている。そこでは、アイスランドとドイツの海賊党は左派的傾向を持つ有権者から支持を得ているとされる (Otjes 2019: 50)

挙変易性が高まり、2013年の選挙以降、主に左派諸政党を中心として主要四党から他の政党への支持の移動が始まった。

より具体的に言えば、2009年の選挙結果が示しているのは、金融危機を経て、これまでアイスランド政党政治で伝統的に支配的な立場にあった保守勢力—独立党と進歩党—が大きく支持を失った。そのオルタナティブとして期待された既存の左派政党—社会民主同盟と左翼緑運動—であったが、2013年の選挙が示す通り、危機後の対応が有権者の離反を招いた。結果として、アイスランドの四党制は不安定化し始めたのである。アイスランド海賊党はこうした政治的機会構造の変化を活かして政党システムに参入したと言える。

ただし、運動政党の台頭を説明する際に政治的機会構造という環境条件のみでは不十分である。したがって以下では、ポスト金融危機の社会運動とのリンケージに注意を払いつつ、政党の主体的動向を分析するためにアイスランド海賊党の言説戦略と中心政策を検討する。

第四節 反腐敗と民主的改革—諸運動がつくり出した対抗言説

第四章で述べたように、アイスランド海賊党には国際的な海賊党運動と国内のポスト金融危機の諸運動双方からの影響が見受けられる。組織構造の点では、前者の影響も強く受けていると考えられるが、言説や政策という点ではどちらかと言えば後者の影響が大きいと思われる。したがって、以下では「鍋とフライパン革命」、憲法改正運動、そしてパナマ文書抗議といったポスト金融のアイスランドにおける社会運動との関係性に特に焦点を当てることとする。

運動政党は、多くの有権者が強く抱いている利害が既存の政党システム内で代表されない場合にのみ、選挙競争に参入することができる (della Porta, Fernández et al. 2017: 11; Kitschelt 2006: 282)。したがって、上記した社会運動によって提起された社会課題を、アイスランド海賊党がいかにして代表したのかが問われなければならない。それはすなわち、顕在化した社会的対立を政治的対立へと転換させる過程でもある。

金融危機直後の抗議運動、憲法改正運動、そしてパナマ文書抗議、この三つの運動はそれぞれ異なる要求を掲げているにもかかわらず、これまでのアイスランド政治における「腐敗政治」に対する強烈的な批判意識によって貫かれていた。

危機以前のアイスランドにおける社会運動の主要イシューは、環境や女性の権利など、いわゆる「新しい社会運動」以来掲げられてきたイシューであった。

しかし、金融危機を経て、アイスランドの社会運動領域における争点は腐敗政治と民主主義の欠落へと移行した(Bernburg 2019: 16)。

実際に、金融危機直後の抗議運動では、抗議者の多くが、政治家と金融産業との癒着関係という「政治腐敗」が金融危機を引き起こしたと認識しており、そうした欠陥のあるガバナンスを生み出し続けてきた社会制度の民主的な改革が必要であると考えていた(Bernburg 2016: 72-74)。さらに、政治腐敗を信じる人と信じない人では、前者の方が抗議運動への参加率が五倍も高かったという調査もある(Bernburg 2015: 245, 2016: 72-74)。

憲法改正はその過程自体、腐敗政治を転換させる民主的改革という性格を持っている。新憲法の制定に向けて取り組んでいた活動家たちは、その動機のひとつとして、アイスランドの伝統的な政治経済エリートの支配体制を終わらせることを挙げていた。そして、それゆえに、既存の議会代表の関与を避け、新憲法草案を作成しようとしたのであった。

さらに、パナマ文書抗議では、抗議者の主張のほとんどが腐敗政治と民主改革および経済的不公正に焦点化されていた点で特徴的であったと指摘されている(Bernburg 2019: 5)。政治エリートでもあり、ビジネス界とも親交のあった当時のグンロイグソン首相による税逃れは、まさにポスト金融危機の抗議者たちが批判してきた(そして多くのアイスランド市民が疑念を抱いてきた)政治腐敗の象徴のような出来事であったのだ。

では、これら三つの社会運動が提示してきた「反腐敗」という訴えがポスト金融危機のアイスランド社会においてどれほど共有されていたのだろうか。アイスランド大学が行った国民選挙調査(ICENES)の中の政治腐敗に関する調査では、「政治家の間に腐敗は広がっていると思うか」という調査において、「かなり蔓延している(と思う)」または「どちらがとえば蔓延している(と思う)」と答えた人の割合は、2003年には28.4%であったのに対し、危機後の2009年には72.2%まで急激に上昇している(表1.)。

表 1. 政治家の腐敗に関する認識 (%)

	2003	2009	差異
かなり蔓延している	5.2	31.3	+26.1
どちらかといえば蔓延して いる	23.2	40.9	+17.7
あまり蔓延していない	46.3	20.2	-26.1
まったく起きていない	18.7	1.4	-17.3
回答無し/わからない	6.6	5.9	-0.7

※アイスランド国民選挙調査(ICNES)2003年、2009年の資料より筆者作成。

※質問事項：「アイスランドの政治家の間でどの程度腐敗が蔓延していると思いますか？」。

2016年の同じ調査では、「かなり蔓延している」または「どちらかといえば蔓延している」と答えた人の割合は64.2%と多少低下したものの、いまだ多くの人アイスランドにおいて政治腐敗が存在するという認識を持っていることがわかる⁷⁰。

ここで政治腐敗と認識されている政財癒着および縁故主義は、第二章で明らかにしたように、アイスランド政治社会の歴史に埋め込まれてきたものであると同時に、20世紀後半の新自由主義的グローバリゼーションの中で再編成されてきたものでもある。

ポスト金融危機のアイスランドの諸運動は、政治腐敗の認識に基づき運動を展開させることで、この認識を社会に拡散させてきた。これらの運動はそれぞれが独自の要求を掲げて行動していたが、全体として見ると、ポスト金融危機のアイスランド社会に腐敗政治と民主的改革という既存秩序への対抗言説を生み出したと言える。

第五節 アイスランド海賊党の言説戦略と中心政策

アイスランド海賊党は以上のような諸運動の作り上げてきた対抗言説を戦略的に用いている。社会運動論では、運動がみずからの集合行為を正当化するた

⁷⁰ 同調査では政治腐敗が「まったく起きていない」または「あまり蔓延していない」と答えた人は31.7%であり、2009年当時と大きな差は見られない。また、2017年の調査は回答者が少ないため(調査手法上の問題で、約49%の回答者に同様の設問が尋ねられていない)、単純比較はできないと判断した。

めのビジョンを「フレーム」と呼び、これを操作(フレーミング)することで、人々の動員を図ると考えられている(Benford and Snow 2000)。

フレーミングは大きく次の三つに分けられる。運動が何を問題と見做し、どこに、あるいは誰にその原因があるのかを示す診断的フレーミング(diagnostic framing)、その問題を解決するために必要な行為や戦略といった解決策を提示する予示的フレーミング(prognostic framing)、そして人々の行動を促す動員的フレーミング(mobilizing framing)である。これら三つのフレーミングを念頭に、以下ではアイスランド海賊党の言説戦略を検討する。

(1) 診断的フレーミング：反腐敗と反エリート

アイスランド海賊党はしばしば「反腐敗」の政党として紹介される(Bernburg 2019: 7; Helgason 2018: 168)。それは同党が事あるごとに、既存政治における腐敗を批判してきたからである。特に 2016 年頃からアイスランド海賊党は明確に「反腐敗」を打ち出し、腐敗したエリートに対抗するアイスランド海賊党という構図を戦略的に作り出していた。

例えば、2016 年の議会選挙の際に、選挙対策部長であった党员(IC2)は次のように述べる。

2016 年選挙では、アイスランドでは大企業と主要政党、特に保守政党がカルテルを組んでいるというのがアイスランド海賊党の主要なメッセージでした。同じ人々が同じネットワークを使い利益を得ている。これが腐敗の原因だと指摘したのです。この意味で私たちは反エリートの政党だと言えます。私たちは戦略的に自らを反エリートの政党というように見せました。

また、アイスランド海賊党のスポークスマンの存在であったビルギッタ・ヨンスドットイル(Jónsdóttir 2016)が 2016 年 1 月に英インディペンデント紙に寄稿した「なぜアイスランドで海賊党を立ち上げたのか、権力を取って何をするのか(Why we founded the Pirate Party and what we' ll do if we take power in Iceland)」というタイトルの文章には次のような一文がある。

アイスランドの人々は汚職と縁故主義に嫌気がさしている。アイスランドの海賊党はアイスランドで生じた問題のすべてを解決することはできないだろうが、集団的コミュニティの運営の仕方を定めた新しいルー

ル⁷¹を兼ね備えたハードウェアを提供することは間違いない。

実際に、アイスランド海賊党の2016年議会選挙におけるマニフェスト(Piratar 2016)でも、政治の「腐敗と闘うために」政治の意思決定過程への国民のより直接的な関与や政府の情報公開の促進を掲げている。

また、2018年の地方議会選挙の際には、「反腐敗(gegn spillingu)」をスローガンのひとつとして掲げ、「誠実で、腐敗を規制し、信頼のできる政治を求めますか？海賊党に投票してください」というキャンペーン動画で投票を呼び掛けた(Piratar 'Kjósum Pírata XP')。

アイスランド海賊党が「反腐敗」というフレーミングを用いていることは、敵対する政治勢力の言説からも見て取れる。保守独立党の政治家であるヨン・ラグナル・リークハルズソン(Ríkharrðsson 2019)による保守系ウェブメディアへの寄稿文は興味深い。「アイスランド海賊党は腐敗とゴシップの上に生きている(Piratar lifa á spillingu og lýðskrumi)」と題されたこの寄稿文において、彼は「アイスランド海賊党は自分たちの存在を正当化するために政治腐敗を必要としている」と同党を批判した。彼の指摘は当然政治的なものであるため、その妥当性はここでは問わない。しかし、これは批判材料として用いることができるほどに、アイスランド海賊党が「反腐敗」を強調していた証左であろう。

以上のように、アイスランド海賊党は既存政治経済秩序における経済権力と政治権力の結合を政治腐敗と見做す診断的フレーミングを行っている。同時に、同党はそれら腐敗した既存エリートに対抗する存在として自分たちを位置付けている。

(2) 予示的フレーミング：憲法改正

アイスランド海賊党の予示的フレーミングとして提示されるのが「アイスランドを作り直す」ことであり、その中心に憲法改正が位置付けられる。

2016年議会選挙におけるアイスランド海賊党のスローガンは「アイスランドを作り直す(Endurræsum Ísland)」であった(Piratar 2016)。そして、選挙マニフェストの最初に掲げられた政策が憲法改正であった。

このマニフェストでは、市民主導で草案が作成され、2013年の国民投票によ

⁷¹ 市民主導で草案が作成され、2012年に国民投票で多数を得た新憲法のこと。

って賛成多数を得た新憲法は「新しい社会契約」なのであり、「憲法評議会によって作成された新憲法の制定が、アイスランド社会を良くするための基本的な必須条件」とされている。

また、単に新憲法の制定を訴えるだけでなく、それが「人々の意思を尊重する」ためであるとする点もアイスランド海賊党の特徴である。党の具体的な中長期のビジョンを示した「海賊党 10 ヶ年計画」(Píratar ‘10 ára áætlun Pírata’)でも、憲法改正過程における市民参加を強調し、新憲法の制定を「国民の意思の尊重」と結びつけている。

このように憲法改正はアイスランド海賊党の政策の中でも一丁目一番地であり、2016年に同党が連立交渉権を得た際も、改憲への支持が連立に向けたひとつの条件となっていた。アイスランド海賊党にとって「新憲法の制定は必要不可欠な要素」(IC3)⁷²であり、様々に政治的志向性の異なる党員たちの一致点でもある(IC4)。

以上のように、アイスランド海賊党は政治経済エリートの腐敗的關係性を問題視したうえで、その解決策として新憲法の制定を掲げる。実はこうしたビジョンは、アイスランド海賊党の設立以前から同党関係者によって訴えられてきたものであった。例えば、ヨンスドッティル(Jónsdóttir 2011)は2011年時にすでに次のように述べている。

透明性の欠如、腐敗、縁故主義によってアイスランドは人類史上三番目に大きな金融危機に陥った…その後の抗議運動における要求のひとつは、私たちが憲法を書き直すことであった。「私たち」とは99%の人々を意味し、私たちが失敗に導いた政治家たちではない。もうひとつの要求は、私たちが直接的に国民投票や議会の解散を求めることができるような、真の民主主義のツールを持つことであった。

ここにはポスト金融危機の社会運動の中で培われてきた対抗言説が端的に示されている。それでは、最後にアイスランド海賊党の動員フレーミングを見ておこう。

⁷² 2017年8月30日、レイキャビク市近郊にてアイスランド海賊党国会議員にインタビュー。

(3) 動員のフレーミング:市民の政治参加の強調

アイスランド海賊党は一貫して、市民の政治参加を強調してきた。それは直接民主主義や参加民主主義という用語で表されることもしばしばあるが、一方で、アイスランド海賊党は必ずしも「代表」の存在を否定しているわけではない。彼女・彼らはむしろ両者をうまく掛け合わせることで民主主義が促進されると考えている(Píratar ‘10 ára áætlun Pírata’)。

アイスランド海賊党の綱領(Píratar ‘Grunngildi Pírata’)では「海賊党は、自らに関係する問題についての決定に関与する無制限の権利を誰もが持っていると考える」(Grunngildi Pírata 6.1)、「その権利は直接民主主義の強化と透明性のあるガバナンスの促進によって担保される」(Grunngildi Pírata 6.2)と記されている。

また、「海賊党10ヵ年計画」(Píratar ‘10 ára áætlun Pírata’)の中では、「議会に対する人々の信頼の低さは、アイスランド政治の喫緊の課題のひとつ」と位置づけられ、委員会審議の可視化や省庁と議会の独立性の強化などが解決策として示されている。さらに、「課題設定から解決にいたるまでのすべての過程において、政府は市民の参加をすすめるべきである」とされ、具体的にはデジタル技術の活用や公的な市民会議が提案されている。

同党の国会議員は、党内の方針決定や政策策定と同様に、デジタル技術の活用によってより市民の政治参加へのハードルが低くなることを強調する。すなわち、インターネットを通じたオンラインの熟議を活性化させることで、「参加のコストを最小化」しつつ、「参加の効果を最大化させる」ということである(IC4)。

また、別の国会議員(IC3)もデジタル技術の進展による市民の政治参加を強調する。

ソーシャルメディアに象徴される情報革命によって、[政治]参加の価値がとても重要となりました。15年前、…人々は新聞を読んだり、喫茶店で政治談議をしたり、テレビを見たり、そういうことはできたでしょう。しかし、それは参加者ではなく、受信者です。ソーシャルメディアは関心さえあれば、誰もが参加者となれる状況を作り出しました。…今日、人々は四年に一度の投票だけで十分だと思いません。参加と自己決定、民主主義の要求が高まっているのです。…私たちはそうした価値を代表しているのです。

以上のように、アイスランド海賊党はポスト金融危機の社会運動が作り上げてきた対抗言説の枠組みをほとんどそのまま党の言説戦略として活用している。そこでは、まず、政治経済エリートの癒着という腐敗政治に問題を設定し、それに対抗する立場が明確化される。次に、新憲法の制定と直接民主主義的な制度の拡充が解決策として提示される。そして、行動を促す動員的フレーミングとして市民のさらなる政治参加、そのためのデジタル技術の活用が訴えられている。これらは当然、上述した諸運動の参加者や支持者の認識に共鳴するフレーミングであったと考えられる。

社会運動は、選挙や制度的責任に縛られず、様々に革新的な手法を用いることができる。その中で培われてきた集合行為の形態や言説のいくつかは運動政党が利用可能なものだ。こうした政党による運動の技法の採用は「トランスファラブル・イノベーション (transferable innovation)」と呼ばれ、社会運動と政党の紐帯を構築するメカニズムのひとつである (McAdam and Tarrow 2010: 533)。アイスランド海賊党はこのメカニズムをうまく機能させたと言えるだろう。

したがって、アイスランド海賊党の台頭は同党が以上のような社会運動とのリンケージを活用することで、ポスト金融危機の政党システム内に生まれた空白に飛び込んだ結果だと言える。

第五節 まとめと小括

金融危機を経て、アイスランドの国内政党システムは大きく変容を遂げている。これまで圧倒的な強さを見せていた伝統的諸政党への支持が不安定化し、選挙変易性が著しく高まる中、社会運動が取り上げてきた社会課題や運動の中で培われてきた言説を活用して一定の成功を収めてきたのがアイスランド海賊党であった。

金融危機によって保守勢力が正統性を失墜させたこと、さらにそのオルタナティブとして期待された左派諸政党も危機後の対応によって正統性を失ったことで、アイスランド海賊党が台頭するための政治的機会が開かれた。同時に、アイスランド海賊党はポスト金融危機の社会運動の中で作り上げられてきた対抗言説を活用しながら、有権者の動員を試みている。

この言説戦略を検討すると次のようなことがわかる。第一に、アイスランド海賊党の中心的な言説は特定のイデオロギーに関連するものではない。「(反)腐敗」や「憲法改正」、「市民の政治参加」といったフレームはどれもかなり抽

象的なものである。アイスランド海賊党は、何か特定の政治課題の解決を目指すワンイシュー政党ではないし、これらのフレームに特定のイデオロギーを見出すことは難しい。

第二に、アイスランド海賊党の言説ではっきりしているのは、極めて敵対的な性格が強いということである。既存の支配的諸政党が腐敗しているというメッセージは当然、腐敗した既存エリートにそうでない自分たちを対置させるものである。また、憲法改正もそれ自体が敵対的性格の上に目指されてきたものであることは第三章で述べた。市民の政治参加というのも既存の代表者たちには任せられないということの裏返しである。

さて、これら二点は一般的に「ポピュリズム」の言説に見られる特徴でもある。アイスランド海賊党の事例においてさらに重要であるのは、これらの言説が社会運動の中で培われてきたという点である。つまり、それは「下からのポピュリズム」とでも呼び得るものではないだろうか。これが運動政党としてのアイスランド海賊党の台頭に深く関わっているのであれば、より詳細な検討を加えることは無駄ではないはずだ。したがって、次章ではこの下からのポピュリズムについてより理論的な視点から考察を加え、それをふまえて運動政党の今日的意味を考えよう。

第六章 「政党なき民主主義」の後で

前章までアイスランド海賊党を事例に運動政党の組織構造や台頭メカニズムについて論じてきた。本章ではアイスランドの経験をふまえて、下からのポピュリズムについて考察を加えたい。この下からのポピュリズムを通して、今日の運動政党の台頭が政党政治研究にとってどのような意味を持っているのかがより明確化されると考える。

以下ではまず、今日のポピュリズムが台頭する政治・社会状況を概観する。続く第二節では、政治理論家のエルネスト・ラクハウの議論を手掛かりにポピュリズムとは何かを説明する。それをふまえて第三節では、アイスランドの経験と重なる金融危機との関連から、下からのポピュリズムについて検討する。そして最後に、第四節では下からのポピュリズムを伴って台頭する今日の運動政党が政党政治研究にとって持つ意味を検討する。

第一節 「政党なき民主主義」、孤独な社会、台頭するポピュリズム

市民社会からの多様な要求を汲み取り、異なる社会ビジョンを掲げる政党が複数存在することで、互いに競争し合い、権力の固定化と集中化を防ぎつつ、統治を行う。これが政党民主主義の基本的な想定である。もちろん、歴史上完全な政党民主主義などなかった。しかし、少なくとも以上のような想定の下に一あるいは建前の下に一政党政治が発展してきたことは確かであろう。

今日の政治空間においてこの政党民主主義の理念はますます後景に退いているように思われる。本論文ではその大きな要因のひとつがカルテル政党化現象にあると指摘した。政党組織は国家に依存することで確かに生き残ることができてきたのかもしれない。しかし、そこにはかつてのような政党を中心とした民主主義は存在しない。ピーター・メア(Mair 2000)は英国のニューレイバーを論じた論稿において、こうした状況を「政党なき民主主義(Partyless democracy)」と呼んだ。

しかし、ここで政党の代表機能の低下と同様に、注目しておかなければならないのは、メアの言う「政党なき民主主義」にはさらなる含意があるということだ。この論稿の中で、彼は厳密には「政党なき、そして脱政治化された民主主義(partyless and depoliticized democracy)」(Mair 2000: 28)と述べている。すなわち、「党派性は余計なものとなり、民主主義は脱政治化される。これが統治のための第三の道的アプローチの究極的な論理である」(Mair 2000:

33)。したがって、「政党なき民主主義」とは当然、存在的な次元での政党の消滅ではない。それは党派性という政党を政党たらしめるもの、言い換えれば「政治的なもの」を脱色された政党が国家の統治機構としてのみ機能する状態である。

さらに、別のところでメア (Mair 2002: 88)はこの「政党なき民主主義」がポピュリズムを生み出す素地となると指摘する。

政党のリーダーシップがより広範な社会からますます乖離し、イデオロギーや政策の点で互いに似通ってくると、ポピュリスト的抗議者たちは画一的な政治的階級が持つと思われる特権に対抗して結集することがより容易になる。政党民主主義が弱体化するほど、ポピュリスト的抗議は明らかに増加する。

既存政党の党派性の衰退と代表制機能の低下は、これまで自明であった主要政党への帰属から有権者を引き剥がし、彼女・彼らに応答すると宣言するポピュリスト的挑戦者に道を開く。

ただし、こうした政治空間における代表回路の遮断の一方で、ポピュリスト政党の今日的台頭を可能とする社会状況にも目を向ける必要がある。運動政党を含め、今日の政党が向き合わなければならないのは、再帰性が高まり、固定化されたアイデンティティが自明ではなく、砂状化した個人の存在が前提となる「後期近代」(Young 2007=2008)である。

後期近代では、雇用の流動化と生産の外注化、新しい階級構造、個人主義の拡大などによって、完全雇用とそれに支えられた家族やコミュニティの在り方が成立しなくなった。こうした変化は個人のアイデンティティ状況にも多大な影響を与える。フォーディズム期に確立していた伝統や集団・組織の解体によって、諸個人はアイデンティティの拠り所を失い、常に自己の問い直しを迫られるようになったからである。山本圭(2016: 207-208)は、ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、ジクムンド・バウマンなどを引用しながらこうした後期近代的な主体をポピュリズムに動員され得る「来たるべき政治的主体」として位置付ける。

…「われわれ」と「かれら」の境界はもはや自明なものではありえず、そこではアイデンティティの恒常的な不安定さが経験されているのである。…私たちはいまや誰も不安な主体なのである。これこそ、アイデンティティの欠如をかかえた身元がはっきりしない形象であり、私た

ちが「不審者」と呼びたい来たるべき政治的主体にほかならない。

さらに、1980年代以降の新自由主義的統治もまた、諸個人のアイデンティティ状況に少なくない影響を与えてきたことはすでに多くの理論家たちが指摘してきた。例えば、新自由主義的統治の核心を金融が生み出す負債関係に見るラッツァラート(Lazzarato 2011=2012: 46)は、負債が人々にある種の「道徳性」を付与すると述べる。すなわち、それは「労働のイデオロギーの「努力＝報酬」という対偶に、“約束”(負債を支払うという)と“責任”(契約をしたという)のモラルが重なる」ものである⁷³。しかし、今日において—それこそ金融産業に象徴されるように—この「労働のイデオロギー」はもはや成立しないし、「“約束”」を履行し「“責任”」を果たしたとして、それは満ち足りた生活のためではなく、社会保障や住宅、教育、保健衛生といった「生存権」を確保するためのものとなっている⁷⁴。

ジュディス・バトラー(Butler 2015=2018: 25=36)は負債という概念を用いているわけではないが、こうした新自由主義の「道徳性」の中で人々が負う「自己責任」の過酷さについて言及している。その責任とは「何よりもまず、自己充足が構造的に損なわれた諸条件の中で経済的に自己充足していくことへの責任である」。ラッツァラートやバトラーが指摘するのは、一方で生存権を脅かされながら、他方でその責任を自分自身に帰せられるという、経済的、アイデンティティ的に不安定な個人の存在である。

ウェンディ・ブラウン(Brown 2017)もまた、このような新自由主義の統治理性としての側面を強調する。彼女によれば、新自由主義はあらゆる領域を「経済化」する。そこでは諸個人が「人的資本」となり、一人ひとりが「企業家」として絶え間のない自己投資の努力を強いられ、あるいは自らそれをすすんで行い、互いに競争する主体と化す。このように「経済化」した諸個人＝企業家＝債務者は常に返済を迫られているし、競争状態に置かれているために、相互不信は深まらざるを得ない。相互に依存し、支え合う人間的な繋がりは、こうして人々の内面から断ち切られてしまっているのだ。

国民国家、労働組合、地域コミュニティ、あるいは家族などが強固であった

⁷³ ラッツァラート(Lazzarato 2011=2012)はこうした負債の道徳性によって駆動させられる主体を「ホモ・デビトル〈借金人間〉」と呼ぶ。

⁷⁴ 今日、金融はある種の生活手段となっている。預金、年金基金、各種保険金から住宅ローン、学生ローン、クレジットカード決済に至るまで様々な形態で、労働者は労働の対価として得た賃金を金融市場へ流し込まざるを得ない。伊藤誠(2009)はこうした状況を「労働力の金融化」と呼ぶ。

時代には、よかれあしかれ、諸個人は集合的な力の下にあった。しかし、新自由主義的グローバリゼーションの亢進に伴ってそうした伝統的な集団・組織はある時は暴力的に解体され、ある時は解放的に衰退してきた。「共に、孤独」^{アローン・トゥギャザー} (Guest 2016=2019)こそ、いまや社会の標準となっている⁷⁵。

こうした不安定な諸個人という社会状況と政治的回路の閉塞状況がポピュリスト的政党の台頭を可能にしている。裏を返せば、こうした政治社会状況の中で、かつてのように政党はイデオロギー的紐帯による組織的動員は行えない。また、20世紀後半のような新たな価値観に基づくニュー・ポリティクスというものも難しい。上記した社会状況は、人々の中に新しい価値観が生まれているというより、むしろこれまで自明であったものが次々と剥奪されていることを意味している。

社会的にも、政治的にも従来とは異なる状況下に政党は置かれている。これまで組織的な紐帯を構築してきた伝統的な諸政党が凝集力を低下させる一方で、それらに挑戦する新興政党にとって、ポピュリズムはかつてよりもさらに重要な動員手法となり得るのだ。

実際、クリージ(Kriesi 2014)は「ポピュリスト的挑戦者」が今日の西欧諸国における政党システム再編の原動力となっていると述べ、具体的に三つの現象を取り上げる。

第一に、ポピュリスト的挑戦者が政権入りを果たす、あるいは閣外から政権を支えるという形である。前者は例えば、スイス国民党やオーストリア自由党などである。後者の例としてはデンマーク国民党やオランダの自由党が挙げられる。これらの政党のように、政権の中枢にまで直接的に影響を及ぼす挑戦的ポピュリスト政党はこれまで、基本的に急進右翼ポピュリストであったが、金

⁷⁵ さらに、付け加えておきたいのは相対的剥奪感の高まりである。相対的剥奪感は、不安定化した個人とポピュリズムを繋ぐ鍵となる。自らが不安定で不確実な生を生きなければならない一方で、世の中を見渡せば不当に報酬を受け取っているように見える人々も存在する。そうしたある種の嫉妬や憤りは時に、タックスヘイブンをを使って脱法的に租税回避を行うような富裕層に向けられることもある一方で、移民や難民、あるいは生活保護を受給しているような最下層のアンダークラスに向けられることもある。イギリス、ロンドン郊外の街とアメリカのいわゆる、ラストベルト地域の街を詳細に調査したジャスティン・ゲスト (Guest 2016=2019)によれば、両地域には当然多くの社会経済的、政治的、文化的差異があるものの、多くの白人労働者階級がこれまで自分たちのような人間が国家を支えてきたにもかかわらず、いまやその地位は低下していると感じている。そして、彼女・彼らの相対的剥奪感既存秩序に挑戦する急進的なアウトサイダー(例えば、イギリス独立党やドナルド・トランプ)への支持に繋がっているという。

融危機後、ギリシャの左派連合シリザのように左派のポピュリスト政党も政権入りを果たすようになってきている。

第二の現象は、政党政治そのものを否定するポピュリストの台頭である。いわゆる「反政党的政党」あるいは「反政治的政党」とも呼べるこのタイプのポピュリストは、既存のどの政党とも連携せず、常に権力を悪魔化し、時に嘲笑の対象とする。アイスランド、レイキャビク市で2010年に台頭したヨン・グンナール・クリスティンソン率いるベスト・パーティーやイタリアでベッペ・グリッロが設立した「五つ星運動」がこれにあたる。両党の指導者が共にコメディアン出身であることも興味深い共通点である。しかし、このタイプの政党は反政党的政党というみずからの抱える矛盾に耐えられず、早晩一般的な政党へと変容していくことが常である。

ここまでの二つのポピュリスト的現象が制度内におけるものであったのに対し、第三の形態は制度外から現れる。つまり、政党が代表機能を失うことで行き場をなくした民意が制度外で表出される「闘争の拡大(expansion of conflict)」(Schattschneider 1960)である。さらに、その中でも強い社会運動(strong social movement)は新たな政治組織を形成し、制度内へと介入を試みる場合がある。クリージは必ずしもここで運動政党という用語を使っていないが、これは運動政党のひとつの在り方である。

さて、本章において目を向けるのはもちろん、最後の形態、すなわち運動政党のポピュリズムである。前章では、アイスランド海賊党の用いる言説にポピュリスト的特徴が見出されることを指摘した。アイスランド海賊党だけでなく、近年の多くの運動政党が既存の政治エリートを敵と見做し、「彼ら」に対抗する「われわれ」＝「人民」という構図を描くポピュリスト的言説を用いているとの指摘もある(Caiani and Císař 2018: 12)。また一般的にも、左派であれ、右派であれ、近年運動政党と呼ばれる政党の多くが同時にポピュリスト政党というラベルで語られていることは事実である。

第二節 ポピュリズムとは何か—エルネスト・ラクラウを手掛かりに

運動政党によるポピュリズムを検討する前に、まずは手短かに「ポピュリズム」という多義的な用語が何を指しているのかを明確にしておこう。ポピュリズムの最大公約数的定義をあえて抽出しようと思った際、まずカス・ミュデとクリストバル・ロビラ・カルトワッセル(Mudde and Kaltwasser 2017=2018: 5-6=14)による次の定義から始めることが無難であろう。彼らはポピュリズムを次のよ

うに定義付ける。すなわち、ポピュリズムは「社会が究極的に「汚れなき人民」対「腐敗したエリート」という敵対する二つの同質的な陣営に分かれると考え、政治とは人民の一般意思 (volonté générale) の表現であるべきだと論じる、中心の薄弱なイデオロギー」である。

まず、ポピュリズムはイデオロギーとしては極めて「薄い(thin)」。すなわち、それは具体的な政治プログラムに依拠しているわけではなく、それゆえ政策内容でポピュリズムを定義付けることはできない(水島 2016: 12)。次に、ポピュリズムは社会空間を二分化して捉えるということである。一方に「われわれ」としての「汚れなき人民」、他方に「かれら」としての「腐敗したエリート」を位置付ける。したがって、ポピュリズムは既成勢力やエリートの権力性を暴露し、それを批判・非難する「否定の政治」(吉田 2011: 68)である。他方、ポピュリストは統一的な「人民(の意志)」を強調し、みずからがその代表者として振る舞うのである。

さて、こうした基本的なポピュリズム理解を押さえたうえで、既存政党の代表機能の喪失に呼応して現れる運動政党のポピュリズムについて考えるためには、ポピュリズムの民主主義的側面を長らく論じ続けてきたアルゼンチン出身の政治理論家、エルネスト・ラクラウの議論がひとつの手掛かりとなるだろう。

彼にとってポピュリズムとは、集団的アイデンティティを構築する政治的論理にほかならない(Laclau 2005=2018)。具体的には、ポピュリズムとは共通の敵への敵対に基づいて、分節化された諸個人の多様な要求をまとめあげる「政治の技法」とされる。すなわち、それは社会空間に敵対関係を構築することで既存の支配秩序からこぼれ落ちた「敗者」^{アンダードッグ}を動員し、対抗的ヘゲモニーを構築する言説戦略なのだ。ここにおいて、ポピュリズムは大衆迎合や扇動政治といった一般に広く浸透した「侮蔑的な意味合い」を捨て去る。

ラクラウは、ポピュリズムを既存秩序からこぼれ落ちた「差異」の間に連帯を築き上げ、対抗的ヘゲモニーを構築することで、民主主義をより根源化させる方途として捉えなおすのだ。

ラクラウのポピュリズム論を理解する鍵は大きく二つある。ひとつは、敵対性の概念である。ラクラウは政治理論家シャンタル・ムフとの共著『民主主義の革命—ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』において、「敵対とは…あらゆる客観性の限界が示される関係にほかならない」(Laclau and Mouffe 2001[1985]: 125=2012: 282)と述べる。すなわち、それはアイデンティティの固定化、最終的な閉合を妨げる関係性である。彼女・彼らの言う「敵対性」とはつまり、「私」のアイデンティティ確立を妨げる「他者」の存在にほかならな

い⁷⁶。

しかし、敵対性はまた、「私」のアイデンティティを可能にする「構成的外部」であることを急いで付け加えておこう。したがって、「敵対者」には次のような矛盾的役割が与えられる。

一方でそれは、対立しているアイデンティティの十全な構成を「ブロック」し、それゆえその偶発性を示すものである。しかし他方ですべてのアイデンティティがそうであるように、後者のアイデンティティが関係的なものであり、したがってそれに敵対している勢力との関係にとって外的なものでないとすれば、この敵対者はそのアイデンティティの存在条件でもある (Laclau 1990: 21=2014: 42)⁷⁷。

アイデンティティの完全性を挫きつつも、アイデンティティの構成を推し進める。「敵対」とはそのような関係性であり、そこでは衝突し合うことで相互にアイデンティティが形成されていく過程が描かれる。そして、この一連の過程は敵対的フロンティアの構築、すなわち「われわれ」と「彼ら」という敵対的区分を言説的に作り出すことによって作動する。

こうして敵対関係を構築したところで、二つ目の鍵となるのは、「空虚なシニフィアン(empty signifier)」という概念である。これは、そのみでは具体的な意味をなさない象徴的記号一言語、人物、特定集団など様々な形態をとる一である。「空虚なシニフィアン」は抽象的であるが、だからこそ人々はその記号の中に自らの個別的要求を投影させることができる。いわば、多様な要求の間の最大公約数として結節点となり、「等価性の連鎖(chain of equivalent)」、すなわち「われわれ/人民」という集団的アイデンティティを構築するのである。

「^{アーティキュレーション}節合」と呼ばれるこの過程は、所与のアイデンティティを単につなぎ合わせることではない。そうではなく、人々は共通の敵との敵対関係の中で政治的アイデンティティを(再)構築するのである。

⁷⁶ この点に関して、ラクラウ＝ムフ (Laclau and Mouffe 2001[1985]: 125=2012: 280-281) は次のように述べる。「『他者』の現前は、私が全面的に私自身であることを妨げるのだ。そこでの関係は、両者の完全な全体性から派生するのではなく、それらの全体性の構成の不可能性から派生する。…敵対が存在する限りにおいて、私は私自身に対して完全な現前を果たすことは不可能である。しかし、私と敵対する勢力もまた、そうした現前は不可能である」。

⁷⁷ ラクラウは、スラヴォイ・ジジェク (Žižek 1990=2014) による「アイデンティティのそれ自体での不可能性」という批判を受けて、「構成的外部」という概念を提出した (山本 2016: 118-122)。

所与のアイデンティティや選好に基づく社会的・政治的対立に依拠しながら人々を動員するのではなく、敵対的フロンティアの構築によって異質なアイデンティティの間に共通性を見出し、新たな政治的アイデンティティを練り上げることで人々を動員する。これがラクラウのポピュリズムの要諦である。

こうした理論的前提を念頭に、ではポスト金融危機の運動政党のポピュリズムとはいかなるものであったのかを次に見ていこう。

第三節 「下から」のポピュリズム—統治の論理を読み解く活動家たちのまなざし

(1) 新自由主義的統治とポスト金融危機のフロンティア

欧州において金融危機を契機とした運動政党の多くは、アイスランドを除けば、特に金融危機とその後の緊縮政治によって市民生活が著しく脅かされた南欧諸国で頭角を現した(della Porta, Fernández et al. 2017)。例えば、スペインの急進左翼政党ポデモス、ギリシャの左派連合シリザ、イタリアの新興政党「五つ星運動」などがその代表例であろう。本論文で取り上げたアイスランド海賊党や、これらの運動政党のポピュリズムを考えるには、まず金融危機の新自由主義的性格を理解する必要があるだろう。

2008年の金融危機とは、過去30年間のうちに確立されてきた金融産業を中心とする新自由主義的統治のひとつの帰結であった。それにもかかわらず、危機を管理するために欧州各国の主要政党、政治エリートたちは右派左派を問わず、多かれ少なかれトロイカ(EU、欧州中央銀行:ECB、IMF)の決定に沿う形で緊縮財政という新自由主義的政策を選択した⁷⁸。

それは、すでに限界性を露呈させたTINA(There Is No Alternative)というドグマの強行的な継続と各国市民の(経済的)主権の剥奪を意味した。南欧をはじめとする欧州の周縁諸国では失業率が急激に高まり⁷⁹、税金の支払い、ロー

⁷⁸ トロイカと緊縮財政を強いられる国内政治エリートとの関係性については、ギリシャの元財務大臣であったヤニス・バルファキスによるルポルタージュ『黒い匣』(Varoufakis 2019)に詳述されている。それは時に癒着的であり、時に闘争的な関係であった。

⁷⁹ 例えば、2013年にはスペインの失業率は26%に達し、若年層(16-24歳)に限ると55%を越えた。また、アイスランドでも危機後、失業率が三倍に急増した。

ン返済から電気や医療、住宅の支払いもできず困窮する人々があふれた⁸⁰。

いまや多くの市民が既存の統治秩序から放逐され、「異質なもの」となった。彼女・彼らは何か共通する所与のアイデンティティや選好を持っていたのではない。そうではなく、彼女・彼らは皆何かを失っているという点において共通していた(Stavrakakis and Katsambekis 2014: 131-132)⁸¹。新自由主義的統治によって社会経済条件が著しく悪化していく中で蓄積された不満と様々な社会的要求、そしてそれを政治的に表出することができないというこの二重の抑圧こそ、ポスト金融危機におけるポピュリズムの重要な基盤である(Borriello and Mazzolini 2019: 80)。

困窮し、不満を抱える市民の間に等価性の連鎖を構築するために必要であったのは、「危機」の責任を負うべき「敵」と「人民」の間に明確に敵対線を引くこと、つまり敵対的フロンティアを描くことであった。そのためには、まず進行する「危機」を定義しなおす必要があった。

国内外問わず既存の政治エリートたちはこの危機を「脱政治化」し、あくまで「経済的な危機」とする言説的操作を行うことで、緊縮財政や海外債務の返済といった自分たちの新自由主義的かつテクノクラティックな政策決定の正当化を試みた(Bernburg 2016: 70-71; Borriello 2017)。

これに対して、ポスト金融危機の運動政党はまったく異なる言説枠組みを提示した。すなわち、金融危機は国内外の政治エリートおよびビジネスエリートの腐敗した関係性に起因するものだという診断である。この認識に基づいて、ポスト金融危機の運動政党は次のようにフロンティアを構築した。すなわち、「彼ら」—既存勢力、国内外の政治エリートおよびビジネスエリート—に対抗

⁸⁰ ギリシャの活動家、アリス・レオナス(Leonas 2011=2012: 73)は当時の状況を次のように記している。「蔓延するパニック。政治経済のみならず社会までもが音を立てて崩れてしまうのではないかという予感。社会の枢要部の再生が次第に困難になってゆき、その機能はゆるやかに停止する。公的サービスから私的取り引きまで、何もかもが動かなくなってしまう」。

⁸¹ ジュディス・バトラー(Butler 2015=2018: 186=241)は新自由主義的資本主義によって、不確実で、不安定な生を生きなければならないというその生存条件について「不安定性」という概念で表現しながら、その潜勢力について次のように述べる。すなわち、「保護されていないことは「剥き出しの生」になるということではなく、むしろ、具体的に可傷的で、壊れやすくさえあると同時に、潜在的かつ能動的に反抗的で、革命的でさえあるような、政治的曝されと潜在的闘争の具体的な形式なのである」。彼女の場合、「人民」を構築する政治戦略としてのポピュリズムを必ずしもよしとするわけではない。しかし、「不安定性」はその可傷性が連帯の契機となることを示す限りで、ポピュリズムにとっても参照可能な概念であろう。つまり、ポピュリズムの契機は人々の置かれた過酷な生存条件そのものに内在する。

する「われわれ/人民」—腐敗した現状に不当に苦しめられているにもかかわらず、政治的決定において何らの影響力も持つことができないふつうの人々 (ordinary citizens)—という敵対関係である (della Porta, Fernández et al. 2017: 137)⁸²。例えば、ポデモスは政治経済エリートを「caste(支配階級)」と呼び、「人民の敵」として位置付けていた。それは市民が抱える諸問題やその経験から遠く隔たった場所にいるエリートを指し、また既成勢力による寡頭的支配体制を意味する用語でもあった (Gerbaudo 2017a: 80)。

ポスト金融危機の運動政党によるポピュリスティック論理の核心とは、新自由主義的統治の下で蔓延してきたポスト政治的態度を徹底的に拒否したこと、そして緊縮財政を含めたこれまでの新自由主義的展開をある種の「政治的プロジェクト」として捉え (Harvey 2005=2007: 19=32)、それに対抗する「人民」を描き出したことにある (Borriello and Mazzolini 2019: 96)。

(2) 民主主義というレンズ

運動政党という視点から重要であるのは、こうしたポピュリスティック論理が運動政党に先立って現れたポスト金融危機の社会運動の展開の中で培われてきたという点である (della Porta 2015: 77-79; Chironi and Fittipaldi 2017: 286)。では、活動家たちはどのようにしてこの論理を練り上げてきたのであろうか。

欧州の周縁諸国の市民にとって、金融危機とその後の緊縮政治は何よりも、自分がみずからの生に関わる決定に何らの影響を及ぼすこともできないということを感じさせる出来事であった。

各国で展開された抗議運動は、癒着や縁故主義といった国内の歴史的な権力構造の問題や、超国家機関からの半ば強制的な緊縮政策に対する抗議として現出したが、その根底には「政策決定過程への根強い批判と強烈な不正義の感覚があった」 (Flesher Fominaya and Cox 2013: 254)。運動の現場において問われていたのは、現行の民主主義そのものであったのだ。

それゆえ、上記したような政治エリートたちの脱政治化された言説枠組みに対して、各国の活動家たちは、危機を経済的なものとしてだけでなく、政治的

⁸² デラ・ポルタら (della Porta, Fernández et al. 2017: 102-139) が明らかにしているように、各国の運動政党が置かれた政治社会的文脈や構造によって、それぞれの言説枠組みには当然、差異も生じている。そうした差異をふまえながらもここでは、ポスト金融危機の運動政党として共通する部分を提示している。

あるいは民主主義的な問題としても捉え、政治エリートたちのモラルや責任を厳しく追及してきた (Bernburg 2016: 72-74; della Porta 2015: 135-140; Flesher Fominaya 2015)。経済的な危機と政治的・民主主義的な危機を結び付ける彼女・彼らのアプローチは、経済的権力と政治的権力の現代的結合への適切な批判を可能にした。そして、この結合を紐解く鍵となったのが「腐敗と民主主義」であった。

それゆえ、ポスト金融危機の数々の抗議において抗議者たちは「経済的、政治的、社会的領域の従来的な区分を受け入れること」を拒否したのである (Sitrin and Azzelini 2014: 10)。

すでに述べたように、ポスト金融危機のアイスランドにおける数々の運動は政治経済エリートの腐敗関係を指摘し、その民主改革を訴えていた。また、それが、階級を横断した幅広い動員を可能としていた。

同じような状況はスペインでも起こっていた。スペインの抗議運動 (indignados: インディグナードス) の有名なスローガンは、「いまずぐ真の民主主義を! (¡Democracia Real Ya!)」であった。政治社会学者のパオロ・ジョルバウド (Gerbaudo 2017a: 62) はこのスローガンこそ、多様なイデオロギーを超えて市民を連帯させる結節点 (nodal point) であったと述べる。アイスランドやスペインだけではない。ギリシャでも中東でも、そして後に世界的な注目を集める米国、ウォールストリートでの占拠運動でも、民主主義は抗議の中心的テーマであった (della Porta 2012: 275; Flesher Fominaya 2017)。

民主主義というレンズを通すことで、活動家たちは金融危機、緊縮政策、そして新自由主義の政治性を理解し、社会の中に対抗的言説および対抗的ヘゲモニーの土壌を作り出した (Kioupkiolis 2014)⁸³。

ポスト金融危機の社会運動が形成したこの土壌の上に、運動政党のポピュリズムは存在する。一般的に、ポピュリズムと聞けば、大衆の心を掴むカリスマが彗星のごとく現れ、幅広い支持を勝ち取っていくイメージが連想されがちである。しかし、そうした制度内のトップダウン型のポピュリズムは、時に制度外におけるボトムアップ型のポピュリズムの「必然的結果」として出現する場合があるのだ (Aslanidis 2017: 305)。

この「下から」のポピュリズムはかつてラクラウ (Laclau 1997=1985) が提示

⁸³ この過程が抗議運動における集団的な熟議 (deliberation) を通して推し進められてきたことは注記しておく必要があるだろう。現行の代表制民主主義を批判的に捉え、参加、熟議、平等や包摂に基づく異なる民主主義の構想が運動の現場では練り上げられ、実践されていた (Sitrin and Azzelini 2014; della Porta 2012, 2013; Graeber 2012=2015; Negri and Hardt 2012=2013)。

した「非支配者階級のポピュリズム」と一致する。「支配階級」と衝突することによって「階級的審問」と「人民＝民主主義的審問」を節合するこのポピュリズム⁸⁴こそ、ポスト金融危機の運動政党のポピュリズムである。

付言しておけば、運動政党や下からのポピュリズムはそのすべてが自由や平等といった価値の実現を目指すものであるわけではない。例えば、「ドイツのための選択肢」やイギリス独立党(UKIP)のように移民排斥運動とのあいだにリンケージを構築する運動政党もあれば(Schwörer 2019; Hanna and Busher 2019)、スウェーデン民主党の場合のように極右ネオナチ運動と繋がり合う運動政党もある(Peterson 2019)。そして、これらの政党はしばしば急進右翼ポピュリストと呼ばれているのだ。

運動政党とは単に政党の一形態である、またポピュリズムは先にも述べた通り、「薄弱なイデオロギー」を特徴とする。本章では金融危機との関連から下からのポピュリズムを考察したため、いわゆる左派ポピュリズムとも呼ばれ得るような現象に触れてきたが、それを絶対視すべきではない。単刀直入に言えば、下からのポピュリズムとはエリートによる支配的な言説枠組みに抗して、市民が作り上げる言説枠組みを用いたポピュリズムだと言える⁸⁵。

⁸⁴ ラクラウ(1997=1985)はポピュリズムを特定の階級利益を代表するものとして捉える「還元主義」の批判的検討から階級(下部構造)と人民(上部構造)を結び付ける節合的实践としてのポピュリズムを見出した。この点と関連して、ジェルバウド(Gerbaudo 2017b: 43)によるポスト金融危機の反緊縮運動における活動家たち言説分析を記しておこう。彼は経済・政治・社会の領域を横断する活動家たちのアプローチを「市民主義(citizenism)の政治的フレーミング」と呼び、次のように述べる。「市民の立場からすれば、経済危機と緊縮政策の影響は「唯物論者」が問題とするような純粋に経済的な現象としては当てはめられない。むしろそれらの影響は、金融権力に従属するふつうの市民を政治エリートが軽視していることの反映として現われる政治的決定の結果だという政治的立場から導かれる。…この市民主義の政治的フレーミングは、階級闘争の放棄を必然的に伴うものではなく、むしろこれまで急進左翼が担ってきた階級闘争の枠組みを乗り越えようとするものである。ここで優先される点は、政治経済エリートに集中した権力に対して市民個人の権利の再確立を目指す政治的闘争である」。

⁸⁵ さらに付け加えておけば、ラクラウの言う「支配者階級のポピュリズム」とはエリート間の権力闘争の中で作り出される言説枠組みを用いたポピュリズムである。

第四節 下からのポピュリズムが求める「有権者」像の刷新

(1) 合理主義モデルからの脱却に向けて

さて、ここまで下からのポピュリズムを検討してきた。それでは、この下からのポピュリズムが今日の運動政党の台頭を支えているのだとして、それは今日の政党政治研究にどのような意味を持っているのだろうか。端的に言ってしまうと、それは従来の「有権者」像の刷新を迫っているということである。

半世紀前、ジョバンニ・サルトーリ (Sartori 1990 [1969]: 181-182) は次のように述べていた。

現在、政治の幅が広がるにつれて、「対象的/客観的要因」の役割はますます小さくなっている。私たちの対象的/客観的現実性はすべて、ますます政治的不現実性にさらされ、またそれによって条件づけられている。そうであるならば、それはこれまでになく社会科学が政治を越えて政治を説明することを要請されているという、並外れた逆説である。

本章で論じてきたポピュリズム的状况を考えれば、今日、この「逆説」は以前にも増して深まっていると言わざるを得ない。しかし、一方で政党政治研究の主流はいまだに政党や有権者に対する合理主義的アプローチから抜け出せていないようにも見える。イタリア、ナポリ出身の政治学者、マウロ・カリーゼ (Calise 2010 [2000]=2012) も、この点に関して警鐘を鳴らしてきた一人である。

イタリアでは、長らく政党が政治社会で圧倒的な影響力を持つとされていた。しかし、1994年の総選挙でキリスト教民主党と社会党の二大政党制が崩壊し、イタリア共産党が衰退・変質したうえに現れたシルヴィオ・ベルルスコーニという衝撃は、現地の政治学者たちにとって、これまで自分たちが持ってきた政党の見方に否応なく再考を迫るものであった。

カリーゼは、政党が組織としてもはや代表機能を発揮できない一方で、いまだ国家権力を掌握している様子を「パーティー・クラシフ・ウィズアウト・パーティーズ政党なき政党支配体制」と呼んだ。もちろんこれは、カツとメアの言うところのカルテル政党化現象と重なる。しかし、カリーゼは政党の変容における情念の役割により焦点を向けている。

カリーゼは政党がいまや特定の指導者のための組織、「パーソナル・パーティー」となったと述べる。政党は組織力を低下させ、かつて市民社会に張り巡らせていた根を断ち切った。そこでは指導者と支持者の紐帯は垂直的な関係性の下、「個別主義的な利益か、さもなければ情緒主義的な刺激」によって形成される

こととなる (Calise 2010[2000]=2012: 16)。ここで言う「情緒主義的な刺激」とは当然、ポピュリズムを念頭に置いたものと考えらるべきであろう。実際、ベルルスコーニはしばしば現代的ポピュリストの代表例として取り上げられる (Mudde and Kaltwasser 2017=2018; 吉田 2001)。

さてしかし、カリーゼの議論が特徴的であるのは、「政党なき政党体制」や「パーソナル・パーティー」という概念を提起したからだけではない。むしろ重要であるのは、有権者に対する既存の合理主義的アプローチに情念の次元を注入しようとするところに彼の真骨頂は見出される。

彼は著書の中で何度も合理主義モデルを批判する。

政治の舞台で活躍するあらゆるアクターは、長きにわたって合理的な有権者を好ましいと考えてきた。とくに政党がそうである。そう考えることで政党は、まず人々の要求に耳を傾ける、次いで苦勞の末にそれらの要求を政策リストに纏め上げる、そして最後はあれこれの問題を解決する、そのような能力を持つ存在であるという自画像を描くことができた。だが、こんな好循環はもはやありえない。…[合理的な有権者を前提とした]このモデルは政治学者の欲望も満足させるものであった。政治学者は難解で重厚な論文を執筆するときには、たとえ嫌な事実であっても正確に書くといっただろう。ところが、政治学者が改革者になろうと色気をもったとたん、「^{パブリック・エシック}公共倫理」というお上品な「^ボ紳士淑女の^ト社交界」の約束事にとらわれてしまうのである。こう言いかえることもできよう。では、みなさんご一緒に、合理的に考えて投票しましょう！しかし、現実はそのようなものではない。そういわざるをえない (Calise 2010[2000]=2012: 167-168) ([内筆者])。

こう述べた後で、彼は伝統的な投票行動研究をとおして有権者像の刷新を試みる。まず、合理的選択モデルから導き出される投票行動とは「^{ヴォート・ディ・オピニオーネ}意見による投票」である。すなわち、有権者は各党の政策を比較し、みずからの利害に沿う政党に投票する。しかし、投票行動はこれだけでは説明できない。第二に、「^{ヴォート・ディ・アパルテネンツァ}帰属による投票」がある。これは政党組織への帰属意識に沿って行われる投票行動である。さらに、「^{ヴォート・ディ・スキャンビオ}交換による投票」、すなわち便宜供与によって投票行動が規定されるモデルである。

従来の研究において提起されたこれら三つの投票行動モデルに加えて、カリーゼは「^{ヴォート・アル・リーデル}指導者への投票」という第四のモデルを示す。上記したとおり、このモデルでは指導者と有権者の情緒的紐帯こそが重要となる。こうして投票行動

を四つに類型化することで、彼は理性と情念をブレンドした形で有権者(像)へのアプローチを構築した。

彼の提起が示唆するのは次のようなことである。すなわち、有権者は人間であり、その時々感情の揺れ動きや地縁・血縁、あるいはほとんど偶然的な人間関係から政治に参加したり、しなかったりする。常に細かい政治情勢を追い、選挙時には政策を吟味して、自分の利益にもっとも適う政党や候補者を選ぶというような想定は、あり得るひとつのモデルであって、それを絶対視すべきではないということだ。

有権者を合理的な主体と見做すべきでないというサルトリーやカーゼの主張は、ポピュリズムの隆盛と相俟って、今日ますます重要性を高めているように思われる。つまり、有権者の所与のアイデンティティや選好に働きかける選挙競争ではなく、むしろその手前、政治的アイデンティティの構築の次元こそ今日の政党政治再編を紐解くひとつの鍵となっているのである。

(2) 「知の主体」としての有権者

合理主義的モデルに対するカーゼの強烈な批判は、政治学におけるこれまでの有権者像の見直しを迫る非常に重要なものである。しかし、運動政党という枠組みを通してみると、いまだ問題含みであることは否めない。つまるところ、従来の政党政治研究において政党と支持者・有権者との関係はあまりにも固定的に捉えられてきたように思われる。

人々はいまや選挙の時に投票を行う有権者としてのみ政党政治に関与しているのではない。ハンスペーター・クリージ(Kriesi 2014: 371)は、先の運動政党とも関連するポピュリズムの第三の形態における説明の中で、次のようなことを述べている。曰く、「少なくとも西欧諸国では、抗議への動員がますます一般化しているため、不満を抱えた市民は以前にも増して抗議に参加する準備をしている」。彼女・彼らは時に社会運動の組織者や参加者となっている。しかし、それだけではない。運動政党をみればわかるように、彼女・彼らは政党活動にまで従事している。運動政党の台頭が意味するのは、今日、政治「エリート」と市民の境目がますます希薄化しているということにほかならない。だとすれば、この視点から政党、そして代表制民主主義を捉えなおす必要がある。

いまや政党組織論の古典ともなりつつある、『政党一組織と権力一』の中でアンジェロ・パーネビアンコ(Panebianco 1982=2005)は、20世紀後半の政党組織の変容を「大衆官僚制的政党(mass bureaucratic party)」から「専門職的選挙政党(electoral-professional party)」への移行として論じている。前者にお

いてはイデオロギーに基づいて、指導者→党官僚→草の根の党员→支持者という流れで一般党员や支持者らは政党に紐づけられていた。しかし、後者においては「政党の重心が党员から有権者に移行するにつれて、組織にとっては伝統的な党官僚よりも専門職の方が役に立つようになる」(Panebianco 1982=2005: 270)。なぜなら、専門職によって有権者の選好を常に把握し、選挙毎にそれに沿って政策や主張を形成することで、有権者の「弱い」支持を獲得し、組織の存続を図ることができると考えられたからである。

この専門職的選挙政党はその後、基本的な特質を保ったままゆるやかにカルテル政党や「パーソナル・パーティー」へと変容していく。

問題は、現代において大衆官僚制的政党(一般的には大衆政党)から今日に至るまで、常に有権者や支持者、あるいは草の根の党员は政党の外や周縁に位置付けられ、指導者や執行部と切り離されて、一方的に指導・動員される立場と見做されてきたことである。この点に関して、運動政党は、政党とその周囲との関係性を動的に捉える必要性を示している。

運動政党は、少なくとも部分的には、何らかの形で社会運動の革新性を取り入れる政党である。それは第四章で述べた通り、「トランスファラブル・イノベーション」(McAdam and Tarrow 2010)と呼ばれる。この現象が示しているのは、政党が「下から」その革新性を注入されているということであろう。したがって、運動政党において党は常に指導的立場にあるわけではない。そこでは、有権者は単に動員される主体としてではなく、政党を発展させる一そしてその先に運動として社会を変革する一ひとつの「知の主体」として存在しているように思われる。社会運動の現場で培われた対抗的言説を選挙政治で活用するという、下からのポピュリズムとはまさにそうした実践にほかならない。

ここまでの議論は、次のような意味で従来の政党政治研究における政党と有権者へのアプローチを刷新する契機となる。すなわち、有権者は市民として政党組織や政党システムに変化をもたらす役割を果たす場合があるということだ。したがって、政党政治を分析する際、受動的で、固定的な有権者・支持者像を脱し、政党を含む制度内外を跨いで活動するより能動的な「有権者」の姿も考慮すべきなのである。

第五節 まとめと小括

本章では、下からのポピュリズムの考察を通して、今日の運動政党が政党政治研究において持つ意味を考察した。

政党なき民主主義と不安定化する諸個人(のアイデンティティ)という政治社会状況を前に、ポピュリズムはますます政党システム再編の鍵となっている。その中で、社会運動とのリンケージをいかした下からのポピュリズムによって、多くの運動政党が台頭している。

こうした運動政党の台頭は政党政治研究にとって次の二点を示唆している。第一に、有権者への合理主義的アプローチの見直しである。合理的に投票行動を行う有権者はあり得るモデルのひとつだが、もちろんそれだけではない。アイデンティティや選好がますます不安定化、流動化する今日、瞬間的に政治的アイデンティティを形作るポピュリズムの存在が選挙政治においてますます前景化している。第二に、受動的で固定的な有権者像の刷新である。彼女・彼らは確かに選挙時には投票を行う有権者であるが、それだけではない。有権者は社会運動を通して、あるいは直接的に政党活動に参加し、選挙政治に影響を及ぼし得るような知識やネットワークを供給する場合がある。

こうした現象が起こるのは、需要側、すなわち政党組織が空洞化しているからにほかならない。本論文でも論じてきたように、政党はいまや人々を長期的に組織化することが困難となった。そのひとつの結果がカルテル政党やパーソナル・パーティーである。しかし、第四章および第五章、そして本章で論じてきたのは、それらとは異なるもうひとつの側面である。つまり、今日の政党組織は空洞化しているからこそ、そこには外部から市民が介入する余地が存在する。政党の空洞化は一方で党内集権化する政党へと繋がり、他方でより包摂的な政党も生み出している。「政党なき民主主義」の後に、その空白は時に権威主義的なカリスマ的リーダーによって、時に草の根の市民によって埋められようとしているのだ。

終章 政党民主主義の根源化

—ポスト金融危機のラディカル・デモクラシー—

本論文では五つの章にわたって、ポスト金融危機のアイスランドにおける市民社会と政党政治の相互作用について論じてきた。この終章では、まず、各章で明らかにしてきた要点を本論文全体のテーマと関連させながらまとめる。それをふまえて、最後に序章での問いへの応答を試みる。

第一節 全体のまとめ

まず、本節では本論文の内容部分にあたる第二章から第六章までの各章の内容をまとめよう。

第二章では、本論文のテーマであるポスト金融危機のアイスランドにおける市民の政治参加を条件づけているアイスランドの政治構造および歴史的な文脈を明らかにした。

アイスランドの金融危機はある日突然起こったわけではない。それは1990年代以降、「ビジネスと政治の共生関係」によって作り上げられてきた金融産業の国際的発展に起因していた。さらに、こうした政治と金融産業の距離の近さは、アイスランドの独立の歴史にも連なるクライエンテリズムの政治文化を基盤にして発展してきたものであった。

2008年の金融危機は単に経済的な危機を意味するだけではなく、独立党と進歩党という保守勢力を中心とした—そしてそこに「第三の道」路線の社会民主同盟を加えた—アイスランドの伝統的な政治支配体制の正統性を脅かす政治的な危機でもあった。こうした「危機」は、政治の根本的転換の要求と極度の政治不信を引き起こし、危機直後から大規模な抗議が起こった。

こうした経緯を経て、アイスランド市民が具体的に制度政治に介入を始める。そのなかでも重要な事例のひとつが、第三章で検討した憲法改正の取り組みである。憲法改正は危機後の政治不信に強く根差しており、それゆえに、政党政治を介さずに新憲法草案を作成することで、制度政治に大きな変更をもたらそうとした。

しかし、実際には憲法改正の過程は制度設計やその結果の承認という最も重要な局面で政党政治の動向に大きく影響を受けていた。他方で、2013年の憲法改正過程の「失敗」はその後、新政党や衰退した野党にとって政党活動を活性化させる契機ともなっていた。この意味で憲法改正過程と政党政治の影響関係

は双方向であったと言えるだろう。

これらの考察を通して、脱政党的な政治参加が必ずしも政党政治の影響を受けないというわけではないということ、そして脱政党的政治参加の本来の目標が達成されないことによって、むしろ政党の代表機能を活性化させる可能性があることを明らかにした。

続く第四章、第五章、第六章では政党を通じた市民の政治参加を考察した。その際の重要な分析概念となったのは運動政党と呼ばれるものであった。

まず、第四章では運動政党としてのアイスランド海賊党の政党組織としての諸特徴を把握することを試みた。アイスランド海賊党は国際的な海賊党運動とポスト金融危機の国内の諸運動双方から、その政策や組織構造についての知識や経験を受け継いでいた。

なかでも特徴的であるのは、党運営の多くの部分でデジタル技術を活用している点である。アイスランド海賊党では、政策策定から党方針に至るまで様々な党内意思決定がオンライン・プラットフォームでなされていた。それは伝統的なトップダウン型の組織構造を持つ政党とは異なり、党の指導的立場を弱め、人々が集う「プラットフォーム」を提供する立場として政党を位置付け直すということであった。

さらに、公式的な党首を持たないという方針からしても、アイスランド海賊党はこれまで徹底して組織構造の水平性を追求してきた。しかしながら、近年の党内対立はこの水平性追求の試みが困難に直面していることを明らかにした。

このアイスランド海賊党の事例は運動政党が抱える組織構造上の限界性をはっきりと示している。つまり、水平性と垂直性の問題は運動政党において特に顕在化するし、またそれが組織の解体に繋がるほどの深刻な問題である。かつてミヘルズ(1973)が提起した「寡頭制の鉄則」をいかに乗り越えるか、少なくともその弊害をいかに最小化するかという課題に運動政党は常に正面から向き合わなければならない。多くの運動政党は、この問題に直面し、既存の政党のようなトップダウン型の組織構造へと転換するか、組織的凝集力を喪失して政党としては消滅する。したがって、運動政党は「過渡的な現象」とされることもある(Kitschelt 2006: 288)。

ただし、ここには保留が必要だろう。第四章で見たように、アイスランド海賊党は現在、異なる指導者の在り方を模索しようとしている。また、水平性と垂直性は緊張関係にあるが決して対立しているわけではなく、コインの裏表として相補関係にあるという議論もある(Thomassen and Toplišek 2017)。

第五章では、アイスランド海賊党の台頭メカニズムについて検討した。そこでは、伝統的な四党制システムの不安定化に伴ってアイスランド海賊党が成功

を収めてきたことが明らかとなった。ポスト金融危機のアイスランドにおける政党システム再編は、ピーター・メア(Mair 2009)の次のような議論を下敷きにするとわかりやすい。

彼は自身のカルテル政党論を発展させ、「応答性(responsiveness)」と「責任性(responsibility)」との緊張関係という観点から今日の代表制民主主義の状況について論じている。

彼は次のような前提から議論を始める。政党はこれまで市民社会と国家を結び付ける役割を果たす代表機能を持つ一方で、政府として政策プログラムを実行する統治機能も有してきた。両機能を統合させていることが政党という政治機関の「ユニークさ」だったのであり、またそれこそ政党の正統性の核心であった。

この代表機能と統治機能はそれぞれ「応答性」と「責任性」に対応する。それぞれの機能を作動させ、二つの性質を満たすことが政党民主主義の条件となる。しかし、メアによれば、昨今、この「応答性」と「責任性」の緊張関係が高まっている。それだけではない。かつてならば、そうした緊張関係を緩和する能力を政党は有していたが、いまやそれを喪失してしまっていると彼は指摘する(Mair 2009: 10)⁸⁶。こうしたメアの議論からは、政党がますます統治に手を取られる中—責任性に躍起になる中—で、有権者への応答性が急速に低下しているという現実を読み取ることができるだろう。

アイスランドにおいては、金融危機が保守政党(独立党・進歩党)の、金融危機後の財政緊縮措置やアイスセーブ問題への対応、新憲法の不承認が左派政党(社会民主同盟・左翼緑運動)の応答性の欠如をはっきりと露呈させる出来事であった。これまでにない選挙変易性の高まりと伝統的な諸政党からの支持の剥離はその結果と言える。

⁸⁶ メア(Mair 2009: 13-15)はその理由を明確に述べている。第一に、政党による市民とのコミュニケーション回路の断絶、そしてその一方で有権者の選好はますます分節化していく中で、政党が人々の要求に応答することが困難になっている点である。第二に、グローバル化などの影響による政治社会の多元化である。すなわち、統治の範囲が著しく拡大したとともに、複雑化した一方で、それだけアクターも多元化するため、政党や政府が単独で及ぼすことのできる影響力は減少した。第三に、政権交代が起これば新たな政党が政府を担う場合も、前政権が残した政策や制度に影響を受けるため、自身の政策幅は一程度制限されざるを得ない。最後に、党員数の低下や党派性の衰退によって政党は過去に行うことができたような有権者への説得を行うことができなくなってしまった。そのため、応答性と責任性の乖離をかつてのように修復できなくなっているのだ。

金融危機以前の時代において、独立党、進歩党、社会民主同盟は新自由主義的改革を推し進めてきた。主要政党の中で唯一こうした政策に反対してきたのが社会主義政党にルーツを持つ左翼緑運動であった。その結果、同党は「すべてに反対する」政党（Bernburg 2016：74）として位置付けられ、主要四党のなかでも常に最小政党であり、政権入りを果たしたことはなかった。2009年の選挙はこうした状況を一変させた。実際、この時の選挙でもっとも支持の伸び率が高かったのは左翼緑運動であった。

しかし、左翼緑運動も政権入りを果たすと当然、「統治」の責任を負うこととなる。IMFとの交渉の結果としての緊縮財政、アイスセーブ負債を返済しようとする姿勢、憲法改正の「失敗」は、市民にとって左翼緑運動が「カルテル」の中に入ってしまったことを意味した。

伝統的な主要政党が応答性を欠如させ、その正統性を喪失させる中で、アイスランド海賊党は運動政党として、社会運動との強固なリンクの下、応答性を強調する政党として台頭した。同党は、まさに既存政党が「カルテルを組んでいる」と批判し、そしてそれに対して憲法改正を軸に、また市民参加を強調しながら対抗してきた。

ただし、左翼緑運動の例を見ればわかる通り、アイスランド海賊党も実際に政権党として統治を担う立場になった時、政党運営における責任性の部分が増し、応答性を喪失する可能性は十分ある。また、それゆえに、政党システム内で挑戦的立場に位置する政党のジレンマとして、アイスランド海賊党は連立交渉で容易な妥協をできない可能性がある。他方、他党からすると、あまりにも急進的な提案を掲げるアイスランド海賊党とはそもそも連立交渉をしないという選択ももちろんあるだろう（Ómarsdóttir and Valgarðsson 2020：849）。

アイスランド海賊党が上記のような潜在的困難を抱えているのは事実であるし、それゆえ、今後どのように状況が進展していくかはいまだ不透明な部分がある。しかし、少なくともポスト金融危機のアイスランド政治において、アイスランド海賊党が運動政党として政党の代表機能を活性化させてきたことは間違いないだろう。

以上のような政党システム内の変容と同時に、アイスランド海賊党の台頭にあって重要であったのはその言説戦略であった。それはより具体的には、ポスト金融危機の国内における諸運動の中で形成されてきた「腐敗/反腐敗」、「憲法改正」、「市民の政治参加」といったフレーミングである。第六章では、これをよりマクロな視座から考察し、「下からのポピュリズム」の発展過程を明らかにした。

さらに、この下からのポピュリズムに象徴される現代の運動政党の台頭がこ

れまでの政党政治研究において自明視されてきた合理的で、受動的な有権者像の刷新を要請していることを論じた。

以上が各章で論じてきたことの要点である。これらをふまえて、次節では序章で立てた問いへの応答を試みる。

第二節 政党民主主義を根源化すること

現代の民主主義国家では、政党は必ず複数存在します(待鳥 2018: 13)。

いまや政党は現代民主主義において最も信頼されていない機関である(Mair 2009: 15)。

この二つのような言い回しは、どちらも政党政治の研究書においてはほとんどお決まりのフレーズである。しかし、そこには当然次のような疑問が沸く一では、なぜ、どのようにして政党はいまだに存続しているのか？

この点に関して従来の研究では、統治機構あるいは「国家のエージェント」としての政党という議論やカリスマ的個人の資質に依拠する議論によって説明されてきた。制度内にのみ目を向けるこれらの議論に対して、市民社会と政党政治との相互作用という観点から以上のような問いを解き明かすことが本論文の大きな課題であった。

すでに繰り返し述べてきたように、特に 20 世紀後半以降、政党が市民社会の要求を集約し、それらを政策に練り上げ、そして議会内で表出するという代表機能を喪失させてきたことこそ、今日の政党民主主義が抱える問題の要点であった。

このように政党が代表機能を低下させ、実質的に政党を通しては政治的意思決定への関与が極めて限定的である場合、市民にとっての選択肢は一般的には大きく三つに分けられる。つまり、政治参加そのものを放棄するか、政党をあきらめて異なる代表回路を模索するか、あるいはあえて政党に介入し、政党政治の変革を目指すかである。

政党の凝集力と投票率の持続的な低下傾向を見れば、いわゆる政治的無関心^{アパシー}が拡大し、政治参加の放棄が年々深刻化していることは確かである。他方、本論で検討してきたのは後の二者である。

(1) 脱政党的政治参加と政党の再民主化

本論を通して脱政党的政治参加について明らかとなったのは次のような点である。まず、政党を迂回した形で制度政治に影響を及ぼそうとする取り組みは一見、政党政治から独立して展開しながら政治的意思決定に関わることができるように思われるが、実際にはそうではない。

脱政党的政治参加は、ランデモア(Landemore 2020)がアイスランドの憲法改正事例を取り上げながら「開放的民主主義」を論じたように、ミニ・パブリックスに象徴されるようなオルタナティブな代表制の実践としての可能性を確かに秘めている。

しかし、現代の民主主義国家においては、たとえ事実上の統治機構としてであっても、政党は政治の中心的アクターである。したがって、脱政党的政治参加もそれが制度政治に何らかの変更を要請するものである以上、政党政治の力学から逃れることはできない。それは例えば、アイスランドの事例のように、オルタナティブな代表と既存の議会代表とのあいだの衝突として顕在化する。また、その結果として、脱政党的政治参加によって目指されていた目標が達成されない場合もあるだろう。

しかし同時に、アイスランドの事例が示しているのは、その「失敗」の経験が政党アクター、市民社会アクター双方にとって政党の代表制機能を再活性化させる動機や知識、ネットワークを生み出す可能性である。つまり、脱政党的政治参加がその目標を達成しないことで、むしろ政党の代表機能が高まる場合があるということだ。

もちろん、脱政党的政治参加の「失敗」が常に政党の代表機能の活性化を生み出すわけではない。そこには、継続的に課題に取り組む市民社会アクターの存在、彼女・彼らと有機的に繋がりを合おうとする政党アクターの存在、そして両者のあいだの継続的で密接なコミュニケーションが必要となる。

さらに、例えば、アイスランドの事例において伝統的支配体制と金融危機、憲法改正の「失敗」などがあったように、諸アクターの行為は彼女・彼らが置かれた政治社会的文脈に大きく依存する。したがって、そこには偶発的要素が多分に存在するだろう。

脱政党的政治参加は政党の代表制機能の低下の結果として、また時には強烈的な政治不信に根差して現れる。そうした場合、市民の政治参加は当然、政党を忌避するものとなる可能性が高い。しかし、それにもかかわらず、脱政党的政治参加は「失敗」を通して、図らずも政党民主主義の再民主化に寄与する。

(2) 運動政党の台頭と政党民主主義の再民主化

次に、アイスランド海賊党のような運動政党の台頭は政党の再民主化という視点からどのように考えることができるだろうか。

カルテル化を通して、主要政党が市民・有権者への応答性をますます欠如させていく「政党なき民主主義」の中で、それをひとつの機会として台頭してきたのが今日の運動政党であった。

これまで、政党の代表機能はしばしば制度外の社会運動の隆盛とトレードオフの関係として語られてきた。「新しい社会運動」論の嚆矢、アルベルト・メルッチ(Melucci 1989: 79)は制度化された政党などとは異なって、政治システムの外側に軸足を置きつつ政策形成の交渉主体となるような、「公共空間の代表」として社会運動の重要性を強調した。

また、デラ・ポルタ(della Porta 2015: 155)は金融危機と緊縮政治の文脈において、政党政治が市民の要求に応えないという「政治的責任の危機⁸⁷」が生じている一方で、その危機は伝統的な政治的諸機関を介さない社会的動員を引き起こす機会ともなっていると述べる。さらに、こうした制度的・公式的な政治空間からの離脱の一方で、非制度的・非公式的な政治空間への参加が増加するという現象を山崎望や山本圭ら(2015)は、「ポスト代表制」と呼んでいる。

確かに、本研究でも示してきた通り、またすでに多くの諸研究が示してきた通り、金融危機後、世界中で制度的な代表を忌避、拒否する社会運動は多々起きた。人々は現行の代表制を中心にした自由民主主義体制に不信を抱き、それに代わる民主主義の在り方を追求していた(土佐 2012)。

特に象徴的であったのは、抗議者たちが広場を占拠し、そこに「一時的自主管理空間(Temporary Autonomous Zone: TAZ)」(五野井 2012)を創出したことであった。アイスランドのアウストゥラボックル、ギリシャのシンタグマ広場、スペインのプルエタ・デル・ソル、欧州以外にもエジプトのタハリール広場や米国、ウォールストリートのズコッティ・パークなど「広場の運動」は世界中に広がった。占拠は断続的に続くこともあれば、一カ月間ほど継続して行われ

⁸⁷ 彼女の言う「責任の危機」とは、メア(Mair 2009)の「応答性(responsiveness)」の喪失を意味している(della Porta 2015:111)。これは民主主義社会において、市民の要求に「応答」することは政治の責任であるという彼女の考えに基づいていると思われる。

ることもあった⁸⁸。

広場の運動は、水平的な組織構造を持ち、極めて平等主義的な熟議のプロセスと合意を基礎にした新しい民主主義空間を作り出そうとしていたし (Sitrin and Azzelini 2014; della Porta 2013, 2015; Graeber 2012=2015)、それは脱中心化されたネットワークを構築し、異質性や多様性を歓迎するものであった (Negri and Hardt 2012)。また多くの場合、これらの運動は少なくとも初期段階では「リーダーレス (指導者/代表者の不在)」な運動、あるいは「代表を拒否する」運動として展開されていた (Sitrin and Azzelini 2014; Harcourt 2011; Roos and Oikonomakis 2014)。

しかし、既存の代表制に懐疑を向け、制度外の空間に異なる民主主義を求めた運動はいまや、運動政党として制度内へと回帰していると言える。もちろん、それはかつての応答性を喪失した政党ではない。そうではなく、むしろ応答性を強調する形で政党が再構築されているのである。それはカルテル政党化時代からのひとつのバックラッシュのような現象とも言えるかもしれない。

ポスト金融危機における政党民主主義の再民主化とは、既存の制度政治に締め出され、社会運動に異なる民主主義空間を求めた社会運動による政党政治への回帰と関わっている。今日の運動政党は制度外の世界を経由することを通して、政党政治に応答性を再導入しようとする試みに他ならない。

例えば、アイスランド海賊党の場合、政党の政策や方針に関しては草の根の党員、場合によっては一般市民も党内意思決定過程に参加することが可能となっていた。スペインのポデモスも少なくとも初期には、そうした意思決定過程における包摂性を一程度有していた。

もちろん、これは党組織内の垂直的関係性を完全に取り払うことができると言っているのではない。確かに、特に左派の運動政党は一般的に水平的組織構造を目指す傾向にあると言える (della Porta, Fernández et al. 2017)。それ

⁸⁸ 占拠空間では、誰でも参加でき、誰にも発言権のあるアセンブリやフォーラムが開催され、社会問題の解決に向けた議論や未来社会に向けた取り組みに関する議論が行われてた。それは既存の議会などとは異なる公共空間を再構築する試みであった (Halverson 2012: 431)。それだけではない。多くの占拠現場では、無料で図書や保育、食堂、医療が提供され、法律相談やカルチャーイベントなどが行われ、独自のメディアも発達していた (Sitrin and Azzelini 2014: 6; Graeber 2012=2015: 240=284)。こうした実践は2008年の金融危機後に自然発生的に生まれたのではない。現代における直接民主主義的諸実践は、アルゼンチンのサパティスタをはじめとして1990年代から2000年代前半にかけて国際的な社会運動の一大潮流となった、グローバル・ジャスティス運動 (Global Justice Movement: GJM) において培われてきたものであった (Sitrin and Azzelini 2014; della Porta 2020)。

ゆえに、第四章で論じたアイスランド海賊党のように、組織内での衝突が容易に起こり得る。また、そうした衝突の中でスペインのポデモスのように党内で中央集権化が進み、既存政党と変わらない組織構造となってしまう場合もある。現段階で運動政党が、かつてミヘルズ(1973)の提起した「寡頭制の鉄則」を乗り越えるものであるとは言い難い。

しかし、局所的にはあれ、運動政党と呼ばれ得る政党形態においては政党内において上から下への指導・動員だけでなく、下から上への批判や提起が起こる場合がある。政党が、国家権力の「エージェント」から脱却し、市民社会の代表としての機能を作動させる局面がそこには確かにある。

運動政党はそれ自体が固定的な現象ではなく、草の根からの抵抗としてのたたかひの政治(contentious politics)と政党政治を行き来しながら発展する動的な政治過程である(della Porta, Fernández et al. 2017: 197)。それは政党の応答性を高めることに寄与する場合もあるが、常に政党組織としての不安定性を抱えているとも言えるだろう。

運動政党の抱える両面性に目を配りながらも、政党民主主義の再民主化という視点から運動政党が示唆しているのは、市民社会アクターが政党アクターとして、逆に政党アクターが市民社会アクターとして、両領域を流動的に往復することが政党民主主義の再民主化におけるひとつの鍵となるということである。

(3) 政党を再考する

また、運動政党の台頭は従来の政党政治の見方の見直しを要請するだろう。運動政党にとって、選挙活動や政党活動はあくまで運動の中のひとつのプロットとして位置付けられる。アイスランド海賊党の国会議員が自分たちは憲法改正運動の「政治部隊(political arm)」だと述べたことを思い返そう。運動政党とは部分であって、全体ではない。あるいは、それは社会変革の過程であって、政党組織の維持は目的ではない。したがって、政党組織もまた、より動的な存在とならざるをえないし、政党のみ、制度内だけに焦点を絞っているのは運動政党を巡る政治変動を十分に理解することはできないだろう。

ポスト金融危機の運動政党は、「政党なき民主主義」の後に現れた。市民・有権者への応答性をなくした既存の政党組織、実質的政党間競争をなくした政党システム、空洞化した政党政治はまさに代表制民主主義の機能不全の象徴として語られてきた。これらの空隙を埋めるようにして今日、権威主義的ポピュリストの台頭も指摘される。一方で、運動政党もまた、この危機を機会に変えよ

うとするひとつの試みである。そこでは局所的にはあるかもしれないが政党の代表機能が再活性化されている。逆に言えば、これは政党が社会運動の知識や経験、言説、アイデンティティを取り込んで生き残ろうとする「政党の社会運動化」が起こっているとも言えるだろう。

もちろん、そこには政治社会的文脈がある。先のクリージ(2014)の言葉通り、今日、市民はかつてないほどに制度外での抗議の用意ができています。彼はこの状況をデヴィッド・メイヤーとシドニー・タロー(Meyer and Tarrow 1998)の「社会運動社会」という用語で表現する。それは繰り返し社会運動が起こり、多様な人々がそこに参加し、したがって主張の幅も広がり、さらには制度政治に介入する運動も現れるような社会のことを指す。彼らは当時「新しい社会運動」がもたらした状況を「社会運動社会」の到来として説明した。そうであるとするれば、ポスト金融危機の欧州各国の状況は「社会運動社会」の成熟として位置付けられるのかもしれない。さらに、こうした状況が20世紀後半の新自由主義的統治がもたらした市民生活の破壊に起因していることは付け加えておく必要があるだろう。今日の運動政党の台頭は以上のような素地の上に成り立っている。

現代において政党が置かれた状況は大衆社会の形成期、政党が社会作りの役割を担った時代とも違えば、イデオロギーを軸に強固な繋がりを作ることのできた時代とも違う。また、新たな価値観が広がり、それに基いた新たな政治課題を中心に人々を動員できた時代とも異なっている。カリーゼ(Calise 2010[2000]=2012: 23)に言わせれば、政党はいまや「制度的な絶滅危惧種」である。

しかし、カリーゼの指摘から20年もの月日が経った今日、奇妙にもこの「絶滅危惧種」はいまだ生きながらえている。それはカルテルを組んで国家に依存しているからかもしれないし、カリスマ的リーダーの人気によるものなのかもしれない。しかし、私たちは別の視点を持ってよいのではないだろうか。現代民主主義において政党がその正統性を失いつつあるのだとしても、いまだ完全に失ったとは言えない。それは一たとえそれが意図せざるものであったとしても一市民社会の民主的な諸実践の結果として政党の再民主化が起こっているためである。

もちろん、こう言ったからといって、政党のみが現代民主主義を担うアクターであるとか、政党を中心とした現行の代表制民主主義に不備がないといったことを、ここで主張しようとしているのではない。むしろ、本論文は民主主義の回路が増えることは望ましいという前提に立ったうえで、なお民主主義を根源化するためには政党が必要であるということを訴えるものである。

それは政党が有する統治機能、すなわち政策変更や制度改革などの政治的意思決定における影響力の高さを過小評価しないということを意味している。政党は一程度国家権力をコントロールすることができる。それは 1990 年代のアイスランドにおける金融化や憲法改正過程の盛衰を見れば明らかである。もちろん、これはアイスランドに限った話でも、金融危機を巡る事象に限った話でもない。政治学者の三浦まり(2015: 170)は次のように述べる。「格差の拡大の原因を考えれば、作為であれ不作為であれ、国家が関与していることは明白である。富むものをますます富ませる金融制度改革、労働者の賃金を引き下げることにつながる労働市場改革、再分配を強化する税制改革の放棄など、制度改革の決定および非決定を通じて、格差拡大がもたらされてきたのである。国家の関与の下に格差が拡大したということは、異なる形の国家の関与の下に格差拡大を食い止めたり是正したりすることは可能であることを意味する」。

繰り返そう。これは政党をはじめとする現行の民主主義システムの十全性を謳うものでは決してない。そうではなく、現行の制度的不正義に歯止めをかけ、より民主的な社会へと向かう足場を築くために、その限りにおいて、国家権力も、それを民主的にコントロールする政党も必要とされる⁸⁹。

現行の自由民主主義の不十分性を認識し、オルタナティブな民主主義を追求する試みはしばしば「ラディカル・デモクラシー(radical democracy)」と表現されてきた。重要であるのは、それが国民国家や政党を含めた自由民主主義を批判しつつ、しかし、必ずしもその廃止を求めるものではないという点だ。ラディカル・デモクラツツによる批判は、あくまで自由民主主義の持つ自由と平等という価値の「^{ラディカライズ}根源化」へと向けられたものである(Tønder and Thomassen 2005: 4)。

つまり、そこで述べられる「オルタナティブな民主主義」とは現行の民主主義やそのシステムを再民主化し続けた先に立ち現れるものだと言える。したがって、いま眼前にある現実を直視し、そこから民主的な社会を目指して繰り返し、繰り返し行為することそのものが「ラディカル・デモクラシー」なのだ。

⁸⁹ この点について、政治学者のピーター・ユーベンによる次の一文も付け加えておこう(Euben 1996=1998: 72=119)。「たとえ国家があまりに官僚制と慣例化に依存し、あまりに職業的専門技術を頼みとし、あまりに集権化された権力によって規定され、そして、正当化の様式としてをのぞいては、市民の参加を最小限とすることに熱心なエリートによってあまりに容易にたらい回しにされているとしても、われわれは国家を無視することも、それが民主化される契機と場所に対して無関心であることもできない。国民国家レベルにおいては、リベラルな価値や制度的手続きは、それらが、公共的な空間や言説を国家が篡奪したり独占したりするのを抑止する限りにおいて、決定的に重要な役割を持っている」。

この意味で、政党の再民主化も民主主義の根源化に向けたひとつの過程にほかならないのである。

もちろん、その過程には「失敗」や「敗北」もあるかもしれない。しかし、それは歴史の終わりを意味しない。ひとつの行為は次の行為のための文脈と構造に何らかの形で寄与する可能性がある。社会学者、ジェフリー・アレキサンダー (Alexander 2011: 36) は次のように述べる。

劇場でのそれとは違い、社会的ドラマはオープンエンドで偶発的である。それらは開演できるが、果たして役者がやってくるのか、誰が役者になるのか、いかにして出来事は展開していくのか、どちらが争いに勝つのか、そしてそのドラマが観客にどのような影響を与えるのか、誰も確かなことはわからない。

ポスト金融危機のアイスランドにおける市民の取り組みは、まさに「民主主義の実験」であった。憲法改正も、アイスランド海賊党もこれから発展するかもしれないし、しないかもしれない。しかし、それはすでに民主主義のこれからを考える材料を数多く私たちに提供してくれている。

第三節 本論文で残された課題

最後に、本論文において残された課題について述べておきたい。

本論文では、ポスト金融危機のアイスランドにおける憲法改正事例とアイスランド海賊党の結成と台頭を対象としてきたが、今後の研究では以下の三点についてさらに検討していく必要がある。

まず、ポスト金融危機のアイスランド政治社会における重要な政治的出来事のひとつであるアイスセーブ問題について本論文では詳しく取り上げることができなかった。アイスセーブ問題に関する政治紛争や抗議運動を取り上げた研究は、すでにいくつかはあるものの、いまだ十分とは言えない(例えば、Bergmann 2014, 2016; Hallgrímsdóttir and Brunet-Jailly 2016)。特に、反アイスセーブ運動を主導していた一人が、それまで停滞気味であった2013年で進歩党を第一党に導き、党首となったシグムズル・グンロイグソンであったこと考えても、反アイスセーブ運動と進歩党の関係性はより詳細に検討されるべきである。当時の運動と進歩党とのあいだにどのようなリンケージがあったのか、そこにグンロイグソンは何らかの役割を果たしていたのかを考察したい。

さらに、アイスセーブ問題はいわゆる緊縮政策に関わる南欧諸国での政治変動と構図が似ている。つまり、国際的な政治経済的圧力による経済主権の喪失という状況である。しかしながら、南欧諸国ではこの状況が急進左翼政党台頭の素地となった一方で、アイスランドでは伝統的な保守政党である進歩党がこの機会を用いて2013年選挙で勝利した。この点に関しては本論でも多少触れたが、より詳細な比較検討によって上記の政党システム再編における差異を解明したい。

第二に、アイスランド海賊党の党内構造に関する考察を深める必要がある。本論でも述べたように、運動政党は政党組織としての垂直的な組織力学と運動としての水平的な組織力学とのあいだの矛盾を常に抱え続けなければならない。それゆえ、運動政党は短期的な現象として捉えられることが多い。この点について、アイスランドは設立から十年近くを迎えようとしているにもかかわらず、いまだ水平的な組織構造を保ちつつも政党システム内に一程度定着しているように思われる。もちろん、本論第三章で述べた通り、そこにはしばしば衝突が存在する。

しかし、紆余曲折がありながらも運動政党として存続しているように見えるのはなぜなのか。あるいは、そう見えているだけで実際にはすでに既存の政党

と変わりのないトップダウン型の組織構造へと変容しているのか。こういった点はさらに掘り下げて検討される必要がある。

最後に、運動政党や政党民主主義といった本論文の視座をさらに拡張する形で、今日の政治社会における政治家個人の在り方にも目を向けた研究を行っていききたい。政党組織や政党システムの変容については多くの研究が蓄積されている一方、政治家個人についてはカリスマ的リーダーの政治的役割にしばしば焦点が当てられてきた。しかしながら、筆者は一般政治家の活動の変化に関する詳細な研究に取り組んでみたい。具体的には政治家の政治的、社会的性質や党内外での役割、また選挙戦における業務などがかつてとどう違うのかなどを検討したい。さらに付け加えるならば、本論でも述べた通り、社会運動社会の成熟期とも呼べる今日、社会運動を通して既存政党が候補者をリクルートする例が散見される。そうしたルーツを持つ政治家の存在についても研究を重ねていききたい。

[参考文献一覧]

外国語参考文献

- Allardt, Erik, Nils Andren, Erik J. Friis, Gylfi Gislason, Sten Sparre Nilson, Henry Valen, Franz Went and Folmer Wisti. 1982. *Nordic Democracy*. Copenhagen: Det Danske Selskab.
- Almqvist, Martin F. 2016. Pirate Politics between Protest Movement and the Parliament. *Ephemera: Theory & Politics in Organization* 16 (2): 97-114.
- Alexander, Jeffrey C. *Performative Revolution in Egypt: An Essay in Cultural Power*. London: Bloomsbury
- Armingeon, Klaus and Guthmann, Kai. 2014. Democracy in Crisis? The Declining Support for National Democracy in European Countries, 2007–2011. *European Journal of Political Research* 53 (3): 423-442.
- Arnason, Ágúst Th. 2011. A Review of the Icelandic Constitution-Popular Sovereignty or Political Confusion. *Tijdschrift voor Constitutioneel Recht*, 3: 342-351.
- Árnason, Vilhjálmur. 2018. Icelandic politics in light of normative models of democracy. *Icelandic Review of Politics & Administration* 14(1): 35-59.
- Arter, David. 1999. *Scandinavian politics today*. Manchester: Manchester University Press.
- 2010. The Breakthrough of Another West European Populist Radical Right Party? The Case of the True Finns. *Government and Opposition* 45(4): 484-504.
- Aslanidis, Paris. 2017. “Populism and Social Movements.” In *The Oxford Handbook of Populism* (e-book), edited by Cristobal R. Kaltwasser, Paul A. Taggart, Paulina O. Espejo and Pierre, Ostiguy. Oxford: Oxford University Press.
- Bartlett, Jamie. 2018. *The People vs Tech: How the Internet is Killing Democracy (and How We Save It)*. London: Ebury Press (=秋山勝訳『操られる民主主義 デジタル・テクノロジーはいかにして社会を破壊するか』草思社, 2018).
- Benford, Robert D., and David A. Snow. 2000. Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment. *Annual Review of Sociology* 26: 611-39.
- Bengtsson, Ása, Kasper M. Hansen, Ólafur Þ Harðarson, Marthe Narud, Herik Oscarsson. 2014. *The Nordic Voter: Myths of Exceptionalism*. Colchester: ECPR Press.
- Bergmann, Erikur. 2014. *Iceland and the International Financial Crisis: Boom, Bust and Recovery*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- 2015. Populism in Iceland: Has the Progressive Party turned populist? *Icelandic*

- Review of Politics & Administration* 11(1): 33–54.
- 2017. *Nordic Nationalism and Right-Wing Populist Politics: Imperial Relationships and National Sentiments*. London: Palgrave Macmillan.
- Bergsson, Baldvin and Paul Blokker. 2014. “The Constitutional Experiment in Iceland.” In *Verfassunggebung in konsolidierten Demokratien: Neubeginn oder Verfall eines Politischen Systems?*, edited by Ellen Bos and Kálmán Pócza, 154–170. Baden: Nomos.
- Bernburg, Jón Gunnar. 2015. Economic Crisis and Popular Protest in Iceland, January 2009: The Role of Perceived Economic Loss and Political Attitudes in Protest Participation and Support. *Mobilization: An International Quarterly* 20(2): 231–252.
- 2016. *Economic crisis and mass protest: The pots and pans revolution in Iceland*. London: Routledge.
- 2019. The cascading crisis and the changing base of popular protest: The case of Iceland. *Current Sociology* 67(7): 1018-1038.
- Blyth, Mark and Richard Katz. 2005. From Catch-all Politics to Cartelisation: The Political Economy of the Cartel Party. *West European Politics* 28(1): 33-60.
- Borelli, Benjamin, Charlotte Haagen, Javor Loznica, Kristoffer Nærland, Mads C. Skipper and Mark Calles. 2012. *ACTA and Power*. Roskilde: Roskilde University.
- Borriello, Arthur. 2017. ‘There is no Alternative’: How Italian and Spanish Leader’s Discourse Obscured the Political Nature of Austerity. *Discourse & Society* 28(3): 33-60.
- Borriello, Arthur and Samuele Mazzolini. 2019. “European populism(s) as a counter-hegemonic discourse? The rise of Podemos and M5S in the wake of the crisis.” In *Imagining the Peoples of Europe: Populist discourses across the political spectrum*, edited by Jan Zienkowski and Ruth Breeze, 73-99. Amsterdam/ Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Bowers, Simon. 2013. Iceland rises from the ashes of banking collapse. *The Guardian*, 6 October. <http://www.theguardian.com/world/2013/oct/06/Iceland-financial-recovery-banking-collapse>
- Boyes, Roger. 2009. *Meltdown Iceland*. London: Bloomsbury Publishing.
- Brown, Wendy. 2015. *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*. Cambridge: Zone Books (=中井亜佐子訳 『いかにして民主主義は失われていくのか』 みすず書房, 2017).
- Butler, Judith. 2015. *Notes toward a performative theory of assembly*.

- Cambridge/Massachusetts: Harvard University Press (=佐藤嘉幸・清水知子訳『アセンブリ』青土社, 2018).
- Caiani, Manuela and Ondřej Císař. 2018. “Movements, Parties, and ‘Movement-Parties’ of the Radical Right: Towards a Unified Approach?” In *Radical Right Movement Parties in Europe*, edited by Manuela Caiani and Ondřej Císař, 11-26. New York: Routledge.
- Calise, Mauro. 2010 [2000]. *Il partito personale. I due corpi del leader*. Roma: Laterza (=村上信一郎訳『政党支配の終焉 カリスマなき指導者の時代』法政大学出版局, 2012).
- Cammaerts, Bart. 2015. Pirate on the Liquid Shores of Liberal Democracy: Movement Frames of European Pirate Parties. *Javnost - The Public* 22(1): 19-36.
- Chironi, Daniela and Raffaella Fittipaldi. 2017. Social Movements and New Forms of Political Organization: Podemos as a Hybrid Party. *Partecipazione e Conflitto* 10: 275-305.
- Cohen, Jean L., and Andrew Arato. 1994. *Civil Society and Political Theory*. Cambridge: MIT Press.
- Cohen, Joshua. 1989. “Deliberation and Democratic Legitimacy.” In *The Good Polity: Normative Analysis of the State*, edited by Alan Hamlin and Philip Pettit, 17-34. New York: Blackwell.
- Contiades, Xenophone and Alkmene, Fotiadou. 2018. “The People as Amenders of the constitution.” In *Participatory Constitutional Change: The People as Amenders of the Constitution*, edited by Xenophone, Contiades and Alkmene Fotiadou, 9-27. New York: Routledge.
- Crouch, Colin. 2004. *Post-Democracy*. Cambridge: Polity Press (=山口二郎監修, 近藤隆文訳『ポスト・デモクラシー—格差拡大の政策を生む政治構造』青灯社, 2007).
- Dalton, Russell J., and Martin P. Wattenberg. 2002. “Unthinkable Democracy.” In *Parties Without Partisans: Political Change in Advanced Industrial Democracies*, edited by Russell J. Dalton and Martin P. Wattenberg, 3-19. Oxford: Oxford University Press.
- della Porta, Donatella. 2008. Eventful Protest, Global Conflicts. *Distinktion: Scandinavian Journal of Social Theory*, 9(2): 27-56.
- 2012. Mobilizing against the Crisis, Mobilizing for “Another Democracy”: Comparing Two Global Waves of Protest. *Interface* 4(1): 274-277.
- 2013. *Can Democracy Be Saved: Participation, deliberation and social movements*.

- Cambridge: Polity Press.
- 2014. *Mobilizing for Democracy. Comparing 1989 and 2011*. Oxford: Oxford University Press.
- 2015. *Social Movements in Times of Austerity: Bringing capitalism back into protest analysis*. London: John Wiley & Sons.
- 2020. *How Social Movements Can Save Democracy*. Cambridge: Polity Press.
- della Porta, Donatella and Alice Mattoni. 2014. “Patterns of Diffusion and the Traditional Dimension of Protest in the Movement of the Crisis: An Introduction.” In *Spreading Protest: Social Movements in Times of Crisis*, edited by Donatella della Porta and Alice Mattoni, 1-18. Clochester: ECPR Press.
- della Porta, Donatella and Mario Diani. 2006. *Social Movement: An Introduction*. Malden/ Oxford/ Victoria: Blackwell Publishing.
- della Porta, Donatella, Massimiliano Andretta, Tiago Fernandes, Francis O'Connor, Eduardo Romanos and Markos Vogiatzoglou. 2017. *Late Neoliberalism and Its Discontents in The Economic Crisis*. Cham: Springer International Publishing.
- della Porta, Donatella, Joseba Fernández, Hara Kouki and Lorenzo Mosca. 2017. *Movement parties against austerity*. Cambridge: Polity Press.
- Duverger, Maurice. 1951. *Les Partis Politiques*. Paris: A. Colin (=岡野加穂留訳『政党社会学』潮出版社,1970).
- Eisinger, Peter K. 1973. The Conditions of Protest Behavior in American Cities. *American Political Science Review* 67 (1): 11–28.
- Elkins, Zachary, Tom, Ginsburg and James Melton. 2012. *A Review of Iceland’s Draft Constitution*. <http://comparativeconstitutionsproject.org/wp-couploadsntent//CCP-Iceland-Report.pdf?6c8912>.
- Elster, Jon. 2016. “Icelandic constitution-making in comprehensive perspective.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 187-202. New York: Routledge.
- Euben, Peter J. 1996. “Taking it to the Streets: Radical Democracy and Radicalizing Theory.” In *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, edited by David Trend, 165-178. New York: Routledge (=佐藤正志訳「街頭に持ち出そう—ラディカル・デモクラシーと〈理論をラディカルにすること〉」佐藤正志ほか訳『ラディカル・デモクラシー—アイデンティティ・シティズンシップ・国家』三嶺書房, 1998: 101-127).
- Farrell, David M., Jane, Suiter, and Clodagh Harris. 2019. ‘Systematizing’ constitutional deliberation: the 2016–18 citizens’ assembly in Ireland. *Irish*

- Political Studies* 34(1): 113-123.
- Fillmore-Patrick, Hannah. 2013. The Iceland Experiment (2009-2013): A Participatory Approach to Constitutional Reform. *DPC Policy Note New Series*, No.2: 1-21.
http://www.democratizationpolicy.org/pdf/dpc%20policy%20note%202_%20the%20iceland%20experiment.pdf.
- Finvogadóttir, Vigdís. 2018. “Foreword.” In *The New Icelandic Constitution: How did it come about? Where is it?* edited by Stjórnarskrárfélagið, 7-9. Reykjavik: Iðnn.
- Flesher Fominaya, Cristina. 2014. *Social movements and globalization: How protests, occupations and uprisings are changing the world*. London: Palgrave Macmillan.
- 2015. Redefining the Crisis/Redefining Democracy: Mobilising for the Right to Housing in Spain’s PAH Movement. *South European Society and Politics* 20(4): 465–485.
- 2017. European anti-austerity and pro-democracy protests in the wake of the global financial crisis. *Social Movement Studies* 16(1): 1-20.
- Flesher Fominaya, Cristina. and Laurence Cox (eds.). 2013. *Understanding European Movements: New Social Movements, Global Justice Struggles, Anti-Austerity Protest*. London: Routledge.
- Fung, Archon and Erik Olin Wright. 2003. “Countervailing Power in Empowered Participatory Governance.” In *Deepening Democracy: Institutional Innovations in Empowered Participatory Governance*, edited by Archon Fung and Erik Olin Wright, 259–89. London: Verso
- Gerbaudo, Paolo. 2017a. *The mask and the flag: Populism, citizenism and global protest*. London: Hurst & Co.
- 2017b. The Indignant Citizen: Anti-austerity Movements in Southern Europe and the Anti-oligarchic Reclaiming of Citizenship. *Social Movement Studies* 16(1): 36–50.
- 2018. The Return of the Party. *Jacobine Magazine*, 22 October.
<https://jacobinmag.com/2018/10/mass-party-labour-podemos-neoliberalism>.
- 2019. *The Digital Party: Political Organization and Online Democracy*. London: Pluto Press.
- Gest, Justin. 2016. *The New Minority*. Oxford: Oxford University Press (=吉田徹ほか訳『新たなマイノリティの誕生』弘文社, 2019).
- Gilens, Martin. 2012. *Affluence and Influence: Economic Inequality and Political Power in America*. New York: Russell Sage Foundation and Princeton University

- Press.
- Gissurarson, Hannes H. *Hvernig getur Ísland orðið ríkasta land í heimi?* Reykjavik: Nýja bókafélagið.
- Goldstone, Jack A. 2003. "Introduction: bringing institutionalized and noninstitutionalized politics." In *State, Party, and Social Movements*, edited by Jack A. Goldstone, 1-24. Cambridge: Cambridge University Press.
- Goodin, Robert E., and John S. Dryzek. 2006. Deliberative Impacts: The Macro-Political Uptake of Mini-Publics. *Politics & Society* 34(2): 219-244.
- Graeber, David. 2013. *The Democracy Project: A History, a Crisis, a Movement*. London: Allen Lane (=木下ちがや・江上賢一郎・原民樹訳『デモクラシー・プロジェクトーオキュパイ運動・直接民主主義・集合的想像力』航思社, 2015).
- Gunther, Richard and Larry Diamond. 2003. Species of Political Parties: A New Typology. *Party Politics* 9(2): 167-199.
- Gylfason, Thorvaldur. 2013. "From Collapse to Constitution: The Case of Iceland." In *Public Debt, Global Governance and Economic Dynamism*, edited by Luigi Paganetto, 379-417. Milan: Springer.
- 2016. "Constitution on ice." In *Iceland's Financial Crisis*, edited by Valur Ingimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 203-219. New York: Routledge.
- Hallgrímsdóttir, K. Helga and Emmanuel Brunet-Jailly. 2016. "Contentious politics, political expediency, and the real cost of the Icesave debt." In *Iceland's Financial Crisis*, edited by Valur Ingimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 103-120. New York: Routledge.
- Halvorsen, Sam. 2012. Beyond the Network? Occupy London and the Global Movement. *Social Movement Studies* 11(3-4): 427-433.
- Harcourt, Bernard E. 2011. Occupy Wall Street's 'Political Disobedience'. *The New York Times* (online, 13 October 2011).
<https://opinionator.blogs.nytimes.com/2011/10/13/occupy-wall-streets-political-disobedience/>.
- Harvey, David. 2005. *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford University press. (=渡辺治 監訳『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社, 2012).
- Hardarson, Ólafur Th., and Gunnar H. Kristinsson. 2010. The parliamentary election in Iceland, April 2009. *Electoral Studies* 29(3): 523-526.
- Heaney, Michael T., and Fabio Rojas. 2015. *Party in the Street The Antiwar Movement and the Democratic Party after 9/11*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Held, David. 1998. Democracy and Globalization. In *Re-imagining Political Community: Studies in Cosmopolitan Democracy*, edited by Daniele Archibugi, David Held, Martin Köhler, 11-27. California: Stanford University Press.
- Helgason, Agnar Freyr. 2018. The Great Recession and new class voting in Iceland. *Icelandic Review of Politics & Administration* 14(3), 159-182.
- Hernández, Enrique and Kriesi Hanspeter. 2016. The electoral consequences of the financial and economic crisis in Europe. *European Journal of Political Research* 55(2): 203-224.
- Hino, Airo. 2012. *New Challenger Parties in Western Europe: A Comparative Analysis*. London: Routledge.
- Hobolt, Sara B., and Catherine E. de Varries. 2015. Issue Entrepreneurship and multiparty competition. *Comparative Political Studies* 48(9): 11159-1185.
- Hobolt, Sara B., and Tilley James. 2016. Fleeing the center: the rise of challenger parties in the aftermath of the euro crisis. *West European Politics* 39(5): 971-991.
- Hooghe, Liesbet and Gary Marks. 2017. Cleavage theory meets Europe's crises; Lipset, Rokkan, and transnational cleavage. *Journal of European Public Policy* 25(1): 109-135.
- Hutter, Swen. 2012a. "Restructuring protest politics: the terrain of cultural winners." In *Political Conflict in Western Europe*, edited by Hanspeter Kriesi, Edgar Grande, Martin Dolezal, Marc Helbling, Dominic Höglinger, Swen Hutter, Bruno Wüest, 151-180. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2012b. "Congruence, counterweight, or different logics? Comparing electoral and protest politics." In *Political Conflict in Western Europe*, edited by Hanspeter Kriesi et al., 151-180. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2014. *Protesting Culture and Economics in Western Europe: New Cleavages in Left and Right Politics*. Minnesota: University of Minnesota Press.
- Hutter, Swen and Hanspeter Kriesi. 2019. "Crisis and the transformation of the national space in Europe." In *European party politics in times of crises*, edited by Swen Hutter and Hanspeter Kriesi, 5-56. Cambridge: Cambridge University Press.
- Indriðason, Indriði H., Eva H. Önnudóttir, Hulda Þórisdóttir and Ólafur Þ. Harðarson. 2016. Re-electing the Culprits of the Crisis? Elections in the Aftermath of a Recession. *Scandinavian Political Studies* 40(1): 28–60.
- Ingrimundarson, Valur, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir (eds.). *Iceland's Financial Crisis*. New York: Routledge.
- Jääsaari, Johanna and Jockum Hildén. 2015a. Pirate Parties in the European Elections

- 2014: European Pirate Parties and the Politics of Communication. *Research report on the project Communication rights in the 2014 European Election Campaign* :8-21.
- 2015b. The Political Agendas of Pirate Parties: Projects for Communicative Cultural Modernization: European Pirate Parties and the Politics of Communication. *Research report on the project Communication rights in the 2014 European Election Campaign*: 22-32.
- Jonsson, Ivar S. 2012. Explaining the crisis of Iceland a Realist Approach. *Journal of Critical Realism* 11(1): 5-39.
- 2016. Economic crisis and real critical junctures - on the decay of the political party system of Iceland. *The Polar Journal* 6(1): 131-151.
- Jóhannesson, Guðni Th. 2015. “Exploiting Icelandic History: 2000-2008.” In *Gambling Debt: Iceland’s rise and fall in the global economy*, edited by Paul E. Durrenberger and Gisli Paulsson, 15-22. Colorado: University Press of Colorado.
- Johnsen, Gudrun. 2016. “The rise and fall of a financial empire — Looking at the banking collapse from inside out.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 37-56. New York: Routledge.
- Johnson, Janet E., Einarsdóttir, Þorgerður and Pétursdóttir, Gyða M. 2013. A Feminist Theory of Corruption: Lessons from Iceland. *Politics & Gender*, 9(2), 174-206.
- Jónsson, Ásgeir. 2009. *Why Iceland?: How one of the World’s Smallest Countries Became the Meltdown’s Biggest Casualty*. New York: McGraw-Hill (=安喜博彦訳 『アイスランドからの警鐘—国家破綻の現実—』新泉社, 2012).
- Jungar, Ann-Cathrine and Anders, Ravik Jupskås. 2014. Populist Radical Right Parties in the Nordic Region: A New and Distinct Party Family? *Scandinavian Political Studies* 37(3): 215-238.
- Júlíusson, Daníel Á., and Magnús S. Helgason. 2013. “The Roots of the Saucepan Revolution in Iceland.” In *Understanding European Movements: New Social Movements, Global Justice Struggles, Anti-Austerity Protest*, edited by Cristina Fresher Fominaya and Laurence Cox, 189-202. London: Routledge.
- Karlsson, Gunnar. 2001. *Iceland’s 1100 years – History of a Marginal Society*. London: C. Hurst & Co. Publishers Ltd.
- Katz, Richard S., and Peter Mair. 1995. Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party. *Party Politics* 1(1): 5–28.
- Khutkyy, Dmytro. 2020. Pirate Parties: The Social Movements of Electronic

- Democracy. *Journal of Comparative Politics* 12(2): 49-68.
- Kioupkiolis, Alexandros. 2014. "A Hegemony of the Multitude: Muddling the Lines." In *Radical democracy and collective movements today: The biopolitics of the multitude versus the hegemony of the people*, edited by Alexandros Kioupkiolis and Giorgos Katsmabekis, 149-168. Farnham: Ashgate Publishing.
- Kirchheimer, Otto. 1969. "The Transformation of the Western European Party System." In *Politics, Law, and Social Change: Selected Essays of Otto Kirchheimer*, edited by Fredic S. Burin and Krut L. Shell, 346–71. New York: Columbia University Press.
- Kitschelt, Herbert. 1988. Left-Libertarian Parties: Explaining Innovation in Competitive Party Systems. *World Politics* 40(2): 194–234.
- 2006. "Movement Parties." In *Handbook of Party Politics*, edited by Richard S. Katz and William Crotty, 278-290. London: Sage.
- Kok, Alexander. 2011. Icelandic National Forum 2010. *Participedia*.
<https://participedia.net/case/130>.
- Kriesi, Hanspeter. 1998. The transformation of cleavage politics: the 1997 Stein Rokkan lecture. *European Journal of political Research* 33(2): 165-185.
- 2014. The Populist Challenge. *West European Politics* 37(2): 361-378.
- Kriesi, Hanspeter, Edgar Grande, Romain Lachat, Martin Dolezal, Simon Bornschier, and Timotheos Frey. 2008. *West European Politics in the Age of Globalization*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kriesi, Hanspeter, Edgar Grande, Martin Dolezal, Marc Helbling, Dominic Höglinger, Swen Hutter, Bruno Wüest. 2012. *Political Conflict in Western Europe*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kristinsson, Helgi Gunnar. 1996. Parties, States, and Patronage. *West European Politics* 19(3): 433-457.
- 2000. "From Home Rule to Sovereignty: The Case of Iceland." In *Lessons from the Political Economy of Small Islands*, edited by Baldacchino, Godfrey and Milne, David, 141-158. London: Palgrave Macmillan.
- 2006. Patronage and public appointments in Iceland. Workshop on "Political Parties and Patronage", *ECPR Joint Session of Workshops*, Nicosia, Cyprus, 25-30 April 2006.
- 2012. "Party Patronage in Iceland: Rewards and Control Appointments." In *Party Patronage and Party Government in European Democracies*, edited by Petr, Kopecky, Peter Mair and Maria Spirova, 186-205. Oxford: Oxford University Press.
- 2018. The Icelandic power structure revisited. *Icelandic Review of Politics &*

- Administration* 14(1): 1–34.
- Kurunmäki, Jussi and Johan Strang (eds.). 2010. *Rhetoric of Nordic Democracy*. Helsinki: Finnish Literature Society.
- Laclau, Ernesto. 1977. *Politics and Ideology in Marxist Theory: Capitalism, Fascism, Populism*. London: NLB (=横越英一監訳『資本主義・ファシズム・ポピュリズム—マルクス主義理論における政治とイデオロギー』拓殖書房, 1985).
- 1990. *New Reflections on the Revolution of Our Time*. London: Verso (=山本圭訳『現代革命の新たな考察』法政大学出版局, 2014).
- 2005. *On Populist Reason*. London: Verso. (=澤里岳史・河村一郎訳『ポピュリズムの理性』明石書店, 2018).
- Laclau, Ernesto and Chantal, Mouffe. 2001[1985]. *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*. London: Verso. (=西永亮・千葉眞訳『民主主義の革命—ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』ちくま学芸文庫, 2012/山崎カヲル・石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治—根源的民主主義のために』大村書店, 2000).
- Landemore, Hélène. 2020. *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*. New Jersey: Princeton University Press.
- LaPalombara, Joseph. 1974. *Politics Within Nations*. New Jersey: Prentice-Hall.
- Lawson, Kay. 1988. “When Linkage Fails.” in *When Parties Fail* edited by Kay Lawson and Peter H. Merkl, 13-38. New Jersey: Princeton University Press.
- Lawson, Kay and Peter H. Merkl (eds.). 1988. *When Parties Fail: Emerging Alternative Organization*. New Jersey: Princeton University Press.
- Leonas, Aris. 2011. Greece on the Brink of Emergency: A Matter of Days. *The Bulletin*, 23 October, 2011. <https://socialistproject.ca/2011/10/b561/> (=佐野智規訳「危機に瀕するギリシャ：あと数日の問題」『現代思想』40(2): 72-75, 2012).
- Lipset, Seymour M., and Stein Rokkan. 1967. “Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction,” in *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, edited by Seymour M. Lipset and Stein Rokkan, 1-64. New York: Free Press (=白鳥浩・加藤秀治郎訳「クリヴィッジ構造、政党制、有権者の連携関係」加藤秀治郎・岩淵美克編『政治社会学：第3版』一藝社, 2007: 173-265).
- Maguire, James. 2015. “Virtual Fish Stink, Too.” In *Gambling Debt: Iceland’s rise and fall in the global economy*, edited by Paul E. Durrenberger and Gisli Paulsson, 121-136. Colorado: University Press of Colorado.
- Margolis, Michael. 1979. *Viable Democracy*. London: Palgrave Macmillan.

- Mair, Peter. 1994. "Party Organizations: From Civil Society to the State." In *How Parties Organize: Change and Adaptation in Party Organizations in Western Democracies*, edited by Richard S. Katz and Peter Mair, 1–22. London: Sage.
- 1997. *Party system change: Approaches and Interpretations*. Oxford: The Clarendon Press.
- 2000. Partyless Democracy and the 'Paradox' of New Labour. *New Left Review* 2 (March-April): 21-35.
- 2009. Representative versus Responsible Government. *MPIfG Working Paper* 09/8.
- Maškarinec, Pavel. Crossing the left-right party divide? Understanding the electoral success of the Czech Pirate Party in the 2017 parliamentary elections. *Politics* 40(4): 510-526.
- McAdam, Doug. 1999. *Political Process and the Development of Black Insurgency, 1930-1970* (2nd edition). Chicago: University of Chicago Press.
- McAdam, Doug and Sydney Tarrow. 2010. Ballots and barricades: On the reciprocal relationship between elections and social movements. *Perspectives on Politics* 8(2): 529–542.
- Melucci, Alberto. 1989. *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, edited by John Keane and Paul Mier. Philadelphia: Temple University Press.
- Meuwese, Anne. 2013. "The popular constitution-making: the case of Iceland." In *Social and Political Foundations of Constitutions*, edited by Denis J. Galligan and Mila Versteeg, 469-496. Cambridge: Cambridge University Press.
- Meyer, David. S. 2004. Protest and political opportunities. *Annual Review of Sociology*, 30(1): 125-145.
- Meyer, David. S., and Debra C. Minkoff. 2004. Conceptualizing political opportunity. *Social Forces* 82(4): 1457-1492.
- Meyer, David S., and Sydney Tarrow. 1998. "A Movement Society: Contentious Politics for a New Century." In *The Social Movement Society*, edited by David S. Meyer and Sydney Tarrow, 1-28. Maryland: Rowman & Littlefield Publishers
- Mosca, Lorenzo and Mario Quaranta. 2017. Voting for Movement Parties in Southern Europe: The Role of Protest and Digital Information. *South European Society and Politics* 22(4): 427–446.
- Mudde, Cas and Cristóbal R. Kaltwasser. 2017. *Populism: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press (=永井大輔・高山裕二訳『ポピュリズム デモクラシーの友と敵』白水社, 2018).

- Negri, Antonio and Michael Hardt. 2012. *Declaration*. New York: Argos-Navis (=水島憲一・清水知子訳『叛逆—マルチチュードの民主主義宣言』NHK ブックス, 2013).
- Neumann, Sigmund. 1956. “Why study political parties?” In *Modern Political Parties: Approaches to Comparative Politics*, edited by Sigmund Neumann (渡辺一訳「なぜ政党を研究するのか」『政党 比較政治学的研究 I』みすず書房, 1958: 1-11).
- Nordal, Salvör. 2016. “Constitutional Revision: A weak legislative framework compounded by political disputes.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 220-229. New York: Routledge.
- Oddsson, Guðmundur. 2016. Neoliberal Globalization and Heightened Perceptions of Class Division in Iceland. *The Sociological Quarterly* 57(3): 462-490.
- Offe, Claus. 1980. “Konkurrenzpartei und kollektive politische Identität.” in *Parlamentarisches Ritual und politische Alternativen* edited by Roland Roth, 26-42. Frankfurt: Campus (=寿福真美編訳「競争政党と集合的政治的同一性」『後期資本制社会システム: 資本制的民主制の諸制度』法政大学出版局, 1988: 199-220).
- Ólafson, Jón. 2016. “The Constituent Assembly: A study in failure.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 252-272. New York: Routledge.
- Ólafsson, Stefán. 2011. Icelandic Capitalism - From Statism to Neoliberalism and Financial Collapse. *Comparative Social Research* 28: 1-51.
- 2016. “The political economy of Iceland’s boom and bust.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 57-78. New York: Routledge.
- Ólafsson, Stefán and Arnalður S. Krisjansson. 2010. “Income Inequality in a Bubble Economy – The Case of Iceland 1992-2008.” *Luxembourg Income Study Conference: Inequality and the status of the Middle Class*, Luxembourg, June 28-30, 2010.
- Önnudóttir, Eva H., Hermann Schmitt and Ólafur Þ. Harðarson. 2017. Critical Election in the Wake of an Economic and Political Crisis: Realignment of Icelandic Party Voters? *Scandinavian Political Studies* 40(2): 157–181.
- Önnudóttir, Eva H., and Ólafur Þ. Harðarson. 2018. Political cleavages, party voter linkages and the impact of voters’ socio-economic status on vote-choice in Iceland,

- 1983-2016/17. *Icelandic Review of Politics & Administration* 14(1): 101–130.
- Ómarsdóttir, Silja Bára and Viktor Orri Valgarðsson. 2020. Anarchy in Iceland? The global left, pirates and socialists in post-crash Icelandic politics. *Globalizations* 17(5): 840-853.
- Otjes, Simon. 2019. All on the Same Boat? Voting for Pirate Parties in Comparative Perspective. *Politics* 48(1): 38-53.
- Panbianco, Angelo. 1988. *Political Parties: Organizations and Power* (trans. by Mark Silver). Cambridge: Cambridge University Press (村上信一郎訳『政党—組織と権力—』ミネルヴァ書房, 2005).
- Piven, Frances F., and Richard A. Cloward. 1977. *Poor People's Movements*. New York: Vintage Books.
- Pizzorno, Alessandro. 1981. "Interest and Parties in Pluralism." In *Organizing Interests in Western Europe Pluralism, Corporatism, and the Transformation of Politics*, edited by Suzanne Berger, 247-284. Cambridge: Cambridge University Press.
- Poguntke, Thomas. 2002. "Party organizational linkage: parties without firm social roots?" In *Political Parties in the New Europe: Political and Analytical Challenges*, edited by Kurt Richard Luther, Ferdinand Müller-Rommel, 43-62. Oxford: Oxford University Press.
- Poguntke, Thomas and Paul Webb (eds.). 2005. *The Presidentialization Of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies*. Oxford: Oxford University Press (岩崎正洋監訳『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか—現代民主主義国家の比較研究』ミネルヴァ書房, 2014).
- Roos, Jerome E., and Leonidas Oikonomakis. 2014. "They Don't Represent Us! The Global Resonance of the Real Democracy Movement from the Indignados to Occupy." In *Spreading Protest: Social Movements in Times of Crisis*, edited by Donatella della Porta and Alice Matoni, 117-136. Colchester: ECPR Press.
- Sartori, Giovanni. 1976. *Parties and Party Systems, Volume I*. Cambridge: Cambridge University Press (=岡澤憲英・川野秀之訳『現代政党学 政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版局, 2000).
- 1990 [1968]. The Sociology of Parties: a Critical Review. In *The West European Party System*, edited by Peter Mair, 150-182. Oxford: Oxford University Press.
- Schattschneider, Elmer E. 1942. *Party Government*. New York: Holt, Rinehart and Winston.
- 1975[1960]. *The Semisovereign People*. New York: Wadsworth Thomson Learning.

- Shefter, Martin. 1994. *Political Parties and the State*. New Jersey: Princeton University Press.
- Shiller, Robert J. 2001. *Irrational Exuberance*. New Jersey: Princeton University Press (=植草一秀・柿沢冬日訳『投機バブル 根拠なき熱狂』ダイヤモンド社, 2001).
- Siddique, Haroon. 2011. Mob rule: Iceland crowdsources its next constitution. *The Guardian*, 9 June, 2011. <https://www.theguardian.com/world/2011/jun/09/iceland-crowdsourcing-constitution-facebook>
- Sitrin, Marina and Dario Azzellini. 2015. *They Can't Represent Us! Reinventing Democracy from Greece to Occupy*. New York/ London, Verso.
- Stavrakakis, Yanis and Giorgos Katsambekis. 2014. Left-wing populism in the European periphery: the case of SYRIZA. *Journal of Political Ideologies* 19 (2): 119-142.
- Stiglitz, Joseph. 2001. Monetary and Exchange Rate Policy in Small Open Economies: the case of Iceland. *The Central Bank of Iceland Working Paper* No. 15, November.
- Suteu, Silvia. 2015. Constitutional Conventions in the Digital Era: Lesson from Iceland and Ireland. *Boston College International & Comparative Law Review* 38(2): 251-276.
- Tarrow, Sidney. 1998. *Power in Movement: Social Movements and Contentious Politics*. Cambridge, Cambridge University Press (=大畑裕嗣監訳『社会運動の力—集合行為の比較社会学』彩流社, 2006).
- 2015. “Contentious politics.” In *Oxford Handbook on Social Movements*, edited by Donatella della Porta and Mario Diani, 86-107. Oxford: Oxford University Press.
- Thomassen, Lasse and Alen Toplišek. 2017. From Protest to Party: Horizontality and Verticality on the Slovenian Left. *Europe-Asia Studies* 66 (9): 1383-1400.
- Thorarensen, Björg. 2011. Constitutional reform process in Iceland: Involving the people into process. *Oslo-Rome International Workshop on democracy*, 7-9 November 2011, Rome.
- 2016. “The Constitutional Council: Objectives and shortcomings of an innovative process.” In *Iceland's Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 239-251. New York: Routledge.
- 2018. “The People's Contribution to Constitutional Change: Writing, Advising or Approving?— Lesson from Iceland.” In *Participatory Constitutional Change: The People as Amenders of the Constitution*, edited by Xenophone, Contiades and Alkmene Fotiadou, 103-119. New York: Routledge.

- Thoroddsen, Jon F. 2011. *On Thin Ice, a modern viking saga about corruption deception and the collapse of a nation*. Reykjavik: Bruduleikur
- Tønder, Lars and Lasse Thomassen, 2005. "Introduction: Rethinking Radical Democracy between Abundance and Lack." In *Radical Democracy Politics between Abundance and Lack*, edited by Lars Tønder and Lasse Thomassen, 1-13. Manchester: Manchester University Press.
- Trend, David. 1996. "Introduction." In *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, edited by David Trend, 1-4. New York: Routledge (=佐藤正志訳「序」佐藤正志ほか訳『ラディカル・デモクラシー—アイデンティティ・シティズンシップ・国家』三嶺書房, 1998: 1-7).
- Urbinati, Nadia and Mark E. Warren. 2008. The Concept of Representation in Contemporary Democratic Theory. *The Annual Review of Political Science* 11(1): 387-412.
- Vaiman, Vlad, Thorstur O. Sigurjonsson, and Páll Á. Davidsson. 2011. Weak business culture as an antecedent of economic crisis: The case of Iceland, *Journal of Business Ethics* 98: 259–272.
- van Biezen, Ingrid and Thomas Poguntke. 2014. The decline of membership-based politics. *Party Politics* 20(2): 205-216.
- Varoufakis, Yanis. 2017. *Adults in the Room*. London: The Bodley Head (朴勝俊ほか訳『黒い匣』明石書店, 2019).
- Vilhjeldsdóttir, Sjöfn, and Gunnar Helgi Kristinsson. 2018. Political trust in Iceland: Performance or politics? *Icelandic Review of Politics & Administration* 14(1): 211–234.
- Vogiatzoglou, Markos. 2017. Iceland's Mobilization in the Financial Crisis. In *Late Neoliberalism And Its Discontents In The Economic Crisis*, Donatella Della Porta, Massimiliano Andretta et al., 39-64. Cham: Springer International Publishing.
- Wade, Robert H., and Silla Sigurgeirsdottir. 2010. Lesson from Iceland. *New Left Review* 65 (September-October): 5-29.
- Warren, Mark E. 2008. "Citizen Representatives." In *Designing Deliberative Democracy: The British Columbia Citizens' Assembly*, edited by Mark E. Warren and Hilary Pearse, 50-69. Cambridge: Cambridge University Press.
- Webb, Paul. 2002 "Introduction: Political Parties in Advanced Industrial Democracies." In *Political Parties in Advanced Industrial Democracies*, edited by Paul Webb, David Farrell, and Ian Holliday, 1-15. Oxford: Oxford University Press.
- Weber, Max. 1922. *Wirtschaft und Gesellschaft*. Tübingen: J.C.B.Mohr (=世良晃志

- 郎訳『支配の社会学 I』創文社, 1960).
- Widfeldt, Anders. 2014. *Extreme Right Parties in Scandinavia*. London: Routledge.
- Willson, Margaret and Birna Gunnlaugsdóttir. 2015. “The Resilience of Rural Iceland.”
In *Gambling Debt: Iceland’s rise and fall in the global economy*, edited by Paul E. Durrenberger and Gisli Paulsson, 137-150. Colorado: University Press of Colorado.
- Winters, Jeffrey A. 2012. *Oligarchy* (2nd ed). New York: Cambridge university press.
- Winters, Jeffrey A., and Benjamin I. Page. 2009. Oligarchy in the United States?
Perspectives on Politics 7(4): 731-751.
- Žižek, Slavoj. 1990. “Beyond Discourse-Analysis.” In *New Reflections on the Revolution of Our Time*, Ernesto Laclau, 249-260. London: Verso (=山本圭訳『現代革命の新たな考察』法政大学出版局, 2014).
- Zoega, Gylfi. 2016. “Iceland’s financial crisis: An economic perspective.” In *Iceland’s Financial Crisis*, edited by Valur Ingrimundarson, Philippe Urfalino and Irma Erlingsdóttir, 21-36. New York: Routledge.
- Young, Jock. 2007. *The Vertigo of Late Modernity*. London: Sage Publications (=木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳『後期近代の眩暈—排除から過剰包摂へ』青土社, 2008).

日本語参考文献

- 安周永. 2015. 「韓国政党政治における「直接行動」の意義と限界—ろうそくデモと政党の変化を中心に」『日本比較政治学会年報』17: 185-211.
- 伊藤誠. 2009. 『サブプライムから世界恐慌へ—新自由主義の終焉とこれからの世界』青土社.
- 岩崎正洋. 2020. 『政党システム』日本経済評論社.
- 岡澤憲英. 1982. 「北欧デモクラシーの政党政治」. 早稲田大学社会科学研究所 北欧部会編 『北欧デモクラシー その成立と展開』早稲田大学出版部: 97-132.
- 小川有美. 2015. 「北欧デモクラシー論再考」. 岡澤憲英編『北欧学のフロンティア』ミネルヴァ書房: 192-206.
- 小野耕二. 2000. 『転換期の政治変容』日本評論社.
- グラムシ, アントニオ. 1961. 『グラムシ選集 1』山崎功監修, 代久二編, 竹内良知・中村丈夫・西川一郎・藤沢道郎訳, 合同出版.
- 河崎健. 2011. 「政党研究における「カルテル政党」概念形成の分析: 共著者カツとメアの視点より」上智大学外国語学部紀要 45: 29-44.
- 川野秀之. 1987. 「政党の現代的意義」. 飯坂良明・岡澤憲英・富田信男編『政

- 党とデモクラシー』学陽書房：24-38.
- 木村幹. 2013. 「名人芸からの脱却を一総特集「地域研究方法論」を読んで」『地域研究』13(2)：462-466.
- 五野井郁夫. 2012. 『デモとは何かー変貌する直接民主主義』NHK ブックス.
2018. 「代表制民主主義と直接民主主義の間ー参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義」『社会科学ジャーナル』85：5-22.
- 佐藤嘉幸. 2009. 『新自由主義と権力ーフーコーから現在性の哲学へ』人文書院.
- 清水望. 1974. 『北欧デモクラシーの政治機構ー議会主義体制の形成と展開』成文堂.
- 田村哲樹. 2008. 『熟議の理由ー民主主義の政治理論』勁草書房.
ー 2017. 『熟議民主主義の困難ーその乗り越え方の政治理論的考察』ナカニシヤ出版.
- 千葉眞. 1995. 『ラディカル・デモクラシーの地平ー自由・差異・共通善』新評論.
- 土佐弘之. 2012. 『野生のデモクラシーー不正義に抗する政治について』青土社.
- 濱本隆志. 2013. 『海賊党の思想ーフリーダウンロードと液体民主主義ー』白水社.
- 早川誠. 2014. 『代表制という思想』風行社.
- 待鳥聡史. 2018. 『民主主義にとって政党とは何か』ミネルヴァ書房.
- 三浦まり. 2015. 『私たちの声を議会へー代表制民主主義の再生』岩波書店.
- 水島治郎. 2016. 『ポピュリズムとは何か』中公新書.
- 丸山仁. 1997. 「「新しい政党」と政党論の新展開」『アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)』60：167-195.
- ミヘルス, ロベルト. 1973. 『現代民主主義における政党の社会学 I・II』森博・樋口辰子訳, 木鐸社.
- 百瀬宏・熊野聰・村井誠人編. 1998. 『北欧小史』山川出版.
- 柳瀬昇. 2015. 『熟議と討議の民主主義理論ー直接民主制は代表制を乗り越えられるか』ミネルヴァ書房.
- 山崎望・山本圭. 2015. 「序ーポスト代表制の政治学に向けて」山崎望・山本圭編『ポスト代表制の政治学』ナカニシヤ出版：3-29.
- 山本圭. 2016. 『不審者のデモクラシー』岩波書店.
- 吉武信彦. 2005. 「デンマークにおける新しい右翼ーデンマーク国民党を事例としてー」『地域政策研究』8(2)：21-50.
- 吉田徹. 2011. 『ポピュリズムを考えるー民主主義への再入門』NHK ブックス.
- 渡辺博明. 2013. 「スウェーデンにおける選挙政治の変容と新右翼政党の議会

- 進出」『龍谷法学』46(2): 393-423.
- 2015. 「スウェーデンにおける代表と統合の変容—選挙連合政治の出現と右翼ポピュリスト政党の台頭—」『年報政治学』66(2): 80-99.
 - 2017. 「北欧のポピュリズム—反税から反移民へ—」中谷義和・川村仁子・高橋進・松下洸編『ポピュリズム時代のグローバル化を問う—揺らぐ民主主義のゆくえ』法律文化社: 119-138.

議会資料

- Gísladóttir, Ingibjörg Sólrún. 2006. *Parliamentary speech in 133rd Congress - 2nd Session*. Reykjavik: Althing.
<http://www.althingi.is/raeda/133/rad20061003T201401.html>
- Jónasson, Ödumundur. 2011. *Parliamentary speech in 139th Congress - 82nd Session*. Reykjavik: Althing.
<https://www.althingi.is/altext/raeda/139/rad20110228T150529.html>.

政党資料

- Pirate Party UK. 2017. *Our Open Manifesto for the Snap Election*.
<https://www.pirateparty.org.uk/sites/default/files/library/OpenManifesto.pdf>.
- Píratar. 2016. *Enduuaæsum Ísland* (アイスランド海賊党 2016 年選挙マニフェスト).
- n.d. *Kjósum Pírata XP* (アイスランド海賊党 2018 年地方議会選挙広報動画).
<https://www.facebook.com/watch/?v=1302254566574957&extid=OiTeVNUo570Yoy8q>.
 - n.d. *10 ára áætlun Pírata* (アイスランド海賊党 10 ヶ年計画).
<https://piratar.is/kosningar/kosningarforsida/frambod-2016/framtidarsyn-pirata/>.
 - n.d. *Grunngildi Pírata* (アイスランド海賊党綱領).
<http://piratar.is/stefna/grunnstefna/>.
 - n.d. *Pírataspjallið* (アイスランド海賊党 Facebook 非公開グループ).
- Samfylkingin. 2011. *Samfylkingin Landsfundur 2011 Stjórn málaályktun* (社会民主同盟 2011 年党大会決議).
- 2013. *Samfylkingin Landsfundur 2013 Stjórn málaályktun* (社会民主同盟 2013 年党大会決議).

報告書・調査資料

- Árnason, Vilhjálmur, Salvör Nordal and Kristín Ástgeirsdóttir (Special Investigation

- Commission: SIC). 2010. “Aðdragandi og orsakir falls íslensku bankanna 2008 og tengdir atburðir.” In *Special Investigation Commission’s report delivered to the Icelandic Parliament: Nine Vols*, edited by Páll Hreinsson, Sigríður Benediktsdóttir and Tryggvi Gunnarsson, Vol. 1 Chapter 2. Reykjavík: Alþingi.
- Central Bank of Iceland. 2007. *Economy of Iceland*. Reykjavík: The Central Bank of Iceland. September. <https://www.sedlabanki.is/lisalib/getfile.aspx?itemid=5387>.
- 2016. *Economy of Iceland*. Reykjavík: The Central Bank of Iceland. October. https://www.cb.is/library/Skraarsafn---EN/Economy-of-Iceland/2016/Economy_of_Iceland_2016.pdf.
- European Commission. 2019. Public opinion in the European Union, First results. *Standard Eurobarometer 91 – Spring 2019*. <https://ec.europa.eu/commfrontoffice/publicopinionmobile/index.cfm/Survey/getSurveyDetail/surveyKy/2253>.
- Íslandsbanki Seafood Team. 2012. *Iceland Seafood Market Report*. October. Reykjavík: Íslandsbanki.
- Market and Media Research (MMR). 2017. *Meirihluti vill nýja stjórnarskrá*. Reykjavík: Market and Media Research. 28 September. <https://mmr.is/frettir/birtarnieurstoeur/640>.
- Maskína. 2020. *Viðhorf til nýrrar stjórnarskrár*. Reykjavík: Maskína. 28 October. <https://maskina.is/vidhorf-til-nyrrar-stjornarskrar/>.
- Samtök atvinnulífsins. 2001. *Ársskýrsla 2000-2001*. Reykjavík: Samtök atvinnulífsins. 7 May. <https://www.sa.is/media/1145/2001.pdf>.
- Solijonov, Abdurashid. 2016. *Voter Turnout Trends around the World*. Stockholm: International IDEA. <https://www.idea.int/sites/default/files/publications/voter-turnout-trends-around-the-world.pdf>.

新聞・オンラインメディアなど

- Bjarnason, Helga. 2009. Undirbúningur kosninga er að hefjast. *Morgunbrauðið*. 24 January.
- Fréttablaðið. 2016. *Stjórnarflokkarnir missa 11 prósentustig*. 6 April.
- Friðriksson, Ómar. 2009. Þingið nötraði undir hávaða og kröfum mótmælenda. *Morgunbrauðið*. 21 January.
- Guðmundsson, Hjörtur J. 2019a. Ég vil Birgittu ekkert illt. *Morgunbrauðið*. 17 July. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2019/07/17/eg_vil_birgittu_ekkert_illt/
- 2019b. Hef ur hliðstæða reynslu af Birgittu. *Morgunbrauðið*. 18 July.

- https://www.mbl.is/frettir/innlent/2019/07/18/hefur_hlidstaeda_reynslu_af_birgittu/
- 2019c. Valdið hverf ur ekki með for manns leysi. *Morgunblaðið*. 22 July. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2019/07/22/valdid_hverfur_ekki_med_formannsleysi/
- Jóhannsson, Jóhann P. 2019. “Birgitta er ekki þolandi heldur gerandi”. *Stundin*, 19 July. <https://stundin.is/grein/9363/segir-ad-birgitta-se-ekki-tholandi-heldur-gerandi/>.
- Jónsdóttir, Birgitta. 2011. Lessons from Iceland: The people can have the power. *The Guardian*, 15 November. <https://www.theguardian.com/commentisfree/2011/nov/15/lessons-from-iceland-people-power>.
- 2016. Why we founded the Pirate Party and what we’ll do if we take power in Iceland. *The Independent*, 29 January. <https://www.independent.co.uk/voices/why-we-founded-pirate-party-and-what-we-ll-do-if-we-take-power-iceland-a6841211.html>.
- Morgunblaðið. 2001. *Lagir skattar lifsnauðsynlegir*. 3 November, 2001.
- 2008. *GEGN ÞÖGN RÁÐAMANNA*. 27 October.
- 2016a. *Píratar deila hart á Facebook*. 23 February. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2016/02/23/piratar_deila_hart_a_facebook/
- 2016b. *Píratar með leiðtoga án aðhalds*. 24 February. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2016/02/24/piratar_med_leidtoga_an_adhalds/
- 2016c. *Telur sér ekki fært að kjósa Píratana*. 20 August. https://www.mbl.is/frettir/kosning/2016/08/20/telur_ser_ofaert_ad_kjosa_piratana/?fbclid=IwAR2xc1ryU43jLnTbAzkxywDI6-0mlV0S_6He0I7NiAeVdGp8LsiWj2a852Y
- Ólgeirsson, Birgir and Margrét Helga Erlingsdóttir. 2019. Stilltu sér upp við hlið Bergþórs með "Fokk ofbeldi" húfur. *Vísir*. 5 February. <https://www.visir.is/g/2019190209406>.
- Ríkharrðsson, Jón Ragnar. 2019. Píratar lifa á spillingu og lýðskrumi. *Viljinn*, 17 March. <https://viljinn.is/adsendar-greinar/piratar-lifa-a-spillingu-og-lydskrumi/>.
- Rögvaldsson, Freyr. 2018. Birgitta gengin úr Pírötum: Fúl yfir því að þingflokkurinn vilji ekki nýta sér þekkingu hennar. *Stundin*, 5 April. <https://stundin.is/grein/6526/birgitta-gengin-ur-pirotum/>.
- Stundin. 2019. “Fékk kökk í hálsinn: Þetta var þá ekki allt saman bara í hausnum mér”.

19 July.

<https://stundin.is/grein/9366/fekk-kokk-i-halsinn-akvedin-vidurkenning-a-thvisem-eg-upplifdi/>.

インタビュー調査対象者一覧

	日付	場所	備考
IC1	2017年7月6日	テレビ電話	アイスランド海賊党党员
IC2	2017年7月20日	テレビ電話	アイスランド海賊党 2016 年選挙対策部長
IC3	2017年8月30日	レイキャビク市近郊	アイスランド海賊党 国会議員
IC4	2017年9月8日	テレビ電話	アイスランド海賊党 国会議員
IC5	2019年2月12日	レイキャビク市内	左翼緑運動国会議員
IC6	2019年2月15日	レイキャビク市内	活動家・運動団体 「立憲社会」メンバー
IC7	2019年2月17日	レイキャビク市内	新憲法草案作成参加者・ アイスランド海賊党党员
IC8	2019年2月18日	レイキャビク市内	活動家・運動団体 「新憲法のための女性組 織」メンバー
IC9	2019年2月21日	レイキャビク近郊	活動家・元「市民運動」 国会議員・ 現社会民主同盟党员
IC10	2019年2月23日	レイキャビク市内	アイスランド海賊党 国会議員
IC11	2019年3月4日	ビデオ電話	新憲法草案作成参加者・ アイスランド海賊党党员
IC12	2019年10月23日	レイキャビク市内	アイスランド海賊党党员

初出一覧

- 序 論 「問題関心の所在」(書き下ろし)
- 第一章 「先行研究と分析枠組み」(書き下ろし)
- 第二章 「アイスランド金融危機—経済と民主主義の空洞化」(書き下ろし)
- 第三章 「アイスランド市民憲法の「失敗」と可能性—脱政党的政治参加と代表制民主主義の再民主化—」
(“The rise and fall of Icelandic constitutional reform movement”
Journal of International Cooperation Studies 27(1): 157-174.
2019.)
- 第四章 「運動政党、アイスランド海賊党」
(「アイスランド海賊党の連続性と非連続性—『新しい海賊党』はいかにして生まれたのか」『次世代人文社会研究』第13号: 37-51. 2018.)
(「アイスランド海賊党の台頭—政治的意思決定プロセスにおける排除と包摂—」『北ヨーロッパ研究』13(1): 35-43. 2017.)
- 第五章 「占拠から選挙へ—アイスランド海賊党の台頭—」(書き下ろし)
- 第六章 「「政党なき民主主義」の後で」
(「左派ポピュリズムと新しい政党政治—抵抗に向けて集合すること—」
『唯物論と現代』62: 84-101. 2020.)
- 終章 「政党民主主義の根源化—ポスト金融危機のラディカル・デモクラシー」
(書き下ろし)

[謝辞]

本研究を遂行し、博士論文を書き上げるにあたっては実に多くの方々にご支援を賜った。

まず、修士課程の頃から長年、ご指導くださった指導教官の土佐弘之先生に厚く御礼申し上げたい。一時停止の多かった私の博士課程における研究活動に辛抱強くお付き合い頂き、研究内容、研究活動について常に鋭く、それでいて背中を押されるようなご指摘を多々頂いた。思えば、「ラディカル・デモクラシー」の議論に興味を持ち始めたのも、土佐先生のご著書である『野生のデモクラシー—不正義に抗する政治について』を読み、衝撃を受けたからであった。結局、政党や国民国家を引き受けるという形でラディカル・デモクラシーを論じたことは、土佐先生の見方とは大きく異なるものとなってしまったかもしれないが、それでも自分としては常に土佐先生の議論が頭の片隅にはあったように思う。拙いながら、本論文をもって少しでも学恩に報いることができているれば幸いである。

また、ロニー・アレキサンダー先生と木村幹先生にも深く感謝したい。本論文を書き上げるにあたり、お二人からは厳しくも、温かい、そしてとても本質的なご意見を多く頂いた。それらをふまえ、内容を大きく変更した部分もあり、お二人からのご助言がなければ、本論文はさらに拙いものとなっていたことは間違いない。

本研究を遂行するにあたって、現地調査に協力してくださったアイスランドの活動家や政治家の方々への感謝は言葉にならない。極東の島国から突然やってきた若輩者を快く受け入れ、たくさん情報を与えて頂いた。また、現地の友人たちの協力も本研究の遂行には欠かせなかった。日本から遠く、物価の高いアイスランドで、複数回にもわたって現地調査を行えたのは、彼女・彼らが住まいや食をシェアしてくれたからである。ありがとう。

2018年9月から2019年4月までのあいだ、イタリア、フィレンツェにあるピサ高等師範学校において、ドナテラ・デラ・ポルタ先生の下で学んだ経験は自分の研究活動においてとても貴重であった。突然のメールにもかかわらず、二つ返事で受け入れを承諾して頂き、また社会運動や運動政党に関して最先端の知見から数々のご指摘を頂いたデラ・ポルタ先生に感謝申し上げたい。また、大変短い期間であったが、ピサ高等師範学校とともに研究に励んだ仲間たちにも感謝したい。互いの研究について指摘し合い、励まし合い、共に学会にも、デモにも参加した。この留学を通して、研究が集合的实践であることを肌で感じる事ができた。

北ヨーロッパ学会をはじめとする学会・研究会にて多くの研究報告の場を与えて頂き、北欧政治研究の視点から数々の示唆的なコメントを頂いた小川有美先生、渡辺博明先生にも厚く御礼申し上げたい。また、立命館大学の山本圭先生とのやりとりがなければ、私は「ポピュリズム」を深く考察することはできていなかった。研究分野の異なる私に対して、政治理論の観点から貴重なご指摘をいくつも頂いた。さらに、共訳作業を通して研究者として多くを学ばせて頂いた。感謝申し上げます。

修士課程から研究を続けてきた。いつも自分を支えてくれた家族に感謝したい。これまでも、またこの論文を書き上げる時も、常に日本における政治の惨状に抗する人々の存在が私の原動力となっていた。彼女・彼らを心から尊敬するとともに、感謝申し上げます次第である。